

平成 13 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成13年 第4回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 12月3日～12月19日(17日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
12月 3日 (月)	提案説明	
4日 (火)	休 会	
5日 (水)	〃	
6日 (木)	〃	
7日 (金)	会派代表質問	
8日 (土)	休 会	
9日 (日)	〃	
10日 (月)	会派代表質問	
11日 (火)	一般質問	
12日 (水)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
13日 (木)	〃	〃 (総務・経済所管)
14日 (金)	〃	〃 (総括質疑)
15日 (土)	〃	
16日 (日)	〃	
17日 (月)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
18日 (火)	〃	
19日 (水)	討論・採決等	

平成13年
小樽市議会
第4回定例会会議録目次

12月3日(月曜日) 第1日目

1	出席議員.....	1
1	欠席議員.....	1
1	出席説明員.....	1
1	議事参与事務局職員.....	2
1	開 会.....	3
1	開 議.....	3
1	会議録署名議員の指名.....	3
1	日程第1 会期の決定.....	3
1	日程第2 議案第1号ないし第8号並びに報告第1号及び第2号.....	3
	市長提案説明(議1~7、報1、2).....	3
	提案説明 (議8 古沢議員).....	4
1	日程第3 休会の決定.....	5
1	散 会.....	5

12月7日(金曜日) 第2日目

1	出席議員.....	7
1	欠席議員.....	7
1	出席説明員.....	7
1	議事参与事務局職員.....	8
1	開 議.....	9
1	会議録署名議員の指名.....	9
1	日程第1 議案第1号ないし第26号並びに報告第1号及び第2号.....	9
	市長提案説明(議9~26).....	9
	会派代表質問 北野議員.....	9
	会派代表質問 横田議員.....	30
	会派代表質問 大島議員.....	42
1	散 会.....	52

12月10日(月曜日) 第3日目

1	出席議員	55
1	欠席議員	55
1	出席説明員	55
1	議事参与事務局職員	56
1	開 議	57
1	会議録署名議員の指名	57
1	日程第1 議案第1号ないし第27号並びに報告第1号及び第2号	57
	市長提案説明(議27)	57
	会派代表質問 斉藤(陽)議員	57
	会派代表質問 渡部議員	68
1	散 会	82

12月11日(火曜日) 第4日目

1	出席議員	85
1	欠席議員	85
1	出席説明員	85
1	議事参与事務局職員	86
1	開 議	87
1	会議録署名議員の指名	87
1	日程第1 議案第1号ないし第27号並びに報告第1号及び第2号	87
	一般質問 斉藤(裕)議員	87
	一般質問 佐々木(勝)議員	98
	一般質問 新谷議員	106
	予算特別委員会設置・付託	121
	常任委員会付託	121
1	日程第2 請願・陳情	121
	常任委員会付託	121
1	日程第3 意見書案第1号	121
	提案説明 松本(光)議員	121
	討 論 古沢議員	122
	採 決	123
1	日程第6 休会の決定	123
1	散 会	124

12月19日(水曜日) 第5日目

1	出席議員	125
1	欠席議員	125
1	出席説明員	125
1	議事参与事務局職員	126
1	開 議	127
1	会議録署名議員の指名	127
1	日程第1 請願の取下げについて	127
	採 決	127
1	日程第2 議案第1号ないし第27号並びに報告第1号及び第2号並びに平成13年 第3回定例会議案第4号ないし第23号並びに請願、陳情及び調査	127
	予算特別委員長報告	127
	議案第1号修正案の趣旨説明(中島議員)	132
	討 論 古沢議員	133
	採 決	134
	決算特別委員長報告	135
	討 論 新谷議員	140
	討 論 斉藤(裕)議員	140
	採 決	141
	総務常任委員長報告	141
	討 論 新谷議員	143
	採 決	144
	経常常任委員長報告	145
	討 論 北野議員	146
	採 決	147
	厚生常任委員長報告	147
	討 論 中島議員	149
	討 論 斉藤(裕)議員	151
	採 決	151
	建設常任委員長報告	152
	討 論 古沢議員	154
	採 決	155
1	日程第3 意見書案第2号ないし第9号	155
	提案説明 (意2~9 新谷議員)	155

討 論 北野議員.....	156
採 決.....	158
1 閉 会.....	160

議事事件一覧表

議案

議案第1号	平成13年度小樽市一般会計補正予算
<修正案第1号	平成13年度小樽市一般会計補正予算修正案>
議案第2号	平成13年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第3号	平成13年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計補正予算
議案第4号	平成13年度小樽市病院事業会計補正予算
議案第5号	平成13年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案第6号	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
議案第7号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案第8号	小樽市非核港湾条例案
議案第9号	平成13年度小樽市一般会計補正予算
議案第10号	平成13年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第11号	平成13年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
議案第12号	平成13年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案第13号	平成13年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第14号	平成13年度小樽市交通災害共済事業特別会計補正予算
議案第15号	平成13年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案第16号	平成13年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案第17号	平成13年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計補正予算
議案第18号	平成13年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案第19号	平成13年度小樽市病院事業会計補正予算
議案第20号	平成13年度小樽市水道事業会計補正予算
議案第21号	平成13年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案第22号	小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案
議案第23号	小樽市固定資産評価員の給与に関する条例及び小樽市公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
議案第24号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案第25号	小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第26号	公有水面埋立てについて
議案第27号	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

報告

報告第1号	専決処分報告（平成13年度小樽市一般会計予算）
報告第2号	専決処分報告（医療事故に係る損害賠償額の決定）

継続審査中の議案

13年3定議案第4号	平成12年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第5号	平成12年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第6号	平成12年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第7号	平成12年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第8号	平成12年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第9号	平成12年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第10号	平成12年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第11号	平成12年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第12号	平成12年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

13年3定議案第13号	平成12年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第14号	平成12年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第15号	平成12年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第16号	平成12年度小樽市小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第17号	平成12年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第18号	平成12年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第19号	平成12年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
13年3定議案第20号	平成12年度小樽市病院事業決算認定について
13年3定議案第21号	平成12年度小樽市水道事業決算認定について
13年3定議案第22号	平成12年度小樽市下水道事業決算認定について
13年3定議案第23号	平成12年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

意見書案

意見書案第 1号	高規格幹線道路「北海道横断自動車道黒松内・小樽間」などの整備促進を求める意見書（案）
意見書案第 2号	地方自治法等の改正の取りやめを求める意見書（案）
意見書案第 3号	政府の「医療制度改革」に対する意見書（案）
意見書案第 4号	住宅金融公庫の存続に関する意見書（案）
意見書案第 5号	BSE（牛海綿状脳症）対策の強化に対する意見書（案）
意見書案第 6号	女性の年金制度の改善促進を求める意見書（案）
意見書案第 7号	日本育英会奨学金資金制度存続に関する意見書（案）
意見書案第 8号	地方交付税の確保に関する意見書（案）
意見書案第 9号	中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書（案）

請願

請願 第 45号	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について
請願 第 46号	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について
請願 第 47号	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について
請願 第 48号	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について
請願 第 49号	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について
請願 第 50号	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について
請願 第 51号	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について
請願 第 52号	非核三原則の厳守と法制化を求める意見書提出方について

陳情

陳情 第 65号	銭函地区へのコミュニティセンター建設方について
陳情 第 66号	国への食品衛生法改正と運用強化を求める意見書提出方について
陳情 第 67号	中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める意見書提出方について
陳情 第 68号	認可外保育施設に対する財政支援強化方について
陳情 第 69号	小樽商工信用組合桜町支店の存続方について
陳情 第 70号	「ふれあいパス」の現行制度堅持方について

質 問 要 旨

会派代表質問

北野議員（１２月７日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

１ マイカル破綻、中小企業・商店対策

- (１) 築港再開発事業の未利用地の活用の見通しは
- (２) 未利用地があること自体、事業の破綻を意味していないか
- (３) 同再開発事業を推進した政策的判断が間違っていない理由を説明せよ
- (４) マイカル小樽の再建が成功すれば、既存商店街に打撃となり、そうでなければ、雇用問題が重大化する。これは事業が間違っていたからではないか
- (５) 市長としての支援策は何か
- (６) イオンが小樽に進出しても支援するのか
- (７) マイカルの更生計画はイオンが進める。ＯＢＣの再生計画に影響があると思うが、ＯＢＣは市長にどう説明しているのか。また、ＯＢＣの意向に添わなければ、イオンは、ＯＢＣの株式を取得できないのか
- (８) 小樽ビブレの存続は難しいのではないかと。そうであるならビブレやマイカル小樽で働く人の雇用確保はどうするのか
- (９) マイカル誘致した責任がある、雇用確保にも責任果たせ
- (１０) 既存商店対策の特別体制をとれ
- (１１) 市の共存共栄策とその効果とは何か
- (１２) 中心街の大型駐車場は市営で対応せよ
- (１３) 消費税５％に引き上げられた以降の融資の実態を詳細に説明せよ
- (１４) 不況に対応した融資の改善を図れ
- (１５) 我が党の不況打開策への見解は

２ 小樽商工信組破綻に関連して

- (１) 受皿金融機関は小樽信金が適切であったか
- (２) 信金が審査している信組の融資の対象件数と金額は
- (３) 整理回収機構に回す法的根拠は
- (４) 信組の決算で貸出条件緩和債権が不良債権とされている訳は
- (５) 信組の決算への見解を示し、信金へどのような要請をしているのか
- (６) 道内の信組に小樽信組を引き受ける体力がないとした理事者の判断は違うのではないかと、また、信金が受皿になったのは信金の基盤強化ではなかったか
- (７) 小樽信金へ公的資金はいくら投入されるのか
- (８) ペイオフ解禁で地方金融機関から大銀行などへ預金が入り、基盤が不安定にならないか

３ 「構造改革」による、地方交付税削減と市町村合併

- (１) 市の市町村合併の取組の現状は
- (２) 地方交付税削減と地方自治の大幅削減となる、市町村合併への見解は

- (3) 市町村合併の「必要性」の理由についての見解は
 - (4) 「必要性」について、赤井川村との合併のケースに即しても答弁を
 - (5) 市町村合併の「効果・メリット」についての見解は
 - (6) 「効果」について、赤井川村との合併のケースに即しても答弁を
 - (7) 合併に伴う国の財政支援策への見解は
 - (8) 合併特例債は借金を積み重ねるだけ
 - (9) 赤井川村と合併した場合に財政措置は
 - (10) 現在の本市との比較は
 - (11) 市町村合併振興基金の目的は何か
 - (12) 自治法をも踏みにじる市町村合併振興基金
 - (13) 財政支援策の財源の見通しもなし
 - (14) 合併市町村への交付税優遇措置は、他の市町村の削減になる
 - (15) 我が党の提案と小泉内閣の交付税削減に対する見解を
- 4 その他

横田議員（ 12月7日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 人事・給与関係について
 - (1) 再任用関連
 - (2) 特殊勤務手当の見直し
- 2 港湾管理ゲートについて
 - (1) 鍵の管理、夜間・深夜の対応、監視カメラの設置
 - (2) 中古車販売業者による自主管理組織の結成促進
 - (3) モータープールの設置の時期
- 3 高齢者対策について
 - (1) 活力ある高齢社会づくり
 - (2) エイジズム（高齢者差別）思想の払拭活動
- 4 生ゴミ処理について
 - (1) 家庭用生ゴミ処理機購入助成金制度
- 5 グリーン購入法について
 - (1) 小樽市のグリーン購入の現状
 - (2) 今後の普及・促進活動
- 6 教育問題について
 - (1) 小樽市内教職員の人事停滞
 - (2) 国旗・国歌の指導状況
- 7 その他

大島議員（12月7日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 予算編成方針について
- 2 議案説明について
- 3 マイカルについて
- 4 漁港の管理について
- 5 小樽観光について
- 6 水道配水管整備について
- 7 その他

斉藤（陽）議員（12月10日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 平成14年度予算編成方針と行財政改革
- 2 雇用・失業対策について
- 3 小樽の「まちづくり」について
- 4 学校教育の現状と課題
 - (1) 生活指導又は生徒指導について
 - (2) 薬物乱用防止対策について
- 5 文化芸術政策について
- 6 その他

渡部議員（12月10日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市財政状況と政策について
- 2 人口対策について
- 3 ごみ問題について
- 4 経済問題について
 - (1) 経済情勢
 - (2) 本市の経済動向と雇用状況
 - (3) 年末・年始対策
 - (4) マイカル問題
 - (5) 小樽商工信組の雇用問題
- 5 港湾問題について
 - (1) 道内港湾の動静と本港の位置づけ
 - (2) ポートセールスと港湾条件

- (3) 本港の貨物増対策と発展策
- (4) 盗難車対策及び安全対策
- 6 その他

一般質問

斉藤（裕）議員（ 1 2 月 1 1 日 1 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢
- 2 新焼却場
- 3 不況対策
- 4 河川問題
- 5 教育
- 6 その他

佐々木（勝）議員（ 1 2 月 1 1 日 2 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 子どもの権利条例の制定を求めて
- 2 2 0 0 2 年 4 月、学校週完全 5 日制実施に向けて
- 3 教育基本法見直し問題について（教育基本法と教育改革）
- 4 狂牛病（牛海綿状脳症）感染問題について
- 5 M 3 . 9 北後志地震発生について
- 6 その他

新谷議員（ 1 2 月 1 1 日 3 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 医療改悪
 - (1) 小泉構造改革「医療改革」案について
 - (2) 国保未納実態と保険証とりあげ問題
 - (3) 国に医療費増額要求を
- 2 配食サービス
 - (1) 介護予防生活支援事業の重要な施策
 - (2) 増配計画を
- 3 雇用問題

- (1) 構造改革で大量の失業に対する見解
- (2) 小樽の実態は
- (3) 政府に雇用と中小企業支援予算増額要求を
- (4) 失業、雇用、生活相談の総合窓口開設を
- (5) 緊急地域雇用特別交付金の活用について
- (6) 市職員のサービス残業の実態
 - サービス残業禁止、残業をへらし雇用の拡大を

4 除排雪

- (1) 事業者委託は問題ないか
- (2) 通学路の安全確保
- (3) 急坂対策
- (4) 住民協力の問題点

5 学校5日制

- (1) 新学習指導要領で学力の危機は解決されるか
- (2) 総合的学習について
- (3) 地域との連携
- (4) 学校開放は指導員を、施設開放は無料で
- (5) 非行防止

6 中学校適配問題

7 その他

平成13年 第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成13年12月3日

出席議員(34名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久末恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
20番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	26番	高階孝次
27番	岡本一美	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員(1名)

25番 西脇清

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	旭一夫	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	外岡立人
環境部長	山下勝広	土木部長	松村光男
建築都市部長	高橋康彦	港湾部長	兵藤公雄

小樽病院
事務局 長 高木成一
学校教育部長 奥村誠
監査委員
事務局 長 大津寅彦
財政部財政課長 吉川勝久

消防長 広田宰
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局 長 厚谷富夫
庶務係 長 三浦波人
調査係 長 大野肇
書 記 丸田健太郎
書 記 中崎岳史
書 記 大門義雄

事務局次長 土屋彦
議事係 長 佐藤誠一
書 記 木谷久美子
書 記 牧野優子
書 記 山田慶司

開会 午後 1時00分

議長（松田日出男） これより、平成13年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田晃司議員、佐々木勝利議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月19日までの17日間といたしたいと思ます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第8号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題とし、まず、議案第1号ないし第7号並びに報告第1号及び第2号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）（拍手）

市長（山田勝麿） ただいま上程されました各案件の提案理由の説明を申し上げる前に、一言申し述べさせていただきます。

去る12月1日、皇太子殿下、同妃殿下のお子様のご誕生に当たり、心からお祝いを申し上げます。

お子様の健やかなご成長を心よりお祈り申し上げます。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第5号までの各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものとしては、一般会計では、医療扶助適正化事業費、祝津漁港局部改良道直轄事業費負担金、港湾施設維持費、小樽港縦貫線整備事業費のほか、スキー競技会関連施設整備費などを計上いたしました。

以上に対する財源としては、それぞれ歳出に対応する分担金及び負担金、国・道支出金、寄付金、諸収入及び市債を計上し、なお不足する財源につきましては、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに2億4,412万1,000円となり、財政規模は739億7,079万8,000円となりました。

また、債務負担行為の補正につきましては、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費及び公園公衆便所新設工事費を計上いたしました。

次に、特別会計及び企業会計につきましては、中央通地区土地区画整理事業におきまして所要の補正を計上するとともに、下水道事業におきまして、塩谷地区及び張碓地区の中継ポンプ場整備に係る所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第6号及び議案第7号について説明申し上げます。

議案第6号職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、雇用保険法の一部改正に準じ、失業者の退職手当に係る要件を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第7号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、長期所有上場

株式等を譲渡した場合における譲渡所得について特別控除を行う特例措置を設けるものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成13年度一般会計において、緊急地域雇用対策事業に伴う点字図書館蔵書目録データ整理事業費及び博物館デジタルアーカイブ作成事業費並びに予防接種法の一部改正に伴う各種予防接種費に係る補正を、報告第2号につきましては、平成9年7月31日に行った市立小樽病院における手術の際に与えた損害について、その賠償額の決定を、いずれも本年11月16日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（松田日出男） 次に、議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 12番、古沢勝則議員。

（12番、古沢勝則議員登壇）（拍手）

12番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいま上程されました議案第8号小樽市非核港湾条例案について、その提案理由を申し上げます。

今、テロ対策を口実にして、アフガニスタンへの軍事攻撃を他国にまで広げることを示唆する米政府首脳の発言が相次いでいます。例えば、「アフガニスタンは始まりにすぎない」、このようにブッシュ大統領が繰り返し強調し、また、これを裏づけるように、チェイニー副大統領が、アルカイダ組織、テロ組織であります。これは「40から50カ国にある。壊滅するために必要な軍事力行使を準備している」、このように述べています。

一体、アメリカは、この先、戦争をどこまで広げるつもりなのか、極めて危険な動きであります。21世紀の国際秩序をどう築いていくのか、あるいは、日本はどのような進路をとるのか、今、鋭く問われています。

こうした中、先月25日には、テロ対策特別措置法に基づいて、海上自衛隊の艦船3隻が出動いたしました。日本政府にすれば、満を持しての戦時海外派兵であります。

しかし、今、タリバン政権は崩壊寸前です。アフガニスタンの戦線縮小さえ一部で指摘されているこのとき、なぜ自衛隊の派遣か、大いに疑問であります。

掃海母艦「うらが」がパキスタンのカラチへ到着するのは、順当にいても今月の8日以降であります。補給艦「とわだ」、護衛艦「さわぎり」に至っては、米艦船への洋上給油など、兵たん活動に参加できるのはさらにその後になる見通しだと伝えられています。とても、急展開する情勢には間に合うべくもありません。急きょ、政府は、情報収集を目的にして先行派遣した自衛艦3隻を支援活動に投入する方針だそうであります。何が何でも日の丸を打ち立てたい、テロ対策に名をかりた政府・与党の意図は見え見えであります。

こうした一方では、アフガン戦線の縮小を想定し、にわかに現実味を見せている米軍のイラク空爆にさえ備えようとしているのですから、もはや何をかいわんやであります。

日本政府が憲法をじゅうりんし、海外派兵を強行したことは、米国への無条件追従の姿と、その根底にある日米軍事同盟の存在を浮き彫りにしました。そして、テロ対策という口実さえつければ、世界のどこであれ、日米が共同で軍事力を行使できる、今回の派遣を契機に、際限のない海外派兵拡大の道が今開かれようとしています。

国内においても、米軍によるNLP、夜間離着陸訓練、民間港への無通告入港、我が物顔の実弾訓練、小樽港に見られる米艦船の相次ぐ寄港や海上運送法違反などの無法行為、こうした米軍の横暴が、住民と自治体の

矛盾を今一層深めています。

米軍厚木基地を抱える大和市では、NLP訓練の中止を米軍や日本政府に強く求めている、そのことを市の広報誌を通して大きく市民に知らせる、このような活動を強めています。この背景には、長年、培ってきた反核・平和の市民運動があります。しかし、同時に、市長の責任は市民を守ること、このように述べる大和市長の言葉が実に教訓的であります。

今年8月には、姫路港をはじめ、四つの民間港に米軍艦船が一斉入港、米軍側は、非核神戸方式をとっている神戸港へも入港したい旨、その意向が強く伝えられているところであります。

小樽港が心配であります。全国の民間港の中で、インディペンデンス、キティホークと、米海軍巨大空母が入港しているのはこの小樽港だけあります。また、全道の港で米軍艦船の入港が突出して多いのも、また、この小樽港であります。

本件議案第8号は、小樽港の非核を実現し、市民の命と安全、平和を守るために大きな意義を持つものでありますが、それは、また、市長の責任は市民を守ること、港湾管理者である市長に大きな力を付与するものでもあります。

以上が提案に当たった趣旨説明であります。

議員各位、全会派の賛同をお願いして、終わります。

ありがとうございます。(拍手)

議長(松田日出男) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月4日から12月6日まで3日間、休会いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時12分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 成 田 晃 司

議 員 佐 々 木 勝 利

平成13年 第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成13年12月7日

出席議員(34名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久末恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
20番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	26番	高階孝次
27番	岡本一美	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員(1名)

25番 西脇清

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	旭一夫	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	外岡立人
環境部長	山下勝広	土木部長	松村光男
建築都市部長	高橋康彦	港湾部長	兵藤公雄

小樽病院
事務局 長 高木成一
学校教育部長 奥村誠
監査委員
事務局 長 大津寅彦
財政部財政課長 吉川勝久

消防長 広田宰
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局 長 厚谷富夫
庶務係 長 三浦波人
調査係 長 大野肇
書 記 丸田健太郎
書 記 中崎岳史
書 記 大門義雄

事務局次長 土屋彦
議事係 長 佐藤誠一
書 記 木谷久美子
書 記 牧野優子
書 記 山田慶司

開議 午後1時00分

議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、前田清貴議員、古沢勝則議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第26号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、本日、新たに提案されました議案第9号ないし第26号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝磨登壇）（拍手）

市長（山田勝磨） ただいま追加上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

議案第9号から議案第21号までの各会計の補正予算につきましては、国家公務員に準じて職員の給与を改定するため、所要の補正を計上いたしました。

議案第22号特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、特別職等の期末手当の支給率等を改定するものであります。

議案第23号固定資産評価員の給与に関する条例及び公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、特例一時金を支給するものであります。

議案第24号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、職員の期末手当の支給率等を改定するとともに、地方自治法の一部改正に伴い、特例一時金を支給するものであります。

議案第25号公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、雇用保険法の一部改正に準じ、失業者の退職手当にかかわる要件を変更するとともに、地方自治法の一部改正に伴い、特例一時金を支給するものであります。

議案第26号公有水面埋立てにつきましては、小樽市祝津3丁目416番地先公有水面埋立て免許の出願に係る意見について、異議のない旨を北海道知事に答申するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（松田日出男） 次に、質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

（24番 北野義紀議員登壇）（拍手）

24番（北野義紀議員） 日本共産党を代表して、質問します。

長引く不況の下で、マイカルの倒産、小樽商工信組の破たん、長く小樽商工会議所会頭を務められた方の会社の倒産など、本市を取り巻く経済の実態は深刻です。

マイカルの問題で尋ねます。

市長は、第3回定例会で、マイカルの倒産に関連して、我が党の緊急質問に、築港再開発でマイカルを誘致したことは政策的判断としては決して間違っただけのものとは考えておりませんと断言しました。その理由の一つに、再開発事業の土地利用計画にまだ未利用地があるとのことでしたが、未利用地は今後どのように活用されるの

か、見直しをお聞かせください。

市長の3定でのこの答弁は、何の根拠もありません。事業がまだ残っているから、この推移を見ないと何とも言えないというならまだしも、間違っていないというのは、マイカルの破たんから目をそらし、みずからの責任を回避するための何物でもありません。再開発事業で土地利用計画の未利用地は、OBCが建設することになっている中高層住宅地区と旧機関区前の多目的交流・商業地区の二つです。事業が継続されているのが小樽港縦貫線です。

しかし、中高層住宅計画がとんざしているのは、OBCが資金難で着手できないのが原因ではありませんか。多目的交流・商業ゾーンは、各土地所有者がマイカル開業後も未着手なのは、みずから手をつける意思がなく、借り手を待っている状況で、市長の言う根拠とはほど遠いと思いますが、見解をお聞かせください。

これらの事実は、未利用地があること自体、築港再開発事業がマイカルの破たんと合わせ、失敗したことの証明ではありませんか。また、縦貫線が完成したらマイカルの経営は軌道に乗るとも言うのでしょうか。市長がまだ計画が残っていると主張するのですから、これらは、いずれにせよ、今後どのような形であれ、展開するということですから、政策的判断が間違っていなかった理由をわかるように説明してください。

次に、マイカルの更生計画、OBCの再生計画に関して伺います。

11月22日、マイカル本社の再建は、イオンの支援を受けることになり、会社更生法を申請し、東京地裁で保全管理命令が出され、民事再生法による手続は中止されました。マイカルとOBCの破たん以降、市長の態度は、再開発事業は政策的判断として間違っていなかったと強弁しつつ、マイカルやOBCの再生計画の推移を見守るという受動的態度、もっと言えば無責任なあなた任せの態度で、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めてまいりたいと言うだけでした。

そこへ、イオンがマイカルを傘下に置く更生計画による再建となりました。仮にマイカルやOBCの再建がどういう形であれ成功したとしても、市内の既存商店に打撃になることだけは、マイカル開業以来の2年半の事実で明らかです。また、再建がつまづいたとなれば、マイカル小樽で働く多数の労働者の雇用に重大な困難をもたらします。どちらにしても市民への打撃となることは避けられません。このことは、築港再開発が小樽にとって間違っていたからではありませんか、お答えください。

この期に及んでも、市長は、政策的判断は間違っていなかったと言い、今後、行政として支援していきたいとの態度を表明しています。市長として、どんな支援を行おうと考えているか、お聞かせください。

あくまでもマイカル支援を続けると言うなら、マイカルやOBCの再建いかんによっては、今度は、大スーパーイオンを支援することにならざるを得なくなるではありませんか。築港再開発の失敗の教訓から、大資本本位の市政を改め、市民本位、中小企業、商店応援の市政に転換しなければならないのに、またまた大スーパーイオンの支援となれば、市民は絶対に許さないでしょう。

それとも、市長は、マイカル再建の過程で、イオンが小樽に進出してきても、マイカル同様、協力していく考えなのか、見解をお示しください。

市長が、築港再開発事業は間違っていなかったと言い張りますから、具体的に伺います。

まず、OBCについてです。

OBCは、マイカルが再建の手法を会社更生法に切り替えた時点でも、小樽市に対して民事再生法に基づくOBCの再生計画に影響はないと説明し、民事再生法の中で、スポンサー企業の検討を進めるとか、北海道や小樽市、道内経済界から広く支援を仰げるよう道内企業の中からスポンサーを探すとのことでした。

このOBCの態度で疑問なのは、マイカルの子会社であるOBCが、本社がイオンの傘下に入るという事実を考慮していないのではないかということです。OBCの株の35%はマイカル本社が所有、また、マイカルグループ全体で110億円をOBCに融資しています。会社更生法の下で、この二つは、会社財産として裁判所によって保全管理命令で凍結となったのではありませんか。マイカル本社の会社更生手続開始が東京地裁から認められれば、イオンの岡田社長が事業管財人につく予定と伝えられています。事実、イオンは、11月27日、事業管財人代理に榎本恵一監査役など3人を派遣することを内定しています。更生手続開始が認められれば、事業管財人に会社の管理処分権が移り、管財人によって更生計画案作成が事実上進められるのではありませんか。また、再生計画認可後は、新しくなるマイカルの社長に榎本氏が就任すると伝えられています。

このように、マイカル本社の更生計画は、事実上、イオンによって作成されることになるわけです。だから、OBCの株式や融資の110億円はイオン主導になることは当然です。このことについて、当然、市長はOBCに問いただしていると思いますが、OBCは小樽市にどのように説明しているのか、お答えください。

それとも、OBCの意向に沿わなければ、イオンといえども、OBCの株式の所有権移転はできないとでも言うのでしょうか、お答えください。

次に、マイカル小樽の中心施設であると言っていた小樽ビブレについてです。

民事再生法に基づく再生計画作成の段階でも、11月14日のマスコミ報道によれば、小樽ビブレは、本社の再生計画にのらないとの報道でした。また、11月27日の市街地特別委員会で、私の質問に、再生計画中、マイカルの弁護士は、市長の小樽ビブレ存続の要請に対しても、はっきり現実的ではないと答えているではありませんか。更生計画に切り替わった以降も、マスコミ報道で共通しているのは、小樽ビブレ存続に否定的な報道ばかりです。

イオンは、11月28日、会社更生手続による更生計画案の作成までに、マイカルの全国158店舗のうち、50店舗を閉鎖する方針を明らかにしました。これにとどまらず、閉鎖店舗はさらに拡大され、存続する店舗は最終的に60店舗から70店舗になる見通しということです。このイオンの基本方針に照らして、小樽ビブレが存続することは極めて難しいと判断するのが当然ではありませんか。市長の見解をお聞かせください。

次に、小樽ビブレに働く650人とも言われる労働者の雇用確保に関して伺います。

売場面積4万平方メートル、従業員も650人と、マイカル小樽で一番多くの人を雇っている施設と聞いています。

今年の第3回定例会で、市長は、マイカル破たんの報道を受けての我が党の古沢議員の質問に、築港再開発事業が間違っていない理由の一つに、雇用面では3,000人の従業員が確保されるなど、開発の目的の一つが達成されていると答弁しています。しかも、マイカル本社の再生計画で、小樽ビブレの存続は大変厳しいと指摘したことに対し、市長は、残ることを祈るだけとしか答えられませんでした。その後の展開は、先ほど来、指摘しているとおりです。

改めて、伺います。ビブレに働く方々の雇用確保をはじめ、マイカル小樽で働く3,000人の雇用をどう守るつもりか、対策をお聞かせください。

OBCの存続がなければ、働く場所も確保できないことから、存続に力を入れるのが先決と、雇用問題、雇用対策に答えないことは認められません。マイカルを誘致した責任からも、雇用確保にも全責任を負うのが当然です。責任ある答弁を求めます。

次に、マイカル開業に伴う中小企業、既存商店対策について伺います。

市長は、マイカル破たんに伴って、マイカル小樽がどうなるか心配で、情報収集を目的に3人の幹部職員を配置する体制をとりました。マイカルのためなら臨時の体制をとるが、既存商店が不況に苦しんでいるのに臨時の体制をとろうとしません。市長の政治姿勢が大企業寄りと言われても仕方ないでしょう。マイカルと同様、既存商店対策の体制をとるべきです。見解をお聞かせください。

小樽市は、マイカル進出に伴う共存共栄策として、これまでどのような事業を行ってきたのか、その効果はどうであったと判断されているか、また、現在でも継続している事業は何かも含めてお答えください。

次に、市長みずから中心商店街の重要な対策として位置づけていた大型駐車場は、現在どうなっておりますか。実現に向けてどのようなハードルがあるのか。マイカルに巨額の税金を投入したのですから、長年にわたって小樽経済を支えてきた中心商店街に対し、市営の大型駐車場を設置することくらい、直ちにやるべきと考えますが、その決意をお聞かせください。

次は、金融対策です。

11月27日の市街地特別委員会で、理事者は、市内の金融機関の責任者の会合での話として、設備投資はゼロに近く、運転資金は後ろ向きばかりと最近の融資の特徴を説明していました。

そこで、説明願いたいのは、消費税が5%に引き上げられた時期と比較して、市内の業者が銀行や金融機関から設備投資として融資を受けていた件数と総額、運転資金の件数と総額が、現在はどう変化しているかについてです。また、銀行や金融機関の責任者が語っているように、設備投資はゼロに近く、運転資金は後ろ向きばかりとの現在の特徴に合わせて、市の融資制度の現状はこれでいいのかが当然問われることとなります。

現在の不況の下で、後ろ向き資金は融資の対象としない銀行や金融機関の方針では、市内の業者の生きる道は閉ざされてしまいます。市長として、この苦境を市内の業者が乗り切るために、金融機関とも相談し、対策を講ずることが緊急の課題と思われませんが、市の直貸しも含めて、見解をお示しください。

消費税が5%に引き上げられて以降の不況を打開することが緊急の課題です。

我が党は、そのために、今年3月23日に、日本経済の危機打開へ三つの転換を提唱する提言を発表しました。我が党は、これまでも、この提言を市内の各経営者にも届け、懇談し、意見を伺ってきました。大方の方々は、そのとおりだとのことでした。

今年の第2回定例会で、市長にもこの提言をお届けし、新谷議員が見解を求めましたが、十分勉強しておりませんので、コメントは差し控えさせていただきますとのつれない答弁でした。

中小企業のまち小樽の市長ですから、あれから半年近くたっているのですから、十分勉強されたと存じますので、改めて、不況打開の提言に対する見解を項目ごとにお聞かせください。

次に、商工信用組合の破たんに関連して伺います。

商工信用組合の破たんに伴う対策で一番重要なのは、これまで信組しか相手にしてくれなかった中小零細企業や商店の融資などが、現在の不況の下でも受皿金融機関によってスムーズに続けられることです。この顧客の利益にかなったやり方で受皿金融機関を決めるのが基本でなければなりません。これに照らして、小樽信金に決めたことが適切であったかどうか、改めて説明願います。

現在、小樽信金では、10月の基本合意に基づいて、各法人、個人ごとの融資一件一件について審査しているとのことですが、その対象件数と金額はそれぞれ幾らになるか、説明願います。

6月に、小樽商工信組の今年3月期決算の詳細が発表され、既に組合員に公表され、マスコミでも報道されました。それによりますと、不良債権は、貸出金額の30.7%、112億8,200万円です。小樽信金が現在審査し

ている対象にこの不良債権も含まれています。小樽信金が審査の結果、引き受けるもの、整理回収機構に売り渡すものに振り分けられますが、整理回収機構に回すケースの法的根拠があればお示しください。

小樽商工信組の3月期の決算は、金融庁の指導の下でつくられたことは明らかです。不良債権の中に、貸出条件緩和債権が含まれていることは、商売をやっている人から見てうなずけない区分なので、この内容について説明してください。

本来、金融機関の承認の下で返済条件が変更されたわけですから、本来は正常債権なはずですが、これがどうして不良債権に含まれるのか、多くの業者の疑問と不安でもあります。

したがって、商工信組の貸出しケースを信金が審査していますが、貸出条件緩和債権がどちらになるか、注目されているところです。市長は、この問題をどう理解し、信金にどういう要請をしているかもご説明ください。

次は、受皿金融機関として小樽信金に決まったことが、まだ疑問として解消されていない問題です。11月27日の市街地活性化特別委員会で、この疑問に対して、理事者は、北海道の信組の体力の問題をその理由に挙げていました。

ところが、9月9日には、破たんした旭川信組を北央信組が全面的に引き受けることを表明しました。今年3月期決算で比較すると、旭川信組は、預金残高で小樽信組の1.6倍、以下、貸出残高は1.58倍、不良債権は1.4倍です。理事者の説明の根拠の一つ、北海道の信組には体力がないとの説明は成り立ちません。再度、説明をしてください。

二つ目の疑問は、小樽信組を引き受けることは、小樽信金の経営基盤強化が目的ではないかとの指摘です。

7月19日の日経の解説記事、9月7日のNHKレポートでは、小樽信金が、今年10月、北海信金、道央信金、夕張信金の3信金が合併し、小樽信金の包囲網が構築されていることが、小樽信組の事業譲受けによる経営規模拡大に踏み切らせたと報道され、報告されています。これが本当なら、顧客のことより、信金のみずからの都合を優先したことになり、預金保険法の趣旨にも反することになります。市長みずから小樽信金に受皿金融機関として要請した経緯があるわけですから、これらの疑問に答える責任があります。いかがでしょうか。

また、小樽信金には、商工信組を引き受けることによって公的資金が導入されると思いますが、幾ら投入されると推計しているか、お答えください。

信組問題の最後に、来年4月のペイオフ解禁は、小樽の中小零細企業、商店を支えている信組、信金の経営にマイナス要素をもたらすのではないかという問題です。

既に、多くの関係者は、ペイオフ解禁は経営基盤の安定している大銀行などに預金に移行、流入するのではないかと指摘しています。地元中小企業、商店の経営が深刻なだけに、小樽市にとっても直視しなければなりません。小樽信金はこの点でも大丈夫かの心配もあります。あわせて、お答えください。

次に、小泉内閣の推し進めようとしている構造改革で、地方政治に関連して重要な問題は、市町村合併と地方交付税削減問題です。これについて尋ねます。

まず、伺いたいのは、小樽市の市町村合併の取組がどうなっているかを報告してください。

小泉内閣は構造改革で、地方の自立を口実に、国と地方の関係でも、自治体と住民に痛みを押しつけようとしています。このねらいは、地方交付税削減と市町村合併の押しつけで、地方自治を大幅に縮小することにあります。新年度から、小泉内閣は、交付税を1兆円削減しようとしています。これは、ただ単に、来年度だけ交付税を1兆円削減しようという問題ではありません。小泉内閣の構造改革の骨太方針で、歳出見直しの

柱の一つに地方財政への支出の問題が掲げられたところから来ている。地方自治体の、今後長期にわたる運営に関する重大な問題です。

10月29日、助役名で新年度予算編成方針を出していますが、この中でも構造改革が地方財政に影響が及ぶことを認めています。我が党が指摘するように、交付税の削減は避けがたいものとなっています。市長は、新年度予算編成に当たって、具体的にどういう影響があると判断し、予算編成をどうされようとしているか、伺います。

小泉内閣が新年度予算で行おうとしている地方交付税の削減と、地方交付税の段階補正は、これは、ご承知のように、人口の少ない自治体に財源を保障する割増し制度ですが、これを見直して、町村合併を上から強制していこうというねらいです。それでもなお、合併に応じようとしない小規模町村に対しては、町村の権限を窓口業務だけに限定し、都道府県が政策的事業を代行する権限を都道府県に吸い上げてしまうことを、町村合併特例法の期限が切れる2005年度をめどに行おうとしています。

今、自治体関係者は、政府による地方への支出を削り、自治体行財政のリストラと市町村合併の押しつけで、自治体の予算を大企業にさらにつぎ込もうとする体制をつくるのか、それとも、地方への権限と財源の移譲で地方自治を真に保障するかの二つの道の対決の真ただ中に置かれています。

地方交付税と市町村合併は別の問題ですが、地方への国の財政支出削減という点では共通しています。

まず、市町村合併について尋ねます。

我が党は、市町村合併特例法に基づく市町村合併については、政府、財界による自治体リストラであり、反対です。

本来、自治体の合併は、各自治体の住民の意思、合意を基本に、自治体同士の発意で地方自治法に基づいて行われるべきというのが我が党の考えです。政府の市町村合併のねらいは、第1に、80年代半ば以降、急速に進められてきた地方自治体の財政を大企業の無駄な大型公共事業につぎ込み、住民に犠牲を強いる逆立ち政治を、現在の国と地方の財政危機の下でも、なお維持し継続していくねらいであり、また、国から地方への財政支出を大幅に削るものであり、認められません。

この我が党の指摘は、法に基づいて設置される合併協議会の運営の手引で、「市町村合併により、地方行政のスリム化に努める必要があります。市町村合併は、画期的な行政改革手法なのです」と書かれていることで実証されています。

第2は、地方自治の大幅な縮小です。

昨年12月に閣議決定された新しい行政改革大綱は、市町村合併後の自治体数を1,000を目標にすることを決めています。そのために、内閣に市町村合併本部を設置しました。財界のねらいは、これにとどまらないで、市町村合併を1,000からさらに先に進めて、300程度にし、平均人口30万程度の自治体だけにして、町村はなくしてしまう、現在の制度で言えば、政令市や中核都市、特例市ばかりにしてしまうという方向です。こうなれば、今度は都道府県の権限、仕事はほとんどなくなりますから、必要のない存在になり、道州制に移行しようというのが最終目的です。これは、文字どおり、地方自治の大幅縮小です。

これは、我が党の取り越し苦労ではありません。今年8月31日の地方分権改革推進会議の第3回議事録に詳細に記録されています。だからこそ、全国町村会は、こうした動きに反対するため、今年7月に、わざわざ37年ぶりという町村自治確立全国大会を開催し、交付税の削減に断固反対する特別決議と、市町村合併強制に反対する特別決議を採択しています。

以上、指摘した地方自治体にとって二つの大きな問題を持つ市町村合併に、市長としてどのような見解を持ち、どう対応しようとしているかについてお答えください。

政府の方針に即して具体的に伺います。

第1は、合併の必要性についてです。

政府は、1999年8月の市町村合併特例法の改正と、それに合わせた国の市町村合併の推進についての指針の中で、おおよそ次の4点について説明しています。一つ、地方分権推進への対応、二つ、住民の日常生活権の拡大に対応しての広域的需要への対応、三つ、少子高齢化社会への対応、四つ、厳しい財政状況に対応し、効率的な行財政運営によって行財政の基盤を強化する、などであります。それぞれについての市長の見解をお聞きいたします。

また、政府の意向を受けた北海道の市町村合併パターンでは、小樽市は赤井川村と合併するとなっています。この北海道のパターンに基づけば、合併の必要性4項目はどのように理由づけられるのか、説明してください。

本市にかかわる政府の方針ですから、逃げないでお答えください。

第2は、市町村合併の効果、メリットについてです。

多くの自治体では、さきに指摘した指針に基づく改定版市町村合併ハンドブックを使用していますが、この中で、五つを市町村合併の効果として挙げています。一つ、各種行政サービスの享受や公共施設の利用などが広域的に可能となり、住民の利便性が向上すること、二つ、専任の職員や組織の設置等が可能となり、高度な、かつ多様な施策が展開できること、三つ、行政サービスの内容が充実するとともに、安定的に供給できること、四つ、広域的な視点に立ったまちづくりの展開が可能になること、行政組織の合理化や公共施設の広域的な配置の調整などにより、限られた資源の有効活用が図られること、以上、合併の効果についても、合併の必要性と同様、それぞれの項目ごとに市長の見解をお示しください。

また、小樽市と赤井川村の合併に即したら、理由はどうなるかも説明してください。

次に、市町村合併に伴う国の財政支援策について伺います。

まず、地方交付税です。

市町村合併に関する交付税への影響と、来年度から国債を30兆円に抑制するため、地方交付税を1兆円削減する二つの問題がありますが、市町村合併に関する普通交付税について伺います。

地方交付税は、一般的には、人口が多くなれば交付金額が少なくなっているように見えています。市町村が合併すれば、当然、それまでの合計額より下回ります。総務省はこれを行革の最たるものと言っており、市町村合併で国から地方への支出を減らす目的がありありと出ています。

ところが、この交付税減額がブレーキとなって合併が進まないと政府は困るので、合併後10年間は合併しなかったものとして算定し交付する、いわゆる優遇措置を設けることにしました。そして、11年目から5年間かけて優遇措置の額を段階的に減らし、16年目からはゼロにするというものです。

この政府の方針に、市長はどのような見解をお持ちか、お聞かせください。

次は、合併特例債です。

これは、合併に伴ってつくられる市町村建設計画、合併後10年間に行う事業ですが、この費用の95%まで地方債を充ててもよい、それを後年度に返済するときは、元利償還の70%を地方交付税で面倒を見るというものです。また、合併特例債は、自治体の単独事業だけでなく、国が補助金を出す補助事業の自治体負担分、いわゆる裏負担に充ててもよいとされています。さらに、市町村合併振興基金に使ってもよいとされています。こ

の合併特例債の問題点を指摘しますので、お答えください。

第1は、単独事業で、自治体の借金を短期間のうちに大きく増やした反省がないことです。現在、多くの市町村は、80年代半ば以降、無駄な大型公共事業を強いられた結果、巨額の借金を背負うことになりました。それでなくても毎年新たな起債を起こさなければなりません。その上、合併市町村にさらに借金の積み重ねをさせるというものでしかありません。

小樽市が赤井川村と合併したとしたら、総務省は、合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置は幾らになると試算していますか。標準全体事業費、借入限度額、普通交付税算入額ごとにお答えください。また、現在の本市の建設事業費との比較はどうなるかもお答えください。

第2は、市町村合併振興基金の異常さについてです。基金を借金によって貯金し、その返済は地方交付税で行うという問題です。

自治体の基金は、地方自治法第241条に定められており、市町村合併振興基金も例外ではありません。本来、借金の返済など特定目的に充ててはならない地方交付税を充てるなど、論外な話です。

なぜ、市町村合併振興資金をこうまでして積み立てしなければならないのか。合併後に、旧市町村の地域間の利害対立などが起きたり、感情的なあつれきが広がることへの不安から、そうした場合の対応策として、何にでも使えるつかみ金として用意されたのではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

もともと、国や地方の自治体の財政制度は単年度主義を原則にしています。これは、国の財政については憲法が規定しています。この原則は、毎年度の歳入と歳出を明らかにし、バランスのとれた財政運営をすることを求めているからです。その背景には、長期的な財政方針を立て、国民や住民に押しつけることによって、生活の実態を無視した、あるいは自治体の規模を無視した権力的な財政支配が起こらないようにすること、また、国民や住民から集める税金や公共料金を一刻も早く行政サービスの形で返さなければならないという財政民主主義の原則にのっとってのことではありませんか。

これに対して、地方債など長期にわたる借金や基金の積み立てなどは、単年度主義の原則からすれば、例外的な方法です。だからこそ、こうした行為には、法律で枠をはめ、明確な原則を定めているではありませんか。この原則に照らせば、合併基金の制度は、その返済に交付税を充てることや、借金によって貯金を積み立てるといった方法の異常さや使用目的のあいまいさなど、財政上の原則の無視という点でも無法で無原則な制度としか言いようがありません。

この問題点に対して、市長の見解を求めるものです。

市町村合併に伴う財政支援の最後に、財源問題のいかげんさについて伺います。

政府は、全国の市町村を合併の対象にしています。国は、財政危機であっても、市町村合併を進めたい一心で、合併に伴う地方交付税の特例措置や合併特例債返済に交付税措置をとるなど、大盤振る舞いです。仮にすべての合併市町村が合併特例債を満度に利用した場合、地方交付税での手当ては到底できないことは、素人でもわかる道理です。大体、地方交付税を減らそうという政府が、市町村合併に伴う財政支援の財源をどうするつもりなのか、全く見通しがありません。こんな無責任な市町村合併を市長はどのように考えておられるか、見解を求めるものです。

また、市町村合併は、全国一斉に行われるわけではありませんから、合併した市町村に合併特例債などの交付税の措置が優先して行われれば、合併しなかった市町村への交付税は総額として削減されることになります。これに対しても、市長はどのような見解を持っておられるか、お聞かせください。

我が党は、地方分権一括法が成立したとき、国の関与を引き続き温存し、地方への財源移譲が見送られたことなどから、法案には反対しました。今、市町村合併が叫ばれているとき、地方への財源の移譲はどうしても実現させなければなりません。また、交付税のような財政調整制度は、自治体の税収にアンバランスがある以上、将来とも必要なものです。

これに対して、財政調整制度自体を、自治体が画一的になるとか、甘えの構造を生むなどと敵視する議論は、人口の少ない自治体の自治権を否定する、憲法を無視する暴論です。

我が党は、地方交付税自体を自治体の一般財源を確保する立場から、改革することは必要と考えています。

その一つは、交付税の配分計算の仕組みを、公共事業をやったら多くするというような誘導的なものではなく、自治体が住民にナショナルミニマムを提供できる十分な財源を保障して、住民の利益を守る本来の役割が果たせるようにすべきと考えます。

その二つ目は、政府が一方向的に配分の基準を決めるなどの方法を、自治体代表との合意によって配分基準を決めるように改善し、交付税を文字どおり自治体の自主財源として保障することです。この実現のため、力を尽くす決意です。

小泉内閣は、構造改革の最終方針で、地方への税財源移譲を含め、検討という文言を地方の批判を頭に入れて挿入していながら、何一つ具体化しようとせず、真っ先にやろうとしていることは新年度からの交付税削減です。

以上の我が党の提案と、小泉内閣の方針について、どういう見解をお持ちか、お聞かせください。

再質問を留保して、終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 北野議員のご質問にお答えいたします。

最初に、築港再開発地区内の未利用地の今後の活用についてであります。従来から、再開発地区計画で示している土地利用の方針に沿った活用を土地所有者に要請してまいりましたが、日本経済の低迷などによる投資意欲の減退から土地利用が進んでおりません。基本的には、今後も土地利用方針に沿った活用を望んでおりますが、土地利用方針を定めてから約8年を経過していることや社会経済環境の変化などから、方針の見直しを含めて土地利用のあり方を再検討する必要があるのではないかと考えております。

次に、未利用地の土地利用が進まない原因につきましては、中高層住宅の建設に対するOBCの資金的問題もあったものと思いますし、また、住宅業界の需要動向も厳しいことから、住宅建設が進まなかったものと判断しております。多目的交流・商業ゾーンの土地利用については、これまで数件の利用計画が持ち込まれましたが、いずれも大型商業店舗を核とする計画であり、土地所有者に再検討を要請し今日に至っており、今後は、ただいま申し上げましたように、土地利用方針の再検討を含め、土地利用の推進に取り組みたいと考えております。

次に、政策的判断が間違っていなかった理由を説明せよということでございますが、築港地区の再開発は、単なる複合商業施設の展開を目指したのではなく、築港駅周辺地区55ヘクタールのまちづくりであり、その事業主体は、基盤整備については自治体が、施設展開は民間が行うという開発フレームの中で進めてきている

もので、再開発の途上にあるものと思っております。このまちづくりの進行中にOBCが民事再生法の適用申請に至ったことは、まことに残念な結果であります。マイカル小樽は、本地区の中核施設として観光面や雇用の確保など、地域経済の活性化に貢献をしており、政策的判断が間違っているとは考えておりません。

次に、築港再開発が小樽にとって間違いではないかとのことでありますが、ただいまも申し上げましたが、間違っていたとは考えておりませんし、雇用の確保などを考えますと、マイカル小樽の施設の存続を願っており、行政として可能な範囲で支援をしたいと考えております。

また、既存商店街に対しても、引き続き、アーケードやロードヒーティングなど、近代化を図るための施設整備への助成、空き店舗対策や商店街イベントに対する助成など、各種制度の中でハード・ソフト面の両面にわたり支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、OBCに対する支援についてであります。現在、OBCにおいては、ファイナンシャル・アドバイザーや弁護士により、民事再生計画案の策定作業を行っていると聞いております。この中で、支援要請があれば、その内容を慎重に検討し、行政として可能なものは対応したいと考えております。

次に、マイカル小樽の再生についての支援であります。マイカル小樽の施設の存続にはいろいろなケースが考えられますので、ただいまお答えしたように、施設の存続のため、具体的な支援要請を受けた段階で、再生の方向などをお聞きしながら慎重に検討し、行政として可能なものは支援したいということになります。

次に、イオンの動向についてであります。11月22日、マイカルが東京地裁に会社更生手続開始の申立てを行った際、マイカル再生弁護士から公表された文書によりますと、この間のスポンサー選定作業の中で、今般、イオンから減増資方式によりマイカルの株主としてマイカルを包括的に支援する意向が表明されております。このことは、実質、子会社化の方針と理解できますが、マイカル本社と小樽ベイシティ開発など関連企業との債権債務の取扱いにつきましては、まだ、その考え方は示されておられません。

また、小樽ベイシティ開発は、会社更生手続への変更に伴うイオンの動向について、現状では詳細な情報は把握していないと聞いております。

次に、小樽ビブレの存続に対する見解についてであります。さきの特別委員会で、民事再生手続中のマイカル再生弁護士や監督委員の厳しい考え方について、感触を含め、お答えしました。私としては、小樽ビブレの存続を願っておりますが、会社更生法による手続の開始決定がされていない段階で見解を述べることは差し控えたいと思います。

次に、マイカル小樽で働く3,000人の雇用対策についてのお尋ねであります。マイカル本体の民事再生法申請以後、9月17日には、小樽職安や小樽商工労働事務所など、6機関から成る緊急雇用連絡会議を開催し、今後、離職者が発生する状況になった場合は総合的相談窓口を設置することを確認するなど、協力体制をとったほか、9月27日に小樽ベイシティ開発が民事再生法申請後の10月2日には、マイカル関連の雇用、融資関連の相談窓口を小樽商工会議所とともに開設し、各種相談に対応しております。

これまで、小樽ベイシティ開発並びに申立代理人等に対して、地域経済の発展とまちの活性化のため、マイカル小樽の存続と事業の継続について、商工会議所とともに要請しているところであります。

次に、このたびの土木部職員の企画部への兼務発令の関係でございますが、既存商店対策にも臨時体制をとるべきとのお提言ですが、今回、企画部へ兼務発令した職員は、築港地区再開発が始まる段階からこの事業を担当し、現在も土地区画整理事業の事務についており、OBCの民事再生申請から、企画部、経済部職員とともに情報収集の業務を行ってまいりました。今後、広く情報収集を行う必要があることから、土木部所属では

対外的に違和感もあることから、企画部職員を兼務する形で事務を進めることとしたものであります。

ご提言の既存商店街対策については、既に数年前から担当主幹を配置し、この主幹を中心に、商工課、中小企業センターで対応しているところであります。

次に、既存商店街との共存共栄につきましては、平成7年度に商業振興策を策定し、その中で、商業振興のためのさまざまな事業を取りまとめ、商店街近代化に向け、ハード事業、空き店舗対策や情報化などのソフト事業に対する支援を行ってまいりました。また、商業者が大型店に対抗する手段として、ポイントカード事業協同組合を設立し、オタルンカードの名称でポイントカード事業を実施しており、この事業に対しても支援を行ってまいりました。また、築港地区からの回遊手段としての新規バス路線や船による海上導線の確保、臨海部から中心市街地へ来街者を誘導するための歩道整備など、ソフト・ハードの両面から対策をとってまいりました。

しかし、消費不況の中で、購買力が低下していることもあり、その効果は定量的には判断できないのが現状であります。今後も、新たなバス路線の検討や市街地の歩道整備を行い、快適な歩行者空間を計画的に確保していきたいと考えております。

次に、中心商店街の大型駐車場についてであります。平成11年12月に、都通り商店街など6団体から大規模の自走式駐車場建設支援の要望がなされ、これら6団体を中心となり、検討委員会を設置し、今まで11回の委員会と2回の地権者懇談会を開催しております。

これまでの検討内容といたしましては、都通りを含めた地域の方々にアンケート調査を実施し、約75%の賛同を得たことから、建設場所、建設規模などについて事業計画案を作成し、これを基に地権者、地域の方々と協議を重ねているところであります。事業実施に当たっては、地権者の方々の100%の賛同が必要条件となりますので、これらをクリアするため、今後の検討委員会の進め方も含めて協議しているところであります。

今後、市といたしましても、商店街支援の立場から、国、道の支援策も活用しながら、地元商店街とさらに連携を図り、実現に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、金融対策について何点かお尋ねがありました。

まず、設備資金と運転資金についてであります。小樽銀行協会の調査によりますと、貸出金残高は平成8年11月末で2,058億円、平成13年10月末で1,738億円となっており、320億円の減となっております。融資件数や設備資金、運転資金の区分については公表されていないため、承知しておりません。

なお、市の融資制度については、設備資金は、平成8年度134件、13億円、平成12年度24件、1億7,000万円となっており、運転資金は、平成8年度509件、21億2,000万円、平成12年度204件、9億9,000万円であり、件数、金額のいずれも減少しております。

次に、融資についてであります。11月に開催されました金融懇談会において、金融機関としては、大変厳しい経済状況の中で、各金融機関が協調したり工夫、努力をすることによって融資に対応していきたいとの表明がありましたので、市といたしましても、金融機関に対し、さらに最大限の配慮を要請してまいりたいと考えております。

なお、市の融資制度につきましては、現在、庁内融資制度見直し検討会議において検討中であります。

次に、共産党からの提案についてであります。これは、個人消費の拡大による需要増や中小企業の支援を目指すもので、消費税の減税、社会保障制度の充実、雇用の確保の観点から提案があったものと認識しております。

消費税の減税につきましては、私といたしましては、否定的な考えを持つものではありませんが、減税は、単に景気対策にとどまらず、行政需要に柔軟に対応するため、財源をどう求めるかといった問題になるうかと考えております。

社会保障につきましては、少子高齢化の進展や低迷する経済成長の影響により、社会保障の給付と負担が増大することが見込まれ、財政の悪化は深刻な問題になっております。このような中で、給付を受ける者と負担する者の不公平感や、将来に対する不安感などが若い世代を中心に国民の間に強くなっていることから、制度の改正が行われているものと認識しております。

雇用情勢につきましては、全国の完全失業率は5%台と高く推移し、依然として厳しい状況にあります。

こうした状況を考慮し、国においては、雇用創出効果の高い緊急地域雇用創出特別交付金事業を積極的に進めているほか、保育、介護、医療などの分野で規制緩和を進め、新規の雇用創出を生み出す施策を推進しているものと理解しております。

いずれにいたしましても、国会の場における政策論議を注視しながら、社会保障制度や雇用問題など、要望すべき事項については、全国市長会などを通じ、要請してまいりたいと考えております。

次に、小樽商工信用組合について何点かお尋ねがありました。

まず、小樽信用金庫を事業譲渡先としたことについてであります。同金庫は、本市に本店を置き、長い間、地域の中小企業者と取引があり、地域に根差していること、さらには、地域の事情も熟知していることから、地域の金融の円滑化並びに経済の安定化に十二分に貢献し得る金融機関と判断し、金融整理管財人に要請したものであり、適切であったものと考えております。

次に、引受債権の切り分け状況についてであります。小樽商工信用組合と小樽信金との間で守秘義務協定を結び、現在、作業を進めているとのことですが、現段階では、対象件数、金額等については公表できる状況にはないと伺っております。

整理回収機構が買い取ることとなる債権の範囲については、預金保険法においては明文化されておりませんが、一般的には、事業譲渡先の金融機関が引き受けることになる正常債権、要注意先債権以外の債権が整理回収機構に引き継がれるものと承知しております。

次に、貸出条件緩和債権についてであります。金融機関が貸出条件を緩和することを承認した債権ではありませんが、将来、不良債権化しないよう注意を要する債権として区分されているものであり、一般的には要注意先債権として位置づけられるものと理解しております。

小樽信金に対しましては、これらの債権も含め、できるだけ多くの債権を引き受けていただくよう要請しているところであります。

次に、商工信組の受皿金融機関についてであります。第3回定例会で古沢議員にお答えしたとおり、信組業界としては、ここ数年、幾つかの信組の破たんがあり、業界内部で事業譲渡を受けてきた経緯があることから、信組業界としての体力が厳しくなっているものと判断し、信組以外の金融機関が適当との考えの下に、本市に本店を置き、地域の実情を熟知している小樽信用金庫を事業譲渡先にされるよう、商工会議所と協議の上、金融整理管財人に要請したものであります。

また、小樽信金は経営基盤強化を目的に引き受けるのではという指摘がありますが、信金の理事長は、地元経済の安定と金融秩序維持、中小企業への影響を考慮して判断したものであり、経営のメリットから譲り受けるものではないと明言しており、ご指摘は当たらないものと考えております。

次に、公的資金の導入についてであります。預金保険機構から小樽信金に対して、債務超過相当分、資産劣化相当分、事業譲渡に係る経費について公的資金が注入されると聞いておりますが、金額については承知しておりません。

次に、ペイオフ解禁についてであります。来年4月のペイオフ解禁に伴って、預金者は安全な金融機関に預金を分散することが想定されますが、大銀行に集中するかどうかを予測することは極めて困難なものがありますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、小樽信金につきましては、事業譲渡先になるに当たって、金融庁から適格性の認定を受けることとなるため、一定の安定性の評価が得られるものと考えております。

次に、市町村合併について何点かお尋ねがありました。

最初に、本市の対応についてであります。北海道が、本年度当初に、市町村の自主的合併を積極的に支援し推進する観点から、全14支庁ごとに市町村行政検討会議を発足させ、各自治体の現状分析や将来の行政体制の検討などを行う方針を示しました。本市においても、今後の動きに対応していくため、4月27日に企画、総務、財政の3部門による合併問題研究会を設置いたしました。現在、後志管内においても、全自治体で構成する検討会議が開催されており、各種データの作成を進めておりますが、市といたしましては、当面、この会議を通じ、情報交換を行いながら自治体相互の理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、国の構造改革が14年度予算編成に与える影響についてであります。それぞれの施策は、国の14年度予算の編成の中で具体化してくるものと思われませんが、現時点では、地方交付税の見直しや地方単独事業の削減が検討されているようで、本市にも影響が出る懸念されるところであります。

次に、市町村合併に対する考え方についてであります。市町村合併は、地方自治の根幹にかかわり、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を与える重要な事項であるため、住民の意向を十分把握し尊重することが何よりも大切であると考えております。

また、合併問題と相まって、各自治体の財政状況が一段と厳しい局面を迎える中で、とりわけ小規模の自治体ほど深刻化しており、財源確保に苦慮していることは十分認識しております。

いずれにいたしましても、合併問題につきましては、地理的、社会的な条件等から合併することが困難であるか、又は合併効果が薄いと見込まれる地域もあることから、あくまでも関係自治体の自主的な判断によることが重要であると考えております。

次に、国における合併についての考え方ですが、自治体としては、厳しい財政環境の下で、地方分権の推進、少子高齢化の進展などに対応すべき課題や、さらに、環境問題や観光振興など広域的な取組を必要とする今日的な課題があり、これらは、合併問題にかかわらず、重要な問題であると受け止めております。

また、赤井川村との関係ですが、赤井川村としては、小樽市のほかに、北後志5町村との合併パターンも示されており、現在、管内の行政検討会議で各種データの作成作業を進めており、そのデータを基に、今後、時期を見て住民説明会を開く予定にあると聞いておりまして、当面はその状況を見守ってまいりたいと考えております。

次に、合併の効果についてであります。国の考え方が何点か示されておりますが、市町村合併に当たりましては、合併の必要性と効果について、一体的かつ総合的に比較、検討がなされるものと考えております。

現在、本州各地では合併の動きが相次いでおりますが、その前提として、相互に一定の人口規模を有することや、日常生活圏が一体化している状況にあることなどから、将来のまちづくりを図る上で、より広域的

な視点に立つことによって、行政サービスの向上や効率的な行政体制など、国が示す効果等を十分発揮していくねらいがあるものと考えております。

また、赤井川村との関係であります。そもそも市町村合併は、合併によって、双方にとってこれまで以上の行政効果が生じることが最も重要なことから、今後、赤井川村とは、この観点に立って協議する必要があるものと考えております。

次に、市町村合併に伴う普通交付税の算定の特例措置についてですが、市町村合併は、地方の財政基盤の充実強化を目的の一つとしておりますが、行政組織の効率化、公用・公共用施設の効率的な配置や運用、また、広域的なまちづくりによる活性化などの財政的な効果が表れてくるには一定の期間を要すると思われるので、合併後の交付税の減額の猶予は必要な措置と考えております。

次に、合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置としての合併特例債についてですが、合併の形態や規模によって異なるとは思いますが、通常建設費用とは別に、何らかの公用あるいは公共用の施設等の整備が新たに必要になってくると思われるので、そのため、財源措置や交付税措置も合併の財源的支援として必要な措置であると考えております。

次に、本市と赤井川村とが合併した場合の合併市町村まちづくりのための建設事業について、総務省の試算でありますけれども、総務省の試算は、標準的なモデルケースを設定し、合併する市町村の数と人口だけを当てはめて補正し算出しているもので、個々の具体的な条件は一切加味されていないため、そのまま参考にできる数値とは思いませんが、一応、それによりますと、仮に小樽市と赤井川村が合併した場合の10年間に要する合併によるまちづくりのための建設事業費は約130億円と試算されています。また、それに対する起債の借入限度額は約123億円、普通交付税による措置は約86億円となっております。

次に、本市の建設事業費に比べてどうかということですが、本市の平成12年度の普通会計での普通建設事業費は約76億8,000万円となっておりますので、10年間ということで単純に比較しますと、合併に伴う建設事業費は本市の建設事業費の17%程度となります。

次に、市町村合併振興基金についてであります。市町村合併振興基金は、合併後の地域住民の連帯の強化や地域振興等のために設ける基金で、合併市町村がその基金を創設した場合で特に必要と認められた場合に、その積立金に対し特例債が認められ、その償還に交付税措置がなされるもので、合併支援策の一つであると認識しております。

次に、市町村合併振興基金の制度が財政上の原則を無視しているのではないかというご指摘ですが、地方財政法では、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって充てることを原則としており、その例外として、公共・公用施設の建設など、起債を財源とできるものと定めております。

ご指摘の市町村合併振興基金の積み立てにつきましては、この例外項目に入っておりませんが、市町村の合併の特例に関する法律により、地方債の特例ということで、合併から10年間、認められているもので、合併推進のため、とられている措置と認識しております。

次に、市町村合併のための財政支援は、財源の見通しがなく無責任だというご指摘ですが、市町村合併が地方の財政基盤の強化を目的の一つとしており、長期的な展望の中で財源を調整しながら推進されていくものと考えております。

次に、合併しない市町村の交付税が削減されることになるとのご指摘ですが、今後、合併がどういう規模で行われ、また、そのための交付税がどのくらいになるのかわかりませんが、合併特例債は特例的なこと

でありますので、合併事業進展の中で財源調整が行われ、これ以外の交付税の所要総額は確保されていくべきものと考えております。

次に、地方交付税の配分の仕組みと配分の基準の決定の仕方についてのご意見がございましたが、まず、地方交付税は、地方の自主性を損なうことなく財源の均衡を図り、地方行政の計画的な運営を保障する制度として堅持されるべきものと考えております。配分の仕組みや配分の基準の決定の仕方につきましては、地方分権が実行段階に入り、国の関与を縮減し、地方の責任で自主性が発揮できるような仕組みへと移行する中で、地方への税源移譲の観点からも地方の主体性が反映されるような方向での改革が必要と考えております。

次に、小泉内閣の構造改革の方針についてであります。国、地方ともに膨大な借金を抱えており、また、景気低迷に伴う深刻な経済情勢の中では、行財政改革は緊急的な課題であると認識しております。個々の施策につきましては、現在、政府と与党間で協議されており、14年度の予算編成の中で具体化されてくるものと考えておりますが、その中では、地方交付税など地方に直接的な影響のある制度の見直しも検討されていることから、その推移を注意深く見守り、改革が一方的に行われ、地方負担が増加することのないよう、全国市長会を通じ国に要請するなど、対処していきたいと考えております。

以上です。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

24番(北野義紀議員) 再質問をします。

市長は、築港再開発事業は失敗ではないかとの指摘に対して、社会経済情勢、環境の変化を挙げられましたけれども、我が党としては、再開発事業の当初から、経済が低成長に移っていることも指摘して、事業の計画は成り立たないということを一貫して主張してきたのです。この意見に耳を傾けないで事業を推進したその結果が、今日、我々が心配する結果をもたらしているわけです。この責任についてどうなのかということが今問われてしかるべきです。これが一つです。

加えて、土地利用計画の再検討を市長は示唆されました。これまで未利用地の土地について引き合いがあったようですが、いずれも大型商業施設を中心にしたものなのでうまくないということだったのです。そこで、土地利用計画の再検討を余儀なくされたということではないのか。このことは、実際に土地利用計画をつくったけれども、これはやっぱりうまくなかったということになるのではないですか。この点についてお答えください。

それから、私は、具体的に、マイカル小樽の再建がどういう形であれ、成功した、括弧づきですが、成功したということになれば、マイカル開業以来2年半の事実で明らかなように、既存商店に、また、打撃を与えることになる、再建がうまくいかなかったということになれば、3,000人の雇用が大問題になって、どちらにしても市民の打撃になるのではないかと指摘をしているのです。だから、これは、どちらに転んでも打撃になるので、事業そのものが間違っていないかということも指摘しているのですから、これにかみ合って答弁をいただきたい。

次に、市長は、行政として支援できることがあれば支援していくと答弁されています。仮にイオンが小樽に進出することになっても、市長答弁でいけばイオンを支援するということになりますが、そう受け取ってよろしいですか。

次に、マイカルがイオンの傘下に入ったこととかかわって、OBCの今後の展開についてです。

株式の35%、マイカルグループ全体で110億円をOBCに融資していることを指摘しましたが、OBCの再生計画が出ないうちはビブレの問題でもわからないということでした。しかし、株にしても融資にしても、会社の財産として、今後イオンの考え一つでどうにでもなるではありませんか。再生計画が出されなくても、こういう常識的なことを考えれば、市長の責任で一般論として答えられる問題だというふうに考えますので、再度、お答えください。

次は、小樽ビブレの問題です。

OBCの再生計画が決まらないうちは、ビブレのことについてはわからないという答弁でした。しかし、OBCの再生計画の方が、本体の更生計画より早く作成されることになるのです。そうすれば、どういうことになりますか。OBCの再生計画で一番大事なのは、小樽ビブレから家賃その他のお金が入ってこなかったらダメなのです。この小樽ビブレがどうなるかということがわからないで、OBCの再生計画が成り立つのですか。だから、時期的に、本体が会社更生法に切り替わったことによって、OBCに影響があることは明らかだと思うのです。再生計画に影響がないとOBCが小樽市に説明しているそうですが、それを、ただ、はい、はいと聞いてきているだけなのですか。これくらいのことは素人だってわかるのですから、こういう時間的な矛盾を聞いて、再生計画は本当に大丈夫ですかと改めて聞くことくらいできるはずですよ。そういうことも聞かないで、OBCの言うことを、ただ、はい、はいと聞いて議会に報告する、こういうことでは責任ある答弁とは言えません。

小樽ビブレがどうなるか不明で、再生計画が成り立つのかどうか、それをわかるように説明してください。

次、雇用問題で、誘致した責任がありますから雇用確保に取り組むのは当然ですが、先ほどの市長の答弁は、何か第三者的な立場から、他の関係機関と一緒に取り組んでいる現況を報告するだけで、市長みずから雇用問題に全責任を持って当たるという決意には受け取れません。再度、お答えください。

次、マイカル問題で情報収集を目的に土木部次長以下3人の臨時の体制をとったということですが、答弁では、既存商店対策で主幹1人を充てて他の人たちと協力してやっているというお答えでした。

しかし、市長の答弁でも、社会情勢の変化があるということなのですから、これまでの主幹1人でいいということにはならないはずなのです。だから、マイカルがこういう事態になったり、あるいは、既存商店が今深刻な事態に置かれている、この現状に立てば、マイカルには臨時の体制をとったのですから、当然、既存商店にもとってしかるべきではないですか。

それから次は、中心商店街に計画されている大型駐車場の問題で答弁がありました。よく聞いたら、市長は、国や道の支援策も導入と言ったかな、そういうのも受けてやっていくということだけれども、小樽市が金を出すとは答えていないのです。もちろん、市営でも対応するとは言っていない。触れていません。だから、マイカルにあれだけのお金を投入していながら、打撃を受けている中心の商店街に対して、市みずからお金を出してでも対応策を考える、そういう姿勢ではないのです。これは、マイカル寄りと言われても仕方ないですよ。そうではないと言うのなら、改めて説明してください。

次、市内の中小企業への融資で、消費税が5%に引き上げられた以降と現在での比較で答弁がありました。答弁を聞いてびっくりしました。銀行協会は、これは銀行協会の調べたそうですが、貸出残高は2,058億円から1,738億円、84%に減っているわけですね。減り方は、100とすれば84.4%と。

ところが、市の融資制度がつけば、これは大変に深刻な事態ですよ。平成8年に設備投資は134件だったものが、12年は24件、件数でわずか17.9%に落ち込んでいる。融資の残高は、13億円から1億7,000万円、13%

への激減ですよ。運転資金は509件から204件だから40%、残高は21億2,000万円から9億9,000万円、46.6%です。だから、市の融資制度が現実に合わないということは、市長の答弁からも明白ではありませんか。驚くべき実態ですよ、これは。

だから、市の融資制度を検討しているということだけでも、私は、そんな認識だったらだめだと思うのです。今の深刻な事態に合わせて、市内の中小企業、商店の資金需要に市の融資制度を実態に合うように改善していくことが市長として当然の責務だと思いますが、この指摘に対してどういう見解をお持ちか。

それから、次、我が党の不況打開の緊急提言について答弁がありましたけれども、簡単に言えば、減税はいいが、今度、さまざまな行政需要に対応する財源をどうするのだというふうにおっしゃられました。あの提言を丁寧に読んでいただければわかると思うのですが、我が党の提言は、あの三つの事項を同時に実行していけば、国や自治体が税収としても伸びる、このことによって行政需要に対応できる、一石二鳥、三鳥だということをおっしゃっているのですよ。

市長は、この前は勉強不足だと言ったけれども、今度は、この前よりは長く答弁されましたが、我が党の提言をよく理解して答弁されていないのではないかと思いますので、これは、小樽市の問題だけではなくて全国的な景気対策の問題でもありますから、改めて教えてください。

次、商工信組の破たんに関連して伺います。

信組の3月期決算で不良債権に入れられていた貸出条件緩和債権は、要注意債権として、基本的には信金に引き継がれると理解してよろしいですね。確認ですので、もう一度お答えください。

次、ペイオフ解禁に関連してですが、信金の顧客は、基本的には市内の中小零細企業、商店です。今日の不況が長引けば、これらの顧客を相手にしている金融機関、信金も含め、経営が苦しくなるということは、だれもが心配していることです。そうなれば、いまだ推しはかれないペイオフ解禁により、経営基盤が安定している銀行、私は、大銀行に流れると単純に言いませんよ、経営基盤が安定している大銀行の方へ預金が行くというのは、これは当然予測されることではないのか。だから、市長の今の答弁は少し楽観過ぎはしないかという心配がありますので、お答えください。

最後、市町村合併についてです。

伺いたい第1は、市長として、2005年の期限付きの政府の市町村合併に参加するかどうか、はっきりお答えください。

二つ、市町村合併は自治体の財政基盤の充実強化を目的の一つにしているというふうに二度にわたって答弁しましたが、私の指摘は、国の方針は地方への財政支出を削減することに主眼があると具体的に言っているのです。市長が、市町村合併は財政基盤強化を一つの目的にしているということであれば、全く違う理解なのです。私の指摘を聞いていたのかどうか疑わしいというふうに、言葉はきついですけれども、そう言わざるを得ません。再度、説明してください。

それから、最後ですが、塩川財務大臣は新年度から地方交付税を1兆円削減すると言っているし、小泉総理大臣も、来年の国債発行予定額は33兆円だが、これを30兆円以下に抑えるため、3兆円、国債の発行を削減する、そのうちの1兆円を地方交付税で充てると言っているのです。具体的に、小樽市への影響は幾らで、どういう影響があると考えているのか。先ほど少し説明がありましたが、新年度予算編成に重大な影響を及ぼしますので、お答えください。

なお、これは、今年の第1回定例会でも指摘したのですが、臨時財政対策債で振り代わったから地方交付税

と同じ扱いだと言うのは、地方交付税と借金は全然違うのですからね。国の言っていることをそのとおり受けて、臨時財政対策債も交付税の一環だなんて、こんな乱暴な答弁はしないでいただきたい。

それから、最後ですが、合併後、16年目から交付税は大幅に削減されることになるのです。優遇措置がなくなるのです。

市長は、ずっと市長を続けられる意思があるかどうか、私は伺っていませんが、その先のことだからといって答弁をカットしたのかどうかはわかりませんが、合併後16年目から交付税は大幅に削減されることになるのですよ。市長は、今のこともそうだけれども、小樽市の将来だって心配されてしかるべきですから、このことについても見解を伺いたい。

以上です。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝廣） たくさんありましたので、漏れないようにお答えしたいと思います。

土地利用の再検討を示唆したので失敗ではないのかというようなご指摘かと思えますけれども、先ほどもお答えしたように、土地利用を決めてから8年も経過しておりますし、いろいろ社会情勢の変化もある、その中で未利用地があるわけですから、やはり、時代の変化とともにそういった見直しは必要だろうというふうに思っていますので、ご理解願いたいと思います。

それから、どちらに転んでも市民への打撃でないかということでもありますけれども、私どもとしては、何とかマイカル小樽が再生されるように、今、最大限の努力をしている最中でございます。間もなく再生計画も出るものと思っておりますけれども、その中で、行政としても支援できるものがあれば支援していきたいということございまして、ご理解を願いたいと思います。

イオンが来たときにでも支援するのかということですが、今どういう状況になるかわかりません。一般論として言えば、先ほど言いましたように、何とかマイカル小樽が再建されるように、行政としても支援できるものは支援していく、基本的にはそういう考えであります。どういう形になって再建されていくのかわかりませんが、そういうことをご理解を願いたいと思います。

それから、マイカルがイオンの傘下に入ったということですが、この辺は、どういった状況になっていくのか、現在、OBCともいろいろ折衝していますが、情報が無いということです。ですから、我々がこうなる、ああなるというふうなことを見解として申し上げられる状況ではないということでございますので、この点もご理解願いたいと思います。

それから、OBCの再生計画でございますけれども、マイカル本体との関係でございますが、確かに、もちろん関連はあるのだと思うのです。ただ、OBCの弁護士、それからマイカル本体の弁護士といいますが、違う部分なものですから、多分、それぞれで再生計画をつくっているのだと思うのです。本体の方は更生計画、こちらは再生計画ですけれども、そんなことであります。

ただ、今回、従来の監督員がマイカルの方の保全管理人になりましたので、その方とOBCとの関係では、トップは同じ人がなっているものですから、そういう面からいけばかなり連携性があるのかなという感じはしております。

それから、雇用の問題ですけれども、やはり、何とかいまましても存続されることが雇用確保になるわけですから、

ので、私としてはぜひ存続されるように努力をするということ以外にないわけです。ただ、そこまでの間で、テナントが撤退したとかなんとかで雇用の問題が出てきますので、それは、現在、窓口を設置しておりますので、その中で最大限の努力をしていきたい、こう思っております。

それから、今回の企画部への配置でございますけれども、先ほどもお答えしたとおり、今回配置した職員は、従来から築港再開発の事業をやっておりましたので、今回の再生計画の絡みもあって、いろいろな過去の経緯、経過があり、そういう職員も必要であるということで、既にこの問題が発生したときから市の庁内の検討会議のメンバーとして入っておりました。そこで、対外的にもはっきりさせようということによってまいりましたので、ご理解を願いたいと思います。

それから、駐車場の問題で、市が何も助成金を出さないのではないかというお話でございますけれども、市としては、既存の近代化の助成制度がありますので、そういったもので対応できるものと思っています。また、どういう状況になるかわかりませんので、その段階でまたそういった制度を見直すのか、当面は今制度がありますので、国なり道なりの資金を導入しながら大型駐車場の問題を進めていこうという趣旨でございます。

それから、資金の関係で、市の融資制度の件数がぐっと減ったという状況でございます。これはこの数字のとおりでございます、ご指摘のとおりかと思えます。

ただ、経済状況の変化といえますか、こんなこともあって、平成8年度と平成10年度で制度自体を変えているわけではございませんで、同じ制度の中で運用しているわけでございますので、やはり経済状況が非常に変わってきたということで、資金需要の問題でいろいろこういった状況になってきたのだらうと思います。

いずれにしても、市の制度融資がより使いやすいものといえますか、利用しやすいものにしていくために、今、庁内で検討委員会をつくって見直しをしようということによって進めております。

それから、商工信組の関係で、要注意先債権で貸出条件緩和債権ですか、信金が引き受けると理解してよろしいかということです。一般的、基本的にはそういうふうになるだらうと思いますが、個々にいろいろな事情があると思いますので、それははっきり申し上げられません。一般的、基本的にはそうなるだらうというふうには思っておりますけれども、判断はあくまでも預金保険機構と信金の間で決められるものと思っています。

それから、ペイオフに関連して、少し楽観し過ぎではないかということですが、私どもとして、これは、あなたの預金は大丈夫だからというふうなわけにもいきません。やはり、個々の人の判断が最優先されるのだと思います。そういう面で非常に難しい課題だと思っておりますけれども、預金者は、より安全なところへということになるのは当然だらうと思います。そういった状況を把握できるのかどうか、預金の流出入の関係はよく注意しまして、必要があれば、必要な対応がとれるのであれば考慮していきたいなと思います。

それから、合併の問題ですけれども、2005年までの間に合併に参加するかということですが、先ほど申し上げましたとおり、合併というのはやはり両方の自治体にとってメリットがなければ合併の意味はありません。今の段階では、これからそういったものの協議をしようということにしておりますので、その中で、もちろんこれは、住民合意が必要ですから、行政が一方的に判断するというわけにはいきません。ですから、一定程度の協議が進んだ段階で、住民の皆さんの合意が必要だということになれば、そういった情報を開示しながらやっていくことは当然必要なことだらうというふうに思っております。

それから、最後の交付税の関係については、財政部長からお答えいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 財政部長。

財政部長（鈴木忠昭） 国の方での交付税の削減の検討の中での1兆円のお話がありました。もし万が一、1兆円の削減がなされるということになりますと、小樽市の影響は、12年度決算数字との関連で申し上げますと、約6億くらいの影響が出てくるだろうというふうに試算をさせていただきます。

この減額の影響がどうなるかということについては、当然、歳入が減になるわけですから、歳出の事業費全体の中で調整していかなければならないことになるのかなというふうには考えてございますけれども、いずれにしてもまだ未確定であるということでございます。

それから、最後の合併と交付税の関係でお話ございましたけれども、今の国の制度の中では、16年後に合併の特別な交付税というものがなくなるわけですが、その時点で現在の交付税制度がどのような形になっているかということは、よくわからないわけです。現在、交付税というのが地域間行政格差をなくするというところでの調整財源という形になっていきますので、そういう意味から申し上げても、合併がなされた16年後における行政需要がどうなるか、それに応じて、当然、交付税が措置されていくべきものというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝慶） 合併の目的の一つに財政基盤の強化の話がありました。

確かに、現状でいきますと、隣同士のまちで同じような施設をつくり合うとか、そういった広域性というか、そういうものは今現在ないわけです。ですから、そういった面でも、やはり、広域的な観点で両町村で一つがあれば間に合うような施設もあるわけですから、そういった面で財政的にもよろしいのではないかとことも言えます。それから、行政体制も、それぞれ二つに役所を置かなくてもいい、主たる役所と分庁舎といいますが、そういったものも配置できるわけですから、そういった面からいけば職員数も削減になって財政基盤が強化されるのではないかと、私どもではそういうふうに思っております。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 24番、北野義紀議員。

24番（北野義紀議員） マイカルの問題で伺います。

OBCについても情報が入ってきていないということを再三おっしゃるのです。私は、1回目の質問で聞いたマイカル関連の情報というのは、既に、一般の商業新聞、全部これに報道されている範囲でしゃべっているのですよ。だから、そういうことも知らないということはないと思うのですよ。典型は、市長は、再質問に対する答弁で、再生計画のときの監督委員が、今度は更生計画で事業管財人になったとね。弁護士さんのことだと思うのですよ。瀬戸さんのことだと思うのですが、だから、いろいろ理解しているのではないかとおっしゃるけれども、イオンの方針は、東京地裁で更生計画が認められたら、開始決定が認められたら、イオンの社長の岡田さんが事業管財人になって、そして、ヤオハンジャパンを手がけた榎本さんという監査役が新しいマイカルの社長になる、そういう方針だということを隠していないのですよ。

そうしたら、これ以降は、イオンがマイカル本体をどうするかということをも更生計画で作成していくことになるのですよ、順序としては。マイカルは、全部、絶たれるのですよ、今度は。マイカルの経営者は、会社更生法では退任ですからね。

だから、そういう情報は、市長だって知っているはずなのです。そういう上に立って、マイカル小樽がどうなるか、OBCはどうなるか、マイカル本体はどうなるかということは推定できるはずなのですよ。情報がな

いということで、マスコミで報道されているこういうことも考えないで、一番私どもが聞きたい、市民が聞きたいことに意図的に回答を避けているとしか考えられません。

改めて、答弁をお願いいたします。

それから、10月29日付けで、新年度予算編成方針を助役名で出しています。この中に、21世紀プランに盛り込まないものはだめだと言っているのですね。そうですね、助役。

そうしたら、マイカル小樽がこうなることは、21世紀プランでは予測されていないのですよ。支援したいことがあれば支援するということが、21世紀プランとの関係、助役の物すごい厳しい言葉で書いている新年度予算編成方針の中身と照らし合わせてどう理解したらいいか、説明をしてください。

それから、これは答弁漏れですが、我が党の不況打開の提言についてきちっと理解していないのではないかという指摘をしたのですけれども、答弁がありません。この点についてもお答えいただきたい。

それから、はっきりさせていただきたいのは、時限立法で2005年までの市町村合併特例法、これに手を挙げるのかどうか、ずばり答えてください。いろいろおっしゃられたけれども、何かどっちつかずに聞こえるのですよ。手を挙げるのか、挙げないのか、どっちかしかないのですから、赤井川のことばかり心配するのはいいですけれども、小樽市としてどうするのか。赤井川のことを心配するけれども、小樽市として2005年までの期限つきの手を挙げて参加するかどうか、これをはっきりお答えいただきたい。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 最初に、マイカルの情報の関係ですけれども、今、北野議員がお話しになったようなことは、私どもとしても新聞情報しかありません。それから、OBCに聞きましても詳しいことはわからないということです、情報は余りないというのが実態です。

ただ、今お話があったように、再生計画は、もしイオンさんが、今マイカルの本体の再生計画をつくるわけですから、そういった意向というものはかなり大きなものになってくる、そのことはそのとおりだと思います。

それから、21世紀プランとの関係でいきますと、今ちょっと思いましたけれども、原則的には21世紀プランにのっていないとだめです。原則論でございますので、例外はあるのだろうと思います。そのことだけで言えばですよ。

それから、我が党の見解ということですが、大変申しわけないのですが、詳しく勉強はしておりません。項目は読ませてもらいましたけれども、ただ、北野さんは一生懸命に胸を張って言いましたが、本当にいいものであれば皆さんが賛同するのだろうと思います。部分的には共鳴するところがありますが、全体としてはなかなかそのようにならないというのが現状ですから、その点は、先ほど一々見解に対するお答えはしていませんけれども、考え方を申し上げたということでございます。

それから、合併の問題で、手を挙げるかどうかははっきりせよということですが、これは、小樽だけで手を挙げてもしようがないのです。やはり、今パターンが示されている赤井川村さんと協議した中で、これは両方で手を挙げるべきだということになれば、それは、当然手を挙げなければならないのでしょうけれども、現段階ではまだそういった状況ではないということですので、ご理解を願いたいと思います。

議長（松田日出男） 北野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時42分

再開 午後3時15分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 1番、横田久俊議員。

（1番 横田久俊議員登壇）（拍手）

1番（横田久俊議員） 平成13年第4回定例会に当たりまして、自由民主党を代表して、市長、教育長及び関係理事者にご質問いたします。

まず、職員の再任用及び手当支給等に関連してお伺いいたします。

9月の第3回定例会で、基本条例といいますが、市職員の再任用に関する条例が可決されました。当初のお話では、この第4回定例会に詳細部分の条例が上程されるやに聞いておりましたが、提案は来年1月に延期されたそうであります。3定の時点では、早急に条例化をしなければ各種分野でそごが生じたり、新卒採用に影響も出てくるのお話ではなかったかと思いますが、今回、予定を変えて提案を見送った理由についてお聞かせください。

また、詳細部分で職員団体との折衝が行われていることかと思いますが、その交渉状況、さらには、再任用に関して労使間で歩み寄れない問題点があるのかについてお聞かせください。

また、3定で条例が可決された後、民間の厳しい雇用情勢を勘案してのことかと思いますが、約160事業所に対して高齢者再雇用の実態調査を行ったと聞いております。その調査結果についてお聞かせください。

今年度で退職される職員の方は55名と伺っております。これらの方々の再任用の意向について調査済みであれば、その内容についてお聞かせください。

また、仮に意向どおりに再任用された場合、新規採用はどの程度になるのか、お聞かせください。

次に、制度の具体的な内容については来年1定の提案を待ちますが、通勤手当など各種手当に関する基本のお考えは国と同様に扱う、つまり、原則として支給するとのこととあります。この手当の中に、特殊勤務手当があります。特殊勤務手当を再任用職員に支給する、しないということは別にいたしまして、現行の支給自体に疑問のあるものが見受けられます。

この特殊勤務手当は、著しく危険や不快を伴う勤務、あるいは、健康に有害な勤務や困難な勤務などに支給されております。大変なご苦勞をされる勤務に対して、給与上、特別の考慮をすることは当然であります。約60種類以上にわたる特殊な勤務とされるもののうち、市税及び国民健康保険料の賦課又は徴収についての事務に従事する勤務に手当が支給されております。市民感情から見ますと、この賦課徴収事務がなぜ著しく特殊な勤務なのかわかりません。与えられた分掌の当然の勤務としか思えないのであります。

もう一つ、職員課が主催する研修の講師として従事する勤務、これにも特殊勤務手当が支給されております。昨今、自治体が各種研修をするに当たって、勤務時間内に内外の各級公務員に講師を依頼し、報酬を支払った場合、給与の二重払いになるのではという議論が、法律論も含めて取り交わされております。他の自治体の研修に講師として参加した公務員が、交通費など実費以外の報酬を受領しない動きも各地で出てきております。北海道も、同様の手当の支給を取りやめたと聞いております。

代表的な2例を挙げましたが、これらの二つの手当についての当局のご見解をお聞かせください。

また、特殊勤務手当全体で年間どのくらいの金額が支給されているのでしょうか。さらには、給与全体に占

める比率、他都市では1%を切るところが多いようですが、本市の比率はどのくらいなのでしょう。

函館市では来年度から特殊勤務手当40項目を廃止し、年間8,500万円以上の支出削減をするそうであります。道内では、本年度、既に34の市町村がこうした特殊勤務の見直しに踏み切っております。これらの例も含めて、特殊勤務手当の内容を精査し、明らかにおかしいと思われるものについて見直すというようなことはお考えでしょうか、ご見解をお聞かせください。

次に、今回補正が組まれた港湾の管理ゲート増設についてお伺いいたします。

本年8月、小樽警察署は、小樽港を舞台にする組織的RV車窃盗事件を摘発いたしました。逮捕者は、暴力団員を含め、日本人9人、ロシア人2人の計11人に上り、さらに、ロシア人3人を現在指名手配中でございます。被害車両は数百台、被害金額は約3億円で、ほとんどが札幌市内で盗まれたものでした。

しかし、これらは氷山の一角で、このグループのほかにも暴力団員やパキスタン人のグループ数組織が暗躍しているとのことであります。また、車両本体のほかにも、盗難タイヤあるいは盗難カーコンボの密輸が多く、小樽港が密輸に甘い港というのは定説となっております。

今回、ゲートを設置することで、不審車両を船積みさせないためのハードウェア整備が整うわけであります。

しかし、ゲートは、夜間、施錠されるものの、港湾業者の事務所、倉庫などがゲートの内側にあるため、こうした業者が作業を行う際には合いかぎが必要となり、既設のゲートの合いかぎは何百本もつくられるという非常に管理が徹底されていない状態が続いていたと聞いております。中古車業者の間では、ゲートのかぎが1本5,000円前後で売買されているという、まことしやかな話まで伝わってきます。

ゲートの増設には大賛成ですが、こうしたかぎの管理について、どのようにされるおつもりでしょうか。報道では、港湾関係者にはかぎを渡さず、市が一切を管理して、必要時には職員が立ち会うとのことでした。夜間、深夜あるいは休日の対応なども出てくるかと思いますが、現実に対応は可能なのでしょうか。また、ゲートのない埠頭に深夜に移動して積み込むなどのことは考えられないのでしょうか。そうした場合は、どのように情報を収集するおつもりでしょうか。監視カメラの設置などは考えておられるのでしょうか。

新潟港では、中古車業者が、自主的な組織、港湾施設利用組合とでも言うのでしょうか、そうした組織で相互に監視措置をとっているそうであります。中古車を輸出するロシア船をゲートのある埠頭に停泊させ、通関手続が終わった車両をさくなどで囲まれた一定の場所に保管して、業者のその組合が書類と車体番号を照合します。この照合を受けた車両だけがロシア船に近づけるというシステムをとっているそうであります。本市でもこうした制度を視察しているそうですが、業者の組織づくりについてどのようなお考えをされているのでしょうか。

また、モータープールのような一時保管場所の設置について検討されているのでしょうか。されているとすれば、その時期についてお聞かせください。

年間800万人以上もの観光客が入り込む観光都市小樽に、犯罪都市の汚名は不似合いです。一刻も早い対応が望まれておりますが、いかがでしょうか。

次に、高齢者対策についてお尋ねいたします。

日本は世界で最も高齢者化の進んでいる国の一つであり、その中でも、ここ小樽市は、11月末の高齢化率が24.15%と北海道の平均約18%を大きく上回り、ひときわ高齢者が多いまちであることは、改めて私が申し上げるまでもなく、皆さん、十分ご存じのことと思われまます。こうした高齢社会に自治体がいかに対応していくか、これは、もはや避けて通ることのできない最重要課題であります。

これまで、高齢者対策といえますと、介護等を中心とする福祉あるいは医療施策が中心的に論じられてきた傾向にあります。しかしながら、介護の必要性のない方々やまだまだ健康なお年寄りが高齢者人口のかなりの割合を占めている。ある調査によりますと、元気なお年寄りは8割以上だそうでありました。

そうしたことを考えますと、行政が高齢者層に対して各種の支援やサービスを充実させることで、高齢者の社会参加が促進され、新たな地域活性化が模索されるのではないのでしょうか。その前提として考えられるのは、雇用の創出、支援を含めた、高齢者が地域の生産活動に貢献するためのシステムあるいはインフラづくりであります。さきに述べました介護を必要としない、より活動的な高齢者の方々が、どうしたら地域活性化に貢献できるのか。また、高齢者の方々の能力を地域の活性化に生かすために自治体が何をしなければならないのか、その役割が大きく期待されているところであります。

小樽は、お年寄りが多いけれども、そのお年寄りたちに活気があると言われるような施策が必要かと思えます。本市のこうした取組の概要をお知らせください。

エイジズムという造語、つくられた言葉があります。高齢者の社会的差別のことです。現代のエイジズムは、高齢人口の急増と年金や医療保険財政の逼迫の下で、高齢者を職場や家庭あるいは地域から差別的に切り離すこととなって現れています。某テレビ局の先日のニュース番組で、司会者は、現代社会をエイジズムの社会と明言し、高齢者をまるで邪魔者扱いにする風潮がはびこっていることを指摘していました。モラルの低下は目を覆うばかりですが、そういう人たちは、自分がいつか高齢者になるということを忘れていないのでしょうか。お年寄りは、人生の先輩として、尊敬すべきは尊敬し、見習うべきは見習わなければならないのですが、核家族の進行とともに、お年寄りと一緒に生活することが珍しくなった今日では、もはや当然のことが当然のようにできなくなってしまっている気がいたします。

行政が担う大きな役割は、まず、住民が、こうした高齢者差別、エイジズムの考え方を変えていくことではないのでしょうか。年齢だけを理由にした就労拒否や低賃金、当人の能力にかかわらず、退職を強制することなどがあってはなりません。行政が、住民に対して、エイジズムは誤りであることを広報活動、事業、イベントなどを通じて意識改革を図っていくべきだと思います。

小樽市は、高齢者対策の枠の中で、こうした啓蒙活動をどう位置づけているのか、これまでにどのような取組がなされたのか、その効果、この測定はなかなか容易ではないと思いますが、効果や成果はどうであったのか、また、今後どのような方向づけをしていくのか、市長のご見解をお聞かせください。

元気で生活している高齢者に対し、市町村など自治体が実際に支援している内容には、学習文化活動、健康増進活動、あるいは、スポーツ活動、趣味活動、生産就労活動などがあります。活力ある高齢社会をつくるための市町村意向調査によりますと、退職間近な高齢者に対し、退職後の生活で行政が支援する必要があるものとして、複数回答ですが、一番多いのは今後の生産就労活動で62%、以下、健康増進活動が48%、退職後の生活の変化に関する知識習得38%、社会貢献活動34%などとなっております。

こうした調査から、中高年者に対して今後推進すべき行政施策の方向が明らかになってくるのではないのでしょうか。高齢者が集まり、高齢者みんなで企画し、知恵を出し合い、そして、自分たちの責任と判断で行動する。与えられるのではなく、何かをしてもらうのではなく、そうした自発的な活動によって大きな喜びや達成感、満足感が得られ、活力ある高齢社会が築かれるのではないのでしょうか。

行政は、これまでのように事業などをおぜん立てした上で住民に参加を呼びかけるのではなく、住民自身の自主性を尊重しながら、独自に行っている社会活動を支援し、あるいは、新たな活動を始めようとする際に、

その条件整備を進める、さらには、こうした住民の意識や活動を育てていくという施策にシフトしていかなければならないと思います。

本市も多くの高齢者生きがい対策事業を推進しておりますが、果たして、このような考えに基づいたものでしょうか。まだまだ従前の事業を準備して参加を呼びかける方式の手法が中心のように思いますが、いかがでしょうか。

元気な高齢者に生きがいづくり、健康づくりを推進することは、一方では、要介護の予防につながる重要な施策であります。従前の手法も、それはそれでこの目的を果たすこととは思いますが、活力ある高齢社会創設のためには、行政の対応も変革を求められる時期と思います。市長はいかがお考えでしょうか、ご見解をお尋ねいたします。

また、今後具体的な取組をお考えであれば、そのメニューをお聞かせください。

次に、環境問題、環境浄化についてご質問いたします。

小樽市は、天神のごみ焼却場を閉鎖した後、現在すべての家庭系ごみを埋立処分しております。新焼却場の建設については、第3回定例会の我が党の代表質問で前田議員が質問しておりますが、地元町会との協議が再開し、平成15年着工に向け努力する旨のご答弁がありました。

15年着工ということは、少なくともここ数年は、現状どおり、全量埋立処分が続くものと思われま。焼却場の建設が遅れば遅れるほど、最終処分場が短命に終わることになるわけでありま。ごみ減量化の必要性が、これまでも増して大きくクローズアップされるのでありま。

ごみ減量化を図るために、市は資源物のリサイクルを促進してはありますが、施設や処分能力にも限界があり、現実にペットボトルなどは回収しても十分な処理ができない状態であると聞いてありま。こうした現状を見ますと、水俣市のように21分別という思い切った分別収集等に挑戦するようなことがない限り、家庭からのごみ減量化は今以上にはなかなか進展しづらいのではないかと考えられま。

それでは、どうすればごみの減量化ができるのか。そのためには、大きな比率を占める家庭系ごみ、特に生ごみをいかに減量するかが急務と考えられま。また、公的施設や業務用施設から排出される生ごみについても、その処分・処理方法をいま一度検討することが必要と思ひまが、いかがでしょうか。

ごみ減量化という大きな流れの中で、ここ数年、家電業界では、家電の新三種の神器の一つとして、家庭用の生ごみ処理機の売上げが、少しずつではありますが、伸びていると聞いてありま。自分のごみは自分で処理するという意識が強まり、各家庭に普及の兆しが見えてきているのかと考えられま。処理機には、微生物を利用して生ごみを分解し、減容するバイオ方式、電気を利用して生ごみを乾燥する乾燥方式、機械的な破碎機構により生ごみを破碎する破碎方式等があります。いずれも六、七万円程度のものがよく出ているそうでありま。バイオ方式はごみを10分の1に、乾燥方式は7分の1に減量させる効果があるそうでありま。

近年、家庭用ごみ処理機購入に際し、購入費の一部を助成する自治体が増えてありま。昨年10月の調査では、全国3,252自治体のうち、何らかの助成措置が講じられているところは約半数の1,635件もありま。北海道を見ますと、既に助成措置が確立されている、あるいは、助成の予定があるという自治体は、212自治体中42自治体、19.8%でありま。現時点では、さらに増えて64自治体とも聞いてありま。

助成額は、自治体によってばらつきはありますが、上限でおおむね2万円から3万円、多いところでは京極町の15万円、室蘭、蘭越、岩内の5万円、上砂川の4万円などがあります。また、助成方法も、購入額の2分の1助成が大半ですが、中には、購入金額にかかわらず、一律助成するものや、蘭越町のように5分の4の助

成というところもあります。

稚内市は、今年10月にごみ処理機の市民モニターを募集し、9台を無料貸与してアンケートをとり、助成制度を検討しているそうであります。また、今年から助成制度を始めた釧路市では、受付日から2日間で70件の申請が殺到し、その後、わずかの期間で当初予定の100件に達して助成を締め切っております。倶知安町学校給食センターでは、野菜の切りくずや食べ残しなど、1日平均70キロの生ごみが出ておりました。以前はすべて焼却処分していたのですが、昨年11月に生ごみ処理機を導入して堆肥づくりを始め、年間12トンの生ごみから3トンほどの堆肥をつくって、農家に配布したり学校の花壇で利用するなどして、食べ残しの多さを子供たちに教えるとともに、生ごみのリサイクルについて学びきっかけとしているそうであります。

小樽市としても、ごみ減量に対する市民への啓発と意識の高揚、そして、実際にごみが減量されることを目的として、処理機購入に際し、補助金なり助成金なりの制度の確立に向けて、早急に検討すべきではないでしょうか。より多くの家庭でごみ処理機を購入できるように便宜を図ることは、もちろん市民サービスの一環でもありますし、処理機の普及に積極的に取り組むことで最終処分場延命を視野に入れることも行政の大事な責務と考えますが、市長のご見解をお聞かせ願います。

次も、環境問題です。

本年4月に、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆるグリーン購入法が施行されました。これにより、国などの各級機関は、国が定める基本方針に即して、毎年度、環境物品等の調達方針の作成、調達、そして公表が義務づけられました。地方公共団体については、この調達方針を作成し、それに基づいて調達を行うことが努力義務とされました。

北海道も、これを受け、道における環境物品等の調達にかかわる基本方針である北海道グリーン購入基本方針を定め、8月6日に施行するとともに、この基本方針に基づき、平成13年度に重点的に調達を推進する環境物品等の種類とその選択にかかわる判断基準等を平成13年度環境物品等調達方針として決めました。基本方針では、道、道教委、道警など道のすべての機関が、今後物品購入を行う際、あるいは、物品を借受け又はサービスの提供を受ける場合などには、価格や品質、利便性、デザイン、これらのほかに環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択して使用することを指示しております。また、判断基準を定めた調達方針では、9項目96品目にわたってその判断基準、配慮事項を明記し、品目ごとの調達目標を定めていますが、96品目のうち、蛍光管と、公共工事を除く84品目の調達目標が100%となっております。これは、特定品目の物品調達のほとんどすべてを環境に優しいグリーン購入にするという画期的な方針で、道の環境に対する並々ならぬ意気込みが感じられます。

こうした動きに合わせて、釧路市では、11月からこのグリーン購入を導入し、3カ月ごとに実績を公表して、企業や市民に同様な物品の利用を呼びかけるとしてあります。当面、契約管財課で一括購入している11分野86品目をグリーン購入の指定調達品目とし、年度ごとに調達方針を策定して物品を購入するそうであります。市長部局だけでなく、直接、物品を購入する学校や市立病院にも適用することとしてあります。

また、4月以降、登別市、釧路管内厚岸町、後志管内神恵内村などでも購入方針を策定しております。自治体がこうした姿勢を明確にすることで、企業や商店、あるいは一般市民にグリーン商品を扱う意識が広がることを期待できます。

そもそもこのグリーン購入の目的は、一般家庭や事業者などが物品を購入するに当たって、グリーン購入を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることであります。そのこと

によって、将来の国民の健康で文化的な生活を確保するのが最終的でありますから、当然のように、地方自治体はその牽引役とならなければなりません。市は、市民や市内の企業などがグリーン購入を促進するために、その啓発に努めるなど、必要な環境づくりに配慮しなければなりません。そのためには、まず、本市がグリーン購入の見本を示すことが最大の普及啓蒙活動となるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

第1点は、現在の本市のグリーン購入の状況、いわゆるどの程度環境に配慮した物品購入を行っているのか、その現状をお聞かせください。

紙、文具類、機器類、OA機器、家電製品、照明、自動車などの品目別をお願いいたします。

第2点は、法律が施行されてから9カ月が経過していますが、この法第4条の「地方公共団体は、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする」とのいわゆる努力義務をどのように認識し、今後どのように実践していくお考えでしょうか。本市独自の調達方針の作成などについても、お考えをお聞かせください。

第3点は、グリーン購入の普及・促進活動をどのように進めていくお考えでしょうか。

例えば、国や道と連携してのフォーラムなどの開催、市民消費者団体との連携、企業向け研修セミナーの開催、学校でのグリーン購入の教育などが考えられますが、本市としてどのような施策をお考えでしょうか。

議会のご答弁では、他都市の状況を見ながらという言葉がよく聞かれます。このグリーン購入法は、まだ4自治体ほどでしか実施されていません。他都市の状況を見ていると、本市が導入するのは何年も後になることでしょうか。時には、他都市に先駆けて環境浄化に取り組んでみるのはいかがでしょうか。物品の購入単価は多少高くなるかもしれませんが、現状より特別に大きな予算が必要ということもないと思います。いかがお考えでしょうか。

最後に、教育委員会にお尋ねいたします。

道議会第3回定例会で、教職員の人事異動に関する件が取り上げられました。要旨は、後志教育局管内、とりわけ小樽市内の教職員人事が極めて停滞しているというものでした。その実態について、我が党の道議から資料を入手いたしました。それを見て、余りの停滞ぶりに驚きました。6年間、同一地で勤務すると異動対象者となるそうですが、今年の5月1日現在の調査では、小樽市内の546人の教職員のうち、6年以上、小樽市内で勤務している教員は77%に当たる418人、その中でも、15年以上の教職員は34%の185人、20年以上の教職員は26%の140人もいるとのことであります。

異動対象者が全教職員の8割近くもいて、3人に1人は15年以上、4人に1人は20年以上、小樽に勤務しているというのは甚だ異常かと思われ。小樽市から郡部への異動が円滑に行われていない状況ではないのでしょうか。

ちなみに、本年度、小樽から郡部へ異動した教職員は小学校3人、中学校2人の計5人であり、546人中5人、1%にも満たない数字であり、郡部との交流が極めて滞っていることが明らかであります。小樽から郡部への異動がないということは、当然ながら、小樽勤務を希望する郡部の教職員が小樽へ転動できないということになるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

第1点目は、後志管内小中学校教職員人事異動実施要領が制定されていると思いますが、ここに規定されている異動基準、異動上の留意点について説明をお願いいたします。

第2点目は、これまで説明させていただきましたように、子どもは市内の教職員人事が極めて停滞していると感じておりますが、教育長はどうお考えなのでしょうか。もし停滞しているとお考えなら、その理由をどう分析されているのか、お聞かせください。

第3点目、現行の人事異動のシステム、つまり異動の仕組みはどのようになっているのでしょうか。異動の発令は道教委なのでしょうが、市町村教委は異動にどのようにかかわっているのでしょうか。異動対象者本人の意思も勘案されていることと思いますが、その度合いはどの程度なのでしょうか。個人的な特殊事情がある教職員もおられることと思いますが、どのようにしてそうした身上、実態を把握されているのか。転勤を拒否する意思表示を受けた教育委員会は、どのような対応をなされているのか。また、異動に関して、教職員組合の意向はどの程度反映されているのか、お聞かせください。

第4点目は、既に来年度の人事作業に入っていることと思われませんが、こうした人事停滞を解消するために、今回はどのような手法で臨むお考えなのでしょうか、お答えください。

次に、国旗・国歌について何点かお尋ねいたします。

前回の第3回定例会で、我が党の小林議員がこの問題についてお尋ねしたところでありますが、依然として国旗・国歌問題が何ら改善されずに、不正常な状態が続いていると伺っております。

学習指導要領では、日常の授業の中で国旗・国歌の指導をすることが規定されていますが、一向に指導が実施されていないようであります。いまだに小樽の子供たちは国旗・国歌を知らずに育っているのです。各校長は、こうした状況を改善しようと、指導計画に基づいて実施するように、教職員に対し何回も指導を繰り返し、最後は、指導しても無視され続けているようであります。公立の学校で、学習指導要領を無視し、校長の指示に従わない実態がなぜこうまで続くのでありましょくか。今年の卒業式、入学式で国旗を掲揚する学校が増えたことから、小樽も改善に向かい出したかとの判断もあったようですが、これは誤りであります。小樽の児童・生徒は、不幸にも、一人も指導を受けていないのであります。

そこで、まずお伺いいたしますが、学校現場での国旗・国歌の指導実態について、教育委員会はどのようにその実態を把握されているのでしょうか。指導している学校はあるのか、ないのか、あるとすれば、その学校数をお答えください。

また、指導していない学校がある場合、学習指導要領あるいは校長の指示が無視されていることになるわけですが、この実態を教育長はどうお考えでしょうか。そして、どのように改善しようとお考えなのか、具体策をお聞かせください。

教育委員会は、議会で国旗・国歌問題が出るたびに、校長会で指導している、校長会でより徹底するように努めるなどと繰り返してきました。実際に、校長会では、学習指導要領に基づいて実施してほしい、混乱を起こさないようにしてほしいと、毎年、繰り返して指導されているようであります。

しかし、長年こうした繰り返しを続けているにもかかわらず、事態は何も変わっていません。これは、教育長が一番おわかりのことかと思えます。校長は、教育委員会の指導に基づいて、それこそ教職員に懸命に指導し、中には、変な話ですが、頭を下げてお願いしながら実施を目指しているのです。しかし、実際に授業を行う教職員が無視することによって、実施されてはおりません。

教育委員会は、校長会への指導もさることながら、教職員団体にこそ、学習指導要領に基づいて実施するのが当然であろう、教育公務員としての自覚を強めてほしい、ルールのある話し合いをしてほしいと働きかけてください。校長室での監禁同然の話し合いなどは、ルールを全く無視したものです。そうしたことがないよう、強

い姿勢で働きかけることが必要ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

今年の卒業式直前に教職員団体と交わした5項目、これは、教職員団体へのそうした働きかけということに逆行するものではないかと思いますが、今回限りのものなのか、あるいは、来年以降も生きるものなのでしょうか。さらには、来年の卒業式、入学式に向けて、どのようにこうした問題解決に取り組むお考えでしょうか。職務命令の発出なども含めて、方針をお答えください。

我が党は、教職員団体の純粋な労働運動を否定する気は毛頭ありませんが、やはり、社会通念上、おかしいと思われることは勇気を持って改善していただきたいと思っております。過去何十年も前に結ばれた協定を金科玉条のように守り抜くのではなく、時代の流れに応じて柔軟な対応をされてこそ、道民、市民の賛同を得られる労働運動になるのではないのでしょうか。

北教組は常に子供のためにということをおっしゃっておられますが、国旗・国歌を教えないことが子供たちのためになるのだと思えば、それはとんでもない思い上がりであります。教えてほしいと思っている子供たちにはどう説明するのでしょうか。自分たちの気に食わないことはルールを無視してでも反対しなさい、実力で阻止しなさいと教えていることにならないのでしょうか。子供たちが学ぶ権利を享受できるように、教育長、教育委員会の強いリーダーシップを期待します。

以上、再質問はいたしませんので、明確な、そして前向きなご答弁がなされるようお願いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

市長(山田勝磨) 横田議員のご質問にお答えいたします。

最初に、職員の再任用について何点かお尋ねがありました。

初めに、今回、再任用関連条例を先送りした理由についてであります。さきの第3回定例会の中で市内企業の実態などについてご指摘がありましたので、市内企業 155社に対し、雇用延長や再雇用の状況、給料、手当など再雇用の実態の調査を行いました。それらの取りまとめと分析に予想以上の時間を要したために今回提案できなかったものであり、来年の第1回定例会には提案したいと考えております。

次に、職員団体との交渉状況等についてであります。国家公務員の再任用制度に準じて、勤務時間や給料、手当などについての市の原案を第3回定例会前に職員組合に一度提案し、再任用に関する条例の可決後も2回の交渉を持っております。交渉の中では、議会での指摘事項などについて説明するとともに、市内の企業に対する実態調査後、改めて提案することにしておりますが、交渉に当たりましては、今後、給料及び諸手当の額について調整が必要であると考えております。

次に、事業所に対する調査結果についてであります。平成12年度の労働実態調査の中で、雇用延長や再雇用制度を導入している 155社に対し、勤務時間や給料について照会したところ、131社から回答がありました。そのうち有効回答が101社で、この内訳は、フルタイムの雇用が79社、短時間の雇用が22社となっております。

なお、回答内容の概要についてであります。パートを除く平均従業員数では67.3人で再雇用等の平均人数は3人、週の平均勤務日数は5.6日です。

次に、給与、手当についてであります。短時間勤務を導入している事業所についてはそれぞれさまざまな

形態となっていることから、フルタイムを導入している事業所について平均値を求めたところ、まず、給料については、有額回答があった69事業所の平均は月額22万130円となっております。また、手当については、支給している事業所にばらつきはありますが、夏期・冬期手当は53事業所で支給しており、そのうち35の事業所では平均3.38カ月分となっており、通勤手当は62事業所、燃料手当は46事業所、住居手当は22事業所、扶養手当は21事業所でそれぞれ支給している状況となっております。

次に、退職者の意向調査についてであります。今年度の定年退職者は全体で55名おりますが、その中には、現在のところ、再任用制度が適用されない消防職員などが含まれておりますので、再任用の対象は51名となっております。

なお、先般、再任用の意向の有無を調査しましたところ、現在のところ31名が希望を申し出ております。

次に、再任用後の新規採用についてであります。現在、再任用者の配置先や組織の見直しを検討しており、採用者数は確定しておりませんが、組織の活性化のためには新規採用者の確保は必要なことと考えておりますので、可能な限り新規採用を行ってまいりたいと考えております。

次に、特殊勤務手当について何点かのご質問がございましたが、まず、賦課徴収業務に対する手当についてであります。国におきましては、この業務に携わる職員は税務職員として一般行政職とは異なった高い給料表に位置づけられていることもあり、また、賦課徴収業務の特殊性、困難性を考慮してほとんどの自治体で支給されており、本市においても支給しているものであります。

次に、研修の講師に対する手当についてであります。講師となる職員が講義のために必要な調査や準備を行うために支給しているものであります。

次に、特殊勤務手当の年間の額と給与に占める割合についてであります。普通会計ベースで約8,440万円、給与に占める割合は1.7%となっております。

次に、特殊勤務手当の見直しについてであります。行政改革の実施計画の中で給与制度等の見直しを実施項目として取り上げられており、その中で、特殊勤務手当の見直しについては庁内検討委員会を設置し検討してまいりましたので、その検討結果に基づき、職員団体とも協議し、見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、港湾の管理の問題でありますけれども、今回のゲートの増設に伴うかぎの管理についてであります。今回のゲートの設置場所は、極力、岸壁に近い位置とする予定であり、夜間のゲート閉鎖が業務上支障となる企業は従前より大幅に減る見込みであります。現在、それらの関係企業と協議を重ねておりますが、かぎの管理については業務委託の方向で検討を進めております。

また、他の埠頭への不審船の移動については、今まで例はありませんでしたが、そうした行動も考えられますので、税関や警察など関係機関と協議をし、その対策について検討してまいりたいと考えております。

また、監視カメラにつきましては、既に関係機関で主要な場所に設置しているところであります。

次に、自主管理組織の結成でありますけれども、お尋ねの新潟港施設利用組合は、中古車の不正輸出防止の観点から、地元の中古車業者などを中心として結成したもので、通関手続を行う中古車置場の管理運営を行っていること承知しております。

本市といたしましても、従来より中古車の積み込み場所と一時保管場所について検討しており、国等の支援を求めながら来年度中の実施に向け努力してまいりたいと考えております。

あわせて、新潟港にありますような組織の結成についても検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、当面は今回の補正予算をお願いしておりますが、対策の実効性が上がるよう最大限の努力をしながら、本市のイメージアップが図られるよう、港湾秩序の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者対策について何点かお尋ねがありました。

初めに、健康な高齢者の能力を生かした地域の活性化を図るといご提言につきましては、私としても賛成であります。

本格的な高齢化社会を迎え、豊かな経験や知識を生かし、生きがいのある生活を送ることができるよう、地域活動への参加や就業機会の確保など、みずからが社会参加できる仕組みづくりが大切であると考えております。

市といたしましても、21世紀プランの中に重点プログラムとして長寿はつらつプログラムに位置づけし、諸施策を取り組んでいるところであります。老人クラブやシルバー人材センターへの助成、起業化する高齢者などに対する新産業創出のための支援、高齢者と高校生の世代を超えた交流や老荘大学及び各種のスポーツ教室や大会の開催など、生きがいと健康づくり事業を進めているところであります。

次に、エイジズムについてであります。高齢者に対する偏見や社会的差別は、あってはならないことでもあります。本市が、道内主要都市に先駆けて、本格的な高齢社会を迎えるに当たり、高齢社会に対する市民意識の高揚を図るため、平成10年に制定した小樽市はつらつ長寿憲章の中で、人としての尊厳の大切さと基本的人権の尊重や高齢者への感謝と敬愛などについてうたっており、広報紙への掲載や公共施設などに憲章額を掲示してきているところであります。

なお、その効果については測ることはできませんが、今後ともいろいろな機会を通して啓発活動を行ってまいりますほか、新たな事業についても検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の自主的な社会活動についてであります。各種の社会活動促進事業の実施に当たっては、高齢者の自主的な活動を促し、これを尊重して行っているものであります。例を挙げますと、子育て支援センターでは、若い母親の子育て不安に対する地域のお年寄りによるアドバイス、老人クラブ会員による昔遊びなどを通した子供との触合い、また、独居老人等の安否を確認する友愛訪問、道路や公園などの公共の場の花壇づくりなどを行っており、市としても側面から支援しているところであります。

今後とも、ご提言の趣旨も踏まえ、高齢者の自主的な活動を誘導し、市としてもその支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、生ごみ処理についてであります。初めに、公的施設や業務用施設から排出される生ごみの処分・処理方法についてであります。本年5月、施行された食品リサイクル法においては、食品関連業者に食品廃棄物の抑制、減量、再生利用の責務が課せられており、事業者みずからが処理する責任があります。

しかしながら、事業所の大部分の生ごみが市の埋立地で埋立処分されているのが現状でありますので、生ごみの減量や再生利用に係る肥料化や飼料化などの具体的処理について検討していかなければならないと考えております。

次に、生ごみ処理機の普及についてであります。現状における限られた資源の中で、生ごみばかりでなく、すべての廃棄物の有効利用を図ることは、循環型社会を形成する上で大変重要なことと認識しております。

また、生ごみ処理機に係る助成金制度についてであります。家庭用生ごみ処理機は、近年、技術開発が進められていることもあり、さきに実施している自治体の状況によりますと、生ごみ処理機の導入は、ごみ減量

化となっている反面、肥料の有効利用の問題や処理経費がかかること、悪臭がするなどの声も出てきている状況であります。

現在、本市における市民ルール推進会議の中でも議論されており、今年度中に提言を出される予定でありますので、そうした提言などを踏まえて検討してもらいたいと考えております。

次に、グリーン購入法について何点かご質問がありました。

初めに、本市におけるグリーン購入の状況についてであります。平成12年度の集中購買による契約管財課発注の購入額の割合で申し上げますと、起案用紙など印刷物では81.8%、コピー用紙など紙類では100%、その他文具類では30.6%となっております。その他のOA機器や自動車などの購入につきましては、今のところ、グリーン購入には至っておりません。

次に、努力義務の認識などについてありますが、グリーン購入については、地球温暖化対策の一環として推進していくものと考え、本年6月、他市に先駆けて策定した小樽市温暖化対策推進実行計画の中に盛り込み、日常業務に関する率先行動の事務用品の項で環境配慮製品の購入を掲げております。今後は、環境配慮製品の購入の促進と調達方針の策定について、実行計画策定会議の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、普及促進活動についてであります。本市では、グリーン購入を含め、市民1人ひとりの環境配慮行動をまとめた環境にやさしい小樽市民ルールを昨年12月に策定しており、本年8月には、各種団体推薦や市民公募の推進員20名から成る市民ルール推進委員会を設け、年度内にはグリーン購入を含めた普及啓発手法のご提言をいただくことになっております。また、フォーラムやセミナーの開催については、講師派遣制度を活用し、市民団体と本市の共催により、多くの市民、事業者に参加いただくような施策を展開しており、今後その方向で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 横田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、後志管内の人事異動実施要領についてですが、管内を北後志、南後志、小樽市などの5ブロックに区分するとともに、所在地に応じ、原則として市及び町役場所在地をA群とし、それ以外の学校をB群、C群、D群の4群に区分し、さらに、基準勤務年数につきましては、ABC群の学校はそれぞれ6年、D群の学校については3年と定め、この基準勤務年数以上の者や、新規採用者で同一勤務が6年以上の者などにつきまして異動対象としているところであります。また、異動上の留意点としては、教員としての在職期間中に管内のさまざまな地域の学校を経験することが望ましいこととしております。

次に、教職員人事についてですが、小樽市内から郡部への異動は、ご指摘のとおり、円滑に行われていない状況にあります。その理由として、ここ数年、後志管内における児童・生徒数の減少に伴い、例年、教職員定数の減少により過員が生じてまいりましたことや、1校当たりの教員数が10人以下の小規模校が多く、小樽市からの円滑な異動計画の作成が難しい状況にあり、また、後志から小樽市に異動した教員は小学校18人、中学校14人の計32人となっており、小樽市から郡部への5人と対比的な状況となっております。

ご指摘の人事の停滞は好ましくありませんので、今後は、さらに幅広い人事交流のため、後志教育局に要請してまいりたいと考えております。

次に、人事異動の仕組みについてですが、北海道教育委員会が昭和53年に策定した「北海道公立学校教職員

人事異動要綱」などにに基づき、例年、後志教育局から次年度の人事異動関係書類として学校職員調書、学校職員個人調書等が送付され、個々の教職員が個人調書に所有免許状、家族の状況、歴任校、健康状態、異動希望の有無及び異動できない理由などを記入いたします。教育委員会提出の際、各学校長が個々の教職員について校長の意見を付すこととなっております。その後、後志教育局長が各学校長及び教頭と面談を行うほか、市教委においても同様に面談を行い、免許教科に基づく教員配置や年齢構成の均衡など、個々の学校事情を十分聴取し、具体的な異動計画を作成し、教育局に内申いたします。

なお、異動対象年数に達している教員が異動を希望しない場合は、異動できない理由などについて学校長からさらに詳しい事情等を聞きながら異動内申に努めております。

また、教職員組合からは、在勤年数に達したことを理由に機械的な異動をしないよう毎年申入れが来ております。

これからも、学校をより一層活性化するために、教職員の深みのある幅広い経験は必要なものと考えており、定期人事異動に際しては、校長内申を重視し、後志教育局と連携を密にしながら作業を進めてまいります。

次に、各学校における国旗・国歌の指導実態についてですが、小学校では社会科において、中学校では社会科公民分野において、全校で指導されております。

しかし、音楽科における国歌の指導については、学習指導要領に基づいた指導が十分行われていない実態にあることから、音楽科の指導が計画的に行われる3月には、音楽科の中で国歌の歌唱指導が確実に実施されるようさらに指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、教職員団体に対する教育委員会の対応についてですが、本年は卒業式の不適切な行動があったことから、卒業式後の3月20日に、さらに入学式後の4月17日にも、小樽市支部に対し強く抗議を申し入れております。また、国旗降旗等にかかわり訓戒措置を行った9月にも、再度、所属組合員の行為について強く反省を求めるとともに、今後、係る行為のないよう申し入れるなど、いずれも文書をもって不適切な行為を行うことにならないよう強く注意と抗議を行っております。

最後に、今年の卒業式前に教職員団体と交わした5項目についてですが、このことについては、これまでの指導内容について改めて確認し、教職員が国旗掲揚・国歌斉唱の意義を踏まえ、卒業式、入学式において学習指導要領に基づき適切な実施を図るために話し合った内容であります。結果として国旗の降旗等の行為が生じたことから、今後の卒業式、入学式については、本年はさらに実効の上がるよう校長会とも連携を図り、より強い指導を行ってまいりたいと考えております。

また、今後、年明けには卒業式、入学式の対応について各学校の取組も始まりますので、年内に道教委の見解や校長会の意見などをまとめ、教育委員会として、具体的な指導内容についてさらに検討し、各学校への指導を深めてまいります。

以上であります。

議長（松田日出男） 横田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時12分

再開 午後4時35分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 9番、大島護議員。

（9番 大島 護議員登壇）（拍手）

9番（大島 護議員） 平成13年第4回定例会に当たり、市民クラブを代表し、質問いたします。

初めに、平成14年度予算編成方針についてお尋ねいたします。

平成14年度予算編成方針に当たり、基本方針が示されました。国においては、いわゆる「骨太の方針」を決定し、構造改革に向けた種々の施策がその実現に向けて動き始めており、地方財政計画における地方歳出の抑制や地方交付税における事業費補正の見直しが始まるなど、地方財政への影響は必急であると述べられておりますが、国の方針によって、本市の来年度予算における影響をどのように考えているのか、お示してください。

また、本市の財政状況は、今年度に入り、市税収入が納税義務者の減少や景気低迷の影響を受けて、前年度を大きく下回り、また、普通交付税が当初見込みを大きく下回るなど、13年度決算では大幅な収入不足が見込まれると述べられておりますが、納税義務者の減少数と普通交付税などの影響額を、現状、どのように見込んでいるのか、あわせてお尋ねいたします。

また、本日、追加提案されました議案第22号小樽市特別職に属する職員の給与条例等の一部を改正する条例案及び議案第24号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案が可決されると、本市における影響額はそれぞれどのようになるのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、議案説明についてであります。

本定例議会において数々の議案が提案されており、私たち市民クラブは、去る21日、議案の説明を受けました。その際、追加上程された議案第26号公有水面埋立てについて添付されていた別紙図面は、工事内容とは一致せず、余りにも大ざっぱで誤解を招く資料であることがわかりました。このような資料については、配布する以前に十分にチェックし、適正な資料に差しかえるよう原課に指導すべきだったと思うのでありますが、いかがですか、お答えください。

また、原部原課から提出された議案添付資料など、どこでどのように整理、検討されて議会に配布されるのか、その責任はどこにあるのかもお尋ねいたします。

次に、マイカルについてお尋ねいたします。

小樽築港駅周辺地区再開発から現在まで、本地区は、旧国鉄小樽築港駅の貨物ヤード跡地で、昭和55年、築港駅の貨物ヤード機能が廃止された土地であります。昭和62年には、国鉄の分割・民営化に伴い、貨物ヤード跡地約22ヘクタールが国鉄清算事業団の所有となりました。同地区は、函館本線に接し、また、国道5号や道道小樽港線などに接しており、札幌自動車道を通じて道央圏との交通アクセスが良好であり、既に、同隣接地に小樽港における親水空間の一つとなっている小樽港マリーナや石原裕次郎記念館などがオープンしており、将来性豊かな地区となっていたのであります。こうしたことから、本市にとっては残された貴重な大規模平坦地の有効活用を図っていくことが今後の課題となつたのであります。

この跡地再開発について、さまざまな調査、再開発まちづくり構想計画の策定、土地利用計画の実現、小樽築港駅周辺整備基本計画の策定、基盤整備、法的手続、民間開発等が提案され、議会などで論議され、平成11年3月、マイカル小樽がオープンしたのであります。

築港地区の再開発に向けて、今日までの経過を述べましたが、項目別に主な内容についてお尋ねいたします。

また、この地区の再開発により、就業者数約3,000人を想定とあり、市長は議会答弁でたびたび雇用3,000人の確保が必要と言われておりますが、その就業者実態についてどのように把握しているのか、お尋ねいたしま

す。

また、定住人口5,000人を想定していたが、現在の状況はどのようになっていますか。

また、この地区にはさまざまな企業や機関が進出しましたが、現在の状況についても、あわせてお尋ねいたします。

次に、企画部の築港関連担当副参事席の設置についてお尋ねいたします。

マイカル小樽がオープンして約2年6カ月でマイカル本体が破たんし、関連して小樽ベイシティも破たんしたことは、関係者は言うに及ばず、小樽市民にも大きなショックを与えました。

しかし、ちまたでは、早い時期からマイカル本体の経営危機が予測され、いずれマイカル小樽にもその影響が及ぶと商業関係者の間では話題になっていたのも事実でありました。

一方、小樽市のマイカルに関する情報量の不足や収集体制にまずさがあるのではないかと指摘をされました。役所の機構として、人事異動で担当部局が変われば、以前に担当していたところについてはかかわることができないものと思っていたのでありますが、お尋ねいたします。

このたび、企画部内に新たに設置が決まった築港関連担当副参事、土木部次長兼務の人事については、その責務が明確に位置づけされたことは評価をするものであります。築港関連担当副参事席を新設した目的とその役目についてお尋ねいたします。

次に、漁港の管理について何点かお尋ねいたします。

小樽市に点在する忍路、塩谷、祝津、高島などの各漁港については、毎年、多額の税金を投入し、改修・改良、施設の整備など工事が施工されております。その漁港の管理者は北海道であることは、百も承知しております。

しかし、近年、北海道漁港管理条例などの改正により、その管理権の一部が小樽市に移譲されておりますが、その目的と内容についてお尋ねいたします。

また、各漁港では、未解決の課題を数々抱えていると思うのでありますが、それぞれどのような問題点があるのか、主なものについてお尋ねいたします。

さらに、権限移譲に当たって、小樽市は、道との問題解決の交渉をどのように進める考えなのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、高島漁港区についてお尋ねいたします。

高島漁港区の埋立地が、長年にわたり、漁業関連業者によって不法に占拠、使用されている事実に対し、正式に手続をしていただき、適正な使用料を請求すべきであると私は本会議や委員会を通じ、また、担当者にも直接お話をしてまいりました。その中で、管理体制に問題ありとの指摘もしてきたところであります。

先日、関係業者が判明し、一部を残し、正式に使用許可を出したと聞きましたが、その内容について、業者数、面積、使用料などはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、小樽観光について何点かお尋ねいたします。

最近の状況について。

去る11月14日から2泊3日の行程で、経済常任委員会は、大阪、神戸、和歌山の各市の関係施設を視察してまいりました。そんな旅先の旅行代理店や駅などで北海道観光ツアーのパンフレットが目を引きました。募集案内には、宿泊コース、二、三時間の小樽観光を含めたコースなど、必ずと言ってよいほど、漢字の「小樽」、平仮名の「おたる」が組み込まれており、小樽観光の人気のいったんをかいま見ることができたのであります。

しかし、どこの観光地も同じであろうと思いますが、そのまちに宿泊することによって経済効果もさらにアップするのであります。

本市は、10年くらい前までは、小樽に泊まりたくても宿がないという状況でありましたが、ここ数年間に、市内を中心にホテルが新築されております。現在、1日当たりどのぐらいの宿泊数が可能ですか、お尋ねいたします。

また、ここ数年、観光客の宿泊率はどのように推移しているのか、お尋ねします。

幸い、本市においては、観光資源は多種多彩であり、例年の観光客入込み数その事実を証明しておりますが、反面、課題も指摘されているところでもあります。それらをどのようにとらえておりますか。行政や関係団体が一体となって、それらの問題解決のためにさらなる努力を願うものでありますが、現状、取組はどうなっていますか、お尋ねいたします。

次に、市長の30秒間PRと祝津観光についてお尋ねいたします。

市長は、去る8月24日、HTBテレビ番組「夕方Don! Don!」に生出演をし、ミス小樽とともに、30秒間で小樽のPRをされておりました。広報メモで市長が出演することをあらかじめ知っていた私は、当日、関心と興味を持ってテレビにかじりついて、まだか、まだかと家族と一緒に市長の出番を待ちました。出た、あっ、終わった。一緒に見ていたみんなの素直な感想であります。

たった30秒、しかし30秒、しかも待たなしの生出演、市長の小樽観光に対する思いが凝縮されて、熱の入ったあの30秒のPRの言葉になったのだと感じていた次第であります。

生出演PRに対する市長のご感想を一言お聞かせください。

また、先般、小樽観光を滞在型への目的から、隠れた新たなスポットを、市民はじめ、広く内外の多くの方々々に推薦を呼びかけるとの件であります。応募期間は来年3月末までとしており、まだまだ日数は経過していませんが、現在のところ、反応はどのような現状なのか、お尋ねいたします。

市長は、先ほどのPRの中で、山あり、海あり、祝津から赤岩、オタモイまでの自然探勝路を紹介しておりましたが、私も全く同感であります。これらの場所こそが小樽最大の隠れたスポットであると確信をしており、もっとPRをする必要があると思っていますのでありますがいかがですか、市長のご所見をお尋ねいたします。

また、一方、登山口である祝津では、祝津観光の活性化を進める機運が地域に芽生えてきたところでもあります。何とかしたいと思う共通の意識を持つ有志によって、去る11月24日、地域性と景観の活用、民謡と海岸景観の活用をテーマに、初めて説明会と懇親会が持たれ、小さな一歩を踏み出し、参加者一同、意を新たにしているところでもあります。

ご承知のように、この地域には、おたる水族館を核に、旧青山別邸、ホテル天望閣、鯨御殿、日和山灯台、祝津マリーナ、郷土料理店、民宿、食堂、豊井浜海水浴場などが立地し、そして、何よりも変化に富んだ素晴らしい景観がここにあります。市長の30秒の小樽PRの内容は、今、祝津観光の活性化に取り組もうとして準備をしている関係者にとって、自信と勇気を与えてくれた応援歌であり、高く評価をしています。活動とともに、市の適正な指導、助言を大いに期待するところでもあります。市長のご所見をお聞かせください。

次に、朝里川温泉についてであります。

道道小樽定山溪線は、これまで、冬期間の約6カ月間、通行禁止になっておりましたが、道路改良により、一部冬期間の夜行通行制限はあるものの、平成12年、念願の通年開通が可能になったことは、朝里川温泉街の方々には言うに及ばず、小樽市民、関連業界団体の方々への大きな喜びであり、小樽観光にとってもはかり知れ

ない恩恵があることと期待をしているところであります。

一方、朝里川温泉街を中心に、地域住民が一体となって、地域の活性化に取り組み、活動している姿は、多くの市民も承知をしているところであります。また、朝里川温泉街の新しいネーミングを広く市民に求め、その結果、「ゆらぎの里」と新たに命名されました。昨今、多彩なイベントも企画、運営され、にぎわいを見せているところでありますが、朝里川温泉街のスキー客も含めて、ここ数年の観光客の入込数と宿泊客数はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

次に、3号井についてお尋ねいたします。

本年度当初予算において、朝里地区地熱開発施設整備事業費1億3,000万円が計上され、新しい泉源調査、掘削深度750メートル予定の3号井の試掘、ボーリング調査が終わりました。当初の予定では、2号井並みの性能、すなわち、湯量については毎分105リットル、温度40度程度を期待していたようですが、結果、湯量は毎分30リットル、温度は53度、泉質については、1号、2号井とは違い、弱アルカリ性低張性高温泉という分析であります。温度については問題がないと思いますが、この湯量ではボーリングは当初の目的が全く達成されないと言わざるを得ません。

今回、ボーリング場所は、小樽市側の限られた敷地での検討であり、掘削調査と聞きます。朝里川温泉街の将来を展望したとき、温泉を枯渇させることはできません。新しい泉源調査は、朝里川温泉街地域全体を視野に入れた中で、可能な限り広い地域を対象に泉源探査を続行すべきと思うのでありますがいかがですか、市長のご所見をお聞かせください。

最後に、水道配水管整備事業について何点かお尋ねいたします。

水道局は、本年度当初予算額4億円を計上し、市民の生活と健康の安全を守るため、赤水解消対策に取り組み、古い配水管の取替え工事を進めているところでありますが、本年度の工事件数と取替え配水管の総延長はどのようになっているのか、お尋ねします。

また、今後、取替えを必要とする配水管の総延長はどのくらいで、それに必要な事業費はどの程度の額になるのかも、あわせてお尋ねいたします。

現在、水道局の指名を受けた業者数はどのくらいあるのか、ランク別にお答えください。

次に、配水管の整備にかかわって私道の個人所有の給水管の取替えや管の集約化を対象地域住民に促進すべく営業活動を行っていますが、どこがどのように行っているのか、お答え願います。

また、一部地域において、給水管集約化の住民説明会で、業者から誤解を招くような説明がなされ、同じく、見積書においては、集約化の一連の工事では請求できない項目で多額の金額が記載されており、幸い、まだ契約には至っておりませんでした。多くの一般市民は、専門的知識を持ち合わせていないのが普通ではないでしょうか。まして、水道工事に関する事業は、小樽市の指定を受けた業者でなければこの仕事はできません。「規制緩和になって同業者間の競争もあり、水道局が余り口を出すことはできなくなった」、「書類が上がってきた段階でチェックができるから」、これでいいのでしょうか。

この問題は、ただ単に一業者の問題だけではなく、水道事業に関する全体の問題として重く受け止めるべきものであります。業界に対する指導を強く求めるものでありますがいかがですか、市長のご所見をお示しください。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 大畠議員の質問にお答えいたします。

初めに、平成14年度予算編成について何点かお尋ねがありました。

まず、国における構造改革が本市の14年度予算編成に与える影響についてであります。具体的には、現在行われている国の予算編成の中で明らかになってくるものと考えております。直接的に影響があるものとしては、地方交付税の事業費補正や、留保財源の見直しや、地方財政計画における地方単独事業の抑制などが検討されております。また、さきに決定されました政府の平成14年度予算編成の基本方針におきましても地方交付税の見直しがうたわれており、地方財政への影響が危惧されるところであります。14年度予算の編成につきましては、国の予算編成の中で示されます地方財政対策などを注視しながら編成に当たっていきたくて考えております。

次に、市税や普通交付税の平成13年度決算見込みについてであります。市税につきましては、個人市民税で納税義務者が前年度に比して約1,000人減少したことにより、また、法人市民税も景気低迷により減少するなど、市税全体としましては、13年度予算に比べまして6億円程度の減少となる見込みであります。

また、普通交付税につきましては、基準財政需要額の見直しなどにより、13年度予算に対しまして約4億7,000万円の減少となる見込みであり、大変厳しい状況となっております。

次に、議案第22号及び第24号の給与条例の一部改正に伴う影響額についてであります。議案第22号は、三役及び教育長並びに議員の期末手当削減で、その影響額は合計で約110万円の減額となります。また、議案第24号につきましては、一般職員の期末手当の削減と特例一時金の支給であり、影響額は全会計で約3,640万円の減額となります。

次に、議案説明についてであります。このたびの議案説明の資料として添付した公有水面埋立ての図面につきましては、追加提案の議案として北海道から正式な図面が提出されていない段階で概略を説明したものでありますので、ご理解をいただきたいと思いますが、各会派に対する議案説明は総務部の担当であり、その際に用いる説明資料につきましてもそれぞれの担当部から提出を受けて総務部で調整しておりますが、今後十分精査して提出するよう努めてまいります。

次に、築港地区の再開発にかかわる経緯とその内容についてであります。昭和62年に貨物ヤード跡地約22ヘクタールが国鉄清算事業団用地となったことから、この遊休地の土地利用について検討するため、平成元年に「小樽港再開発計画調査」を、平成2年には「土地区画整理事業A調査」を実施しました。平成3年には、土地利用に当たり、地元の意見を反映させるため、「小樽築港駅貨物ヤード跡地等まちづくり構想検討協議会」を設置し、これら二つの調査結果をもとに、複合機能型のにぎわい空間を創造することとしたまちづくり構想を策定しました。

この構想の実現には、臨港地区に都市的な土地利用を図る必要があったことから、旧運輸省と建設省との調整を精力的に行うとともに、平成4年には、学識経験者や関係行政機関などから成る「小樽築港地区まちづくり委員会」を設置し、地区への導入機能や交通施設計画等を検討し、これらを経て貨物ヤードを含む55ヘクタールのまちづくりのマスタープランとなる「小樽築港駅周辺地区整備基本計画」を平成5年に策定しました。このうち、都市基盤整備が必要となる30.5ヘクタールには小樽市が土地区画整理事業を施行することとし、ま

た、あわせて土地の有効かつ高度利用を図るため、再開発地区計画を導入することとし、それぞれ都市計画において定めたものであります。

一方、民間開発につきましては、平成3年に国鉄清算事業団から用地を取得した小樽ベイシティ開発が、本市が策定したまちづくり構想に基づく施設計画を策定し、平成7年にその施設計画を本市に説明し、多くの議論経過を踏まえ、平成9年に着工し、平成11年3月に完成し、開業したものであります。

次に、マイカルの就業者数についてであります。平成11年3月、オープン直後の調査では、マイカル小樽全体で約3,800人、そのうち市内在住者は2,700人となっております。先般、小樽ベイシティ開発の民事再生法申請後、各事業者に依頼し調査した結果、平成13年11月14日現在、約3,000人の雇用が確保されており、そのうち市内在住者は約2,200人となっております。その内訳は、小樽ビブレ、小樽サティ、ホテルヒルトン小樽などマイカル関連の主要11社で約1,500人、うち市内在住者は約1,100人となっております。また、ウォールほかサティ棟、ビブレ棟のテナント210社では約1,500人、うち市内在住者は約1,100人となっております。

次に、開発区域内での定住人口は、OBCの住宅建設が計画どおり進んでいないことや、住宅建設用地として位置づけた国鉄清算事業団用地は、一部が市営住宅建設地となっているほかは、戸建て分譲地として販売したことから、想定した人口の確保は難しく、現在の定住人口は約400人程度となっております。

また、地区内への企業の進出状況は、運輸関係でトラックターミナルやトラックヤードとして、また、商業関係では、新たに市場を中心とした商業店舗がそれぞれ土地利用を始めているほか、北海道立地質研究所海洋地学部の庁舎が建設されております。

次に、人事異動と担当業務とのかかわりについてであります。職員の担当業務につきましては、事務分掌規則等により定められております。したがって、人事異動で所属が変われば、当然、業務も変わりますので、一般的には異動前の業務にかかわることはないものと考えております。

次に、このたび兼務の発令をした企画部副参事ポストの目的とその役割についてであります。OBCは、現在、再生計画案を策定中であり、今後広く情報を収集する必要があることから新設したものであり、当該職員は、本地区再開発にも精通していることから、「庁内検討会議」のメンバーとしてこれまでも情報収集業務を行っていたもので、引き続きOBCをはじめとする関係者との窓口として情報収集を中心とした業務を行うこととなります。

次に、漁港の管理について何点かお尋ねがありました。

まず、北海道漁港管理条例等の改正による漁港の管理権の一部移譲の目的と内容についてであります。近年、海洋レジャーの普及により漁港区内にプレジャーボートや関連する車両が増加しているため、地域の実情を十分反映した漁港の適切な秩序を維持することを目的に、本年4月、道条例の一部改正がなされたものであります。それに伴い、プレジャーボートに係る使用許可や漁港区域内の放置車両の移動命令等の事務が市に権限移譲されたものであります。

次に、各漁港における主な問題点についてであります。忍路漁港、塩谷漁港においては特に問題はありませんが、祝津漁港における施設用地の使用に関し、国から管理上の問題点が指摘されております。今回、権限の一部移譲を受けましたが、この問題については、北海道に対し、漁港管理者の責任において早期に解決されるよう求めており、現在、北海道において検討を重ねていると伺っております。

市といたしましては、円満に解決が図られるよう、協力をしてまいりたいと考えております。

次に、公設水産市場管理用地の適正利用についてであります。以前よりご指摘もあり、適正管理に向け、各市場関係業者と協議をし、順次整理をしてきておりますが、11月末までに4業種14業者に対し、是正、追加の承認を終え、その面積は934.5平方メートル、金額は年額にして約70万円となります。

なお、一部、まだ話し合いを行っているものがありますが、早急に解決し、適正管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光について何点かご質問がありました。

まず、市内の宿泊施設における1日当たりの宿泊可能客数についてであります。今年度当初で65施設、4,927人です。

次に、最近の観光客全体に占める宿泊客の割合の推移についてであります。ここ5年間ではおおむね1割程度で推移しております。

次に、観光振興に対する課題と現在の取組についてであります。宿泊客数は年々増加しているものの、観光客数全体での割合では伸び悩んでおり、宿泊滞在型観光への移行が大きな課題であると受け止めております。この課題に向けては、観光客の滞在、滞留時間の延長を図る施策として、現在、小樽観光の魅力の一つであります製作体験型観光の充実や、新たな観光ルートの提案、後志各市町村との連携による広域観光の推進、さらにはきめ細かな観光情報の提供など、官民一体となってより一層進めてまいりたいと考えております。

次に、私のテレビ出演についての感想ということですが、30秒という短い時間の中で、小樽運河など観光客に人気のある場所以外のまだ余り知られていない魅力的な観光資源をできる限り紹介したいという思いでお話をさせていただきました。

次に、「来ぶらり100選」選定事業についてであります。この事業は、市民の皆さんから魅力的な観光スポットや散策ルートをご提案いただき、それらを100のコースにまとめ、観光客に小樽観光をより広く楽しんでいただくことを目的とした事業であります。11月1日から募集を始め、市内14カ所にアンケート用紙と応募箱を配置し、現在まで6件の応募がありました。また、ある町会では町内会ぐるみでこの事業に取り組んでいただけることとなり、今後も本事業の主旨をご理解いただき、多くの市民の方からご提案をお願いしたいと思っております。

次に、本市の隠れたスポットのPRについてであります。昨年度実施した観光客動態調査では、観光客は、小樽運河、色内、堺町通りやマイカル小樽など限られたエリアを回遊しているという実態が把握されました。このことから、観光客の回遊性を市内全域に上げていくことは、今後の小樽観光を推進する上で重要な課題でありますので、「小樽海岸自然探勝路」をはじめ、これまで観光客に余り注目されていなかった豊かな自然やさまざまな観光資源の魅力を広くPRし、浸透を図ってまいりたいと考えております。

次に、祝津地域の皆さんの観光活性化に向けた活動についてであります。祝津地域には、魅力的な観光資源が集積しており、本市観光においても重要なエリアであります。この地域の観光の活性化に向けて、地元の方々が一つにまとまって活動されることは大変素晴らしいことであり、この活動がますます活発になることを期待いたしております。今後とも、地域の皆さんと市が連携を図りながら、ともに知恵を出し合い、この地域の観光振興を図っていくことが大切なことと考えております。

次に、朝里川温泉地域の観光入込み客数と宿泊客数の推移についてであります。この地域の観光入込み客数は、平成8年度82万7,343人に対し、平成10年度には84万5,675人と増加したものの、残念ながら平成12年度には74万2,934人と減少しております。この大きな理由として、平成8年度のスキー場の利用客25万7,544

人に対し、平成12年度は35%減の16万8,900人となっていることが挙げられます。

しかしながら、宿泊客数につきましては、平成8年度18万7,305人に対し、平成12年度は12%増の20万8,299人と堅調な伸びを示しております。

次に、新しい泉源調査についてであります。今回の掘削は、既存井の揚湯状態を改善し、安定した給湯体制を図るため、2号井程度の能力を期待して掘削をしました。温度は期待以上のものとなりましたが、残念ながら、湯量については満足のいく結果が出なかったものであります。

この地区においては、過去に数本の井戸が掘削され、地層的にある程度解明されており、今回の掘削に当たっても専門機関の見解を伺いながら事業を進めたものであります。

しかしながら、温泉の滞水層はある程度事前にわかるとしても、どのぐらいの湯量があるのかわからないというのが専門機関の見解でもあります。

いずれにいたしましても、朝里川温泉地区の振興を図る上でも、温泉の湯量の確保が重要な課題でありますので、今後の対応につきましては、対象地域等の問題も含め、あらゆる角度から慎重に検討してまいらなければならないと考えております。

次に、配水管整備についてであります。本年度の老朽配水管の更新工事は、19件で、約5.4キロメートルの布設替えを行っております。今後、更新を必要とする老朽管の布設延長は約65キロメートルであり、これに係る事業費は、現単価で試算しますと約65億円と考えております。

次に、水道施設工事の指名業者は、Aランクが6社、Bランクが7社、Cランクが5社の計18社であります。

次に、配水管整備に伴う個人所有の鉛管等の金属給水管布設替えについては、ほとんどは水道局職員が地域住民に直接お伺いして状況説明をしていますが、配水管布設工事の受注業者の一部も住民説明しながら営業活動を行っております。

この際、業者が、地域住民との相談の中で、誤解を与えるようなことや、提出した見積書の中に誤りがあったことが、調査の結果、判明しました。概算見積りとはいえ、誤りがあったことは不適切でありますので、今後、誤解を与えないよう業者に対し指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 9番、大島護議員。

9番(大島護議員) 何点か、お尋ねいたします。

今、ご答弁をいただきました。

初めに、議案説明の資料の答弁をいただきましたけれども、概略の図面だと。これは納得しませんよ、市長。といいますのは、祝津漁港内の埋立工事なのです、図面を見ましたら。ところが、いただいた資料は丸かいてチョンですよ。丸の中に防波堤が入っているのですね。そうすると、外海と港内なのです。私は、これを見て驚いたことは、埋立地となっておりますから、防波堤を真ん中にして外も埋めるのかなと。ここはアワビやウニの大変な漁場だ、これは漁業補償をどのぐらい出すのだろうか、こう思うのは当然ではないですか。そして、議案説明のときには、この件については原課でということで、原課の経済部の担当に来ていただきましたら、それこそ概略図があるのですよ。正式な概略図があるのです。これは、本当に埋立てをしてどうするのだという港内の概略図があるのですよ。なぜそれを示さなかったのですか。

答弁と違いますよ、出された資料とは。私らは、議案説明が終わった後にもらっているのですよ。出してい

ただいているのですよ、市長。

私は、山のことはわかりません。しかし、海については、漁師さんの次くらいかなと思っております。海を埋め立てるということはどういうことなのか。私は、その厳しさとお金がかかることは承知しております。小樽市だって、港湾の整備をするのにどれくらい漁協と協議したのですか。

やはり、もっと手元に、あのような資料ではなくて、すぐ出せるのですよ。例えば、寸法が、あの概略図ですよ。もう少し事業の内容がわかるような添付資料を出していただきたい。この点についてまず1点。

それから、2点目、漁港の管理です。

今、ご答弁にもございました。祝津以外は問題はないのだというような答弁でございましたけれども、私は、実はもっとあるのではないかと。例えば、今の不法占拠にしても、かなりの長期間ですよ。まして、今、決まったのは934平方メートル、年額にして70万円だと。これもそうでした。しかし、今、一部話合いと。この話合いをしているのは、旧色内の魚揚げ市場、あそこに機船漁協へ貸していた倉庫がございました。あれを壊すにも代替地がないということで、当時、私の記憶が間違っていなければ、高島漁港を70メートル埋立ての事業が始まったときに、その一部に当てたいのだという説明がありましたよ。私はそういうふう理解していたのです。確かに、完成後、今の色内市場に、魚揚げ市場にあったのと同じ資材が完成以来ずっと置いてありますから、これはきちっとしているのだなと思っていたわけでございますけれども、今聞いたら、これも放置していたのでしょうか。放置といいますか、占拠していたのでしょうか。

この額が一番大きいのですよ。これも70万円と言っていましたよ。そうすると、今決まったところ、70万円、そして、今協議中、これも70万、そうすると、高島港だけで140万円の収入が増えるのですよ、市長。

やはり、今まで放置していたということについては、私は大変問題があると思います。この点についてもお聞かせください。

やはり、私は、もう一度、これは漁港にかかります再調査をすべきだと。本当に、長期間、不法に占拠されているところがないのか。それで、あったとすれば、これは、今度は市に権限が移譲されているわけですから、正式に手続をしていただいて、適正な料金、使用料を払っていただくべきだと、再度、思います。

次に、水道の配水管管理についてお尋ねいたします。

今、答弁をいただきましたが、市が中心になってやっている。しかし、私道の水道給水管、それぞれ個人所有の給水管の今のこの事業とかかわって、私道路の、何本も入っている、複数入っている個人の管を集約しようということで、今、市のOBも含めて、業者も歩いておりますよ。この中で、今答弁をいただいたように、本来なら請求されない項目のものが、多額ですよ、これ。いただいた資料は300万円をちょっと超えていました。そのうちの1割までいかないけれども、約1割近い金額が、項目が書かれています。これは、地域の方、市民の方はわかりませんよ。

私は、こういうことが業界でまかり通っているのかなというふうな心配をちょっとしたのです。私も、根っからの商人でございました。商道德というものがありますよ。例えば、スーパーに買い物に行って、買わないものがレシートに計算されて入っていましたら、どうですか、皆さん。それとはちょっと違いますけれども、必要のないものが計算されていたら、これは怒るのが当たり前だと思います。これは、知って怒るのです。ほとんど知らないだろうと思います。

そしてまた、「いや、書類が出てきたらチェックをするから」と。チェックをされたものを変えればいいですよ。だけでも、その可能性はわかりません。

その1点は、とにかく指導したということですから、この点についてはいいです。

そして、地元の地域の方にいろいろと相談を受けたときに、何か制度がないだろうか。水洗化のときには融資制度があった。今、このように、これは12件ほどなのですね。12件ほどで、310万円くらいの工事費。うまくいけば、もう少し管を太くすれば、一部は市の方の助成があるやに聞いております。

それにしても200万円ですよ。12件で割ったら幾らになりますか。これは、皆さんの意見が一致するのはなかなか難しいのかなと思っております。

そのときに出たのは、水洗化のように、何かそういうふうに借りて工事ができるものであればいいなど。そんなものがないだろうか調べてくれということで尋ねられましたので、調べましたけれども、残念ながら、それに該当するようなものはございませんでした。

そうすると、ためてから工事をするか。ここの管も埋めてから40年を経過しているそうでございます。

そんなことで、何とか融資制度を考えていただくことができないだろうかという地域住民、市民の声でありますので、この点についてご答弁をお願いします。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 議会資料と水道の関係は、それぞれ所管からご説明いたします。

漁港の管理につきましては、そういった不適正な管理があるのであれば、早速、再調査するということで指示をしたいと思っております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 総務部長。

総務部長（藤島 豊） ただいま再質問がございました議案説明にかかわる資料の件でご答弁申し上げます。

この件につきましては、議案説明の当時、北海道の方で面積がまだ確定していないということで、どういう図面をつけるか、原課ともいろいろ協議したのですけれども、その当時、原課としては道といろいろ打ち合わせをしている中では、大きい図面でこういう予定図だということの図面の説明は我々は受けていましたが、添付する図面としては、ああいう形で本当に位置を示すような形の図面になってしまいました。

私も、今、ご指摘を受けた時点で、同じ位置図にしても、もう少し概略を示すような図面をつけるべきだったというふうに思っております。その資料については不十分だったというふうに思っておりますので、今後注意していきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 水道局長。

水道局長（須貝芳雄） ただいま個人所有の老朽給水管の布設替えにかかわりましての住民側の負担について、融資制度はどうかというようなご質問だと思いますけれども、まず、下水道の水洗化のお話がありました。下水道の水洗化につきましては、融資する元金につきましては、国において水洗化の促進という観点から起債制度がございます。つまり、国から起債で私どもがお借りをして、それを住民の方々に返す、お貸しして、その償還金を起債に充てるという国の起債制度の中でやってございます。

ただいまご提言の屋外給水管の制度につきましては、こういう起債制度がございませんので、私ども水道局

として、お貸しする元金を財源手当でしなければならないという問題があります。この財源手当ができるのかどうか、この辺は、私どもは地方公営企業法の会計でやってございますので、国の方で会計上の問題がないのかどうか、あるいは、先進都市においてこういう例があるのか、この辺はちょっと調査させていただきというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 大島護議員。

9番(大島 護議員) 最後に、1点お聞きします。

各漁港が抱えている問題点、そしてまた、権限の移譲で、問題点は道と協議をするということでございますけれども、今まで、平成9年から、祝津の問題については第三者も交えて道と直接協議をしておりますが、いまだ解決はしておりません。それは、一部、権限移譲を受けた、それとも関係しますので、これは担当部局は積極的に道と協議をして、住民との中に入れていただきたい。そして、その部分についてもですよ、権限移譲を受けるべきだと私は思います。

その点について、1点だけ。

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 経済部長。

経済部長(木谷洋司) ただいまの祝津漁港の関係でございますけれども、議員がおっしゃるように、これまで経過、経緯がありまして、解決に手間取っているのは事実でございますが、昨年以降、道の方も積極的に現在使用されている方との間で話し合いを続けてきているのは事実でございます。その中でも、小樽市として、道との話し合いの中に入って、それなりの解決の方法について早目に見つけていただきたいということの要望もしております。この辺のところを早急に解決をした上で、道条例に基づく権限移譲ということで明確に小樽市が執行できるようにしていきたいというふうに思いますので、これまで同様に、強く、道との間での話し合いを詰めていきたいというふうに思っています。

議長(松田日出男) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後5時32分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松 田 日 出 男

議員 前 田 清 貴

議員 古 沢 勝 則

平成13年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第3日目

平成13年12月10日

出席議員(32名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
10番	中島麗子	11番	新谷とし
12番	古沢勝則	13番	見楚谷登志
14番	新野紘巳	15番	次木督雄
16番	久末恵子	17番	小林栄治
18番	八田昭二	20番	佐藤利次
21番	佐々木勝利	22番	渡部智
23番	武井義恵	24番	北野義紀
26番	高階孝次	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員(3名)

9番	大畠護	25番	西脇清
27番	岡本一美		

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	旭一夫	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	外岡立人
環境部長	山下勝広	土木部長	松村光男
建築都市部長	高橋康彦	港湾部長	兵藤公雄

小樽病院
事務局長 高木成一
学校教育部長 奥村誠
監査委員
事務局長 大津寅彦
財政部財政課長 吉川勝久

消防長 広田宰
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫
庶務係長 三浦波人
調査係長 大野肇
書記 丸田健太郎
書記 中崎岳史
書記 大門義雄

事務局次長 土屋彦
議事係長 佐藤誠一
書記 木谷久美子
書記 牧野優子
書記 山田慶司

開議 午後 1時00分

議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、斉藤裕敬議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第27号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第27号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長と呼ぶ者あり」）

議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案第27号について、提案理由を説明申し上げます。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、介護休暇の期間を延長するものであります。

なにとぞ、原案どおりご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（松田日出男） 次に、一昨昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、33番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 33番、斉藤陽一良議員。

（33番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

33番（斉藤陽一良議員） 平成13年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

まず、平成14年度の予算編成方針に関連してお伺いいたします。

去る10月29日、小坂助役名で平成14年度予算編成方針が小樽市役所全庁に対して通達をされました。その中で、本市財政の現状認識として、12年度決算は、一般会計では黒字となったものの、実質単年度収支では赤字であり、今年度に入っては、市税収入が納税義務者の減少や景気低迷の影響から前年を大きく下回り、普通交付税も当初見込みを大きく下回るなど、13年度決算では大幅な収支不足が見込まれ、今後、地方交付税の見直しの影響や基金の残高を考慮すると、平成14年度予算は、従来どおりの手法では、事実上、編成困難な状況となっているとの危機的とも言える認識が示されています。

この1年の日本経済は、これまで景気の牽引役を務めてきたIT関連分野の急激な減速傾向を引き金として、景気後退と産業空洞化による資本の逃避、その結果として、毎回の調査ごとに過去最悪を塗りかえる構造的な失業と物価下落という今まで経験したことのない悪循環に陥る瀬戸際に立たされております。

これに対して、行財政改革、特殊法人改革を標榜する小泉内閣は、一方で不良債権処理を早期に進め経済の構造改革に取り組みながら、他方で雇用創出の緊急対策や都市再生を目指す補正予算を組むなど、懸命に景気浮揚策を打ち出しつつあります。

本市では、小樽商工信組の破たん、マイカル破たんに連鎖したマイカル小樽を運営する小樽ベイシティ開発の民事再生法申請など、再生を目指して大転換を図りつつある日本経済の大波が容赦なく本市にも押し寄せているというのが現実であります。

雇用の場の確保や、地元企業の経営安定化支援策などとともに、税収減や交付税見直しに対処するための財政上の大胆な対応策を早急に打ち出す必要に迫られていると考えるものであります。

その意味で、財政健全化に向けて、今回の予算編成方針の必要性については、これを是とするものでありま

す。その上で、個々の論点について、何点かお伺いをいたします。

まず1点目は、平成13年度の財政見通しについてであります。一般会計当初予算における歳入の23.1%を占める市税収入は、168億8,350万円、前年比1.7%の伸びが見込まれていますが、この見込みが相当大幅な下方修正を迫られているものと考えます。現時点で見込まれる税収減の規模と、その主な原因をお示しください。

さらに、その結果として現れる13年度決算における収支不足額の見通しについてもお示しください。

2点目として、予算編成方針では、基本的な事項として、21世紀プランの実施計画に盛り込まれていない事業は計上できないとされていますが、経済情勢、雇用情勢などの急変にかんがみ、必要性、緊急性が高く、相当の効果が見込まれる事業については、21世紀プランとは別個に、単独の事業として計上しなければならない、むしろ積極的に計上することが望ましい場面も出てくるのではないかと考えますが、見解を求めます。

3点目に、歳入に関する事項で、地方税、特に市町村税に係る制度改革の方向性について、現在、市としてどのように把握されているか、お示しください。

4点目として、同じく歳入に関する事項で、使用料、手数料については、受益者負担の原則に基づき適正化に努めるとされていますが、一概に受益主義のみで料金が決められるわけではないと考えますが、利用者の負担能力も考慮に入れて、具体的にどのような使用料、手数料について改善の可能性があると考えておられるのか、お示しください。

この項の最後、5点目として、歳出に関する事項の人件費についてお伺いいたします。

まず、義務的経費の大宗を占める人件費そのものの圧縮、適正化については、具体的にどのようにお考えか、お示しください。

その上で伺いをいたしますが、14年度予算編成方針では、時間外勤務の削減、嘱託職員、臨時職員のポジションも正職員で対応できないか検討するなどされており。

それと同時に、昨年策定された平成13年度から平成17年度の財政健全化計画では、当面、平成13年度から平成15年度までの3年間で60名以上の正規職員の削減を図るものとされており。

この二つの事柄は、単純に比較すると、ある意味で矛盾するよう見えます。なぜならば、職員1人当たりの仕事量を一定として全体の事務量を同じとすれば、時間外を削減して、しかも、嘱託職員、臨時職員の仕事も正職員で対応するとすれば、正規職員の数はむしろ増員せざるを得ない結果になるおそれさえあります。この矛盾を乗り越えるためには、全体の事務量を減らすか、職員1人当たりの仕事量を増加させるか、そのいずれか、又は両方を行うしかないのであります。これは、論理的必然であると同時に、すべての本市職員にある種の覚悟を要求しているように思われます。

すべての事務を見直して、無駄を省くことはもちろん、職員1人ひとりが2人分、3人分の仕事を臨機応変に、しかも、行政事務に要求される正確性や信頼性、継続性を損なうことなく遂行し得るシステムや、職場環境を整えるためには、どのような仕組み、手順、また、意識変革が必要なのか、相当多面的な取組が必要と考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、雇用失業対策について伺いをいたします。

小樽職安管内のこの10月の月間有効求人倍率が13カ月ぶりに前年割れ、前年同月を0.02ポイント下回り、0.4倍となったとの報道がありました。また、来春卒業予定の新規高卒者の職業紹介状況は、10月末現在で、求職者数346人に対して、求人数111人、求人倍率は0.32倍と過去10年間で最も低く、就職内定率も12.7%と昨年

同期より6.3ポイントダウンしたとの報道もあります。

このような厳しい雇用情勢の中、特に新規卒者に対する就職支援について、市はどのような対策を考えておられるのか、去る11月27日に行われた新規卒者就職促進会の反響なども含めてお示してください。

また、緊急地域雇用特別交付金関係では、本定例会に点字図書館蔵書目録データ整理事業費及び博物館デジタルアーカイブ作成事業費の補正の専決処分が報告されていますが、この2事業による雇用創出効果はどの程度か、新規雇用の延べ人数と実人員をお示してください。

さらに、我が党をはじめ与党3党の緊急雇用対策を受けて国がまとめた3,500億円の新たな緊急地域雇用創出特別交付金は、都道府県に基金として交付され、社会人を補助教員として学校へ派遣するなどの地域ニーズに合った事業展開が期待されており、平成16年までの3年間で52万人分の雇用創出効果が見込まれております。

本市では、この交付金の対象事業として、どのような事業を検討しているのか、お示してください。

例えば、観光振興のため、シルバー人材センターやNPO等を活用した観光ガイドなどの地域奉仕事業、また、高齢者の失業や再雇用、再就職等の実態調査事業などは検討できないのか、お伺いをいたします。

この項の最後に、緊急雇用創出特別奨励金の見直し、延長について伺います。

この制度は、地域ブロックごとの完全失業率が5.4%を超えた場合に発動されるもので、道内の事業主が45歳以上60歳未満の非自発的離職者又は公共職業訓練等の受講者をハローワークの紹介で雇い入れたとき、1人当たり30万円の緊急雇用創出特別奨励金が支給されるもので、今回の見直しにより、民営の職業紹介所の紹介により雇い入れた場合にも適用されます。制度の周知をさらに進める必要があると考えますが、具体的にお示してください。

次に、小樽のまちづくりについてお伺いいたします。

昨今、従来の行政上の都市計画の既成概念にかわって、まちづくりのコンセプトの重要性が、行政はもちろん、市民の間にも強く認識されるようになっております。

本市では、都市計画マスタープランを策定中と聞いておりますが、まちづくりの基本的な理念として、まず、まちづくりは人間性の豊かさの発現であり、フローとしてではなく、ストックとして歴史的に残された過去の資産を単に受け継ぐのではなく、価値を増加させて次世代へ引き渡すものと言えると思います。そこには、まちも、人も、ともにはぐくむという姿勢を保つ寛容さと、結果のみを性急に求めるのではなく、目標に対して漸進的・段階的な計画をもって評価していくことが重要であります。21世紀初頭のこの時期に、小樽のまちづくりを中長期的視野で総合的に検討する必要があると考えますが、市長のご見解を求めます。

まちは、年代によって変化し、これまで積み重ねてきたストックが逆に発展の手かせ、足かせになることもあります。多くの都市でまさに今日の問題となっているのが、まちなかの空洞化であります。まちなかにいると、拡張もままならず、周囲との利害調整も難しいため、やむを得ず郊外に移転するということもあります。あるいは、後継者問題から、その代限りとなることも珍しいことではありません。本市において、空洞化の現状はどうなっているのか、また、それは歴史的に見て小樽プロパーのどのような要因から起こっているのか、具体的にお示してください。

他都市の例にも見られますが、これを食いとめるためには、単に郊外の開発行為を規制する、あるいは自粛を求めるといったことは、対症療法であり、根本的な解決にはなり得ず、より原因に直接迫る根本療法が必要と言われております。しかし、この根本療法の遂行には、再開発の場合と同様に、多大な費用と時間を要する上に、複雑な利害の調整が不可欠となります。

また、小樽の場合のように、古くからの町並みが残っているところでは、車社会の時代性と合致しない場合が多く、アクセス導線の問題、駐車場や冬期間の除排雪の問題など、多くの課題を含んでおり、あわせて高齢化も大きな問題の一つになっています。

そこで、中長期のまちづくりの考え方として、行政がまず最初に取り組まなければならないことは、このような諸問題についてさまざまな角度から検討や思索が十分できるだけの詳細なデータを収集し、整理しながらデータベース化すること、さらに、この現状について、まちの診断をし、「まちのカルテ」を作成することにあります。また、これらの情報を基に、まちづくり計画の試案づくりと市民との間のコンセンサスを取りまとめ、まちの意義と役割、将来像などを議論しながら、住民と一体となってまちの再生を目指す中長期のまちづくりを計画として作り上げていくことを提案いたします。

市長のご見解を求めます。

さらに、これらを担当する専門チームは、従来の部課の枠を超えて設置してはどうかと考えますが、ご所見をお聞かせください。

他都市の例では、地元の要望にこたえ、まちづくり講座が開設されており、そこでは、自分たちで基礎データを収集したり、町並み模型をつくったり、さまざまに考えられたまちの未来像をコンピューターでシミュレーションしたりと、いろいろな体験から自分たちのまちという認識が形成されていくように配慮がなされているようであります。本市においても、一般の市民だけでなく、総合的な学習の選択メニューとして、子供たちの自由な発想の下で小樽のまちづくりを考えてもらうことも大切な視点であり、既成概念にとらわれた大人の発想とは一味違うユニークなものが期待できるのではないかと思います。教育長のご見解を求めます。

この項の最後に、このような試みを進めるためには、地域住民と行政、学識経験者などでまちづくりの必要性と役割についてコンセンサスが共有される議論の場づくりも重要になると考えますが、市長の率直なご意見をお聞かせください。

次に、本市の学校教育の現状と課題、特に生活指導又は生徒指導についてお伺いいたします。

今日の教育が直面する課題、地域と学校、児童・生徒と親、家族、あるいは大人社会との関係を考えるとき、生活指導又は生徒指導は避けて通ることのできない問題であると考えます。小樽市学校教育推進の基本方針は、心身ともに健康で、未来を担うにふさわしい人間性豊かな児童・生徒の育成に努めるとして、特に生徒指導については、人や自然との触合いを深め、思いやりの心を培う生徒指導をという目標を掲げています。そのため、児童・生徒1人ひとりの理解に努め、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、多様な集団活動や自然体験学習などを通して優しさと思いやりの心を培うなど、相互に人格を尊重し、協力し合う態度を養う。また、家庭、地域社会や関係機関・団体との連携による環境づくりを進めることが重要であると解説されています。さらに、具体的推進内容においては、推進の視点として、心の触合いと小学校、中学校の連携を大切にした生徒指導を掲げ、共通の指導観に基づき、効果的に機能する生徒指導体制の確立と研修の強化など、7項目を挙げています。

「生活指導」又は「生徒指導」という用語は、まことに多義的に使われておりますが、基本的な生活習慣の形成、すなわちしつけ型の指導をも含み、代表的な学説として、教師が子供たちと密接な人間関係を結び、豊かな人間理解に基づく集団を築き上げ、1人ひとりの生き方をより価値の高いものに引き上げていく教師の仕事という、いわゆる仲間づくり理論、宮坂理論などがあります。しかし、一面、この理論は、人間関係論的で、心情的な問題解決にとどまる弱点を持つのではないかという批判があります。

本市の基本方針でも、児童・生徒1人ひとりの理解に努め、優しさと思いやりの心を培うという点で、それが心情的な理解にとどまり、子供の認識や現実の行動となって人格形成に結びつくプロセスが示されていない。集団の中での励ましや鍛えをどのように指導の中で構造化し、規律や秩序を子供の中で内発的なものとしていかに内面化していくかが問われるべきであると考えます。

生活指導と生徒指導の意味内容の微妙な違いや概念規定とあわせて、多様な集団活動や自然体験学習などが優しさや思いやりの心を培うそのプロセス自体を集団活動のダイナミズムに即して示すべきではないかと考えますが、ご見解を求めます。

次に、問題行動について伺います。

いじめ、不登校、暴力、器物損壊、授業妨害、飲酒、喫煙、薬物乱用、凶器使用、威嚇などのいわゆる問題行動は、本市の小中学校においてどのような実態にあるのか、その原因は何か、また、学校はどのような対応をとっているのか、最近数年間の経過についてお示してください。

特に、原因については、往々にしてその子供の気質や心理的葛藤に求められがちですが、その子供が置かれている集団的・社会的諸関係の改善を視野に入れた対応が望まれると考えますが、ご見解を求めます。

本市の多くの中学校では、中学校経営要項において、その経営指導上の要点、実践事項の中で、生徒指導について、生徒理解と機能的な指導体制、連絡、報告、相談、問題行動の早期発見と適切な指導援助などを掲げておりますが、個々の問題行動が発生した時点で保護者との連携は十分されているのか、具体的にどのような対応をとられているのか、お示してください。

また、それがどのように問題解決につながっているのかについてもお示してください。

また、問題行動が他の生徒の学習や正常な学校生活を著しく妨げるような場合、自宅学習を指導したり、登校を停止したりすることについてはどのようにお考えか、ご見解を求めます。

この項の最後に、本市の小中学校における児童会、生徒会の活動についてお伺いいたします。

とかく、形式化して議会主義的な手続の指導や一部の限られた生徒の活動に矮小化されがちな生徒会活動を、全校集会を基本に、生徒の実質的な要求に結びつけて、生徒1人ひとりに自主的・主体的なかわりと達成感を持たせることが重要であると考えますが、現状と今後の課題についてご見解をお示してください。

次に、関連する問題として、薬物乱用対策についてお伺いいたします。

我が党は、青少年の薬物乱用防止問題に関して、何回か定例会、委員会で取り上げてまいりましたが、今まで、これといった結果が見えておりません。

去る9月、余市町の高等学校で起きた大麻問題に背筋の凍る思いをしたのは私だけではないと思います。本市からの通学生も多い隣接地域の学校で起きたこの問題から、目をそらすことなく、対岸の火事どころではなく、我が身の問題として真剣に考えるべきときではないかと考え、再度質問をしたいと思います。

事件の起きた余市町では、去る11月20日、余市町と余市町教育委員会主催の「青少年を薬物から守る町民集会」が開催され、参加者全員によって青少年を薬物乱用から守る強い決意を表わした決議文が採択されました。集会では、高校2校、中学校3校のそれぞれ代表者から、教育現場における苦悩とその取組の状況が報告されました。その中に、考えさせられることの多い報告がありましたので、一部を報告いたします。

高校の代表から本校に大麻が持ち込まれているとの情報が入ってきた。調べてみると、中学校時代の同期の子供から入ってきたことがわかった。教育現場を預かる者として、学校全体、生徒全員に対して、生徒のプライバシーの問題や、さまざまなことを警察など関係機関と話し合い、報告をもらい、連携をとる中で、警察が

らは別の事件にかかわっていることも知らされ、報道関係からは相当以前から既に調査していたことも知り、学校が一番知らなかったことに愕然とした。さらに、教職員と話し合い、まず、たばこのアンケートを行い、その結果、小中学校での喫煙が非常に多いという事実がわかった。早い生徒で小学校3年生から、次は6年生からで、高校生は当然のように吸っている。この事実からも、喫煙の習慣という流れの中で、軽い気持ちから自然に薬物につながっていくという背景を感じる。アンケートの結論として、たばこから薬物へという流れが実態として浮かび上がり、たばこと薬物とは表裏一体の関係にあるということを知るべきである。今回の大麻の問題は、それ以前の喫煙という問題が要因の一つとなっていると訴えておられました。

現在、この高校では、生徒の全家庭に薬物乱用に関するプリントを配布し、生徒、保護者、教職員の3者で真剣に薬物乱用防止に取り組んでいるそうです。

お伺いいたしますが、この報告にある、このたびの大麻の問題の背景として喫煙の問題が大きな要因になっているという考え方についてどのように思われますか、教育長のご所見をお聞かせください。

次に、中学校の対応についてですが、現在、余市町では、3中学校で全校集会を開き、高校で起きた大麻事件について知らせ、生徒と保護者に対してそれぞれに薬物防止教室を開き、ビデオやキャラバンカーを活用し、薬物乱用の恐ろしさを訴え、さらに薬物乱用防止のパンフを全家庭に配付し、家庭でも親から子供へ薬物乱用の恐ろしさを話してもらうようお願いをしているということでもあります。

このように、徹底した余市町教育委員会の取組をどのようにお考えになりますか。

また、小樽市の小中高校生に対して薬物の実態調査をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、これを契機に、各機関と連携し専門部署をつくるべきと考えますが、いかがですか。

いずれにしても、このたびの問題を対岸の火事にとらえるのではなく、未来を担う大切な青少年を守るための教訓と受け止め、薬物乱用防止への取組を強めるべきと考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

次に、本市の文化芸術政策についてお伺いいたします。

自民、公明、保守の与党3党と民主党などが提出した文化芸術振興基本法が、11月30日、参議院本会議で全会一致で可決され成立しました。この法律は、今年2月、我が党が独自案をまとめ、6月に保守党と共同提出した法案を基にまとめられたもので、国は文化芸術団体が個人や民間から寄附を受けやすくする税の優遇措置などの施策を講ずるよう努めること、また、芸術家育成、高齢者や青少年、心や体に障害を持つ人の文化活動の充実など幅広い推進策を盛り込んでいます。経済環境の厳しい今だからこそ、心の豊かさや優れた文化的環境、芸術作品による精神的充足感が求められるのではないのでしょうか。

本市の文化芸術振興については、21世紀プランのはぐくみ文化・創造プランに芸術文化活動の推進、施設の整備、文化財などの保護・活用が盛り込まれています。13年度予算で見ると、社会教育関係で、芸術文化ふれあい事業費320万円、文化祭実行委員会負担金54万円、文化団体協議会補助金などの各種補助金、図書館、博物館、青少年科学技術館、文学館、美術館、生涯学習プラザその他の施設費、埋蔵文化財調査費など、総務部関係で国際交流関係費870万円、市民部関係の市民会館、市民センター、コミュニティセンター、勤労青少年ホーム、勤労女性センターなどの施設費、青少年女性活動費の中の婦人大学講座実行委員会補助金、建築都市部関係で都市景観形成推進事業費612万円など、多くの部署にまたがり、多岐にわたっております。

まず、本市の芸術文化関係の事業予算の総額について、最近数年間の推移をお示しください。

さらに、今後、14年度予算編成方針、財政健全化計画との関連で、芸術文化関係予算の推移の見通しと基本的な考え方をお示しください。

北海道では、北海道文化振興条例を平成6年に制定しております。道内他都市でも、苫小牧市では文化芸術振興条例制定の動きがあり、また、釧路市では文化芸術都市宣言採択の動きがあるほか、助成を希望する文化芸術団体・個人と寄附の意思を持つ法人等をコーディネートする釧路市民メセナ委員会設立が検討されているとのことであります。

広範多岐にわたる芸術文化振興施策を総合的かつ長期的に発展させるため、本市でも芸術文化振興条例の制定を検討すべきと考えますが、教育長のご見解を求めます。

再質問はいたしませんので、明快なご答弁を求めます。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 斉藤陽一良議員のご質問にお答えいたします。

平成14年度の予算編成と行財政改革について、何点かお尋ねがございました。

まず最初に、平成13年度の市税収入の決算見込みと収支不足についてであります。市税収入につきまして、個人市民税は納税義務者や所得の減少により、また、法人市民税は企業収益の悪化などにより、それぞれ大幅に減少し、平成13年度予算に比べまして、市税全体で約6億円の減収となる見込みであります。

次に、今年度の決算見込みについてであります。4定補正現在で約18億円の収支不足が見込まれることから、減債基金等を取り崩して充当することとしております。決算見込みの金額はまだお示しできる段階ではございませんが、収支不足はさらに増加するものと予想されます。

次に、21世紀プランの実施計画に盛り込まれていない事業の予算計上についてであります。21世紀プランの実施計画は、厳しい財政状況の中で、基本計画で示された主要施策の進め方や年度ごとの予算規模などを示したもので、短中期的な行政運営の指針となるものです。また、昨年作成しました財政健全化計画も、実施計画を基に試算しておりますことから、14年度予算につきましては、原則として実施計画に沿って計上するよう指示したものであります。

しかしながら、社会情勢の変化などにより、新たに発生する事業などにつきましては、その重要性や緊急性を判断しながら実施してまいりたいと考えております。

次に、市町村税に係る制度改正の今後の方向性についてであります。現在、政府税制調査会などで見直し作業が進められており、法人税の連結納税制度の導入、事業承継に係る相続税の見直しなどについては協議がなされていることは承知しております。

しかしながら、今後の制度改正が市町村税にどのような影響を及ぼすかについては、まだ具体的にその内容が決定されていないことから、現時点で申し上げることはできませんが、全国市長会などを通じ、ゴルフ場利用税、特別土地保有税、事業所税などの存続確保について要請活動を行っておりますので、今後の国の動向を注視してまいりたいと思います。

次に、使用料、手数料の改定についてのお尋ねであります。現在、予算編成に際しましては事務事業全般の見直しを行っており、使用料、手数料につきましても見直しに取り組んでおります。現在、予算編成の作業中ですので、個々具体的にお答えすることはできませんが、今までの改定の状況や他都市との比較なども行いながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、人件費について何点かお尋ねがありました。

まず、人件費の圧縮、適正化についてであります。本市では、平成9年度から実施している新行政改革の実施計画において職員数の削減や組織、事務事業の見直しを行っており、加えて、人事院勧告に基づき、3年連続の手当削減により、平成10年度以降、人件費は対前年比マイナスで推移しており、着実にその効果を上げております。

さらに、新行政改革第2次改訂の実施計画に基づき、平成13年度から3年間で60名以上の職員を削減するとともに、特別職給料や管理職手当の一部カットを引き続き実施するほか、特殊勤務手当や各種手当の見直しを図り、今後とも人件費の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成14年度予算編成方針と行財政運営に対する取組についてであります。まず、予算編成方針における時間外手当の削減や嘱託、臨時職員の業務については、組織や事務事業の見直しにより、現行の正職員で対応できないかどうか再検討するよう指示したものであり、事務処理方法の改善や業務委託などを着実にを行うことにより職員削減を図ることは可能と考えております。

また、現下の厳しい行財政状況を職員1人ひとりが認識し、多様化する市民ニーズにも的確に対応するためには、職員の能力向上と意識改革が大変重要なことと考えており、職員に対しては、前例にとらわれることなく、新たな発想で常に問題意識を持って業務に当たるよう、職員研修などいろいろな機会をとらえて指示しているところであります。

次に、雇用失業対策について幾つかお尋ねがありました。まず、新規卒者に対する支援対策についてであります。厳しい雇用情勢の中で、就職後3年以内には約半数が退職するなどのミスマッチを解消するため、働くことや求める仕事を知ってもらうための「しごと説明会」や「出前セミナー」、仕事を体験する「インターンシップ事業」などを行ってきました。

さらに、去る11月27日には、小樽職安や道、商工会議所等と共催で、新規高卒者就職促進会を開催いたしました。参加企業は、管内13社、管外6社の19社で、市内外から65名の生徒の参加があり、当日6名の内定がありました。企業側からは、参加してよかった、あるいは採用条件に見合う人材がいた、今後も参加したいなどの賛成意見が多く、成果があったものと考えております。

しかし、一方では、生徒の参加が少ない、あるいは、就職に対する意欲・意識が余り感じられない生徒が見られたなどの厳しい意見が出ていたのも事実であります。

今後は、さらによりよい支援事業となるよう、関係各機関と協議し、実りのあるものとしてまいりたいと考えております。

次に、11月16日に専決処分をいたしました緊急地域雇用特別交付金事業の二つの事業についてであります。点字図書館蔵書目録データ整理事業につきましては、全国の点字図書館を結ぶインターネットシステムを構築するためのデータ入力作業で、新規雇用の実人員は4人、100日間の雇用予定となっております。また、博物館デジタルアーカイブ作成事業は、博物館の貴重な写真等を映像情報としてCD化する事業で、雇用数は4名、そのうち新規雇用の実人員は3人で、100日間の雇用を予定しております。

次に、緊急地域雇用創出特別交付金の対象事業についてであります。この事業は、厳しい雇用情勢が続く中で、国において改革先行プログラムに基づき、より雇用創出効果の高い新たな事業として3,500億円の補正予算が決定されたものであります。事業の詳細につきましては、12月20日に北海道から説明を受ける予定となっております。現在、雇用創出効果の高い事業の検討と洗い出しを行っており、ご提言の事業につきまして

は参考とさせていただきます、より効果のある事業になるよう十分検討してまいりたいと考えております。

次に、緊急雇用創出特別奨励金についてであります。この奨励金は、これまで非自発的離職者をハローワークの紹介で雇い入れたときだけに雇用主に交付しておりましたが、さらに民間職業紹介所の紹介による雇入れも支給対象とし、平成16年度まで実施期間が延長されることとなりました。

制度の周知につきましては、実施主体のハローワークと協力して、パンフレット等を市の各施設に置いたり、商工会議所の会報に掲載するなどのほか、機会あるごとに市内各企業へ周知してまいりたいと考えております。

次に、まちづくりについて何点かご質問がございました。

まず、まちづくりにおける中長期的計画であります。近年、社会経済情勢は大きく変化し、本市を巡る環境もさまざまな変化を見せており、小樽市総合計画21世紀プランに基づき、都市計画の分野においても、ご指摘のとおり、総合的・長期的展望に立ったまちづくりの方針が必要なことから、現在、都市計画マスタープランを策定中であります。

この都市計画マスタープランの策定に当たります。21世紀プランに掲げている将来都市像の目標に向かって、都市計画に係る基本的な考え方やまちの姿を示しながら作成したいと考えております。

次に、空洞化の現状とその要因であります。中心市街地の置かれている環境は大変厳しく、世帯数は増加傾向にあるものの、人口の減少や高齢化が進展しており、また、消費者ニーズの多様化から、商業を取り巻く環境は変化しており、商店や事業所数は減少傾向にあります。この要因としては、全国的な傾向でもありますが、郊外地への居住地の移転や、モータリゼーションの進展、商業の広域化などが考えられ、本市においても同様の傾向となっております。

次に、中長期のまちづくりについての行政の取組についてであります。まちづくりに当たっては、情報データの収集・分析など、資料の活用を図り、他都市の実態や社会環境の変化、本市の現状課題などを的確に把握するとともに、住民の意見を広く聴取するなど、市民と一体となったまちづくりを進めていくことが肝要と考え、このような視点から都市計画マスタープランの策定を進めているところであります。

次に、都市計画マスタープランの策定体制につきましては、総合的・体系的な施策を展開することが必要であり、関係部局による意見調整を図るため、課長職による庁内調整会議や係長職による作業部会を開催するなど、横断的な取組を進めております。

次に、市民参加の場づくりの問題であります。これはまちづくりにおいて最も重要なことと考えており、都市計画マスタープランの策定に当たっても、地域住民や市民団体の代表の方々、学識経験者などからなる策定委員会の開催のほか、幅広い年齢層によるアンケート調査や、地域の代表者の方々による地域懇談会の開催、さらには「広報おたる」の活用など、住民の理解と参加が得られるよう努めているところであります。

次に、薬物に関する専門部署の設置の問題であります。生徒の生活指導にかかわる問題については、高等学校校外生活指導連盟や中学校生活指導委員会の中に、市や市教委、警察署も出席して協議を行っております。先日も、余市町の高校における大麻吸引事件について情報交換を行い、未然防止について話し合ったところであります。

また、児童・生徒の健全育成を目的に、小中高校の生活指導担当者で構成する小樽市学校生活指導協議会が設置されておりますので、今後、この協議会においても薬物の未然防止につながる取組の協力をお願いしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、青少年問題に係る所管は、市民部青少年女性室が担当でありますので、引き続き、

この室を中心に関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、芸術文化関係予算の最近数年間の推移と今後の見通しについてであります。社会教育関係事業費や美術館、博物館など施設費の主なものでは、平成10年度5億1,700万円、11年度5億1,000万円、12年度5億6,500万円、13年度予算では5億7,800万円となっております。

また、14年度予算や財政健全化との関連で、今後の見通しについてであります。芸術文化関連事業の果たす役割は大きいものと考えておりますので、基本的には21世紀プランの実施計画に沿った形で全体の財政状況を見ながら予算措置を行っていきたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 斉藤陽一良議員のご質問にお答えします。

まず、まちづくりについてですが、市内の小中学校では、地域や学校の特色に応じた教育活動を展開しております。とりわけ、小樽を訪ねた印象などを観光客へアンケートし、町並みシンポジウムで未来の小樽の姿について提言するなど、ふるさを見つめ直し、地域人材を活用するなど、すべての学校ではありませんが、総合的な学習の時間の中で取り組んでおります。

今後も、総合的な学習の時間のねらいを踏まえながら、さらに多くの学校において、地域の特色を生かした体験的な学習や、問題解決的な学習が展開されるよう指導に努めてまいります。

次に、生徒指導、生活指導についてですが、学校教育においては、生徒指導と生活指導は一般的には同じ意義であり、学習指導要領では生徒指導が代表用語となっております。

本市の生徒指導は、児童・生徒1人ひとりのよさを尊重し、認め、励まし、相互に協力しながら活動することを通して、児童・生徒の自立性をはぐくみ、社会性を高めることを目指しており、「平成13年度小樽市学校教育推進のために」の基本方針には、「みずからを律し、行動できる力を育てる指導の充実」として示しております。

なお、その指導の具体的な方法については、児童・生徒の実態を踏まえ、各学校において効果的な方法を創意工夫していくことが大切であると考えております。

次に、中学校の最近の問題行動についてですが、平成10、11、12の3年間の経過を見ますと、いじめ、不登校は減少傾向にあり、暴力行為、器物損壊、喫煙については増加傾向にあります。

特に喫煙については、平成10年度42件、11年度43件、12年度には108件と急増しており、心配しております。このことは、家庭での黙認に大きな要因があると考えており、家庭との連携を強める中で喫煙防止の徹底を図ってまいります。授業妨害、飲酒、薬物乱用、凶器使用、威嚇については特出すべき事故はありません。小学校においても、いじめ、不登校は減少傾向にあり、その他の問題行動については心配されることはありません。

これらの問題行動の原因についてであります。近年、家庭の教育力の低下、学ぶことに対する目的意識の喪失などにより、内なる規範意識が希薄化し、衝動をコントロールできず、短絡的な行動をとることなどがその原因となっていると考えており、その対応としては、児童・生徒にみずからの行為の責任をしっかりと認識させ、自律的な判断力を培う基本的な指導姿勢が必要と考えております。

次に、個々の問題行動が発生した時点での保護者との連携についてですが、問題発生後、事実の把握に努め、関係保護者に連絡、その問題の解決に努めているところです。その際、管理職と担任で家庭訪問を行うなどし

て、事故の経過等について説明し、保護者にも協力を願い、問題の解決に取り組んでおります。ご承知のとおり、問題行動の解決や再発防止につきましては、子供と教師、保護者と学校の信頼関係が非常に重要であり、今後も保護者との連携を密にするよう指導してまいりたいと考えています。

次に、登校を停止することについてですが、学校において正常な学習生活が著しく妨げられるような場合は、学校教育法第26条により、出席停止の措置をとることができることとされております。出席停止の措置はできる限り短い期間にするなど、措置の内容についての確かな指導が必要とされておりますが、現時点においては、教育委員会では出席停止を検討、指導すべき事例の報告はありません。

次に、児童会、生徒会活動についてですが、児童会、生徒会活動は、学校生活の充実と改善向上を図るために協力して諸問題を解決することなど、自発的、自治的な活動を特質としております。

本年度の中学校生徒会交流会での活動を紹介しますと、本年が国際ボランティア年であることに着目し、障害のある人などの介護の体験や、高齢者の疑似体験を取り入れておりますし、幾つかの中学校では、校区内の清掃活動などのボランティア活動にも積極的に取り組んでおります。これらの体験は、自分の力でやり遂げた喜びや、充実感を味わうことができ、大切な活動であると考えております。

次に、大麻の背景としての喫煙が大きく要因になっているということについてですが、喫煙が危険な薬物使用に結びつくことが多いと言われておりますけれども、先ほどもお答えいたしましたとおり、喫煙の倍増ということについて憂慮しており、家庭、学校の連携を深め、指導の徹底に努めるとともに、喫煙防止教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、余市町の取組と小樽市の小中高生の実態調査についてですが、本市においても、このような問題が起きないように取組を強めていく必要があると考えております。

なお、薬物の実態調査については、アンケート等による実態把握は難しいと考えておりますので、この件にかかわり、各学校において担任が今後も注意深く児童・生徒を見ていくことなどを、校長会を通じ指導しております。

この問題は、学校でのみの取組で防止するのは難しく、青少年センター、保健所、警察、そして市内の学校生活指導協議会など、関係機関の協力が必要であり、余市町の取組などを参考にし、今後の具体的な対策の検討を深めていきたいと考えております。

最後に、芸術文化振興条例の検討についてですが、文化芸術の振興は、潤いのある市民生活の実現のため大切なものと認識しております。ご提案の芸術文化振興条例の制定に当たっては、市民の意見の酌み上げや、文化団体連絡協議会など関係団体の意見の聞取り、現在検討中と言われる他都市における取組の動向など、検討すべき課題も多くありますので、今後、関係部局と連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（松田日出男） 斉藤陽一良議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時30分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

(22番 渡部 智議員登壇)(拍手)

22番(渡部 智議員) 第4回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

まず、市財政状況と政策についてです。

本市の財政は、ご承知のごとく、歳入歳出両面における構造的な問題を抱えており、厳しい財政事情の中で、多様化する市政、市民ニーズに対応しているところです。

昨今、国の地方歳出の抑制策や地方分権時代の対応等から見て、従前にはない財政環境の悪化と厳しさが増すものと考えられ、さらに、多様化する行政需要に的確にこたえていくためにも、認識を新たに健全な財政構造の保持に努めていく必要があります。

平成13年に入り、論議のありましたとおり、市税の動向、景気低迷のあおり、さらには交付税など、財政に影響を及ぼすという情勢は従来に増して厳しさが予想されると思いますが、現実はどうのような状況にあるのか、まずお伺いいたします。

次に、国の政策上からの影響は、目に見えて地方財政を圧迫する状況にあり、14年度予算編成は、殊のほか、厳しいことが予測されますが、現状、見通しについてお聞かせください。

財政健全化は、本市の最優先課題であり、再構築をしっかりと基本に据えることが重要であり、そのための認識を十分に身につけることが必要と思います。そのためには、歳入と歳出のバランスから、予算配分については従来に増して政策課題の枠組みを徹底して議論し、教育と育成、安心と暮らしの豊かさはもちろんのこと、本市全体への寄与と活力及び振興・発展策を重点的に絞り込むことも必要な時期に来ているのではと考えますが、いかがでしょうか。

また、財政環境から評価システムを的確に行い、市長公約の政策的実現のために、これまで検討あるいは掲げてきた政策について、時代背景と環境、市民生活等、十分な議論と吟味の上に立ち、かつ、大胆な発想と創造から政策アセスも必要と思いますが、市長のご所見と考えについてお聞かせください。

次は、人口対策です。

人口は、その都市のパロメーターであり、総合計画など大きな政策は人口とのかかわりがあり、重要な政策課題であります。

本市の人口は、年々減少の一途をたどり、今また、節目とされていた15万台の壁が崩れそうになっています。人口の推移による大台減少の変化は、昭和50年以降から見て、18万台から17万台になったのは昭和58年で、18万人を維持してきた期間は10年間、17万台から16万台は昭和58年から平成元年で、期間は6年間、16万台から15万台は平成元年から平成6年で、期間は6年間、そして15万台から14万台になろうとしているのは平成14年と見て、維持してきた期間は9年ということになります。

総合計画の前期、「新総合計画」は、平成元年からスタートし、人口目標値を20万人に設定し、今期の「21世紀プラン」は平成10年から実施となっていますが、人口対策としては16万人台を確保し、さらに増を視野に置いたプランでありました。

しかし、14万人台は時間の問題という状況にあり、また、これまでの年度別推移で見ても着実に減少を極めており、平成元年当時の人口から今日までに約1万6,000人の減少であり、極めて深刻な結果となっています。また、この減少は、16万人台から15万人台の時代より、14万人台への落込みは、実のところショックを隠せないものがあります。

まず、市長は、この現実をどのように認識し、受け止めておられるか、また、大台割れの時代背景と本市の

状況、さらに総合計画との関連性についてお聞かせください。

市は、16万人台から15万人台に移行する時期に、敏感な対応から、平成6年、庁内人口問題研究会を設置し、その検討結果に基づき、重要整理を行いつつ、総合的に施策を明らかにして推進していくことをまとめました。その項目は、大まかに言って、一つに雇用・労働対策、二つに住宅対策で、これは若年者の雇用と若者定住で、三つに福祉・保健医療対策、これについては子育て支援策を主に取り上げており、四つに教育対策で教育関連支援を指し、五つに基盤整備対策を挙げ、主に銭函地域基盤整備となっています。

これらの項目について、平成6年度人口対策関連事業として今日も継続されているわけですが、推進は推進として、結果的に人口対策になり得ていない面は政策的に克服が求められるところであり、反面、社会経済、都市における状況の変化及び多様化の時代の中にあって鋭意努力してきたことは評価するものです。

そこで、お聞きいたしますが、これらの施策及びその他人口対策の推進について、どう評価し、分析されているでしょうか。また、結果として減少となっているわけですが、その主たる要因についてお答えください。

今日の時代背景から見て、市内の経済状況は殊のほか厳しく、先行きも不透明であることから、今日まで掲げてきた施策のみでは、到底、人口増につながるという状況になく、そういう環境であると思います。都市形成の原点に立って、人口対策は構成のバランス、次の時代の布石、活力等々、多くの政策的課題とともに、積極的な施策の展開が重要であることは十分に認識されているものと思います。そのためには、これまで議論されてきたいわば社会的責任の基本に立って、小樽市全体で、都市形成の創造からそれぞれの分野で責任を果たすことを確かめ、見ていく必要があります。

端的に申し上げて、少子高齢化時代にあって、市の人口年齢構成による生産年齢人口の推移は平成元年11月で69.07%でしたが、平成13年11月では64.68%になり、また、15歳から29歳の若者で見ると、元年で3万2,487人が13年では2万6,246人で6,241人の減少となっています。いかに若者を中心とした生産年齢者の人口増を図るかが今後においても重要なポイントであり、現状及び将来の小樽を考えたとき、全市を挙げての大きな課題ということになります。同時に、行政としても共通課題の認識の下に、これまで以上の施策をもって実効ある対策が求められるところです。

市長は、都市形成の創造及び人口問題についてどのようなお考えか、また、全市を挙げての課題への取組及び総合的な対策についてお聞かせください。

次は、ごみ問題についてです。

本市における施設状況と計画は、平成12年6月に伍助沢埋立処分の搬入を停止し、その後、平成13年3月に天神焼却場の用途廃止となっています。この代替を含め、将来のごみ対策として、市単独で桃内地域において埋立処分場計画並びに焼却処理施設等、総合的な計画を平成8年3月に策定し、平成12年7月、まず埋立処分地の供用開始となりました。新焼却処理施設については、平成8年3月の一般廃棄物処理基本計画において、単独建設計画として平成15年着工予定でありましたが、国、道のダイオキシン対策を中心とする広域計画での指導等から、平成12年3月に北後志地域ごみ処理広域化基本計画を策定し、今日に至っております。

この広域計画による焼却処理施設の設置に当たっては、運搬距離の要素では余市町、運搬距離に運搬量を加味した要素からは小樽市がそれぞれ建設適地となっています。これに基づき、適地としての小樽市と余市町との協議に立ち、現状では候補地を桃内地域に絞り、住民との話し合いになっているようです。

そこで、お伺いしますが、当初、市内処理から広域処理ということで地域住民から抵抗があるように聞いているのですが、現状、どのような協議が行われているのか。また、課題等についてもお聞かせください。

とりもなおさず、候補地は絞られたものの、立地に関する諸条件や環境等は地域住民との合意が先決であり、広域処理という観点から、一日も早い合意形成が求められ、遅れることがあっては、逆に他市町村に影響等が出ることは必至であります。したがって、広域行政について誠意を尽くして解決することが必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、聞くところによりますと、協議を重ね、この12月末にも町会の意思決定がされるとのことですが、大事なことは、計画の過程において市単独から広域という大きな変化があったことです。これまでは、どちらかといいますと、地域の要望等の解決といった形式的な策であったと思われます。

しかし、その後の広域的な計画になったことから10月下旬に市の考え方を提示したようですが、この積極策は評価いたしますが、内容は承知しておりませんので、お聞かせください。

さらに、合意形成に至った場合、広域連合の設置や建設事業スケジュール等の手続があり、その上で着工めど等が決まるようですが、状況から見て、何年に着工し、供用開始をいつと見ておられるのか、その見通しについてお聞かせください。

次は、経済問題であります。

第2回定例会では、日本銀行の金融月報による基調からご質問をいたしました。社会経済はより厳しさを増していることから、このたびは総務省内閣府の月例報告と関連して本市の状況についてお尋ねいたします。

総務省内閣府の月例経済報告による11月月例報告は、基調判断として、景気は一段と悪化しており、個人消費は弱含み、そして、失業率はこれまでにない高さに上昇し、求人や残業時間、賃金も弱い動きが続いている。また、輸出、生産が大幅に減少し、企業収益、設備投資も減少している。先行きについては米国の同時多発テロ事件等の影響もあり、世界経済が同時的に減速するなど、懸念が強まっていると指摘しています。

各論で見ると、消費、投資などの需要動向では、個人消費は消費総合指数で見て弱い動きが続き、家計調査では、実質消費支出は平成13年9月は前月を下回り、このところ弱い動きが続いています。小売業販売額やチェーンストア販売額は依然として弱い動きにあり、耐久消費財も同じ現象で、その他家電販売、旅行、家計収入等がありますが、いずれも弱含みとなっています。

設備投資は、平成12年中は増加基調が続き、景気を支える要素にもあったようですが、生産の減少、企業収益の鈍化を背景に、平成13年に入り頭打ちに転じ、このところ減少しています。

住宅建設は、平成13年4月から6月期は115万戸程度と、前期比で2・四半期連続の減少となっています。この背景として、雇用・所得環境が厳しさを増していること、不動産価格の長期的下落傾向により、買いが困難になっていることなどから、消費者の住宅取得マインドが低下していると考えられ、7月から9月期は年率120万戸を上回ったが、これはマンションの着工が大幅に増加したことを挙げています。

公共投資は、総じて低調に推移しています。平成13年度当初における公共事業関連予算を見ると、国の公共事業関係費は、前年度に近い予算現額を確保しているものの、地方の投資的経費は厳しい財政状況を反映して、引き続き前年度を下回っています。このような状況を反映して7月から9月の公共工事請負金額は、引き続き前年を下回り、四半期での前年割れは2年半にわたっています。また、大手50社受注額も、3・四半期連続で前年比マイナスとなっており、10月から12月期の公共投資については、地方の投資的経費の減少傾向が続いていることから、引き続き前年を下回ると考えられております。

大まかに見ての月例報告ですが、これらの状況及び資料は、経済部としても、当然、認識並びに分析されていることと思います。本市における経済状況は、一口に言って動きが鈍く、一層の冷込みと思うわけですが、

経済状況の現状把握と認識並びに月例報告に沿って動向、分析等についてお聞かせください。

次に、企業活動と雇用情勢についてですが、月例報告にあるとおり、生産は大幅に減少し、在庫率は高水準にあり、また、企業収益は減少、企業での業況判断では製造業を中心に大幅に悪化しており、一層厳しさが増している状況から、倒産件数はやや高い水準となっているとあります。

また、雇用情勢は、9月の完全失業率は前月比0.3%上昇し5.3%と、これまでにない水準となり、これは、雇用者数がサービス業等を除き減少していることと、同時に完全失業者数も大きく増加していることによることと、要因として、増加していた自発的な離職によるものに加え、非自発的な離職も増加しているようです。また、新規求人数は、前年同月比、前月比ともに減少しており、製造業の残業時間については11カ月連続で前月比減となっています。完全失業者全体に占める失業期間1年以上の者の割合も増加傾向にあることから、雇用情勢は厳しさを増しており、連動して賃金の動きでは現金給与総額、定期給与は前年を下回っており、弱い動きが続いているようです。

本市における企業活動も、厳しい状況にあり、需要動向の低迷から生産活動の先行きに懸念があるなど、現状、多くの課題があり、また、一方では、大型・中堅企業の倒産をはじめ、自主廃業、企業のリストラ・合理化等々が進行している実態にあり、経済活動の深刻かつ危機的状況とも言えそうです。

まず、本市の製造業、商業、サービス業の動向と実態及び業況の先行きについてお聞かせください。

次に、企業活動の低迷や先行きの不透明感から雇用環境は殊のほか厳しく、小樽ハローワークの労働市場概況によると、10月末現在、職を求めている人が4,642人、求人は1,848人であり、月間有効求人倍率は0.40倍となっており、昨年同月比0.02ポイントのマイナスとなっております。現状、市内の企業において、倒産、自主廃業、合理化による希望退職募集等があり、厳しさが増す一方の情勢にありますが、本市における雇用情勢並びに環境についての把握と認識についてお聞かせください。

小樽市は、深刻な社会経済情勢と状況から、活発なる企業・商業活動を支えるため「商工業振興策」を展開してきているわけですが、情勢でのお話のように、変化と多様化及び何よりも流れのテンポは速く、これらの施策による着実な基盤確立になっているのかどうか思慮しているところです。これらの施策に対する評価をどのように見ておられるか、その効果と次へのステップにつながっているのかどうか、分析等についてもお聞かせください。

加えて、今日の状況を踏まえ、地場産業の活力を見いだすための総体的な対策についてお聞かせください。

さらに、企業活動の厳しさと低迷は、一方ではリストラ、採用控え等、雇用環境も常用雇用から契約、臨時、パート、派遣という変化が出てきており、当然、これに伴う賃金、就労条件等にも影響が予測されるわけですが、市内企業での動向はどのようになっているのか、お聞かせください。

雇用対策については、国は平成11年から緊急対策特別交付金で対応を講じ、さらには、平成14年度も準備のようではありますが、なかなか対策というまでにはほど遠く、英断ある対策が求められるところです。本市における雇用の具体的対策は、主に国、道の政策や施策に連携した形で対策を講じてきておりますが、これだけでは、とうてい、雇用の解決とはならず、市独自の発想に立って雇用の創出を真剣に考えていく時期にあるのではと思います。反面、雇用問題は市の施策だけではなしえないものであり、いずれも市内企業者の十分なる認識と意識変革から政策的に実行すべきであります。いかがお考えか、ご所見と同時に対策についてお伺いいたします。

こうした情勢のお話をしているうちに、早いもので年末年始を迎えます。金融動向の不安感と同時に、問題

や課題を背負いながらの年越しであり、新年を迎えることとなります。この情勢の中でも、歯を食いしばっての企業もあり、また、難題を抱えての企業もあると思います。とりわけ年末年始の融資を含めての対策は、早目の手だてと新規のメニューで講じていくことが必要と思われ、また、厳しい中にも企業の頑張り期待するものですが、その対策についてどう講じられるのか、お聞かせください。

経済問題の最後に、マイカル問題と小樽商工信組について伺います。

マイカル破たんから2カ月後の11月22日、大手スーパーのイオンの再建支援を受けることが決まり、店舗と従業員を包括的に引き受ける再建案を提示していたイオンの意向に沿って、マイカルも民事再生から会社更生に変えたとの報道があり、また、小樽ベイシティ開発は引き続き民事再生で再建の計画を進めるということであり、さらに、本体との関係からマイカル小樽内における動静の成り行きが注目されるところです。

まず、11月22日、マイカル本体が会社更生手続の申立てに至った経緯と理由、またそれによりOBCの民事再生に及ぼす影響はないのか、どのように見ておられるか。また、マイカル小樽内のサティ、ビブレ、ヒルトンホテル、さらにはテナントの現状とあわせて雇用の現状についてもお聞かせください。

築港地区再開発に当たって、当初から55ヘクタール全体のまちづくりについて提起してまいりましたが、再開発の中核施設が破たんという大きな動きにあります。55ヘクタール全体のまちづくりに対する基本姿勢、基本コンセプトは変わっていくことになるのかどうか、伺います。

また、関連的にレジデンシャル、JR、北ガス、土地開発公社等の所有地の現状と今後の方向についてお聞かせください。

次に、小樽商工信組についてですが、この7月に破たんし、事業譲渡の問題があったわけですが、10月18日に小樽信金ということで基本合意に達し、一定の安堵となりましたが、事業継承等からいまいし見ていく必要があるのではと思いますが、把握していることがありましたらお聞かせください。

また、問題は雇用です。商工信組の組合から市に要望が上げられているようですが、現状と、どう対応されるのか、お聞かせください。

最後に、港湾問題についてです。

我が国港湾の国際的地位向上を主たる目的として、規制緩和の実施や、それに伴う物流効率化推進に向けて、24時間365日フルオープン化の実現等、中央6大港をはじめとして、地方主要港において議論が展開されており、こうした流れは少なからず地方港に波及と大きな影響をもたらすものと懸念され、一層の競合と、それに耐えうる基盤づくりと位置づけが求められる、昨今の港湾情勢にあります。

まず、現状、道内港湾における港湾整備並びに物流効率化に向けての動静と、これらの動静から、小樽港の位置づけと振興策について具体的にお聞かせください。

次に、石狩湾新港についてですが、かねてから話題になっておりましたガントリークレーンがこの12月7日から稼働開始となりました。現状、韓国航路コンテナ船2社が週2便体制で、本格までとはいかないものの、それにしても港湾としてのインパクトは大きく、小樽港の遅れを反省しなければならないところです。

小樽港では、これまでの議論から、中国コンテナ航路誘致での提起がありましたが、実現可能なかどうか、不透明であります。誘致における絶対条件として、貨物の集荷、港湾施設ほか、受入態勢、物流の効率的運用と港湾サービスその他諸条件のクリア等があるわけですが、小樽にそれらの条件や対策が出来ているのでしょうか。また、船会社との協議や調査等はどのようになっているのか、見通しを含めてお聞かせください。

次は、小樽港の現況についてですが、小樽港は、真に危機的状況に直面しています。平成12年のフェリーを

除く取扱貨物量は、平成9年から減少をたどり、166万6,000トンであり、さらに港湾運送事業ベースで見れば、せいぜい90万トン何がしという取扱いであらうと思われます。小樽港の港湾運送事業社は9社ですから、数字上から見て厳しいだけでは済まされない実態です。

今日まで扱ってきた貨物は、物流の変化等から、消費地、製造・生産活動、小樽港の位置と立地条件、道路整備等、物流と需要の変化は小樽港の位置そのものが大きくさま変わりしてきた結果のものであり、港湾関係事業を含めて深刻な問題と課題を投げかけています。これらの深刻な問題について相当以前から指摘と対策を求めてきたわけですが、改めて、これらの変化に対しての具体的調査及び追跡と分析並びに本港への復元への研究と措置等、体制含めて、実際のところ実施されてきたのかどうか、お聞かせください。

また、小樽港は、食料備蓄を含めた食料基地と銘打って現在にありますが、食料に関する貨物も流通変化を来し、また、備蓄も国の政策と物流コストにより相当の厳しさに直面しておりますが、それらの変化から基地としての存在感の低下になっていないか、その状況についてお伺いいたします。

いずれにしても、今日まで、港湾政策含めてあらゆる角度から指摘してきましたが、実効あるところまで到達せず、むしろ衰退の色が年々濃くなっていく感じさえ受けます。簡単に言って、認識はしてもらえるものの、反面、危機を持つての対応、対策が希薄と言われても仕方ない実態にあります。商工、港湾都市小樽の位置づけと存在感から、今日を底として着実に振興機運に乗せる具体的戦略と対策が求められるところですが、それこそ危機感を持って、新たな発想と創造に立って、具体的な発展策についてお聞かせください。

次に、このたびの補正予算と港湾秩序並びに社会的問題からお聞きいたします。

今、社会問題となっている盗難車の不正輸出の防止策について、港湾における社会的役割を果たす立場から相当以前から指摘してまいりましたが、一向に解決に至らずで今日来ています。これは、全国的な問題であり、今年6月に入って、全国の港湾労働組合も容認出来ないことから、警察庁、財務省関税局、国土交通省、外国船舶協会、日本船主協会、そして日本港運協会に、「港湾地域における盗難車チェック方策に関する申入れ」を行い、積極的対応を求めており、ご承知のように、国会の交通部会でも指摘されているところです。この申入れは、中央並びに港単位に「対策協議会」の設置ほか、チェック体制、モータープールの設置、内陸地での対策等々についてであり、現状、その対策についてそれぞれの機関で検討しているところです。

まず、こうした全国的な動静について、どう把握されているのでしょうか。また、これまでの指摘から、小樽港対策について協議願っているわけですが、具体的にどこまで進展しているのか、お伺いいたします。

補正予算で港湾施設管理費で安全対策費2,000万円が計上されておりますが、対策上における入口面の措置として理解出来るわけですが、従来からの指摘のとおり、管理上の体制が十分に図れるのかどうか、また、この面だけでは総体的な対策にならず、あくまでもステップ上のものと受け止めますが、次の対策としてどのように実施するのか、具体的にお聞かせください。

港湾問題の最後ですが、以前から何回か指摘してきました安全・防災対策についてです。

この8月11日及び8月21日、第3ふ頭突端においてロシア船が火災を起こし、消防出動の騒ぎがありましたが、大事に至らず、また、ほかに影響がなかったようです。そして、11月7日未明に、同じくロシア船が余市沖で出火し、小樽港に緊急入港し、8日目にして鎮火するという大ごとがありました。小樽港に入港、接岸ということで何とか大事は免れたものの、時間的なことなどから、途中、祝津、高島漁港及び前浜となったときのことを思っただけでも背筋が凍る思いがします。

これまでの指摘から、入港から出港までの安全・防災対策についてどのような対策を講じてこられたのか、

また、当面、火災後も接岸しているロシア船についてどう対応されるのか、お伺いいたします。

以上、再質問を留保して終わります。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

（市長 山田勝麿登壇）

市長（山田勝麿） 渡部議員の質問にお答えいたします。

市の財政状況と政策について何点かお尋ねがありました。

まず初めに、本市における今年度の市税と地方交付税の状況についてであります。個人市民税につきましては、納税義務者数の減少、1人当たり所得割額の減少により、また、法人市民税につきましても企業収益の悪化により、それぞれ減収となっており、市税全体では予算に比べまして約6億円と大幅な減収となる見込みであります。

次に、普通交付税につきましては、基準財政需要額の見直しなどにより、予算に比べますと4億7,000万円ほどの減収となり、大変厳しい状況となっております。

次に、平成14年度予算編成の現状と見通しについてであります。市税収入や地方交付税が今年度予算を大きく下回る見込みであり、さらに、現在の景気動向を考えますと、来年度におきましても税収の増加を見込むことは難しい状況にあります。また、国の構造改革の中でも、地方交付税制度そのものを見直す方向で論議されており、国の交付税に依存している本市の財政状況からしますと、歳入の面では大変厳しい状況が予想されます。

予算編成に際しましては、このような状況を踏まえて、具体的な項目を挙げて事務事業を徹底して見直すよう各部に指示をしております。今後は、国の予算編成の動向を注視するとともに、行政改革を積極的に進め、さらには事業の厳選を行いながら、市民サービスの低下を招かないよう予算編成を行ってまいりたいと考えております。

次に、財政健全化のための施策の重点的な絞込みについてであります。昨年策定しました「財政健全化計画」におきましては、緊急性や優先度を見極め、施策の厳選に努めることとしております。今後、財源的には大変厳しい状況となっていくと予想されますので、中長期的展望に立って、限られた財源をより効果的な施策へ重点的に予算配分していくことが必要であります。そのため、社会情勢や市民ニーズの変化を見据えて、政策課題を整理し、施策を厳選してまいりたいと考えております。

次に、「政策アセス」のご提言についてであります。昨年、試行として実施いたしました事務事業評価システムの目的の一つに、「効果、効率の薄い事業を継続的に見直し、行財政運営への健全化を図る」ことを挙げております。本格実施は平成15年を予定しておりますので、総合計画の体系に沿って、事務事業の上位に位置づけられる施策や政策の評価システム導入も視野に入れ、より効果・効率的な行財政運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、人口問題について何点かご質問がありました。

まず、人口減少についての現状認識についてであります。本市の人口のピークは昭和39年9月の20万7,000人であり、以降、今日まで減少傾向に歯どめがかからず、15万人台を割る状況については、正直、残念な気持ちでいっぱいあります。

しかし、この状況を真しに受け止め、引き続き粘り強く人口問題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大台割れの時代背景と小樽市の状況についてであります。昭和58年当時は、第2次オイルショックの影響から脱却し、我が国経済は比較的安定期に入っており、国においては、第3次全国総合開発計画の中で居住環境の総合的整備を目的とした定住圏構想が推し進められたところであります。本市の状況としましては、祝津団地、かもめヶ丘タウンや桜東団地など住宅整備を充実させるため努力してきた時期であります。17万人を割った平成元年はバブル期の真っただ中にあり、国においては、四全総の下、多極分散型国土の構築を目標に、定住と交流による地域の活性化を求めた時期であります。

本市においては、港湾貨物量、観光客入込み、企業誘致のいわゆる3Kが好調に推移した年で、小樽市新総合計画がスタートした年でもあります。16万人を切った平成6年は、バブル崩壊後の平成不況が続く時期であり、本市の状況としては若年者の雇用促進、定住対策、子育て支援など、人口対策を体系的に位置づけをして施策の推進を図っていた年でもあります。

次に、総合計画との関連についてであります。21世紀プランの人口目標16万人につきましては、総合計画策定時の人口規模である平成7年国勢調査人口15万7,000人の維持を基本に、今後、各種施策を展開することにより、最大限の増加に努める考えから、目標年次における人口を16万人としたものであります。総合計画の目標人口と現状との差が広がり、厳しい状況にありますが、今後も幅広い角度からの対策が必要なものと考えております。

次に、人口対策事業の評価についてであります。平成6年度から、若年者の雇用促進や定住の促進、また、子育て支援や教育関連の支援など、平成13年度までに42事業を進めてまいりました。その結果、平成10年と11年の社会動態の減少数は446人、565人とやや鈍化を示したものの、昨年は減少数も1,020人と増加しており、平成6年以降さまざまな対策を講じてきたにもかかわらず、人口減に歯どめがかかっていないのが実態であると思っております。

本市の人口減の要因としては、多くの要因が絡み合っているものと思っております。就労場の減少による若年層の流出や住環境不足を原因とした社会減、さらには、出生数の低下と死亡数の増加が示す自然減が相まったの減少と考えております。

次に、人口問題についての総合的な考え方と今後の対策についてであります。我が国の人口は2007年をピークとして減少傾向に入り、100年後には現在の人口の約半分になると予測されております。したがって、今後は一部の大都市を除き、各都市におきましては、若年者の定住対策が重要課題になるものと考えます。

特に、本市においては、若年層、20歳から29歳台の流出が突出しておりますので、若年者定住対策については、その緊急性と必要性の観点から、新たな施策の展開が必要なものと考えておりますが、行政の力だけではなく、民間の活力も利用し、官民が協働して取り組まなければならない課題と思っております。

次に、ごみ問題について何点かご質問がありました。

初めに、建設候補地の桃内地域住民との協議についてであります。昨年の住民説明会の中では、ダイオキシンについての不安や広域処理による他町村のごみが搬入されることに対する意見などが出されておりました。その後の説明会の中では、ダイオキシンについては排出規制が強化されていることや、24時間連続燃焼と高温処理により環境基準が達成できること、また、他町村のごみを受け入れることについては、1日の搬入台数が少なく、地域の影響が小さいなどの説明をし、一定の理解が得られたものと考えております。そのほかには、町内会独自のダイオキシン勉強会、札幌市と苫小牧市の焼却施設の視察を実施するとともに、市として

は、本年8月には桃内町会全世帯を対象に2度目の個別説明を行ったところであります。今後については、桃内町内会から基本同意を得られた場合、生活環境影響調査や施設規模、性能の調査等を実施し、その内容について説明するなど、情報提供に努めることが必要であると考えております。

次に、地域住民との早期の合意形成についてであります。焼却処理施設などの建設事業を円滑に進めるためには、建設候補地の桃内地域住民の理解を得ることが必要不可欠であるとの基本的認識に立ち、地域住民の方々のご意見などについては誠意を持って説明や協議を行っているところであります。

また、他町村への影響についてであります。北後志5町村は、広域による新焼却処理施設の供用開始までの間、既存施設を改修し対応することとしておりますので、これに影響が出ないように、一日も早い合意に向け努力をまいりたいと考えております。

次に、焼却処理施設などの建設に当たって市が提示した地域振興策についてであります。桃内町内会の全世帯を対象とした個別説明の中で、住民の方々から、建設について判断する際の検討材料として、振興策について市の考えがあるのであれば提示するべきであるとの意見などがありました。このことから、建設に基本同意を得た場合との条件で、町内会活動、町内会館運営などの地域振興策、桃内地域の水洗化などの環境整備、焼却処理施設の余熱利用、地元住民の雇用についての地域振興策を提示したところであります。

次に、建設事業スケジュールの見通しについてであります。現在のところ、平成15年度着工、18年度の供用開始を予定しておりますが、建設に当たっては、各種計画の策定や生活環境影響調査等を実施するとともに、施設の性能、規模の決定、事業概算額の算出、また、事業主体である広域連合の設置という大きな課題があります。これらのことから、地元との基本合意が得られた後、国や北海道と十分協議し、着工時期について改めて判断してまいりたいと考えております。

次に、経済問題について何点かお尋ねがありました。

まず、本市における経済状況についてであります。日銀小樽支店が公表した11月の管内の金融概況によりますと、「公共投資は、工事の見直し等から減少傾向にあり、住宅投資についても、景気低迷の中、持ち家着工戸数が減少しております。また、設備投資は、福祉関連施設や倉庫建設の着工などから若干明るい兆しが見られるものの、企業の資金需要は依然低迷していると言われております。一方、個人消費については、大型小売店売上高や乗用車、家電販売も低調に推移しておりますし、観光面では入込客数が道外ツアー客や修学旅行の減少などから前年を下回っており、こうした需要不振等を背景に企業の生産活動は全体として低水準にあります。また、雇用面についても、求職者の増加から、有効求人倍率に悪化の兆しが見られる状況にあり、以上のことから、総じて管内景気は厳しさが増している」と述べられております。

こうした現状に加え、マイカル小樽や小樽商工信用組合の破たんという大きな課題もあり、本市の経済状況はいましばらく厳しさが続くものと認識しております。

次に、本市産業の業種別の状況についてであります。本年7月から9月にかけて市内企業200社を対象としたアンケート調査の結果も踏まえた分析によれば、業況については、全業種のD I値はマイナス34.4と前年同期比12ポイント、マイナス幅が縮小しておりますが、依然として業況が悪いとする企業が多い状況にあります。

業種別では、製造業におきましては、全体的に原材料価格の上昇や販売価格の低下が進み、一部には工場の統廃合や事業縮小が表面化しており、D I値もマイナス50.0と前年に比べてマイナス幅を拡大しており、いましばらく厳しい状況が続くものと予測されます。また、商業の分野におきましては、卸売業、小売業ともD I

値は前年比マイナス幅を縮小する傾向にはありますが、競争の激化と消費購買力の減退が続いており、マイカル小樽の破たんや長崎屋奥沢店の閉店の動きなどの影響を考えると、依然として難しい局面にあるものと考えております。サービス業につきましては、D I 値はマイナス17.4で前年同期比でマイナス幅を48.0ポイントも縮小し、業況の改善が見られております。特に、利用客数が大幅に伸びたほか、客単価、従業員数も増加しており、景況は回復しつつあるものと思われまます。

これらのことから、本市産業の業況は、全体としていましばらくは回復の足取りは鈍いものと認識しております。

次に、本市における雇用情勢についてのお尋ねであります。10月末で倒産により離職した従業員数は181名と前年同期比に比べて若干少なくなっておりますが、10月末の新規求職者数は前年同期比136人増の1,116人で、うち、事業主都合により離職し、求職している人が277人で前年同期比70人増加しております。今後の雇用情勢は、長崎屋奥沢店の閉鎖が決定していることや、製造業関係で事業縮小などが進められている中で、市内企業には新たな雇用吸収力が弱く、いましばらく厳しさが続くものと考えております。

次に、商工業振興策の評価についてであります。これまで、本市産業の振興を図るため、国や道の諸施策と有機的な連携を図りながら、生活環境の整備や経営基盤の強化、さらには人材育成や技術開発など、ハード・ソフト両面にわたる施策を実施してまいりましたが、これらの取組が市内各企業、商店街などの事業展開に少なからず貢献しているものと考えております。また、現在実施中の施策につきましても、絶えず点検・見直しを行いながら、時代の変化やニーズに的確に対応した新たな施策に反映してまいりたいと考えております。

次に、地場企業の活力を見いだすための対策についてであります。一昨年、地場商工業の振興を図るため、「地場産業振興会議」を設置し、産学官の連携の下に取組を進めてまいりましたが、その中から三つの成果が得られております。その一つは、本市の産業情報の受発信拠点として、本年8月「まち育て情報センター」を開設しており、公募ブースでIT関連有力企業が事業展開しているほか、各種セミナーを開催するなど、多くの皆さんに活用されております。さらには、朝里川温泉地区におきましては、「観光クラスター研究会」が立ち上がり、具体的な顧客満足度調査や温泉水を利用した酒づくり、ハーブを使ったワインづくりなどの研究が積極的に進められており、一方では、ゼオライトの研究開発も行われております。こうした動きの中から、地場企業が活力を見だし、本市の産業振興につながるものと期待しており、市としても積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、市内企業での雇用環境の変化に伴う賃金、労働条件への影響についてであります。新規求人数はわずかに増加しているものの、そのうち、常用的パートの占める割合は36.8%と前年同期比より1.9ポイント増加しており、常用雇用がパートにシフトしてきているものと考えられます。また、賃金につきましても、小樽職安管内の中途採用者平均賃金は、平成7年末は増加傾向にありましたが、平成11年の20万4,000円をピークに平成12年からは前年同月比マイナスとなり、平成13年4月から6月期では19万8,000円と減少し、厳しい状況が続いているものと認識しております。

次に、市独自の発想に立った施策と市内企業者の意識変革についてであります。これまで、国の緊急地域雇用特別交付金事業などを活用し雇用創出に努めてまいりましたが、厳しい雇用情勢が続く中、さらに雇用の創出は大きな課題であります。

市といたしましては、現在、イベント事業その他などで職員の時間外勤務を一部臨時雇用に振り替えるなどのいわゆるワークシェアリング的雇用創出を進めることとしております。

また、市内企業に対しては、これまで同様、雇用創出や確保の依頼を続けていくことはもとより、各企業や各種団体等との意見交換の場の活用や、関係機関と連携し、雇用の重要性についての認識を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、年末年始の融資対策についてであります。今年も中小企業者の年末の資金確保に関し、11月28、29日の両日、国民生活金融公庫、北海道、小樽商工会議所と小樽市による合同金融相談窓口を開設しておりますが、厳しい経済環境下にありますので、今後の状況を見ながらさらに開設するなど、対応してまいりたいと考えております。

次に、マイカル問題についてであります。まず、株式会社マイカルが会社更生の申立てに至った経緯につきましては、同社の文書によりますと、9月14日の民事再生手続の申立て以降、再生に向けて支援を仰ぐべくスポンサー選定作業を進めておりましたが、今般、イオン株式会社が会社更生手続による会社再建を条件に、包括的に支援する意向を表明したことから、11月22日、会社更生法の手続を申し立てたものであります。

また、OBCの民事再生に及ぼす影響につきましては、11月26日、OBCから、今回の動きがOBCの再建計画に影響するものではなく、これまでどおり民事再生に基づく再建を進めると報告を受けております。

次に、マイカル小樽内の各テナントの状況についてであります。サティとヒルトンホテルにつきましては、株式会社小樽ベイシティ開発の民事再生申請以降も大きな影響もなく営業を続けており、特に、サティは前年実績を上回る売上げを達成していると伺っております。

また、ビブレにつきましては、1階の大規模リニューアル工事途中での法的整理であったため、変則的な状態で営業を余儀なくされ、数社のテナントが撤退したと聞いております。

また、雇用の状況につきましては、11月14日現在で調査した結果、約3,000人の雇用が確保されており、そのうち市内在住者は約2,200人となっております。その内訳は、ビブレ、サティなど主要11社で約1,500人、ウォールなどのテナント210社で約1,500人となっております。

次に、築港再開発の55ヘクタールのまちづくりの基本姿勢等についてであります。本地区は、ウォーターフロントの立地条件を生かし、広域からの集客、雇用の場の確保、人口の定着など、本市が抱える諸課題の解決につながるまちづくりを基本として、今後も市民の皆さんのご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

また、レジデンシャルゾーンの住宅建設は、OBCの資金問題もあったものと思いき、住宅業界の需要動向も厳しいことから、住宅建設が進まなかったものと判断しております。

一方、JR、北ガス所有の未利用地は、これまで数件の土地利用計画が提案されましたが、いずれも大型商業店舗を核とするものであり、土地所有者に再検討を要請し、今日に至っております。

基本的には、今後も土地利用の方針に沿った活用を望んでおりますが、土地利用の方針を定めてから約8年を経過していることや、社会経済環境の変化などから、方針の見直しを含めて、土地利用の在り方を再検討する必要があるのではないかと考えております。

次に、小樽商工信用組合についてであります。小樽信用金庫と事業譲渡に関する基本合意がなされ、現在、同商工信組の金融整理管財人と小樽信金との間で資産の切分けなどの作業が進められており、事業譲渡契約の締結に向け、具体的な協議が行われていると伺っております。

同商工信組の職員の雇用につきましては、市といたしましては、小樽信金に対し、取引先や店舗とともに、職員についてもできるだけ多く引き受けていただくよう従前から要請をしており、同商工信組の労働組合から

も市に対し、職員の雇用確保に関する要望がなされております。これらについては、譲渡契約締結後でなければ明らかにならないとのことでありますので、その状況を見た上で対応してまいりたいと考えております。

次に、港湾問題について何点かお尋ねがありました。

まず、道内港湾の動静と本港の位置づけについてであります。苦小牧港や函館港においては、外貿コンテナも扱う多目的国際ターミナルとしてマイナス14メートルや12メートル岸壁の整備を、また、釧路港においても、外貿コンテナを扱うマイナス10メートル岸壁や石炭、肥料などのばら荷貨物を取り扱うマイナス14メートル、12メートル岸壁の整備を進めていると承知しております。

小樽港におきましては、物流の効率化を図るため、道内他港に先駆けてパナマックス船などの大型船舶が接岸可能な大水深岸壁の整備に取り組んだところであり、平成5年度には、勝納ふ頭にマイナス13メートル岸壁が、また平成12年度には港町ふ頭に暫定マイナス13メートルと12メートル岸壁の供用を開始するとともに、港湾関連交通の円滑化を図るため、国道5号と連絡する幹線道路として、小樽港縦貫線の4車線化を進めております。

今後も、これらの大水深岸壁を利用する穀物などの、ばら荷貨物の維持・拡大や新規貨物の開拓を行うとともに、中国などの環日本海諸国との定期コンテナ航路の開設を目指すなど、日本海北部の国際物流港湾として、また、フェリー貨物を中心とした国内物流拠点港湾として、官民一体となり、ポートセールスのより一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、中国コンテナ航路誘致に当たっての受入体制などの条件についてであります。貨物の集荷につきましては、船社及び港湾関係業界とともに、調査や情報収集に努めながら、年間を通じて、安定的な貨物の確保が図られるよう、企業へのセールスに当たっているところであります。

また、受入れに必要な荷役設備等につきましては、コンテナ貨物に対応できる荷さばき地のコンクリート舗装、照明設備、ゲートなどは整備済みであります。今後、ガントリークレーンや冷凍コンテナ用電源設備、検査上屋などが必要になりますので、航路開設が決定した時点で整備してまいりたいと考えております。

また、コンテナターミナルの管理運営につきましては、現在、本港において活動している企業により対応すべく検討を進めております。

市といたしましても、利用しやすい体制づくりのため、船社側と協議を進めており、中国コンテナ航路の早期実現のために最大限の努力をしましてまいりたいと考えております。

次に、小樽港の貨物増対策と発展策についてであります。まず、小樽港における物流調査につきましては、港湾取扱貨物の流れを広域的視点、総合物流体系の視点に立って調査研究することは、ポートセールス戦略に当たって大変重要なことであると認識しております。これまでも、小樽港外貿定期コンテナ誘致のための調査検討や物流関係企業経営動向調査を実施しており、これらの調査を基にしながら、既存貨物の維持・拡大、新規貨物の開拓、フェリー貨物の増大などを旨し、関係業界と一体となって企業訪問に取り組んでいるところであります。

また、今年度においては、小樽市が構成員となっている、日口フェリー定期航路利用促進協議会において、日口フェリー定期航路における貨物量の増大に向けた調査を実施しているところであり、今後とも、物流に関する調査研究に努めてまいりたいと考えております。

なお、小樽港と石狩湾新港の今後の在り方を検討するため、庁内関係部から成る会議を設置し、さらには、早い時期に経済界や港湾関係業界との意見交換の場を設けることにしております。

次に、小樽港の食料基地としての位置づけについてであります。小樽港は、従前から、大麦、小麦の輸入港の指定を受けており、また、平成7年には、釧路港や苫小牧港などとともに米穀の輸入港に指定され、政府備蓄米を保管できる政府指定低温倉庫の保管能力では、苫小牧港に次ぐ規模を有しております。近年の物流の変化や新たな輸入港の指定により、小樽港における大麦や水産品、政府備蓄米の取扱量は減少傾向にあります。

次に、小樽港の具体的な発展策についてであります。これまで、小樽港は、その立地条件を生かしつつ、社会経済のニーズに基づき、中央ふ頭や勝納ふ頭の整備のほか、近年の船舶の大型化やユニットロード化など、港湾荷役体系の変化に対応した港町ふ頭や上屋の整備、さらには臨港道路、小樽港縦貫線の整備など、港湾機能の充実に努めてまいりました。

規制緩和や物流の変化などに伴い、港間の競争はより一層激化するものと予想されますが、今後とも、経済界や港湾関係業界と連携をとりながら、中国定期コンテナ航路の早期実現を目指すとともに、昨年4月に再開された日口定期フェリーの利用拡大を図り、さらには、先ほども答弁申し上げました庁内会議の中で、小樽港の発展策についても検討を重ねながら、道央圏の日本海側流通港としての発展を期してまいりたいと考えております。

次に、盗難車の不正輸出防止対策についてであります。最近の自動車盗難被害の急増と、盗難車の不正輸出の増加を受けて、国としてもその対策を具体的に進めることとしており、既に各港湾管理者に対しまして、ふ頭の管理強化について協力要請がなされております。

さらに、ご質問にありました申入れなどを踏まえ、今年9月、政府内に警察庁や国土交通省等の国の機関のほか、日本自動車工業会や日本損害保険協会等の民間機関も含めた自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームが設置され、年内をめどとした総合的対策の取りまとめに向けて検討が進められていると聞いております。

なお、本市においても、特に今年に入りましてからは、税関や警察などの関係機関との間で協議を進めており、当面は、今回の補正予算案にありますゲートの設置等が一番効果的なものとなるよう、各機関にも協力を要請しているところであります。

次に、今回の補正予算と今後の対策についてであります。盗難車の不正輸出防止の面からは、ゲートの設置などの対策に加えて、中古車積み込み場所の指定の必要性についても、従前からご意見があるとおりであり、市といたしまして、先進都市の事例を参考としながら、検討いたしております。

今後は、港湾関係企業とも協議を行う一方で、多額の財政負担に対する国等の支援を求めながら、来年度中の実現に向け、努力してまいりたいと考えております。

次に、港湾区域内における安全・防災対策についてであります。今年に入りましてから、4件の船舶火災が発生しており、港湾管理者としてその対応に苦慮する状況も起きております。災害の発生後は、地域防災計画を踏まえ、関係機関と連携をとりながら迅速な対応をしておりますが、今後とも、船主責任保険加入の啓発とともに、さまざまな災害を想定した連絡体制の確立について検討してまいりたいと考えております。

なお、港町ふ頭に接岸中のロシア船につきましては、鎮火後、既にかなりの日数がたっておりますので、早急に出港もしくは撤去するよう、現在、船主並びに札幌のロシア総領事館に対して要請するとともに、北海道とも相談しているところであります。

以上です。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長（松田日出男） 22番、渡部智議員。

22番（渡部 智議員） 各質問に対して、一定のご答弁をいただきました。

港湾問題に限って総体的に再質問してまいりたいと思います。

質問でも申し述べましたが、港湾の活力振興、そして発展策、これらについては以前から何回も質問してきております。けれども、今日、危機的状況にあるという訴えに対して、何か力強く、そのことの対策を含めてというのは実感として受け止められないというのが強い印象でありますし、何か今までの域を脱し切れないご答弁なのかなと、そういう思いでいっぱいです。

小樽港の実態ということについては、市長もやはり危機的状況にあると、そのことは受け止めていただいておりますし、緊張感を持って指揮官への対応という、今それが求められているのではないかと。

小樽の都市の位置づけは、商工港湾都市であります。港湾はやはり、本市の基幹産業ということでもあります。こういった状況の中で、商工港湾都市そのものをどう見られておられるのか。

それからもう一つは、分析を含めて今後の対策ということで、これまで何回もお聞きしてまいりました。今回もお聞きしたわけでありまして、やはり、一つの港湾を語るというそのものから見ていけば、商工港湾都市の位置づけとともに、小樽港のもたらす経済効果というのはどのように推移しているのか、これも一つの大事な要素であり、分析事項、それと同時に、対策につながるものというふうに、私は基本事項として見ておりますが、それらを市長はどのように見ておられるのか。

ただいまは再質問でありますから、市長の見方のみについてお伺いしたいと思います。

それから、2度ほど、これからの港湾の変化で、物流調査等、そして、他港湾との競合等に小樽港の位置づけを明らかにしていくために、庁内関係会議の設置、そしてさらに、今度は関係機関等を拡大していくようなご答弁があったように受け止めました。

今日まで、港湾ばかりでなく、大事な問題がそこに発生したときに、庁内の検討会議、あるいは対策会議というものを持たれて、そこで検討してきましたけれども、大方の面で、私の受止めとしては、その現象に対して対策会議が持たれたり、協議が持たれるというのはいいのですが、起承転結がどうもきちっとされていないのではないかと、持たれたのはわかるけれども、その後、どういうまとめをして、いつそれが終わっていったのかなということがわからない状態のものもたくさんありました。

何回も申し上げるように、港湾は、本市経済にとって重要な役割を果たす位置にありますので、対策会議を設置したときには、やはり、振興、そして発展につながるという、その面でひとつ進めていただきたいというふうに思います。

もう一つお話しいたしますと、今まで何回も話をしてきて、対策はどうか、分析はどうか、調査はどうか、そして措置はどうかと聞いても、同じような答弁をいただいて、そして具体的なものがない中で、今度は対策というと、前に掲げてきたいろいろな質問一つにしても何か消えてしまうような感じがいたします。以前から指摘してきた事項を含めて、しっかりと受け止めていただいて、発展に寄与する、そういった対策会議を設置していただきたいというふうに思います。

もう一つは、安全・防災の対策についてであります。

これも、以前から質問してまいりました。しかし、今日の答弁では、ただ対策を講じていくためにということになります。質問とのかかわりで、以前のご答弁では、マニュアルを含めて、あるいは関係機関ともしっかりと協議をしてというようなところまで進んでいたはずであります。

しかし、こうして大ごとにはなりませんでしたが、事故が起きてということになりますと、最終的には、どの港においても、地方自治体がかぶっていかざるを得ないという状況にもありますし、周辺を含めて多大な損害を被るということがあってはなりません。やはり、入口から出口までの安全防災のルールをしっかりと確立していくことが重要でありますから、その点を含めて再質問をしたいと思います。

以上です。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝彦） 初めに、小樽港の位置づけと申しますが、基幹産業の一つかというような話でございますが、ご承知のように、小樽港は、商工港湾都市として小樽のまちが発展してまいりまして、港とともに発展してきたわけでございます。近年は、時代の変化と申しますが、物流の効率化という変化、あるいはまた、景気の低迷による貨物の取扱量の減少、こんなような課題もあるわけでございます。しかし、港湾というのは、小樽にとっては重要な基幹産業の一つだろうという認識を持っておりますので、今後とも、道央圏の日本海側の拠点港としてどう発展させていくのか、十分検討し、そしてまた、その役割を担っていかなければならないという認識の下で進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、経済効果の把握の問題ですけれども、確かに、港湾の本市経済に与える影響を十分把握するということは重要なことだと思っておりますが、平成6年に一度実施しておりますけれども、今後、どのような調査手法があるのか、どの程度のことが市独自でできるか、十分検討していきたいと思っております。

それから、庁内の検討会議の問題ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、いろいろと課題がたくさんあるわけございまして、そういった意味で、小樽港の将来の展望、そしてまた、石狩湾新港との関係をどうしていくのか、こういった問題について庁内でも十分議論し、そしてまた、関係業界とも議論をしていきたい、こういうふうに思っておりますので、そういった庁内会議の場、あるいはまた、関係業界との意見交換の場を早くつくっていききたいと思っております。

港湾の防災関係につきましては、港湾部長から答弁させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 港湾部長。

港湾部長（兵藤公雄） 渡部議員の再質問にお答えいたします。

安全対策ということで、ルールづくりというお話でございますけれども、先ほども市長の方から答弁させていただきましたが、基本的には、地域防災計画を踏まえて、関係機関との連携をとりながら対応しているところでございますけれども、具体的に今我々が持っているのは、油流出事故、それから転落車両等の事故処理、こういった連絡体制、それから消防体制については確立をされていて、マニュアル的なものをつくっておりますが、このたびの船舶火災につきましては、これを契機に船舶の火災事故によります同様の連絡体制等をつくっていかないと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（松田日出男） 以上をもって会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時51分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 斉藤裕敬

議員 高橋克幸

平成13年 第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成13年12月11日

出席議員(33名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大畠護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久末恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
20番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	26番	高階孝次
27番	岡本一美	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男		

欠席議員(2名)

25番	西脇清	36番	佐藤利幸
-----	-----	-----	------

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	小坂康平
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	須貝芳雄	総務部長	藤島豊
企画部長	旭一夫	財政部長	鈴木忠昭
経済部長	木谷洋司	市民部長	藤田喜勝
福祉部長	田中昭雄	保健所長	外岡立人
環境部長	山下勝広	土木部長	松村光男
建築都市部長	高橋康彦	港湾部長	兵藤公雄

小樽病院
事務局 長 高木成一
学校教育部長 奥村誠
監査委員
事務局 長 大津寅彦
財政部財政課長 吉川勝久

消防長 広田宰
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 宮腰裕二

議事参与事務局職員

事務局 長 厚谷富夫
庶務係 長 三浦波人
調査係 長 大野肇
書 記 丸田健太郎
書 記 中崎岳史
書 記 大門義雄

事務局次長 土屋彦
議事係 長 佐藤誠一
書 記 木谷久美子
書 記 牧野優子
書 記 山田慶司

開議 午後1時00分

議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、大竹秀文議員、中島麗子議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第27号並びに報告第1号及び第2号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 8番、斉藤裕敬議員。

（8番 斉藤裕敬議員登壇）（拍手）

8番（斉藤裕敬議員） 平成13年第4回定例会に当たり、一般質問いたします。

市長の政治姿勢について、3点お尋ねいたします。

本人に覚えのない下水道布設承諾書の真相解明、救済を市長に求めたにもかかわらず、調査を約束しながら、回答はもちろんのこと、その報告書さえ作成していない総務部、市長決裁を受けずに事業を進めた環境部、市長が市職員出身で、同じかまの飯を食った仲間であることからの身内の甘えに映ります。

市長は、職員との関係について、どうお考えですか。お答えください。

次に、市長と議会との関係についてであります。

答弁の修正、訂正、議会資料の錯誤と、最近、理事者の陳謝が恒常化しているのであります。野党ばかりか、与党でさえ「知らされていなかった」、「聞いていなかった」という場面が幾度として見られるのであります。このままでは、議会としてのチェック機能に著しい支障を来すのは明白であります。市長は、早急に対策を講じなければならないと思いますが、ご所見をお聞かせください。

市長と市民の関係についてであります。

市長や私たち議員は、残す任期は1年余りであります。市長は、立起に当たり、さまざまな公約を掲げられましたが、市長ご自身、その達成度は納得のいくものだったのでしょうか。病院問題、新焼却場問題は、特に市民から注目されているものですが、市長の今回の任期中のくわ入れは事実上困難であると考えます。市長は、いろいろと策を講じられてきたとは思いますが、政治的責任は、結果責任の一面を持つのですから、公約の今後の見通しを示された上で、その政治的責任の有無についてお答えください。

新焼却場についてであります。

北後志広域廃棄物処理推進協議会は、現在、小樽市が負担金を支出していないことから、地方自治法第119条第7項に基づく監査の対象には当たらないのであります。小樽市職員が推進協議会事務局として、小樽市が中心、主体となって進めているこの事業は、再三にわたりずさんな事務処理が指摘されているにもかかわらず、推進協議会の長である山田市長以外は、核心に触れる調査権を、議会はもちろんのこと、だれも有していないという極めて不自然な状態なのであります。事情をきちんと把握し、審議するための議会の調査活動を、市長はどう担保しようとするお考えなのか、お示し願いたいものと存じます。

過日、全都清から、その業務に瑕疵があったと正式文書により伝えられました。この質疑の際、市長は、全都清を呼んで尋ねる旨のご答弁をされております。その後の経緯、やりとりをお示しください。

「平成14年度廃棄物処理施設整備補助金の執行方針について」、こういった文書が国から小樽市に対して示されているはずですが。その内容をご説明いただくとともに、市としてこの文書をいつ入手したか、こういったこ

ともあわせてお尋ねいたします。

不況対策です。

マイカル小樽についてであります。この部分は、他の代表質問等々でかなりご答弁をされており、重複するところがありますけれども、お答え願います。

市長は、商工会議所と相談しながら、対応協議をしながら進めているのだ、こう何度もご答弁されており、協議を進めていると言いつつも、その協議は、いまだ1回しか行われていなかったということも議会で明らかになりました。

今、大切なのは、もちろん経済界の中心となる商工会議所と相談するのも、これも大切です。しかし、行政組織の長として、小樽市はどこまで対策を講じられるのか、どこまで踏み込めるのか、また、その気はある、どこまで踏み込む気はあるのだと、こういった市長独自のマイカル小樽の支援策、この方向性を示さなければならぬと思います。お示しいただきたい。

また、現在までいろいろな情報収集をされていると聞きます。ご答弁でもありました。その情報収集の分析の結果をあわせてお答え願いたいと思います。

小樽商工信用組合についてであります。

引受け金融機関、小樽信用金庫とはさまざまな情報交換をされていると思います。今まで、どんな情報交換、協議、打ち合わせ、何でも結構ですけれども、どのような頻度で行われていたのか。

市は、小樽信用金庫に対して引受けを依頼したということが報じられております。しかし、そのほかにどういった要請をされていたのか、又は質問、尋ねていたのか、こういうことをお答え願いたい、お示し願いたいと思います。

また、歳計現金を引受け金融機関にいろいろシフトさせることによって、引受け金融機関の痛みを和らげる間接的な支援、配慮が必要である、こういうことを委員会の場でご議論申し上げまして歳計現金についてはそういう対応ができる、こうご答弁されております。答弁されてから時間がたつのですから、具体的に、その歳計現金のシフトによる支援策、これをお示し願いたいと思います。

河川の問題です。

緑1丁目28番地内を流れる於古発川、商大の沢川は、狭隘で、曲がりくねった形状である上、住宅と住宅をすり抜けるように流れているため、民地を削り、家屋の土台や石垣に被害を与えております。地権者としては、この補修もままならず、深刻であります。早急に対策を講じなければなりません。答弁を求めます。

教育問題です。

市内のある小学校、後段に子供とのかかわり合いが出てきますので、子供が特定されるのを避けるために、あえてある小学校と言わせていただきます。この小学校では、教員の遅刻が横行していた。当たり前のように遅刻がされていたと聞きます。既に、この質問の前段で、市教委には具体的に学校名を挙げ、調査をお願いしました。この遅刻の事実関係をお示しください。

この学校では、中休み、昼休み、ほとんどの教員が職員室におり、子供との触れ合いの時間がないとの父母からの指摘があります。服務専念義務違反の疑いがあると思いますが、いかがですか。

また、これらの行為に対する管理職、校長先生、教頭先生の指導を無視するというのですね。聞いても答えない、反応しない、大人のいじめであります。極めて子供じみた残念な事態と言わざるを得ない。教育長のご判断をお聞かせ願いたいと思います。

さらには、父母に対する教員の常識を欠く言動も散見されるということで、市教委は指導を強化すべきと考えますが、いかがですか。

私が最も許せないことは、教員による子供に対する「言葉の暴力」であります。子供に対して、「死んでしまえ」とか「先生とおまえは合わないんだ」、こういった言葉を小学校の低学年に浴びせかける。こんなことが子供にどんな影響を与えるか、どんなことが心配されるか、こんなことはだれだってわかることであります。不登校の一因ともされているのですから、絶対に看過できません。調査するとともに、処分を含めた厳しい対応を市教委に求めます。

子供を取り巻く社会環境のひずみ、ゆがみ、これが学校現場の混乱の一因になっているのだと、おれたちではなくて世の中が悪いのだ、こういう言葉をよく教育関係者から聞かされます。しかし、今回この学校の調査等々をやっているうちに、本当にゆがんでいるのは学校、つまり管理職と教員の関係ではありませんか。教育長のご所見を賜りたいと存じます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

市長(山田勝磨) 斉藤裕敬議員のご質問にお答えいたします。

まず、水道局の下水管布設に係る土地承諾書についてであります。この件につきましては、総務部長が、10月以降、数回にわたって水道局の関係職員から話を聞きましたが、十分な説明を欠いた点もありますが、承諾書については偽造したものではなく有効であり、その結果、水道局からの文書による報告は必要ないと判断したとの報告を受けております。

したがって、身内に甘いのではないかというご指摘でございますが、私はないものと考えており、むしろ職員には厳しいのではないかという反省もしております。

次に、答弁や議会資料の訂正などについてであります。これまでも答弁や議会提出資料などにつきましては誤りのないよう十分注意し対応をしておりますが、今後も修正あるいはまた訂正などのないよう、各管理職に対し一層注意するよう指導してまいりたいと思っております。

次に、市立病院の新築と新焼却場の建設についてであります。市立病院の統合・新築につきましては、市民参加による市立病院新築検討懇話会から提言を受け、また、本年4月に市立病院新築準備室を設置する一方、両病院の医師による新市立病院構想検討会議による報告書も提示されております。現在は、これらの提言などを踏まえて、病院職員による両病院協議会を設置して、新病院の基本構想の基礎となる新病院建設整備方針の策定を進めているところであります。

しかし、新築に向けては、起債導入の判断基準の一つであります長期借入金44億円の解消について、病院事業での解消は難しいものと考えており、各種検討状況の熟度など総合的に勘案しながら新築時期を明らかにしていきたいと考えております。

また、新焼却場の建設着工予定年度は、現時点では平成15年度としておりますが、桃内地区での建設に向け、現在、地元町会との話し合いを進めているところであり、地元町会の同意を得た段階で、北海道などと協議を行い、着工について判断してまいりたいと考えております。

このように、いずれも任期中の着工は難しい状況であります、一つずつ課題を整理しながら早期着工できるよう進めていきたいと考えております。

次に、新焼却場についてであります、初めに北後志地域廃棄物広域処理推進協議会に対する議会の調査権についてであります、地方自治法第98条及び第100条の規定により、議会の調査権の及ぶ範囲は当該普通地方公共団体の事務に限られておりますので、北後志地域廃棄物広域処理推進協議会そのものの事務については議会の調査権は及ばないものと考えております。

しかしながら、推進協議会の事務につきましては、これまで同様に議会に対し説明や報告をしてみたいと考えております。

なお、推進協議会の会長といたしましては、今後とも適切な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

次に、社団法人全国都市清掃会議への対応についてであります、11月16日に小樽に担当者に来ていただくよう予定をしておりましたが、私が11月1日に東京へ出張の際に、市の東京事務所に業務責任者を呼び、コンサルタント特定の委託業務にかかわる事務処理等について厳重に注意をいたしたところであります。全都清からは、「当時は時間がない中で進めていたため、提出書類の点検が不十分であったと反省をしている」、大変ご迷惑をおかけしましたと陳謝しておりました。

なお、全都清から、その業務に瑕疵があったと正式に伝えられたとのご指摘であります、全都清からは、その業務に瑕疵があったということではなく、コンサルタント特定に関する成果品において、見積書の提出経過を示す書類の取扱いについて瑕疵があったということ伝えてきたものであります。

次に、平成14年度廃棄物処理施設整備費補助金の執行方針についてであります、環境省が、平成13年10月5日に、国庫補助事業に関する都道府県ごみ焼却施設ダイオキシン類対策担当者会議を開催し、この会議で示されたものであります。

内容の1点目は、平成14年12月からのダイオキシン規制強化に対応するため、現在、整備事業を実施している平成14年度完了予定のごみ処理施設の新設、排ガス高度処理施設の整備の各事業に重点的に配分する。

2点目は、これら以外の継続事業については、平成15年度に事業を大幅に先送りする。

3点目は、平成14年度新規事業については、平成14年12月からのダイオキシン規制強化に対応するため以外の事業は原則採択しない。ただし、PFI事業で、平成14年度に施設取得費を要しない事業については、関係の省と調整の上、採択する方針とのことであります。

これらのことは、平成14年度新規、継続事業に関する補助金についてであり、北後志6市町村が平成14年度に予定しております事業は、調査や計画策定であり、国庫補助の対象ではないことから直接影響はありませんが、平成15年度以降も、公共事業を取り巻く環境は厳しいものと認識をしておりますので、国の動向に注意しながら事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、この内容に対する情報の収集であります、10月18日開催の全国都市清掃会議の評議員会議の場にあります。

次に、不況対策についてのご質問であります、マイカル小樽への支援につきましては、現在、OBCにおいてはファイナンシャルアドバイザーや弁護団により再生計画案の策定作業を行っていると聞いており、私としては、この中で支援要請があれば、その内容を検討し、行政として可能なものは対応したいと考えております。

また、情報収集とその分析についてであります、マイカルとOBCが民事再生法の申請を行って以降、各

方面から情報を収集しており、その内容についてこれまでご報告を申し上げてまいりました。これまでの情報を基に、商工会議所との協議や庁内検討会議の中で分析を行っておりますが、一般的には財政支援や未利用地の活用、空きフロア対策などが挙げられていますが、現在スポンサーがまだ決定していない状況であり、事前に支援要請内容を推測することはなかなか難しい状況にあります。

次に、小樽商工信用組合についてであります。去る10月18日に小樽信用金庫との間で事業譲渡に関する基本合意がなされ、現在、同商工信組の金融整理管財人と小樽信金との間で資産の切分けなどの作業が進められており、事業譲渡契約の締結に向け具体的な協議が行われていると伺っております。

市といたしましては、小樽信金に対し、できるだけ多くの小樽商工信組の取引先や店舗、職員を引き受けるよう再三にわたり要請をいたしているところであります。

次に、引受金融機関への配慮についてであります。小樽商工信用組合との取引実績である、基金の預金や長期借入金についてはそのまま継続することとし、また、それに加えて、歳計現金等の預入れや一時借入金などでも配慮してしていきたいと考えております。

次に、河川の問題についてであります。市内には大変多くの小河川がありますが、既存施設の老朽化も進み、改修要請が増加しております。このため、緊急度や優先度の高いものから計画的に整備を進めており、商大の沢川につきましても、護岸の老朽化が著しいため、来年度以降、下流側から必要箇所の改修を予定しております。

なお、ご指摘の箇所につきましては、河川敷地もなく、相当以前から住宅の間を縫うように流れている状態にありますので、今後、現地を詳細に調査し、実施可能な工法について検討するとともに、土地の使用について地権者の理解が得られれば計画的に改修を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 斉藤裕敬議員のご質問にお答えいたします。

まず、教員の勤務態様についてですが、ご指摘の小学校において実態の把握を行いましたところ、一昨年、特定の教員が週2、3回遅刻を繰り返していたという不適切な事実がありましたが、校長の強い指導により、昨年からは改善されているとの報告を受けております。

次に、休み時間の教員のあり方についてですが、休み時間は、子供たちにとっては、自主的、自発的な遊びや、お互いのつき合いを通して人間的な成長が促されるという大切な時間であり、そのための教員の指導や触合いは授業と同様に重要なものであると認識しております。一方、教員にとっては、休み時間は授業の後始末や準備等の時間ともなりますことから、積極的な姿勢がなければなかなか職員室から離れたいということもありますが、休み時間にいじめなどの発生が多い事実を考えると、より一層子供と触れ合うことが大切であり、このことについて、改めて校長会議等を通して指導してまいりたいと考えております。

次に管理職の指導についてですが、従来ややもすると指導が徹底されないことから、平成13年1月、学校管理規則の一部改正を行い、校長の権限と責任を明確に位置づけたところであり、教職員の上司である校長の指示に従い、児童・生徒の指導を行うのは職務上の責務であります。ご指摘の事例については、さらに、校長に対し、指示や指導が確実に守られるよう徹底を図ってまいります。

次に、教員の父母に対する常識を欠く言動があることについてですが、市教委としては、学校に、父母や地

域の方々によく教育内容について説明し、相互の連携の下に進めるよう指導してきているところであります。ご指摘のような教員の言動はあってはならないことであり、教育委員会への訴えや連絡があるたびに学校訪問や父母との対応を早急に行うなど、父母の信頼にこたえるべく、その対応について当該校長に指導をしております。

最後に、教員の子供に対する言葉の暴力についてですが、教育的配慮に欠けた教師の言葉は、子供にとって自信や向上心を失わせることになり、ひいては、不登校やいじめにもつながること、さらには、子供の心に深い傷を残し、家庭内でも不安が生ずるなど、あってはならないことと考えております。ご指摘の事例については、当該校に詳細な報告を求めるとともに、適正な指導を含め対処してまいりたいと思います。

また、環境の変化や教職員の心情の変化、ゆがみがあるのではないかとのご指摘ですが、先日、道教委の30年勤務表彰を行いましたところ、教師の道を選んでよかったという発言がございました。児童・生徒の教育に心を込めて当たる教師に期待したいと考えております。

以上であります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

8番(斉藤裕敬議員) 再質問をいたします。

まず、山田市長の公約との関係をお尋ねしました。

私は、市長ご自身、その達成度は納得いくものですかとお尋ねしております。この点についてはご答弁がなかったもので、もう一度答弁してください。

それと、二つの大事業、病院と焼却場についてご答弁いただきましたけれども、これは、もし今のご答弁のとおりであれば、私はもっとちゃんと示すべきだと思うのです。今任期中の着手は難しいけれども、次の任期のうちに私はこうしたいと、これが公約に対する政治家山田市長としての責任ではないかと。それが、今、こういうような社会環境の中で、言ったことが100%できるなどということは、なかなかかなわないことだということは皆さん知っています。市民の皆さん、みんな知っています。

しかし、小樽市のリーダーとして、やはり目標を掲げたけれども、かなわなかった、でも、これをこう修正したのだ、だから理解をしてくださいと。こういうことを歯切れよく答えていただかなければならないと思います。この件についても再答弁を願います。

新焼却場関連で、国の財政の執行方針についてのペーパーを10月18日に入手したのだと。これは、今ご説明もあったように、新しいやつは後回しにして、とりあえず今稼働して、にっちもさっちも行かなくなっている全国の焼却場を先にやろうと、こういう方針が国の方針として示されたのです。この市長答弁によりますと、余り影響がないということをおっしゃっていますけれども、これは認識が甘いのではないかと私は思うのです。

14年度、今稼働中の施設に重点を置いたのだ、全国に幾つもある、何百も何千もあるわけですから、そのダイオキシン対策だけでも1年で終わるなどということは考えられないわけですよ。そうすると、来年、再来年も、やはり新しく設置する焼却場のパイというのはどんどんどんどん小さくなっていく。これは、一般的推測ではないでしょうか。

そして、その中にPFIということが盛り込まれたわけですよ。深読みしますと、新焼却場というのはやはり財政的な負担も大きいから、何とかPFIの手法でやったらどうですか、こう国が暗に示していると解釈しても間違いはないと思います。何ともないなどと、そういうご判断では当たらないのではないかと。影響は影響で、

影響がないですなどということにはならないと思います。この点についても、再答弁願います。

つまり、PFI事業も視野に入れるべきなのですよ。いかがですか。

その次に、不況対策の部分でマイカル問題がありました。

先ほど質問のときにも述べさせていただきましたけれども、商工会議所といろいろなことをやると。そして、相手のこともあります。マイカル本体の問題だってある。けれども、どうも市長の答弁によりますと、言ってくるまで待つというように聞こえるのです。言ってくるまで待つと。これでは、やはり、経済がご専門の山田市長としては物足りないわけです。大体、答弁にもありましたように、支援策等々は予想されるわけですから、相手から示されるのを待つだけではなくて、自分はどこまで、行政としてはどこまで踏み込めるか、その一線の判断が難しいわけです。それを今のうちからやっていくべきだと思います。これもお答え願いたいと思います。

河川問題については、一定のご答弁をいただいたと思いますが、下流からやっていくというのは、工事的には下流からやっていくのに決まっているのしょうけれども、具体的に、今、困っているところがあります。つまり、河川なものですから、地権者が勝手にいじるわけにはいかないのです。しかし、放置していると、どんどんどんどん土台がなくなっていってしまう。そこへ、借家人なんていたら余計に複雑になってくる。

これは、ご答弁では、その旨は了承されるものですが、とにかく早目にやらなければならない。これは、本来であれば河川管理者の責務でありますので、責務を果たしていただきたい。早急に責任を果たしていただきたいと申し上げておきます。

それと、問題は教育なのですけれども、中休み、昼休みの問題、それはいろいろな準備などがあって職員室へ戻らなければならない、これはわかります。常識的にわかります。

しかし、今回、私がある学校を特定して皆さんに申し上げたのは、父母の目から見て、大人の目からですよ、大人の目から見て、どう見ても準備をしているふうではない。たばこを吸って、お茶を飲んでというスタイルで職員室におられる。これがお父さん、お母さんの指摘なのです。慌ただしく、忙しく、次の授業の準備をしている姿を見せればこんな話にはならないわけです。これは、改めていただかなければならない。

しかし、一方、校長の指導を強化する、徹底してもらおうと言ってはおられますけれども、実際に現場としては無視をされているわけですよ。具体的にどうなのですかと尋ねますと、注意をしても、返事もしなければ顔色一つ変えない。これでは、校長の力量とか指導力に頼りますなどと言っても、がちがあかない話ではありませんか。ですから、私は、服務に関することであると判断して、市教委が本格的に指導すべきと、こう申し上げています。

ご答弁にありました一昨年は週2回から3回の遅刻、こんなことは信じられないというのが一般的な感想ではないでしょうか。後段にありました父母との対応、言動に批判を受ける面があると。これは、具体的に申し上げますと、あいさつをしてもしない、話しかけても横を向いている、面談するときに大またを開いて反っくり返っている。しかも、さっきのように遅刻です。

私は、この実態調査を市教委をお願いして一定の報告を受けたときに、愕然としたわけです。市教委の指導を強化しろなどと私は言っていますが、教員に、あいさつをしましょうとか、遅刻をしないようにしましょうとか、そんなことは市教委のやる仕事かなとふと思いました。ここまでいくと、やはり教員の資質という問題まで掘り下げなくてはいけないと思います。校長任せではなくて、主体は市教委である、こう私は思いますので、再答弁をお願いいたします。

今回の問題は、いろいろな是正、改善を学校現場で一生懸命やってきた、けど、なかなかその効果が上がらなかったからこういう私の質問になったわけですから、それを重く受け止めていただきたい。学校現場がゆがんでいるのではないかと。いろいろな社会のひずみが学校現場の荒廃につながったなどと言っていますけれども、私から言わせれば、学校そのものがゆがんでしまっているのではないかと。

特に、職場としての学校というのは何なのだろうと今回は思いました。いろいろ調べてみて、驚くことが出てきた。例えば、勤務時間中の組合活動です。正当な方法で、正規な手続で組合活動をやられるのはご自由でありますし、そんなことを私はとやかく言う気持ちはありません。

しかし、道の資料の中には、昨年4月から12月までの調査、これは教育長もご存じだと思いますけれども、その報告が今年上がってきている。勤務時間中の組合活動の内容、不適切な取扱いをしている学校、これが、各支庁ごと、各教育局ごとに指摘されているわけです。休暇処理簿に記入した後で取り消している学校、これは何ですかと言ったら、休暇を取りますと言って、一回、名簿に書いて、行って帰ってきたら消しているというわけでしょう。こんなことが許されるのか。口頭での申込みという例がありました。何ですかと。そうしたら、学校で、管理者に「私、行ってきますから」と行って帰ってくる、帰ってきてても学校では記載さえないのです。聞きましたと。こんなことが学校で行われているとは、私は、はっきり言って思わなかったし、想像もしていなかった。

この件について、後志の学校数が出ています。不適切な取扱いをしている学校数。一回、休暇処理簿に書いて消している学校が後志で18校。18人ではないですから、18校ですからね。そして、口頭で言っている、要するに、「行ってきますよ」ということだけで認めてしまっている学校が10校ある。これは、小樽市内の学校にも見られる傾向なのではないですか。この辺については詳細にご答弁願います。

道教委と職員団体がいろいろな確認をして、それを文書で起こしている、こういう話はよく聞きます。教育局と取り交わしている例もあると聞きました。今回、私が驚いたのは、分会と学校で確認書を取り交わしているというわけです。それぞれの学校とそれぞれ分会でどんな確認書が取り交わされているのか。そもそも、分会と学校が交わす確認書というのは何なのですか。取り交わす権限があるのかどうかすら疑問です。

このことについて、教育長はどう事態を掌握されているか。道議会資料によると、学校と分会で締結した確認書というのが後志管内では67件、67校になる。そして、67校で、文書のやりとりというのは236枚にもなるのですよ。一体どんなことをやっているのだろう。私は信じられません。この確認書というのは、どういう性質のもので、そして小樽市内の小中学校の実態はどうなのか、これをお答え願いたいと思います。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 河川の問題は、土木部長からお答えをいたします。

初めに、公約との関係でございませけれども、公約のすべての達成度につきまして、今、手元に資料を持ってきていませんので明確に答えられませんが、今、おっしゃったように大事業が控えておりますので、こういったものは未達成であるというふうに言わざるを得ないわけです。ただ、病院の問題は、私も確かにいつということはお話したいと思っておりますけれども、そのために、今、課題の整理をしているということですから、ある程度熟度を満たした時点でそういったことをお話しできるかなというふうに思っています。何点か大きな課題がありますので、そういったものも十分勘案しながら、また、大きいことを言えませぬので、言えば、それ

が未達成で、またしかられる可能性もありますから、十分慎重に、諸条件が整備され次第、明示をしていきたい、こう思っています。

焼却場の方は、15年度と一応一つのめどをつけていますけれども、いろいろな問題があつて15年度は難しいかなということもありますので、もう少し時間をお貸し願いたいと思います。

それで、焼却場の国の方針ですけれども、影響ないというふうに申し上げましたのは、14年度に予定しています北後志6市町村の関係は、先ほどお答えしたとおり、調査とか計画の策定でありまして、国庫補助の対象外の事業ですから、それで影響ないと申し上げました。

けれども、それ以降の、実際の15年以降の事業については、国の公共事業の関係もありますので、非常に厳しくなることは予想されます。先ほど申し上げた国の方針は、14年12月のダイオキシンの規制強化が始まる前に、今着工しているものはすべて完成をさせたいという趣旨のようで、それ以降の問題についてはまだ触れていませんので、その辺は国の状況も十分把握しながら事業を進めていきたい、こんなふうに思っています。

それから、PFIも視野に入れるということですが、当然、そういったことについても視野に入れて、今、環境部の方に検討するように指示はしております。

それから、マイカルの支援の問題ですけれども、斉藤裕敬議員からご指摘がありましたように、行政が一線を越えるのは難しいだろうというご指摘のとおり、非常に難しい問題だと思います。それで、庁内、あるいは会議所を含めて、どういった支援ができるかという一つの推測といえますが、その中で若干協議をさせてもらっています。ただ、具体的には、支援要請を見ないとお話しできない部分もありますので、現在、さっきも申し上げましたけれども、一般的に、財政支援をお願いされてもそれはできませんよということをはっきりしています。ただ、フロアの問題とか、あるいはまた、先ほどありました未利用地の関係の整理、こういったものは事前にできるのであれば、ただ、未利用地の問題もすぐ簡単にできませんけれども、将来方向は示せるだろうというふうには、検討することは示せるだろうというふうには思っています。

今、再生計画を策定中で、民民の非常に微妙な段階にあることは事実なので、私どもとしても軽々にお話しできない状況でございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 土木部長。

土木部長(松村光男) 商大の沢川の整備についての再質問ですが、市長からお答えしましたように、現地については、複雑な形になっていまして、河川敷地がないという問題とか、議員がご指摘の土台の下を護岸がというようなことになっています。そのようなことで、土地の問題も含めて詳細調査をした上で、優先度を決めながらやっていきたいと思えます。

ただ、やはり、調査した中で、かなり傷みの多い河川なものですから、次に大雨が来たときにどんなことが起きるのかと、その部分を見極めての優先順位ということもありますし、今、議員が言われる現実に各個人の住宅問題で困っているという部分もありますので、そこらをよく参酌した上で整備にかかりたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 再質問にお答えいたします。

教職員の言動や行動が本当に常識を欠いている、資質に欠けるのではないかというご指摘を本当に重く受け

止めております。

お話しのとおり、一々、返事はどうなのですかとか、あいさつには答えなさいと、そういうような指導はもう本当に情けないような感じもいたしますが、そういう強いご指摘がありますので、先生方個々に十分行き渡るような注意を、教育委員会の関与を深めて指導に当たりたい、そう考えております。

それから、2番目にご指摘がありました、いわゆる年休に鉛筆で書いておいて、後で消すという事例は小樽市にはございません。口頭で、年休処理をしたという事例はございます。

このことは、ご指摘のように、文部科学省から平成12年4月から12月までの期限を切った調査で、第1回目の調査、報告は6月14日のときに道議会の文教委員会でございました。議員がお持ちの資料はその中の資料と、そういうふう考えております。その後、2度、3度と精査をいたしまして、この12月6日に最終報告が出されました。そして、その最終報告を巡りまして、今日、予算特別委員会で教職員の勤務状態の実態について論議が行われておりまして、恐らく深夜に及ぶのではないかと、そういうふう言われております。

ただ、最終報告が12月6日現在ですので、まだ教育局までその報告は来ておりません。聞くところによりますと、12月15日に会議が招集されており、あるいは19日に招集されているということがありますので、その時点で私どもにその実態が報告されるものと考えております。

なお、分会と、そして支部との間のいわゆる確認書につきましては、奥村部長から答えさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 学校教育部長。

学校教育部長(奥村 誠) 学校長と分会との確認の関係についてご答弁をさせていただきます。

斉藤裕敬議員がご指摘のように、各学校におきましては、校長が着任のときが主だと思いますけれども、勤務条件にかかわっての内容について確認が求められているという実態が大半の学校でございます。中身といたしましては、時間外勤務のことですとか、あるいは勤務時間そのものにかかわることですとか、あるいは休憩、休息にかかわることですとか、そういった内容のもので、従来からのそういった確認については尊重するのかどうかという趣旨の確認が行われている、そういうことは何ってございます。

これにつきまして、私どもといたしましては、この中に校長の権限を超えるもの、あるいは法令に照らし問題のあるもの、そういうものも一部散見されますので、それについては、教育委員会としては改善すべく強い指導を行っている、こういうことでございまして、本年度におきましては相当改善の方向に向かっている、こういうことをお聞きしてございます。

以上でございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

8番(斉藤裕敬議員) 教育について、さらに聞きます。

小樽市内では、口頭で言ってくるようなスタイルですね。「校長先生、おれ行ってくるから」「ああ、そうか」と、こういうスタイルで出たということです。10校。そうなる記録に一切残っていないという話ですよ。口頭で報告を受けたと言っている当事者の校長でさえ、では、いつですか、何日ですかと言ったら、きつとわからぬと思います。これは、教育長、違法ではないのですか。つまり、勤務実態がないのに、休暇処理をされていないということですから、通常の職務に従事しているということしか残っていないわけですよ。これは、違法ではありませんか。休暇がオーバーしてしまった場合、どうなりますか。私は、その仕組みや何かはちょ

っとまだ不勉強ですけども、ある一定の決まった休暇があって、それを超えているかもしれない。だとするならば、不正に給与を得たということになりませんか。

違法性があるかないかを再々質問します。

このことは、学校との確認書にも関連してきます。部長答弁にありました、大半の学校で学校と分会との覚書、約束事が確認書という形で残っている。時間外勤務のこと、休憩、休息のこと、そういうことですね。これは、そもそも服務に関することではないですか。そのものではないですか。それを校長の裁量権であるなどというへ理屈は通らない、私はそう思います。

校長に対して改善とか指導、私はこの言葉がひっかかるのですけれども、違法性が認められたり、校長の裁量権の範疇外の場合は、改善・指導などという答えではなくて、そんなのは破棄です。あなた方学校の現場で、管理職と一般教員の人が徐々に話し合っていくように修正していきなさい、こんな話ではないです。服務そのものなので。これは、あいまいに決着をつけると、服務専念義務がどこまで及ぶかという話になるわけですよ。余りにもひど過ぎませんか。

何か、申しわけないですけども、教育長のご答弁を聞いていますと、はれものにさわらうようなご答弁に聞こえます。この休憩時間だとか休息時間などというのは、私は前段に質問で述べましたけれども、休憩、休息時間の取扱いが子供に直接かかわっているということで私は重要視しているわけですよ。集団の中でのときではなくて、個々、自由な休み時間の中で見せる子供のSOSを見逃さないでくれと、これが私の持論ですから。それを、子供をそっこのけにして、管理職と分会との間で休憩、休息の時間のしきたりを決められたらかなわないです。もし決めるのであれば、父母もその約束事を見る権利はあると思いますよ、私は。各学校でそれぞれ約束事が決められているのだったら、教育の均等でないではないですか。ある学校ではこうです。もう一つの学校では、「休憩時間は休んでもいいよ、職員室でたばこを吸ってもいいよ」、こういうような取決めがもしあったとしたら、教育は質がまちまちだということになるではないですか。

これは、はっきりした対応をここで明言していただきたい。そもそも、そんな学校と分会という立場で確認書などというのが結べるのですか。ご答弁願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 再々質問にお答えいたします。

教師の言動その他、あるいは中休み、昼休み時間の教師の指導については、先ほどお答えしたとおりであります。

また、今の年休処理で後志管内で10校とありましたが、すべて小樽ということではございません。先ほどお答えいたしましたように、昨年の4月から12月までの調査の中で、例えば学校で1カ月の中で年休を取ったのを、月末に教師から聞き取って、教頭がメモしているわけですが、これで間違いないなということで年休処理をしていたという不適切な学校があったということです。

それから、年休は一般的な教員で年間40日ございます。現在の教職員の消化状況は年休の約2割程度しか消化していないということで、企画管理部長から年休をもっと消化するようにという指導文書が来ていることでございますから、そういう意味で、先ほどのいわゆる俸給と年休との関係はございません。

後半の問題については、部長から答えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（松田日出男） 学校教育部長。（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 教育長。

教育長（石田昌敏） そういう月ごとに年休を処理するというのは、まことに不適切でしたので、昨年の調査でそういう事実が発覚しましたので、本年度は一切そういうことなく、その都度、記入、その都度、校長の検印、そういう状況になっていることを申し添えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 学校教育部長。

学校教育部長（奥村 誠） 再々質問にお答えいたします。

まず最初に、校長がこういった確認文書を結ぶかというご趣旨のご質問がございました。これについて若干経過をご説明させていただきますと、道教委で確認したものの追認というものが大半でございまして、学校長独自で確認をしているという例はほとんどございません。

それでは、なぜ追認をしているのか、こういうことになりますと、それは、あくまでも学校運営を円滑に行いたいと。いわゆる教員の理解と協力も必要だろう、こういう観点が働いているのだらうと思います。

しかしながら、ここで問題になるのは、何が問題かといえますと、先ほどお話がございました、いわゆる無届けで行くとか、無断で組合活動を行うだとか、無断で早退を行うですとか、そういった服務関係が問題になってくるのだらうというふうに私は押さえてございます。これにつきましては、教育委員会といたしまして、再三、校長会を通じて、あるいは個別に強い指導を行ってきてございますので、今年度に入りましてはこれについてはないという報告を受けてございます。これからも、こういった服務の問題については大変重要な問題でございますので、教育委員会は個別指導を含めて指導を強めてまいりたい、このように考えてございます。

議長（松田日出男） 斉藤裕敬議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 21番、佐々木勝利議員。

（21番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

21番（佐々木勝利議員） 今まで経験したことのない急速に進む少子高齢化社会を迎えて、まちづくりは人づくり、そんな観点で、第4回定例会に当たり、一般質問をしたいと思っております。

世の中が不景気になると、教育の問題に関心が高まります。今ありました。すべてが学校教育にその責任があるように響いてなりません。中身を聞いていて、不当労働行為に当たるのかな、そういうような発言も見られた部分もありますけれども、まず初めに、子どもの権利条約の実効化について質問したいと思います。

子供を取り巻く現状を考えると、今こそ、子どもの権利条約の実効化が望まれるときはないと思いません。子どもの権利条約が国連で採択されてから12年が過ぎ、今やこの条約は世界の180カ国以上もの国が批准して、これまでで最も多くの支持を得た人権条約と言うまでに成長を遂げているものであります。国内においては、子どもの権利条約が批准されて6年経過しました。批准されて以降、子どもの権利条約に沿って子供の権利が保障される、そんな社会、学校へと変わってきたかと言えば、そうっていない。つまり、条約が真に実効あるものとして機能をするものとなっていないというのが実情ではないかと思いません。

そんな中で、川崎市では、全国に先駆けて、川崎市子どもの権利に関する条例が成立しました。今、不登校の子供の数の増加、平成11年度文部省調査によりますと不登校児生徒の割合は、小学校288人に1人、中学校

41人に1人と資料に載っております。いじめによる自殺や、それが背景にある少年犯罪、学級崩壊など、子供を取り巻く人権状況は厳しくなる一方です。

しかも、問題なのは、子供が示すSOSは、「子供を甘やかすからだ」とか、「子供の権利ばかり主張して義務を教えていないからだ」といった意見が強い影響力を持っているのも事実ではないでしょうか。

このような現状を生んだ第1の原因は、批准の際、子供の権利保障のための国内法の整備、改正が行われなかったことにあります。1998年の子どもの権利委員会による日本が提出した締結国報告調査でも、21件にもわたる提案及び勧告も行っています。中でも、教職員や警察、司法関係者など専門家への条約の理解の促進、競争の激しい教育制度によって子供がストレスにさらされ、その結果として、休息などの時間が確保されず、発達障害が生じており、学校嫌いが増加していること、学校における暴力、特に体罰及びいじめの解消などが勧告されています。これらの勧告は、さきに述べた子供の人権状況の深刻化が、社会、学校における子どもの権利条約の不徹底によることを示しているのではないかと考えます。

また、子供の育ちの中で、他者との出会い、関係を結ぶための経験が不足していると言えます。子供の学びからの脱走、若者の不就労、働かないなど、子供たちが将来への展望を持ってなくなってきている事実も深刻化しているのではないのでしょうか。

この背景には、学校像そのものの転換が遅れていることにありはしないかとか、文教政策がこのような状況に的確に対応できていない、子供、教職員、保護者たちを不安と混乱の中に放置してきたのではないかと指摘されています。

しかも、1980年代以降の教育改革が、行政改革を背景とする公教育の私事化促進、個人の自由な選択を基本とする競争原理を導入して、民主主義と平等の原則を突き崩す方向で模索されてきたのではないか。このような中で、子供たちの多くが、現在、小学校高学年から自分の能力に絶望して将来の希望を見失い、親たちは子供の教育に不安を募らせているのが現状ではないのでしょうか。今、求められているのは、子供の市民的権利の保障と、地域を基盤とした教職員、保護者、市民が連帯して学校を「学びの共同体」として改革していくことではないのでしょうか。この点について、教育長の見解を伺います。

そこで、道内初、先ほど紹介した川崎市に次ぐ全国2例目となる、町長みずからが先頭に立って取り組んでいる、奈井江町子ども人権条例づくりのまちの動きに注目したいと思います。奈井江町広報より、見出しに、「みんなの力で子供に関する権利条例をつくろう。子供は地域の宝です。子供の健全なる育成のために、広く子供や地域の方々のご意見をお寄せください」、さらに、続きます。「奈井江町では、現在、町民全体で子供の意見を取り入れた権利や役割など、子供たちの生活に合った子供に関する権利条例の策定を目指しております。ぜひ多くの町民や子供たちのご意見をお寄せください」とあります。

そこで、小樽市を発信地として、地域から国政を変えようではありませんか。市長の見解をお聞かせください。

また、次の点について提言します。受止めについて伺います。

一つは、子供の人権に関する条例の制定に向けて作業委員会を立ち上げてはどうでしょうか。

二つ目に、子どもの権利条約の理解を深める。職員、住民対象の研修会の充実を図る。

そして、三つ目に、子供参画の学校改革を進めるための条件整備をすることです。

次に、来年4月から実施する完全学校5日制とカリキュラム改革について質問いたします。

今、子供たちにとって、学校がどのような場で、そこでの学びがどうなっているのか、このことを踏まえな

がら、21世紀に向けて、学校とカリキュラムの在り方を追求していく必要があると考えます。21世紀の学校は、子供たちがともに生き、学び、育つ場であるべきであるし、国の要請に従って、子供たちを型にはめ、準備していく学校ではないと考えています。重要なことは、真理と平和を愛し、さまざまな社会的不正や不平等を克服していく21世紀を、自立した市民の一人としてつくり上げていく力を子供たち自身が身につけていく、そういう学校に変えなければならないと考えます。

21世紀の学校カリキュラムの関係です。

カリキュラムとは、「学習者が経験する経験のすべてを指す」と定義しますと、子供は、教えられる受動的な存在ではなく、能動的な学習者として、教えられたことを1人ひとり各人が反すうし、独自に意味づけ、その意味づけた内容がその子にとってのカリキュラムだと思います。つまり、子供が、自分らしさを、自分史をつくっていく過程にこそ、カリキュラムの中心があると考えます。

完全学校5日制と学習指導要領の関係。

学習指導要領は、教育課程編成の大綱的指針として定められています。各学校では、憲法、教育基本法に定める教育の目的を達成するため、すべての教職員が創意工夫を凝らした教育課程を踏まえ、教育実践に取り組むことが必要と考えます。来年、2002年度から完全学校5日制が実施されます。それに先立ち、学習指導要領が改訂され、指導要領の基準の弾力化、大綱化、中学校の選択教科への配当時数の大幅増、高校において各学校で独自の学校設定教科、科目を設定できることにしたことが特徴とされていますが、さらに、総合的な学習の時間の新設などが盛り込まれています。

移行期の現時点では、学校現場において、総合的な学習の時間を英語教育に充当するなど、本来の趣旨から逸脱した報告も聞かれ、さまざまな問題を内包していると言えます。その一方、授業時数の大幅減、約3割減から、保護者からは学力低下を心配する声も出されています。

大事なことは、知識偏重でない生きる力をはぐくむことが今後の課題であると言えるのではないのでしょうか。そのためにも、子供とともに学び、ともに生きるという視点、学校現場では、どのような内容のカリキュラムを、どう創造するかが問われます。これもまた今後の課題でもあります。そこでは、もちろん教職員の力量も問われます。したがって、教職員がカリキュラムづくりに打ち込める教職員の定数改善などを含めた条件整備が必要と考えます。

準備状況、課題も含めた完全学校5日制に向けての教育長の現状認識をお聞かせください。

また、これまでの教育課程の改訂のシステムは、教育課程審議会の答申、学習指導要領の改訂及び教科書の編さんという手順により、教育現場の実践者、研究者の意見が十分に反映されてはいません。国レベルの基準は、子供の実態や問題を十分把握をすること、教育現場の実証的な実践の成果を生かすことなど、それぞれの専門的な力量を持った人々が実証的・科学的な方法論を駆使して策定することが重要と考えます。そこで提言します。教育長の見解を伺っておきます。

一つは、学校を基盤とした魅力あるカリキュラムづくり及び教職員、地域の人々の啓発活動を推進するため、事業への予算措置と支援を行うこと。

二つ目に、教職員の自立的な教育研究活動を積極的に支援することです。

次に、教育基本法見直し問題についてです。

11月26日、文部科学省が、教育基本法の見直しを中央教育審議会に公式に諮問しました。教育基本法は、教育の理念や原則を定める根本法として、1947年に施行、「忠孝」などを説いた教育勅語の反省から生まれました。

個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成をうたうなど、前文と11条からなり、憲法と同じ年に施行されました。前文で、憲法が示した理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものであるとうたっています。憲法と密接不可分な関係にあり、教育の憲法と呼ばれているものです。

憲法と教育基本法の改正論者がしばしば重なり合うのは、基本法改正を憲法改正につなげたいと考えるからなのだろうか、今回、教育基本法の前文が対象となっていることは見過ごせません。なぜ今、教育基本法の改正なのか、改めて問わなければならないと考えます。今回、教育振興基本計画の策定が同時に諮問されましたが、なぜ、基本法と抱き合わせでなければならないか、疑問を感じます。

今の学校教育が、混迷を深めていることは、だれの目にも明らかです。いじめや不登校、学級崩壊が広がり、子供たちの学習意欲も低下している。学習内容を3割削減する新学習指導要領への不安の声も高まっています。そんな状況を少しでもよくするためには、基本的、具体的な施策を急がなければならないと考えます。小中学校の少人数化を進め、教職員を増やす、教育予算も欧米並みに引き上げるなどの手だてをとることだと考えます。

戦後教育は、公選の教育委員が任命制になるなど統制が進み、基本法は骨抜きにされてきた面があります。基本法は、時代が変わっても色あせることのない理念があります。学校現場では、基本法が目指す教育の実現への努力が続けられています。

しかし、その努力を否定し、国家主義教育の復活、また、来た道に逆戻りしかけているように思えてなりません。理念の手直しなどより、教育現場を改善する具体策を計画的に実施することこそ必要ではないでしょうか。教育長の見解と、子供が生き生きする学校、地域づくりに向けた考え方をお聞かせください。

次に、いわゆる社会不安の問題になっている牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病対策についてお尋ねいたします。

11月21日、国内で2頭目となる狂牛病、牛海綿状脳症に感染した牛が確認されて間もなく、11月30日に3頭目の感染牛が見つかり、国内の狂牛病汚染は深刻さを増してきました。3頭目は、1頭目と全く同じ96年3月26日生まれ、3頭が生まれた時期は9日以内に集中し、いずれも雌のホルスタイン牛という共通点があります。

2頭目が確認された時点で、厚労省は1頭目、2頭目の検査結果が英国の感染牛と同じ反応を示したとして輸入肉骨粉が感染源である可能性を示唆しました。しかし、農水省などのこれまでの調査では、感染源とされる輸入肉骨粉と3頭をつなぐ線は見えてこないと言います。3頭が生まれた96年は、「狂牛病が人に感染する可能性がある」と英国政府が発表し、世界で狂牛病パニックが起きた年と言われています。しかし、農水省は、同年3月に英国産肉骨粉の輸入を停止し、肉骨粉を牛のえさとしないう通知をしたものの、法的拘束力がない行政指導にとどめたため、国内の家畜のえさとして使われ続けたということもあります。

今日までいろいろな事実が明らかになってきているようです。しかし、原因解明は難航しているようであり、そのことが、社会不安につながっていると思います。一日も早い原因解明がされることを願っています。

そこで、お尋ねします。

これまでの市の状況把握と、その対策についてお示しください。

11月20日、2頭目発覚の前、狂牛病騒ぎがようやく落ち着きかけ、学校給食でも牛肉の使用自粛が解除されつつある状況が発表されました。それによると、学校給食に牛肉の使用を見合わせている道内50町村の公立小学校792校のうち45市町村の750校が自粛解除を決めたか、解除を検討中であることが道教委の調べでわかりました。自粛を続けるのは、その時点で5市町村の42校。また、自粛解除の検討を始めた札幌市教委は、「検査体制が整い、保護者の不安が解消されつつある」、しかし、自粛を続ける市町村は、「安全性が確認されていな

い」と言っていると報道されています。いつのときでも、安全な学校給食に敏感でなければなりません。

そこで、お尋ねします。

市の対応と今後の対策についても、お示ください。

最後に、マグニチュード 3.9、北後志地震発生についてお尋ねします。

「小樽で震度 2。11月27日午後 1 時半ころ、後志管内の余市浜付近を震源とする地震があり、小樽市で震度 2、札幌市や石狩市、後志管内余市町、倶知安町などで震度 1 を記録した。札幌管区気象台による震源の深さ約 10 キロメートルで、地震の規模はマグニチュード 3.9 と推定されている」と、11月28日の朝刊で小さく報道された。当日は、市街地活性化特別委員会が開催され、直ちに報告があったようですが、庁舎内に居た者は、ドンという一回の衝撃があっただけで、揺れがなく、地震と気がつかなかった者も多かったと思います。

一昨日、12月9日、新潟地方でも似たような地震、震度 3 の地震のニュースが流れました。

そこで、小樽地方震度 2 の地震発生についてお尋ねいたします。

地震発生からとられた対応は、予想されていた地震の発生なのか。「災害は突然やってくる」、「備えあれば憂いなし」、今後の地震発生の見直しと、その対策について伺います。

終わりに当たり、少子高齢化社会、こんな言葉を改めてかみしめたい。「子供しかるな、来た道じゃ。年寄り笑うな、行く道じゃ」。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 先ほど地震のような感じがありましたけれども、地震の計測ではあらわれておりません。隣の豊楽荘の工事の影響でないかというふうに見られております。

それでは、理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝磨登壇)

市長(山田勝磨) 佐々木勝利議員の質問にお答えします。

初めに、子どもの権利に関する条例の制定であります。子供の権利なり人権を守ることは大変重要なことであり、全国で唯一条例を制定しております川崎市の条例の内容、施行状況などについて今後調査研究してまいりたいと考えております。

次に、職員、住民対象の研修会についてであります。これまでも地域の懇談会やミニ集会、公開ケース研究会などの場を活用して、子供の人権問題について話し合いを行っているところであります。

また、現在「子育てガイドブック」を作成中ですが、この中にも子供の人権に関する事項を盛り込むこととしておりますので、今後、これらも活用しながら啓発に努めていきたいと考えております。

次に、狂牛病の状況把握やその対策についてであります。小樽管内の牛農家は 3 戸で、55頭の乳用牛を飼育しており、異常のないことが確認されております。感染牛が道内外で 3 頭発生し、その感染源は輸入の汚染肉骨粉や代用乳、また、製造過程における肉骨粉混入の可能性なども否定できないと報道されておりますが、その原因を特定するには至っていない状況にあります。

国は、検査体制の強化、肉骨粉処理の推進など緊急対策を取り、食肉処理されるすべての牛を10月18日から検査し、安全な牛肉が流通するシステムになっており、一日も早く原因を解明することが必要なことであると考えております。

市といたしましては、11月22日開催した庁内打合せ会議において、各部が持っている情報を共有し、市民からの問合せへの対応に努めることとしておりまして、また、牛肉の安全性をPRする北海道発行の「牛肉安心」というパンフレットの全戸配布を予定しておりますし、さらに、狂牛病の正しい知識を知らせる講演会の開催についても、後志支庁に要請しているところであります。

今後とも、牛肉の安全性について関係機関とも一層連携を取りながら、適切な対応をしてみたいと考えております。

次に、先般の地震についてであります。一般的に、震度2は、屋内にいる人の多くが揺れを感じ、電灯などがわずかに揺れる程度の規模であり、また、今回は津波注意報、警報も発表されなかったことから、地域防災計画に定める非常配備体制を取るまでに至らず、各部局で必要な情報収集を行い、被害がないことを確認いたしました。

なお、地震の発生を予測することは大変難しいことであり、今後について見通すことはできませんが、本市の地域防災計画は地震対策を重点項目として市民の生命、財産などを守ることを目的に策定していますので、今後、さらに防災関係各機関と相互に密接な協力体制をとり、地震がいつ発生しても対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、市民への啓発としましては、12月15日発行の広報おたるに、防火意識の啓発に加えて、地震発生の際の心構えや対策について掲載する予定であります。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 教育長。

教育長(石田昌敏) 佐々木勝利議員のご質問にお答えします。

まず、子どもの権利条約にかかわって、「学びの共同体」としての学校改革についてですが、学校が「学ぶ子供と教える教師の生き生きした共同体」であるべきことはいつの世にも大切であり、学校が子供たちにとって学び、鍛え、楽しむすばらしいところであることに、教師は大きな役割を担っているものと思います。

次に、子供参画の学校改革についてですが、学校の在り方について子供に意見を求めることは必要ですが、まだまだ多くのことを学び経験しつつ成長していく子供に、学校改革の責任を負わせるのは難しいことであると考えます。むしろ、父母、教職員を交え、三者で学校への期待を今後とも話し合うことが有益ではないかと思えます。

次に、完全学校5日制に向けての私の認識ですが、世上、学力向上対策や休日における時間の過ごし方に多くの議論のあることは承知しておりますが、現在、市教委では、来年から実施される教育課程編成の手引を、市内全教職員の約5分の1に当たる120人の参加を得て作成中であり、それが完成された後、ここ数年の移行期の経験を加味した具体的な各学校の教育課程が編成されることになり、その取組やその後の条件整備についての検討を一層深めていきたいと考えております。

次に、教育課程改訂のシステムについての提言ですが、今回、教育課程の基底を「編成の手引」と改め、各学校の自主的な取組を促すよう進めており、実施のための必要な措置について、ご提言の内容を含め、今後検討してみたいと考えております。

次に、教育基本法及び教育振興基本計画の策定についてですが、このことについては、各報道機関の記事、報道によって承知しているだけであり、見解を述べることは難しい段階であります。

また、子供が生き生きとする学校、地域づくりは、今日も大切な目標であります。今まで教育基本法を根底に置いて教育を進めてきた立場にある教育委員会としては、今後、中央教育審議会の論議の推移を注意深く見守っていきたいと考えております。

最後に、学校給食における牛肉使用についてであります。学校給食は、何よりも安全確保が優先されることから、小中学校長会等に状況を説明し、10月から使用自粛をしております。

市教委といたしましては、さらに狂牛病が確認されたことから、保護者や学校関係者の不安がまだ残っているものと考えており、もう少しその状況を見てまいりたいと考えています。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 21番、佐々木勝利議員。

21番(佐々木勝利議員) 何点か、再質問いたします。

その一つは、子供の権利条例の制定に向けての部分ですけれども、さまざまな問題対立のために、特に行政を預かる者は、子どもの権利条約の基本をなすべき子供の最善ベストを目的として施す、そういう点を重要視しなければならないのではないかなというふうに考えます。

そういう面で、先ほど提示しました川崎市の事例、そして奈井江町の事例を参考に提示したわけですが、今一度、この整理で、研究をするという言葉でなく、具体的にどのように取り組んでいくのか。それをお知らせください。

よく議会の場では、研究する、検討するという言葉の違いもあるわけですが、その辺のところ、今一度、検討する、研究する、その辺のところを少し具体的に提示していただきたいと思います。

それから、教育委員会の教育長の見解の件ですけれども、特に学校5日制にかかわる分では、いろいろなひずみや問題等も出てきている中で、今回、完全学校5日制、その試行期間として、週2回の学校5日制があったわけです。そこでつかまえて問題が起きている分についての具体的な総括といいますか、検証といいますか、そういうものがきちんと把握された上で、そのための課題解決に向けて準備をしていく、そういう具体的な部分を示していただきたいというふうに思ったのです。

ところが、今、これでいきますと、当面、来るということだけです。私の方で聞いたのは、その辺の事実経過といいますか、実態、準備状況とか課題、こういうものの現状はどうなっているのか、こういうふうに聞いたのでありまして、再度、答弁の方を具体的に細かくお知らせください。

それから、見解が分かれるのではなくて、私が見解を求めたのは教育課程の改訂の趣旨というのか、これまでも行われてきた問題点を指摘したわけです。本来、カリキュラム、教育課程を編成するに当たっての基本的な教育長の考え方、これを聞きたいわけです。俗に言う中央教育審議会から含めて、ずっと流れがあった中で、そして現在に至っているという経過報告を聞いているのではなくて、教育長が、教育実践を進めてきた立場の上に立って、カリキュラムの具体的なつくり方、考え方、これを聞かせてください。

それから、教育基本法見直しの問題ですけれども、これは、中央審議会を含めて、その推移を聞くと、教育長はその状況を見守る、こういうことです。これまた、教育長自身の教育基本法の受止めについて、しっかりと聞きたいわけです。その辺のところは基本になって、今、現場では教育基本法に基づいた実現、そういうことをしっかりとやってきているわけですから、教育長自身の口から、教育基本法の受止め、それから認識、これを聞かせてください。

それから、子供参画の学校教育、こういう観点で私は質問したのですけれども、さきほどの子どもの権利条約の中心点を成す一つに、やっぱり、子供は与えられたものを消化するというのではなくて、みずからが考え出していく力をつくっていく、このことが大事だと思います。そのためには、権利条約の基本を成している子供の意見表明、そして、意志決定機関にどれだけ子供を参画させるか、こういうことが大事だというふうに自分は思っていますし、それが今問われているのではないかというふうに思うので、子供参画の学校教育、これについて、また、想定のような答えが返ってきたのですけれども、そこのところをもう一度、かみ砕いてご説明願いたいと思います。

それから、学校給食の問題については、先ほどの答弁で、一通りはありました。最後の言葉については、不安が解消されないと、状況を見て、こういうことなのだけれども、そうすると、市教委の主体的な判断はそこにはない。いつまでにどうすることなのか。食品の安全確保については、従来からも厳しく問われていたわけです。そういう面で考えれば、ほかのところが自粛解除をしたから小樽も自粛解除をしようやと、こういう姿勢なのか、そういう考え方をもう少し詳しく教えていただきたい。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 子どもの権利条約の制定に向けて具体的にどう取り組んでいくかということでございますけれども、子供の問題になりますと、非常に範囲が広いといえますが、市役所で言いますと市民部とか福祉とか保健所、教育委員会といろいろな幅広い分野がありますので、まだ組織として研究会なり検討会ができていませんので、市民部が中心になりまして、当面、組織の立上げをして、その中でどう具体的に取組みか検討してもらって進めていきたいと思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 教育長。

教育長（石田昌敏） 学校週5日制の完全実施に当たって、過去の2日間の休業の経験をどのように生かして検討をしているかというお尋ねですが、月2日の場合、小学校の全校の体育館を開放しておりました。4日の場合どうしようかと現在いろいろ検討の過程なのですけれども、4日とも小学校の体育館を開放して、子供やお父さんお母さん、あるいはいろいろな方に利用していただくという形態よりも、1日は子供を家庭に返して、家庭生活の中で充実した一日を送っていただくということも大事なのではないか。だから、2日を、すぐ倍にして休日を開放するのではなくて、1日は家庭にとり、1日は社会教育施設で子供が積極的に学べるような体験を味わわせてやったらどうかとか、現在検討中ですが、その一例を挙げますとそういうことになります。

それから、二つ目ですが、各学校のいわゆる教育課程の採択に当たって、いわゆる教科書の採択が行われ、小樽市全体の教育課程編成の手引がこの11日に答申をいただくことになっております。今ごろ答申をいただいていると思いますけれども、その中で注目しているのは、総合的な学習の時間というのが新たに設けられました。これは、私どもの体験の中にないことなので、この中でいわゆる各学校の教師の力量が本当に試されるだろうと。

反面、クラブ活動というのがなくなりました。部活動というものの文字が学習指導要領から消えました。そうした場合には、スポーツ体験というのはどういう形で補われていくのかといったようなことも大事な問題であろうかと思えます。これも一例を挙げておきます。

次に、教育基本法ですけれども、私が教師生活をずっと長い間続けて、もうすぐ50年近く教育にかかわってくるわけです。その中で、教育基本法は、一つの柱であり、大事な中心でございました。しかし、それが、教育達成計画の方を先に論議して、その輪郭が決まってから教育基本法に論議を深めたいという報道が今日ありましたので、事実上、本当に息を詰めるような思いでその経過について注目してまいりたい、そう考えております。

それから、その次は子供参画社会ですが、私は、子供はまだ発達途上のそういう段階にあると思いますので、子供の意見を即学校のいわゆる経営に反映させるということは難しいと思うのです。むしろ、三者懇談といいますが、そういう機会を多くして、子供の意見を多く聞く、聞く耳を持つということは大切ですが、参画して責任を持たせるということはちょっとやはりなじまないのではないか、そういうふうに考えております。

次に、学校給食の献立の問題ですけれども、牛肉の使用という形になりますと、大体献立は2カ月から3カ月前に決めるのですが、基本的な内容の変更となりますと、学校給食協議会というのを開きまして、その中でのご意見を聞きながら、こういうことにしたいというご提案を申し上げまして、その結果を参考にしながら態度を決めていくという状況にあります。

先日の協議会の中で、牛肉の使用はまだ早いのではないかと、そういう発言が多くありましたので、ああ、まだ不安が残っているなど、そういう形で今回ご答弁申し上げました。

以上でございます。

議長（松田日出男） よろしいですか。

佐々木勝利議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時20分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

（11番 新谷とし議員登壇）（拍手）

11番（新谷とし議員） 一般質問をします。

これまでの質問と重複する部分もあると思いますが、通告をしておりますので、予定どおり行います。

初めに、医療問題から質問します。

小泉内閣が進める医療制度改革大綱が発表されましたが、大いに問題ある中身です。

その第1は、サラリーマンや公務員本人の3割負担が2003年中にも実施される見通しであることです。これが実施されると、年間4,000億円が患者負担となり、厚生労働省は4,500億円に及び受診抑制が起きると試算しています。例えば、労働者本人が高脂血症で月2回受診した場合3,500円が5,260円に、ポリプ切除で2日間入院すると2万4,600円が3万6,900円にもなります。リストラ、解雇、賃金引下げなど労働者を巡る生活状況が悪くなる一方で、ますます病院にかかれぬ人が増えるのは明らかです。

第2に、中小企業の労働者が加入する政府管掌健保保険料が引き上げられるため、労働者が月々負担する保険料に跳ね返ることです。年1万8,000円も上がるという試算もあります。

第3は、高齢者医療制度の改悪です。70歳以上は1割、一定以上の所得のある人は2割負担になり、通院の

負担上限及び一部定額制を廃止することを検討しています。現在、高齢者は、1カ月にたくさん受診しても定額制では3,200円、定率制でも月3,000円又は5,000円ですが、この案では、寝たきりのお年寄りの往診や頻繁に受診をする高血圧や糖尿病などでは、今より10倍を超える負担になるケースも出ます。また、高齢者医療費の伸び率抑制をすとしてしています。

第4に、診療報酬の大幅引下げを検討していますから、病院も痛みを受けます。そのほか、長期入院の場合、6カ月を超えるとベット料、看護料、食事代などを保険から外し全額負担にすることや、保険の使える範囲を狭くし、あとは自己負担にすることも検討していますから、殊さら国民にとっては激痛を受ける内容です。

一方、薬価は世界一高く、医療財政を圧迫している原因の一つになっています。製薬大手15社の2000年度経常利益は8,680億円にも上り、98年度比19.3%も増加しています。大阪府保険医協会が示した国際比較では、同じ薬なのに、日本はイギリスの3.25倍、アメリカの1.49倍、また、医療費に占める薬剤費の割合は、フランス19.6%、アメリカ11.3%に対し、日本は23.5%です。経済産業省も、医療費に占める割合を欧米並みに下げれば、1兆4,500億円も医療費を削れると試算をしています。薬価は引き下げるべきです。

高い薬代を国民に押しつける一方で、製薬会社は、政治団体をつくり、昨年だけで自民党に1億1,000万円、小泉首相に400万円の献金をしています。小泉首相は、三方一両損などと言っていますけれども、損するのは患者、病院、健保組合などの保険者、損をしないのは国と大手製薬会社、このような医療改悪案を市長はどうお考えですか。薬価の引下げも含め、見解をお示してください。

次は、小樽市の国民健康保険についてです。

小樽市の10月末、国保世帯の資格証明書交付該当世帯は248、短期3カ月証858、6カ月証は438と、合計1,544世帯で国保全世帯の5%以上にもなっています。そのほか、国保未加入者もいて、聞くと、パートでやっている先の仕事もなく、食べるのもようやく、とても国保料は払えないと言って、病気があるのに医者にもかかっていないのです。企業倒産や失業が過去最悪の事態で進行している中、払いたくても払えない人たちが大勢いるのです。悪質な滞納者以外は保険証を取り上げるべきではないという宮下元厚生大臣の国会答弁がありました。市は、実態をどのように把握しているのかお知らせください。また、困っている市民を救済するのが行政の役割、短期証の窓口交付をするのはやめるべきですが、いかがですか。

次に、2001年度の厚生労働白書によると、日本の国内総生産に占める医療費の割合は、欧米諸国と比べると最下位です。米本昌平三菱化学生命科学研究室長は、最も人間的な消費である医療福祉費を増やし、地域経済に活力を与えることを考えて悪いはずがない。来年度予算案では、国土交通省分を削り、厚生労働省分を増やすべきである。成熟した先進国は皆そういう予算配分なのだと述べていますが、国は国民が安心できる医療制度をつくるためにもっと税金を使うべきです。市として、国に医療費の国庫補助金を増額するよう要望意見書を提出すべきですが、いかがですか。

次に、配食サービスについて伺います。

配食サービスによる食生活の確立は、介護予防、生活支援事業としての高齢者に対する生きがい、健康づくりの重要な施策ではありませんか。食べる喜びは明日のエネルギーにもつながることですが、高齢になると、特にひとり暮らしの男性は食事の支度も面倒だと言っています。配食サービスを受けている市内の75歳の男性は、ひとり暮らしで、副菜はどうしても既製品になってしまうし、飽きる。配食サービスは、いろいろなものがバランスよく配置され、おいしくて大変楽しみだ、ありがたい、できれば毎日でも受けたいが、せめて週二、三回にしてほしい、そして、私に、自分の願いをぜひ伝えてほしいと述べ、増配を強く望んでいます。また、

東京から転居してきた男性は、東京ではもっと来ていたのに、ここではなぜ弁当が来ないのかと疑問に思っています。配食ボランティアの方の話を知ると、お年寄りも、配食される日は、朝から服装を整え、身ざれいにして待っている。また、お金をしっかり握り、今か今かと待っているなど、喜ばれ期待されているということです。

こんなに喜ばれている配食サービスですが、平成13年3月時点でのサービス登録者は、独居の方106人、老人世帯71人、身障者の方6人の183人で、ほかに87人が申請をしています。民生委員による調査では、独居高齢者5,599人ですから、サービスを受けているのはわずか1.9%にすぎません。

現在、事業は社協が行っていますが、週1回の金曜日と年末年始特別食の2食のみです。また、配食を行っている地域は、中央地区を中心に16町会、ボランティアは51人となっています。今後、地域、回数を拡大する計画をどのように立てているのか、お伺いします。

市は、今の制度での課題は、配食ボランティアの確保が難しいため、町内参加の伸び悩みだとしています。確かに、ボランティア自身の高齢化でだんだん立ち行かなくなっているが、引き受けた責任で続けているというのが実態です。町内会依存では、サービスは拡大できないのではないのでしょうか。

これに対し、蘭島地区では、社協の主導で、小地域ネットワーク活動ふれあいのまちづくりを進める中で配食サービスを位置づけています。ここでは、継続のボランティアが確保されているということです。

私たち日本共産党市議団は、昨年、福岡県田川市の配食サービスについて視察をしてきました。田川市では、月曜日から金曜日までの週5日間行っています。市内を八つの中学校区に分け、校区活性化協議会が組織されていますが、この協議会があることで配食サービスが速やかにスタートできたということです。事業は、社協に委託、宅配方法は各協議会にゆだねています。田川市は、旧筑豊炭田の一炭坑町だったころは、人口は20万人、現在は半分に減って過疎地に指定されているということですが、これだけのことはできるのです。

以上、二つの例を挙げましたが、厚生省通達では、介護予防生活支援事業は、地域の実情に応じて具体的な検討を進めていくことが望まれるとあります。市として、配食サービスをどのように回数、地域とも拡大するのか、あわせてお答えください。

また、形態が整うまで配食できないということではなく、配食ボランティアを募集して市民要望にこたえていくべきだと思いますが、いかがですか。

次に、雇用問題について伺います。

完全失業率は、史上最悪の5.4%。総務省調査によると、完全失業とされていない人も420万人を超え、潜在失業率は10%を超えています。財界系研究所の試算では、完全失業率は最悪期には7%から8%の水準に達するとしていますが、自動車電機情報産業の大手だけで30万人規模という空前のリストラを進めています。大企業によるリストラは、下請、中小企業を倒産に追いやり、また、大量の失業者を出しています。倒産、失業が原因で、みずから命を絶つ人が毎年3万人を超えるという深刻な事態が進行しています。

私の周りでも、一部上場の企業に勤め、生活も安定していた50歳代の男性が、突然リストラを申し渡され、生活が一転したとか、臨時雇用で生活を支えていたが、突然の解雇でお先真っ暗、ハローワークに通っても仕事がない、雇用保険も切れて、この先どうしたらよいのかと途方に暮れている人たちがたくさんいます。これらの方々には、いずれも一家の大黒柱で、どんなに先行き不安が知れませんが。

小泉首相は、こうした最悪の失業率を、やむを得ない、リストラは構造改革だ、構造改革には痛みが伴うと無責任に言います。しかし、このような事態を招いているのは、政府が、産業再生法や会社分割法、さらには

不良債権の最終処理を進め、失業者を生み出す政策をとっているからにほかなりません。

一方で、大企業の2000年度の内部留保は120社で102兆円にも上り、人員整理をしないとつぶれるというところは一つもありません。さらに、労働者の労働時間は、電機産業で比べた場合、ドイツ年間1,594時間に対し、日本2,129時間と500時間も多し、サービス残業がはびこっています。こうした異常な労働実態から、今年8月には、国連社会権規約委員会から公共、民間双方において過剰な労働時間の短縮をすること、また、45歳以上の労働者が減給、一時解雇される危険に対しても是正を求めるという勧告が提出されているほどです。

さて、北商連では、北海道で不良債権処理を進めた場合、北洋、札幌、北海道の3銀行が抱える分で新たに5万7,000人の失業者が出ると試算をしています。こんな大量の失業者が出れば、小樽経済にも打撃を与えることは必至です。

市長は、第2回定例会の私の代表質問に対し、構造改革最終方針が日本経済の再生につながるものとなるよう期待をしていると答弁されましたが、この深刻な事態でも、なお、期待しているのでしょうか、見解をお示しください。

小樽では、マイカル、林屋製茶、長崎屋奥沢店などの破たん、ミツウマゴムの人員整理など、既に失業者は200人以上、来年、ビブレの撤退で600人以上の失業者が予測されますが、市の失業の実態を示してください。

10月時点での小樽管内の有効求人倍率は0.40と相変わらず厳しい雇用状況ですが、雇用の見通しについてはどうでしょうか。

政府は、雇用対策として3,500億円の補正予算を決めましたが、今後3年間でわずか50万人、しかも、原則6カ月未満という一時的な雇用にすぎず、とても潜在800万人に及ぶ失業者を救うことはできません。このような事態を招いた政府に、さらに雇用及び中小企業支援予算の大幅増額と、抜本的対策の強化を求めるべきではないでしょうか。

同時に、市も、雇用対策を強めなければならないと思いますが、雇用対策チームをつくることや、倒産・失業で生活苦に陥っている市民のため総合相談窓口を開設すること、そして、緊急生活資金の無利子貸付も行う必要があるのではないのでしょうか、いかがですか。

次に、緊急地域雇用特別交付金の活用について伺います。

平成11年度版厚生白書では、社会保障の経済効果を認めているように、社会保障や教育の方が公共事業より経済効果が高いという試算が出されています。教育で見ると、1兆円の需要があった場合、公共事業1兆4,637億円に対し、教育は1兆6,985億円で1.2倍、雇用効果では、公共事業20万3,776人に対し、教育は21万6,759人と、約1万3,000人増となります。

今、全国で30人学級の取組が自治体の裁量で進められています。「ゆきとどいた教育をすすめる会」では、毎年、署名活動をしています。今年も市内で8,000人以上が署名していることや、議会でも30人学級は全会派の一致したところとなっていることから、この際、小学校低学年の30人学級を進め、若い人たちの雇用拡大を図ってはいかがでしょうか。

次に、サービス残業について伺います。

市長は、第2回定例会で、私の質問に対し、サービス残業について、していないと思っていると答弁されましたが、市職員でつくっている「明るい職場をつくる懇談会」では、アンケートを行い、その結果を会報に載せてあります。7時くらいまで事務仕事をして時間外をつけづらい、やりたくないけれども、やらないわけにはいかない、ノー残業デーがサービス残業デーになっている、中には、自分の能力のなさで勤務時間中に終

わらないから残っていると、自己責任にしている職員もいます。このアンケートを行ったのは、厚生労働省が使用者に労働時間管理の責務を明記した通達を出した後ですから、明らかに労働基準法違反をしていたことになるのではありませんか、お答え願います。

また、6月25日の総務常任委員会で、総務部長は、通達によって職員の勤務実態を把握しておかなければならないと思っている、検討してみたいと述べておりましたが、その後、調査の結果をお知らせください。

そして、速やかにサービス残業を禁止し、残業を抑え、仕事が欲しいという市民の切実な声にこたえ、率先して雇用の拡大を図るべきです。いかがですか。

次に、除排雪の問題について質問します。

初めに、業者委託についてですが、市が民間委託をしている他の幾つかの団体では、市の管理が行き届かず、内部でトラブルを起こしていることや、仕事がちんとされていないなどの問題が起きています。1ステーションに複数の業者配置で、トラブルがなく、スムーズに除排雪が進められるのか、伺います。

次は、通学路の安全確保についてです。

これまで、たびたび児童・生徒の通る歩道の除雪が遅れ、車道を歩くなど、危険でした。なにより、通学路の安全をまず確保すべきですが、いかがですか。

次は、急坂対策についてです。

経費がかさむためロードヒーティングの新設はしない方針と言いますが、請願・陳情が11本も出ているくらい、住民にとって急坂は切実な問題です。この中には、古くから住民が住んでいる地域で、私道が市道に移管されたものの、歩道もつけられないほど狭く、しかも、大型車が何度も民家に突っ込む、また、坂上で転倒して坂下まで転がり落ち、電柱があったため辛うじてとまった、砂まき散布車も上がらないなど、被害が幾つも出されています。

一方、新しく開発された地域は、開発業者がロードヒーティングの施工をした後、電気代は市が負担するというのでは、不公平感は免れません。また、砂散布の回数を多くするだけでは、安全は確保されないのでしょうか。

21世紀プランでは、市民が安心して快適な生活を送ることができるよう、雪や凍結に強い道路の整備などをうたっています。今後、ロードヒーティングは難しいというのであれば、どのような対策で臨むのか。また、陳情箇所について、それぞれ改善策を考えているのか、伺います。

また、砂箱設置をしているところが除雪されず、まきたいときにまけないということがあります。この点の改善を求めます。

この間、市は、除排雪の住民懇談会を行いました。新たな事業展開という点で市民の理解を得られたのか、何点が伺います。

市民や企業の協力ということで、砂まきボランティアと玄関先の除雪は各家庭で行うことを求めています。砂まきは、既に住民が自主的に行っているところもありますが、地域によっては無理なところもある上、雪が連続して降る場合の判断はどこが責任を持つのですか。また、除雪後の玄関先や車庫の除雪は、雪が固くて、とても年寄りにはできない、道路との段差ができて大変だという苦情をよく聞きます。この点はどう解決するのですか。

次に、学校週5日制に関連して、何点が質問いたします。

来年度から、いよいよ学校週5日制がスタートし、新学習指導要領が施行されますが、学力の危機が懸念さ

れます。ゆとりが増えるかわりに、学習内容が3割減り、学力の低下を招くと、教育関係者、経済人らを中心に厳しい批判が出されています。授業がわからない子が多い現状で、学力対策は全国の公立校で勢いを増していると新聞報道に伝えられています。また、学習塾受講生徒が増えていることから、真に学力の危機が解決されるのか、伺います。

また、指導要領の総則では、ゆとりで特色ある教育を展開するとしています。現状は、子供が楽しみにしている行事の時間がだんだん削られてきていると聞いていますが、学級行事や児童会行事が生かされる時間の保障をすべきではないでしょうか。また、総合的な学習の時間を、これらの部分も扱えるように弾力的な考え方も必要ではないのか、伺います。

次は、子供たちの土曜日の過ごし方についてです。

市には、児童館が3館しかありません。受皿施設が極めて不十分なまま週5日制になりますから、子供たちが安全に楽しく過ごすためには、地域町内会との連携、協働も必要になると思います。11月上旬、総務常任委員会では、学校週5日制に向けて取り組んでいる新潟市を視察してきましたが、地域の公民館を利用して、調理、陶芸などさまざまなことを進めています。本市の場合、町内会館の利用など地域との連携をどう進めるのか、お伺いいたします。

次は、学校開放と市の施設利用についてです。

現在、第2、第4土曜日は学校が開放され、子供たちは自由に遊んでいます。地域によっては余り学校に行かないところもあります。理由を尋ねると、楽しくないからだそうですが、指導員の配置をして安全で楽しく過ごせるようにしてはいかがでしょうか。

また、市の社会教育施設は、第2、第4は無料と減免にされていますが、これを全土曜日に拡大すべきだと思いますが、いかがですか。

次に、生活面でお聞きします。

11月28日、青少年問題協議会が開かれ、補導の問題について講演がありました。補導は、11年に比べ12年がやや増え、しかも小学生が多くなっていること、中には、クラスごとゲームセンターに行っていたということも報告されました。健全な育成は、やはり学校、家庭、地域の協働だと思いますが、行政としてどう進めていくのか、伺います。

次は、中学校適正配置に関してです。

11月29日の学校特別委員会で、早くも、廃校になる中学校の跡利用が議題になり、論議されました。いずれ跡利用については審議されるものとしても、余りにも子供の存在を無視した議論ではなかったでしょうか。

我が党は、この適正配置は、行政改革の一環として取り組まれていることから、反対をしてきました。一方、教育委員会は、教育条件、教育環境の整備を力説してきました。この日の特別委員会では、跡利用は、行政と市民の要望が一致しているのだから日程に間に合うよう早く進めるべきだという一部与党の意見に、市長は、新年度予算に間に合わせなければならないものもあるので、早急に結論が出るよう進めたいと答弁しましたが、子供の意見や要望はそっこのけ。やはり、先に行革ありきだったことが鮮明になったと思います。

なぜなら、教育長は、適配で子供たちには支障がないようにすると言っていたのににもかかわらず、菁園中の体育の授業は、グラウンドが使用できないため、サッカーもミニサッカーにして屋体を使用していることや、部活でテニス部はカラマツ公園まで行かなければならないことなど、さまざま支障を来たしていることがあるからです。

また、菁園中から、体育館は東山中を借りたいと提起されているにもかかわらず、体育館を市民のために開放すべきとか、教育委員会を東山中に移転させるという議論はこれらを念頭にしていないものだと思うのです。学校はだれのためにあるのか、子供たちのことを第一に考えるべきではないのでしょうか、お答えください。

元の学校に戻りたいと思っている子供や、役員であるため記念誌や閉校式を準備しているが、廃校になるのでちょっと気が乗らないと言う父母もいます。実際に、子供たちがまだ残っているではありませんか。

学校設置者である市長に伺います。子供たちのさまざまな問題を置き去りにした跡利用提起は問題が残りませんか、いかがですか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

(市長 山田勝麿登壇)

市長(山田勝麿) 新谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、医療改革案についてであります。我が国の医療保険制度は、少子高齢化の急速な進展等により、年々増高する医療費と低迷する経済状況の影響とが相まって、国保はもとより、医療保険制度全体の財政の悪化が深刻な問題となっており、将来にわたり医療制度を持続可能な制度へと再構築していくために、その構造的な改革が求められているところであります。

このたび出された大綱は、試案から見て、見送られたり、あるいは先送りされた部分もあり、正直なところ、玉虫色の決着となった感は否めないと思っております。患者負担増などについては、70歳から74歳の高齢者にかかる自己負担額が2割から現行どおりの1割に据え置かれた部分などがありますが、70歳以上の自己負担の上限撤廃、実施時期は明確になっていませんが、サラリーマン本人の自己負担の引上げなどが患者負担増につながる部分も含まれております。

また、診療報酬については、引下げの方向で検討する、薬価基準についても、市場実勢価格を踏まえ、必要に応じて引下げを行うこととされており、引下げ幅などについては、今後、年末の予算編成時までに結論を得ることとなっております。

いずれにいたしましても、将来にわたり持続可能で安定的な国民医療制度の確立のためには、ある程度の痛みを互いに分かち合うことは避けて通れないところであり、やむを得ない面もあるのではないかと考えております。

なお、これまで私ども市町村国保が要望してきた医療保険制度の一本化が早期に実現するよう、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

次に、国保料未納者の実態把握についてですが、電話や窓口での相談、あるいは訪問調査において個々の生活状況について実態把握に努めておりますが、昨今の経済状況から、事業の休廃止や失業されている方が多いというのが実感であります。

また、3カ月証の窓口交付をやめるべきとのことですが、窓口交付の意図するところは、できるだけ接触の機会を増やし、個々の事情をお聞きするため、必要な措置であると考えております。

次に、国庫負担の増額要求であります。国民健康保険は、高齢者及び低所得者の加入割合が高くなるという構造的な問題を抱え、多くの市町村は一般会計からの多額の繰入れによってようやく運営しているのが実態

であります。このようなことから、全国市長会、全国町村会及び国保中央会で構成する医療保険制度改革緊急対策本部では、国に対し、国保財政基盤の強化を図るための国の実効性のある具体的な措置を求める意見書を提出しておりますし、また、全国市長会においても同趣旨の要望を行っております。今後とも、全国に共通する問題については、全国市長会等を通して要望してまいりたいと考えております。

次に、配食サービスについて何点かお尋ねがありました。

初めに、配食サービスの重要性のついてであります。在宅のひとり暮らしのお年寄りなどが自立して地域で生活していくためには、大切な生活支援事業の一つであると認識しております。

また、地域と回数の拡大計画についてであります。平成12年3月に策定した小樽市高齢者保健福祉計画では、平成16年度を目標として、全市に地域を拡大し、現行の週1回から週3回の計画を立てているところであります。

次に、配食サービスの進め方についてであります。現在のボランティアだけでは地域、回数とも増やすことは難しいと考えており、民間事業者や福祉法人等に委託する方法等を検討しているところであります。供給能力、製造単価、配達方法等の課題がありますので、さらに検討しなければならないと考えております。また、配食ボランティアの募集による拡大についてであります。社会福祉協議会としても町内会に募集の働きかけをしているところであります。このほかにどのような方法があるのか、十分協議してまいりたいと考えております。

次に、雇用問題について何点かお尋ねがありました。

まず、国の構造改革についてであります。第2回定例会におきまして、業務効率化に伴う雇用の減少等の影響が懸念されますが、新規成長分野での就業者増を期待する旨のお答えをいたしました。

最近の雇用情勢につきましては、景気の低迷が続く中で、運輸・通信業や製造業などのリストラの加速により完全失業率も5%台と高く推移し、依然厳しい状況にあります。国においては、中長期的な視野に立ち、構造改革を進めるための改革先行プログラムに基づき、雇用創出効果が特に高い新たな緊急地域雇用創出特別交付金の創設など、総額5,500億円に上る雇用対策を盛り込んだ補正予算が決定したところであります。これらの施策が着実に実施されることにより、雇用の創出や経済活性化につながるものと期待いたしております。

次に、本市における今年の失業の実態、雇用の見通しについてであります。まず、失業の実態につきましては、今年10月末で19件の倒産が発生し、181名の従業員が離職しており、前年同期に比べて若干少ないとはいえ、厳しい状況にあります。月間有効求職者数においても10月末で4,642人と前年を上回っており、失業者は増加の状況にあると認識しております。

雇用の見通しにつきましては、長崎屋奥沢店の閉鎖が決定しているほか、各企業においても工場の統廃合や事業縮小、合理化などを進めている中で、市内企業には新たな雇用吸収力が弱く、有効求人倍率も0.4と低下していることから、今しばらく厳しさが続くものと考えております。

次に、国に対する雇用対策の要請についてであります。平成11年度から今年度まで実施されております緊急地域雇用特別交付金事業につきましては、本市においても36事業を実施し、約400人の雇用効果がありました。今後においては、雇用問題への対応に万全を期すため、NPOなどの活用を含む公的部分における緊急かつ臨時的な雇用を行うための緊急地域雇用創出特別交付金を創設するとともに、これまで進めてきた新規成長分野における雇用創出などを目的とした緊急雇用創出特別基金事業については、平成16年度まで延長し、雇用の拡大を図るなどの雇用対策を政府において決定しております。これまでも、全道、全国市長会を通じ、国に

対し雇用創出施策について要望しておりますが、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、市としての雇用対策についてであります。厳しい雇用状況の中で、雇用創出を図ることを目的として、関係団体による緊急雇用連絡会議を立ち上げ、雇用対策の意見交換を行っております。その会議の意見の中から、市として企業団体等への採用依頼や、市内企業200社を対象に企業が求める人材を把握するための調査を行い、その結果を基に職安と連携しながら求人開拓を進めるなど雇用の確保に努めております。

また、生活困窮者の窓口としては福祉部相談室で対応しており、生活資金の手当につきましては、市が原資を交付し、社会福祉協議会が実施しております無利子の生活資金貸付制度などを活用していただきたいと考えております。

なお、国におきましては、総合雇用対策の一環として、失業者に対する生活福祉資金制度を新設し、離職者の支援を図ることとしており、この貸付事務を社会福祉協議会で取り扱うこととしておりますが、今後、具体的な実施時期などが決定次第、社協と連携を取りながら市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、時間外勤務に対するアンケートと労働基準法との関係についてであります。職員1人ひとりの退庁時間はさまざまな状況にあります。しかしながら、必要な時間外勤務については所属長の命令により実施しておりますので、アンケートの結果をもって労働基準法違反だとは考えておりません。

次に、職員の勤務時間の把握についてであります。総務部において庶務担当課長会議を通じ各課の実態を聞きましたところ、朝や勤務時間終了後に在庁する職員の状況については、本来業務か、それ以外の理由で在庁しているのか、把握しきれていない状況もありました。このことから、総務省の通達により、使用者には労働時間を適正に把握する責務があることから、所属長は所属職員の労働時間の実態を把握し、時間外命令の一層の明確化について周知を図ったところであります。

次に、時間外手当と雇用の関係についてであります。時間外勤務については、突発的あるいは短期間に集中する業務などに対して行っており、そのためには長年の経験や専門性も必要なことから、時間外勤務を解消して、それを新たな雇用に結びつけることが困難な職場もあります。

しかしながら、これら以外の職場で、イベントや日常業務でも可能な職場については、時間外勤務を一部臨時雇用に振り替えるなど、新たな雇用が創出されるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、除排雪の問題について何点かご質問がありました。

最初に、共同企業体による除排雪についてであります。本市におきましては、平成4年度から、一部の地域において、共同企業体による除雪体制をスタートさせ、平成7年度には全市的に行っているところであります。今年度からの地域総合除雪におきましては、除雪や坂道対策、排雪等の作業を一貫して共同企業体で実施することにより、それぞれの除雪業者間の連携が図られ、効率的な除排雪が進められるよう改めたものであります。現在、スムーズな除排雪作業が行われるよう業者を指導しているところであります。

次に、通学路の安全確保についてであります。歩道の除雪に際しましては、高齢者や児童等の安全性や快適性を確保するために、学校や病院等の公共施設周辺において、歩道があり、車道においても一定程度の堆雪スペースがある箇所について行っているところであります。また、出勤に当たりましては、通学前に作業を終了するよう業者を指導しているところでありますが、異常降雪時には遅れが生じる場合もあるものと思われま

す。いずれにいたしましても、高齢化も進む本市におきましては、冬期間の歩行者対応が重要な課題と認識しており、今後とも除雪作業での工夫をしながら、通学路を軸とした歩道の確保に努めてまいりたいと考えており

ます。

次に、急坂対策についてであります。主に滑りどめ砂の散布や砂箱の設置をし、道路勾配の緩和、線形改良や凍結抑制の舗装、迂回路のある路線についてはその整備を行ってまいりますが、地形や沿線建物の状況によっては対応方法が限られますので、多くの箇所では除雪と砂散布の拡充、砂箱設置に合わせて、沿線住民の協力を得る方策も重要と考えております。

次に、砂箱周辺の除雪についてであります。砂箱の設置に当たりましては、急坂箇所の点検や市民要望を聞きながら、道路の幅員や勾配、さらには除排雪作業を考慮して行っているところであります。

しかしながら、市内には430カ所を超える砂箱が設置されておりますが、道路の幅員や沿線の状況によっては砂箱の設置や除雪を十分行うことができない箇所もあります。このような箇所につきましては、除雪での工夫や沿線住民の協力も含めた砂まきに頼らざるを得ないものと考えております。

次に、砂まきボランティアについてであります。市内に設置している砂箱の一層の活用を図ることや、砂箱を設置する適当な場所がない路線において、住民の協力により砂をまいてもらい、人、車の交通の安全性も高めたいと考えておりますが、その結果責任を住民に問うことはせず、あくまで、滑りやすい路面状況のときに合わせて適宜まいてもらうこととしております。

次に、玄関先への置雪や段差の解消についてであります。すべての家庭の間口を確保することや段差を解消することは難しいものと考えておりますが、確認された高齢者等の世帯や交差点、さらにはバス停などでは、作業上可能な限り置雪量を少なくするとともに、段差の解消に心がけるよう委託業者を指導しているところであります。

次に、青少年の健全育成についてであります。ご指摘のとおり、完全学校週5日制になりますと、家庭、学校、地域との連携がますます重要になってくるものと考えております。毎年、社会を明るくする運動の期間中、保護司会や更生婦人会が中心となって地域懇談会やミニ集会を開催し、家庭でできること、あるいは地域で対応すべきことは何かといった話合いや情報交換を行っております。

今後は、市が主体となり、学校の生活指導委員会と連携を取りながらこうした地域懇談会を開催していくとともに、今年度から実施しております、まち育て出前講座の中に青少年の健全育成講座を設けておりますので、いろいろな会合を通じてその利用を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、中学校の跡利用についてであります。跡利用計画を策定するに当たりましては、何と申しまして、生徒の日常生活に緊密な町内会やPTAなど、地域関係者をはじめ、教育関係団体の皆さんのご意見、ご要望をお聞きすることが最も大事なことでと考えております。また、生徒の新たな学校環境に十分配慮する必要がありますことから、1学期を終え、生徒が落ちついている状況にあるとの報告を受けて、9月以降、多くの関係者の方々と懇談の場を設けてまいりました。

これまでの懇談結果、関係者からは、市として、廃校後の安全対策など維持管理のことも含め、方向性を早い時期に示してほしいとのご意見も多かったと聞いておりますし、先般の特別委員会での論議も踏まえ、廃校時期が迫ってきたこともありまして、とりわけ東山中学校については、跡利用検討委員会で早急に具体的な計画案を詰めるよう指示しているところであります。今後、さらに議会や学校、地域関係者などと話合いをしながら、市民にとって有効活用が図れる施設にしていまいりたいと考えております。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（松田日出男） 教育長。

教育長（石田昌敏） 新谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、小学校低学年の30人学級に対し、緊急地域雇用特別交付金を活用してはどうかということについてでございます。

この交付金は3年間と限定されておりますので、これを教職員の加配に当てることは考えておりません。

しかし、30人学級の取組について、国は第7次教員定数改善計画において、これまでにない新しい取組への道が示されておりますので、現在、北海道都市教育委員教育長連絡協議会で要望を取りまとめ、小学校低学年に積極的に教職員を加配するよう北海道教育委員会に要請しているところであります。

次に、児童・生徒の学力低下の心配についてですが、国は、学習指導要領は子供に求める学力の最低基準を明確に示したものとし、完全学校週5日制の下、各教科の基礎・基本を確実に定着させることを大切にしており、そのため、第7次教職員改善計画等の施策を進めるとしてあります。また、最近、高校1年生の数学、理科の学力調査結果がまずまずであったこと、また、読書時間が各国と比較して極端に少ないことを心配しております。

市教育委員会としては、これまでの教育課程の規定を編成の手引と改め、各学校の創意工夫の基に、より学力向上に結びつける実践的な教育課程の編成を進めてほしいと考えております。

次に、学校行事における時間の確保についてですが、学校週5日制の中で、時間配分は一層窮屈になると考えられますので、ご提言の総合的な学習の時間の活用について、校長会などに話してまいりたいと考えております。

次に、地域との連携についてですが、完全学校5日制になってからの学校開放のあり方について、現行体制をそのまま進めるのではなく、地域やPTAの協力を得ながら、休日の過ごし方を指導していただくことなどの試みも必要でないかと考えており、現在検討を進めております。

また、市の社会教育施設の使用料についてであります。現在の使用料の減免を全土曜日に拡大してはとのご意見ですが、現在、検討を進めている状況にあります。

最後に、中学校適正配置にかかわっての跡利用についてですが、このことにつきましては、現在、市長部局で検討されておりますので、見守っていきたいと思っております。

菁園中の体育授業は、東山中の屋体とグラウンドを使用することで既に当該校の了解を取っており、菁園中の体育授業に支障を生じないよう配慮されているものと考えております。

以上であります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 11番、新谷とし議員。

11番（新谷とし議員） 再質問します。

最初に、国民健康保険についてです。

資格証明書発行のうち、悪質滞納者は何世帯あるのですか。それをまずお伺いいたします。

それから、3カ月証は、10月末 858世帯発行されていますけれども、取りに来られているのは約半分にすぎないのです。あの方々は病院にかからないではないかということをお大変心配するわけです。短期保険証発行の根拠になっているのは、国民健康保険法施行規則第2条ですけれども、ここでは、市町村は期日を決め、被保険者証の検認また、更新することができるとなっております。できるということですから、発行し

なくてもいいということにもなるのです。実際に、隣の余市町では短期証を発行しておりません。それから、鳥取県の知事は、こういうことを人権問題だと言って短期証の発行を取りやめているのですね。ですから、この点について、少なくとも窓口交付はやめるべきだと思うのです。それをお伺いします。

それから、配食サービスについてですけれども、高齢保健福祉計画ではちゃんとやりたいということはどうなっているわけですね。社協と十分協議をしているということですから、まず、配食サービスを市がやる場合は国から補助金が出ます。今、全道の配食サービスは63%の自治体で行っているのです。こういうことから、社協と十分協議をしながら社協任せにしないで、市がもっと積極的に取り組んでいくべきだと思います。この点について伺います。

それから、雇用問題についてです。

市長からも答弁がありましたように、厳しさが大変増しているということです。去年の今ごろですけれども、私たちが都通りで署名活動をしておりましたら、全く見ず知らずの男性、40代か50代かと思うのですけれども、寄ってきて、リストラされて仕事がない、何とかしてほしいと訴えるのですね。そのときより今はもっと深刻な事態が進んでいるのですから、市として、雇用対策をどうするのか、もっと力を入れるべきだと思うのです。

緊急雇用対策連絡会議ですか、これはこれでいいと思うのですけれども、私は、もっと、例えば先ほどワークシェアリングの部分が出ました。これはすごくいいことだと思って評価したいと思うのですけれども、残業分のワークシェアリングだとか、それから、国の緊急雇用対策でも足りない部分もありますから、市単独で緊急雇用事業を立ち上げてもいいくらいではないかなというふうに思うのです。ですから、経済部に任せないで、市長みずから雇用対策本部長に座ってもいいくらいでないかなと私は思うのです。それくらい深刻だということですね。就労対策を進めてほしいと思います。

それから、生活相談窓口、生活資金についてですけれども、今、相談の窓口は主に福祉関係ですね。そこに、雇用関係で失業して困っただとか、そういう相談はあるのでしょうか。余りないと思うのです。というのは、相談室というのは、どちらかといえば福祉関係のふう考えられておりますので、雇用対策の一環として取り組むべきだと思うのです。

それで、相談窓口で対応するのであれば、もっとそれを拡充して市民に知らせるとか、そういう対策も必要だと思うのです。

それから、生活福祉資金ですけれども、これは社協にお願いして、5万円ですね、貸付けが、5万円ではとても生活していけないと思うのです。そして、目的が違うと思うのです。生活資金というのは、どちらかといえば、やっぱり福祉の方の分野ですから、失業して緊急にお金が必要というものはちょっと目的が違うと思うのです。ですから、それはそれで、そこを拡充してもっと増やすというのであればそれでもいいと思いますけれども、まず雇用対策としての緊急生活資金、それをきちんと立ち上げるべきだというふうに思います。

それから、サービス残業についてです。

何度もやりとりをして、これは労働基準法違反ではないとか、していないという答弁をずっといただきましたけれども、厚生労働省の通達では、始業、就業の確認方法、また、自己申告制による確認記録まで具体的に示しているのですよ。ですから、いつまでにこれに基づいてそれをするのか、その実態をつかむのか、お答えいただきたいと思います。

そして、その分を、仕事がなく困っている、そういう人たちにワークシェアリング、それをぜひ進めるべきだと思います。

以上、何点かお話ししました。

議長（松田日出男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市長。

市長（山田勝麿） 国保の問題とサービス残業につきましては、担当部長の方からお答えをいたします。

初めに、配食サービスの関係ですけれども、市が事業主体でやる場合には国庫補助が出るということですので、現状では、社協が事業主体ということで、市も若干の助成をしているということでございます。これからそういった需要が増えてくることと思いますので、今後、検討していきたい。いつ実施できるかわかりませんが、もう少し時間をかけて検討していきたいと思います。

それから、雇用の問題で、市として雇用対策に力を入れるというお話でございます。いろいろな対策につきまして、経済部の方にいろいろな案を考えるとというふうに指示はしておりますけれども、市として、直接雇用というふうになりますとなかなかできませんので、先ほどお答えしたように、民間企業の手も借りて進めていくということだと思いますので、そのことも含めて、さらにまた、国のこういった雇用対策も合わせて、何を市ができるのか、もう少し検討させてもらいたいと思います。

それから、生活資金の関係でございますけれども、生活資金は、現在の5万円の貸付けにつきましては、一時的な出費といいますが、そういうことを主眼に困っている世帯にお貸しするという制度でございます。雇用の問題とは直接関係ないですけれども、雇用の問題については、今回、国の予算が付きまして、これは社協で窓口をやるということです。市は、今現在、雇用の問題について窓口を持っていますので、そういった雇用の相談があった場合には、こういう制度がありますので、社協に行って、また、お借りしてくださいというようなことは指導できます。それから、市の福祉の窓口に来た場合もそういった指導もできますので、両方でやっていきたいなと、こういうふうに思っております。

それから、5万円の問題は、高いか安いのかの問題で、これは市が原資を全部出しているわけございまして、財政的な問題もありますので、さらにまた、償還率が非常に悪いという現状もありますので、引上げというのは非常に難しいのではないかと、こういうふうに思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 市民部長。

市民部長（藤田喜勝） 新谷議員にお答え申し上げます。

短期証の発行の件でございますけれども、確かに、ご指摘のように法令におきましてはできると規定されてございます。したがって、実施の有無につきましては、保険者の裁量にゆだねられている部分でございます。

ただ、小樽市といたしましては、先ほど市長からもお答えいたしましたように、加入者間の負担の公平の観点からも、滞納者との接触の機会を増やしまして、その生活状況を把握し、納付相談、納付指導に努めてまいりたい、こういった必要性から実施をさせていただきます。また、こうした接触の機会を増やし、納付相談、納付指導することによりまして、資格証明書の交付の減少に少しでも結びつけていきたい、こういった考えもございいます。

それから、未納者の数でございますけれども、未納者のデータは、私は今ちょっと持ってきていないのですが、およそ二千四、五百前後の数があるのではないかと思います。はっきりした数字は、また、予算の方で後

ほどでも報告させていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 福祉部長。

福祉部長(田中昭雄) 新谷議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

離職者の関係の窓口はあるかというお尋ねでございますけれども、保護課に就業指導員1名を設置といいますが、配置しておりまして、生活保護の受給者でなくても、要保護、低所得者層の自立更生のための相談、指導に当たっております。

実績といたしまして、平成12年度で12人の方たちの取次ぎ就職が行われているところでございます。

以上であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 総務部長。

総務部長(藤島 豊) 時間外勤務についてのお尋ねでございますけれども、市長から答弁がありましたように、先日、何回かの庶務担当課長会議の中で、時間外勤務のいわゆる実態といいますが、一応、各課長の職場の中でどういう実態にあるかを聞いてみました。そういう中で、確かに、「こんだん」の中でも、アンケートの中にありましたご指摘のところもあるのですが、やはり残業の質にもよるとか、それから、自主的な残業だとか、無駄な残業もある、そういうような答えも中にはありました。そういうことも含めて、所属の職場でというような時間外の実態にあるのかということは、やっぱり所属長が把握しなければならないということになっておりますので、そういう面を含めて、職場の実態をつかむようにということによっております。

通達の中にある指導そのものは、例を挙げて、例えば、タイムカードだとか、ICカードとかという例がありますけれども、その辺までは早急に手がけることは無理ですが、今の実態としては、職員の勤務状況については出勤管理表でしっかりとらまえておりますし、また、時間外勤務については、時間外勤務命令簿によって、所属長の命令によって行っております。そういう面もありますけれども、さらに通達にもありますので、勤務の状況については、実態をいろいろと、職員ごとの自己申告もありますけれども、そういうような勤務の実態もヒアリングしながら今後の対応に向けていきたいというふうに思っております。

以上です。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

11番(新谷とし議員) 再々質問します。

先ほど国保で悪質滞納者は何世帯あるのかということをお聞きしました。それについては、お答えいただいております。それをまず1点。

それから、それは答弁漏れだから。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市民部長。

市民部長(藤田喜勝) 先ほど私が冒頭申し上げました答弁は、それでは勘違いしておりましたので、ちょっと取り消させていただきます。

私どもといたしましては、何と申しますか、支払い能力があるのになかなか支払っていただけない、あるいは、何と申しますか、納付意識が非常に希薄な方や、あるいはまた、病院にかかっていないから保険料を払う

必要がないであるとか、勝手に国保に入れられたといったようなことで、制度そのものをなかなか理解してもらえない方もございます。未納者の中は、納付意識の希薄な方や、あるいは、制度になかなか理解をいただけない、こういった方が多いというのも実態でございます。そういった意味では、納付意識のなかなか希薄な方といいますが、そういった方が未納者の中に占める割合としては、ちょっと今、パーセンテージを出していないのですけれども、12年度になります、約 1,300から 1,400の方が、(発言する者あり)

えっ、件数で、(発言する者あり)

そうですか。申しわけありませんけれども、厳密に悪質滞納者ということで押さえている数字は、今のところ持ってございません。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

11番(新谷とし議員) 国保について今お答えいただきました。

悪質滞納者が何世帯かということを押さえていないこと自体、問題ではないですか。

それと、3カ月証を窓口交付にすることによって、相手の状況を、(発言する者あり)

いいのですか。

相手の状況を調査できるというふうにおっしゃいましたけれども、では、6カ月証はどのようなのですか。全部把握できて、こうやっているのですか。3カ月証で取りに来られない人が半分いるのですよ。その実態をまずしっかり押さえて、お金を納めてもらうために3カ月証を出すのではないと思うのです。ですから、そこら辺をきちんと押さえて、窓口交付にしなくても、ちゃんと接触して調査はできるはずなのですね。

まず、それをどう進めるのか、お伺いします。

それから、相談窓口なのですから、さっきお答えいただきましたけれども、これは生活保護の申請というか、生活保護の相談に来た中で、何というか、職を勧めている、そういう実態ではないですか。私は、相談室に行って、そういうふう聞いてきましたよ。ですから、本当の雇用対策ではないのですよ。

何か、5万円で枠を拡大できないとか、とっても今、失業に対してどうするのかという市の姿勢が見えないのですよ。ですから、ここはここですとしたり、これを拡大するとか、相談室にきちんとそういう人を置いて市民に周知徹底させるとか、それぐらいは最低するべきではないかなというふうに思うのですよ。

2点だけお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市長。

市長(山田勝麿) 短期証なり資格証明書は、なかなか滞納者と接触ができないので、ぜひ窓口で交渉したいという趣旨です。ふだん、接触できれば状況はわかるわけですから、悪質なのか悪質でないのかと。それが、ふだん、なかなかお会いできないというので窓口に来ていただいている、そういう状況ですので、その点をご理解をしていただきたい。

それから、今回の離職者のための生活支援資金、これは月額20万ということだそうですが、これは雇用対策の一環でやるわけです。ですから、市の雇用相談の窓口で相談を受けようということでお話しているわけです。それで、仮に福祉の関係でそういう人が来たときには、こういう制度もありますよということをお話して、その制度を利用してもらうとか、そういうふう両方でやっていこうということでお話したのです。福祉担当は別な観点で、仮に福祉に来た場合には福祉でも受けましょうと、そういう相談は。そして、こういう

制度がありますから、これを使ってくださいという指導をしていこうと。そういうことで2面でやっていこうということ考えていますので、ご理解願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 市民部長。

市民部長(藤田喜勝) 先ほどの悪質滞納者の件でございますけれども、現在、資格証の交付は233件ございますけれども、そのうち、私どもが納付意識が薄いというふうにとらえておりますのは19件ほどございます。(発言する者あり)

えっ、資格。(発言する者あり)

議長(松田日出男) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第5号、第9号ないし第26号及び報告第1号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員をご指名いたします。

横田久俊議員、前田清貴議員、成田晃司議員、大竹秀文議員、松本光世議員、大畠護議員、古沢勝則議員、見楚谷登志議員、渡部智議員、北野義紀議員、斉藤陽一良議員、秋山京子議員。

以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第6号ないし第8号及び第27号は総務常任委員会に、報告第2号は厚生常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり付託いたします。

日程第3「意見書案第1号」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 5番、松本光世議員。

(5番 松本光世議員登壇)(拍手)

5番(松本光世議員) ただいま議題となりました意見書案第1号について、提出者を代表し、提案趣旨の説明をいたします。

本件につきましては、北海道横断自動車道黒松内 小樽間をはじめとした高規格幹線道路の早期整備を求める内容であります。

北海道は、国土の約22%を占める広大な面積を有しており、広域分散型の地域構造であるため、道路交通への依存度が非常に高いものでありますが、残念ながら、平成13年4月現在における高速道路の供用率は、全国が約60%であるのに対し、本道は約35%と大きく立ち遅れております。

とりわけ大都市札幌を有する道央圏と、函館を中心とした道南圏との中間に位置する後志地域におきましては、道内の他の地域と比較した場合においても、管内1市19力町村の自治体同士の距離が離れており、また、鉄道も、これらすべてのまちに張り巡らされているわけではなく、ご承知のとおり、地域内での移動交通手段は主に自動車に頼らざるを得ないのが実情であります。

このように自動車交通への依存度が高い後志地域における道路アクセスの拡充については、今後、地域間交流の活発化や地域の均衡ある発展、安心して暮らすことのできる快適で潤いある生活環境の実現を図っていくためにも、また、今なお記憶に新しい有珠山噴火などに係る防災上の観点から、北海道のライフラインとなるべき北海道縦貫自動車道の代替ルートとしての役割を果たしていくためにも極めて重要と認識しており、したがって、管内の高速交通ネットワークの確立に向けた高規格幹線道路の整備が必要不可欠なのであります。

北海道横断自動車道黒松内 小樽間全体の整備は、後志地域に住む方々の総意であり、心からの願いであることは言うまでもありませんが、特に平成11年12月に都市計画決定されている余市 小樽間については、早期着工されるべきであり、残る区間についても、今後、効率的・効果的に整備されるよう強く要望するものであります。

以上、議員の皆さんの賛成をお願いして、提案理由といたします。(拍手)

議長(松田日出男) これより、討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号について、反対の討論をいたします。

ご承知のように、年末の来年度予算編成に向けて、特殊法人、医療など各分野の小泉改革の具体化が進んでいます。注目された日本道路公団はじめ、道路4公団は、統合・民営化、住宅金融公庫は5年以内に廃止、都市基盤整備公団と石油公団は廃止するとしています。

今、国民が改革を求めているのは、自民党政治の下で、大企業奉仕、無駄な公共事業で巨額の借金をつくり、天下りなど癒着で甘い汁を吸ってきた政・官・財のゆがんだ構造であります。

ところが、道路建設や油田開発など無駄な事業は温存する、その一方、国民の暮らしに役立つ住宅分野は容赦なく切り捨てるというもので、これでは全く改革の名に値しません。道路公団で言えば、新たに無駄な高速道路をつくり続けるのかどうか、この肝心な問題を抜きに、民営化イコール改革であるかのように描くのは、全く議論のすりかえであります。

この点で、小泉政権の姿勢をはっきりと示したのが、道路公団の借金の返済期間、これを50年以内としたこととあります。50年が担保されると、1年間で1兆円の投資ができる。今のペースで建設が進められ、そう大きな影響はない。自民党の古賀誠道路調査会長の談話であります。道路公団に3,000億円の国費投入をやめるといいますが、しかし、道路特定財源の見直し、一般財源化の公約はたなざらし、たとえ公団への国費が削られたとしても、その出どころは道路特定財源であり、3,000億円が別の無駄遣いにつぎ込まれるだけのことであります。

改革と言うのであれば、採算の見直しもない道路の建設計画はきっぱりと中止をする、そこで生み出された財源は社会保障などに充てる、こうして公共事業から社会保障に財政の流れを切り替えてこそ、真の改革と言えるのであります。

さて、高規格幹線道路であります。

ご承知のように我が党は、計画の中止を含め、抜本的な見直しを図る、このように提唱しています。言うまでもなく、地域が広大で都市間距離が全国の約2倍に及び、しかも、離島を持つ北海道では、安全、快適、低廉、そしてできるだけ速やかに移動できる、これを基本とした暮らし、産業に役立つ交通体系を総合的に整備することが必要であります。

ところが、これまで中心的に整備されてきたのは、高規格幹線道路や、港湾、空港でありました。とりわけ道路整備は、93年から97年にかけての第11次計画で、総事業費が76兆円にも上り、飛躍的に膨張を続けてきました。北海道においても、道路予算の増加、増え続ける自動車、そして増加される道路予算、こうした悪循環的な拡大をもたらしてきました。その結果、国鉄民営化で赤字路線の切り捨て、鉄道の延長路線は明治時代に逆戻りであります。加えて、毎年のように500人以上の交通事故死が発生し、大気汚染や騒音などの公害問題とともに、今日、深刻な社会問題になっています。現在、港湾、空港、道路など、基盤整備の骨組みはほぼ充足段階にあります。今、必要なのは、道路偏重、高規格幹線道路づくり中心の政策について、計画の中止を含めた抜本的な見直しを図ることです。

そして、道路は、国道5号の塩谷文庫歌 蘭島間の4車線化の促進など、既存の道路、橋梁、トンネルの整備、補修を優先し、また、市町村道中心に整備を進める、これを重視すべきではないでしょうか。同時に、道路偏重の元凶となっている特定財源制度を廃止、一般財源化することが必要であることは言うまでもありません。

討論を終わるに当たって、あえて一言申し添えておきたいと思います。

本年8月10日、小樽 余市間国道新設改修期成会が開催されました。同期成会規約によれば、第1条、目的は、小樽市街地における塩谷工区及び蘭島工区の国道改修工事の早期完成であります。そのための期成会であるにもかかわらず、出席した議会選出役員、理事をはじめ、参加団体からは、蘭島工区の改修についてついに積極的な声が上がらない、そういう状況の期成会でありました。出席していた小樽開発建設部の国道より高規格道路優先とした意向があつてのことだとすれば、極めて残念なことであります。

本意見書案には手を挙げる、しかし、蘭島工区の改修、つまり塩谷 蘭島間の4車線化には手を挙げない、こうした議会の意思決定に組みすることはできません。我が党の立場を重ねて表明して、反対討論といたします。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、採決いたします。

本件について、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月12日から12月18日まで7日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後4時39分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 松田日出男

議員 大竹秀文

議員 中島麗子

平成13年

第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成13年12月19日

出席議員(34名)

1番	横田久俊	2番	前田清貴
3番	成田晃司	4番	大竹秀文
5番	松本光世	6番	中村岩雄
7番	松本聖	8番	斉藤裕敬
9番	大島護	10番	中島麗子
11番	新谷とし	12番	古沢勝則
13番	見楚谷登志	14番	新野紘巳
15番	次木督雄	16番	久末恵子
17番	小林栄治	18番	八田昭二
20番	佐藤利次	21番	佐々木勝利
22番	渡部智	23番	武井義恵
24番	北野義紀	26番	高階孝次
27番	岡本一美	28番	吹田三則
29番	中畑恒雄	30番	松田日出男
31番	佐々木政美	32番	高橋克幸
33番	斉藤陽一良	34番	秋山京子
35番	佐野治男	36番	佐藤利幸

欠席議員(1名)

25番 西脇清

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	小坂康平	収入役	中松義治
教育長	石田昌敏	水道局長	須貝芳雄
総務部長	藤島豊	企画部長	旭一夫
財政部長	鈴木忠昭	経済部長	木谷洋司
市民部長	藤田喜勝	福祉部長	田中昭雄
保健所長	外岡立人	環境部長	山下勝広
土木部長	松村光男	建築都市部長	高橋康彦

港湾部長 兵藤公雄
消防長 広田 宰
社会教育部長 池田克之
総務部総務課長 宮腰裕二

小樽病院
事務局長 高木成一
学校教育部長 奥村 誠
監査委員
事務局長 大津寅彦
財政部財政課長 吉川勝久

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫
庶務係長 三浦波人
調査係長 大野 肇
書 記 丸田健太郎
書 記 中崎岳史
書 記 大門義雄

事務局次長 土屋 彦
議事係長 佐藤誠一
書 記 木谷久美子
書 記 牧野優子
書 記 山田慶司

開議 午後 1時00分

議長（松田日出男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横田久俊議員、斉藤陽一良議員をご指名いたします。

日程第1「請願の取下げ」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

請願第50号については、請願者から取り下げたいとの申出がありますので、これを許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） ご異議なしと認め、よって、請願第50号の取下げは許可することに決しました。

日程第2「議案第1号ないし第27号並びに報告第1号及び第2号並びに平成13年第3回定例会議案第4号ないし第23号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、34番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 34番、秋山京子議員。

（34番 秋山京子議員登壇）（拍手）

34番（秋山京子議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第24号小樽市職員給与と条例の一部を改正する条例案は、国家公務員に準じ給与改定を行うため提案されたというが、基となる本年の人事院勧告は2年連続で給料表改定がなく、3年連続の一時金削減で、給与水準は30年前に逆戻りという史上最悪の内容である。そもそも人事院勧告自体、好景気時は引上げを渋り、不景気時には民間の賃金水準まで抑制するという役割を果たしてきたと言わざるを得ないがどうか。本市においても、一時金削減と特例一時金支給との差引きで約3,660万円の経費が削減されると聞くと、波及効果を考えた場合には、地域経済に与える影響は極めて深刻と思うがどうか。

4月1日現在の市の職員数は2,222人であるが、財政健全化計画では、財政危機を打開するためにも、平成15年までにさらに60人以上を削減する予定であるという。市の定数条例で定めているのは、あくまで上限の数であり、現員数とかなり乖離するのはやむを得ないとしても、本来、各職場で最低限必要とされる人数がまさに議論されるべきではないのか。しかも、労使交渉など、議会や市民の目が届かない場所で人員が決定されるのではなく、だれに対しても明確にできるよう公開の場での議論が必要ではないのか。また、市としては、より一層の努力を行う中で、実際の人員体制に限りなく近い形での新たな定数条例の制定が可能かどうかについて、基本的なルールづくりの確立を目指していくべきと思うがどうか。

総務省通達によれば、使用者には労働者の勤務時間を把握しておく責務があるとされるが、本市の実状はどうであるのか。時間外勤務については、必要に応じて所属長が命令し、適正に処理され問題はないというが、一部では予算がないとの理由からサービス残業が行われていると聞く。それが事実とすれば、労働基準法に違反する行為であり、当然にあってはならない。また、時間外超過勤務は極力減らす方向で検討すべきであり、それにより生じる業務量は、新規職員の採用を拡充する中で処理されるべきものと思うがどうか。市としても、雇用の創出に向けて積極的に検討すべきではないか。

特殊勤務手当の年間支給総額は、約8,440万円にも達しており、給与費に占める割合は1.7%で、道内他都市と比較して高い数値を示している。地形的特殊性や支給対象となる職員数が多いことなどによるというが、賦課徴収業務や研修講師にまで手当の支給があるなど、業務の特殊性や困難性を考慮しているものとは言いがたく、現状の業務内容に適応したものとはなっていない。市は、行革の一環として庁内検討委員会を設置し既に検討したと言うが、今後、一定の時期を定めた中で、実態に合わせた手当の見直しを早急に図っていく必要があると思うがどうか。

札幌市を中心とした近郊の都市は、伸び率が鈍化したとはいえ、一様に人口が増加している。その中で、本市の人口は減少の一途をたどり、今や15万人の大台を割り込もうとしている。本市の札幌都心部まで30分程度という恵まれた通勤・通学環境が、メリットとして十分に活かされないのはなぜか。人口減対策の検討に当たっては、原因を究明し、把握していくことが重要なのは言うまでもないが、例えば、住宅メーカーなどとタイアップの上、住宅新築予定者に対し、「本市は建設候補地となり得るのか、選択肢から外れるとすれば、その要因は何か」などといったアンケート調査を実施してみてもどうか。また、16万人割れが危惧された平成6年当時、人口問題対策協議会が設置され、これまでさまざまな方策が講じられてきたものの、結果として人口減に歯どめはかからず、今日の状況を迎えるに至っている。これまで行ってきた施策の分析はもとより、単にそれらを踏襲するだけでは抜本的な問題の解決は図れないと思うがどうか。

昨年4定において、塩谷桃内、蘭島両地区の連合町会長から「小樽市西部地区への救急車両の配置要請方について」の陳情が提出され、全会一致で採択された経緯があるが、間もなく1年を経過する現時点においても、いまだ配置が決定されていない。この間、市としての取組状況はどうであったのか。現在、鋭意、資格者の養成を進めており、消防車との乗り換え運用による消防力の低下を招かないよう常備消防と非常備消防との連携を模索中と聞くが、厳寒期を迎えるに当たり、地域住民の不安はますます募るばかりである。市財政の逼迫は理解するとしても、まさに生命を守るという消防本来の役割を重視した場合には、市民へのサービスを最優先に考えるべきと思うがどうか。

学校教育における学習指導と生活指導を見たとき、これまでは成績や進学が最大の事象であるとして、陶冶に主眼が置かれ、訓育には関心が薄かった感がある。現実には社会においても知識・技能が評価され、人格は二義的なものと判断されがちな傾向であることは否定できないが、市教委は、この訓育の意義をどうとらえているのか。児童・生徒の問題行動の背景には、黙認や目が届かないなど、本来なされるべきしつけの欠如といった家庭の教育力の低下はもとより、教師の規範意識の変化もあるものと思う。市教委は、積極的に家庭の教育力を高めるための施策の展開や教師の資質向上を図っていく必要があると思うがどうか。また、児童・生徒に問題行動があった際には、本人が一番悩み、焦燥感を抱いているとの観点に立ち、単に管理という立場にとどまることなく、どのような支援ができるかを検討し、取り組んでいくべきではないか。

学校長と教職員労働組合分会とで取り交わした勤務条件等に係る確認文書が、長年にわたり受け継がれているというが、この文書は、存在自体が正当な労使間交渉によるものとは理解できず、そうであれば地公法第55条に抵触するおそれがあり、極めて問題ではないか。また、学校現場においては、口頭で年次有給休暇の取得が処理されていたとの事例も聞かれる。これらは、保護者にとって重大な関心事であり、一般常識も守れない教職員に子供は預けられないという事態にもなりかねないのではないかと。市教委には、子供が教育を受ける権利を守るべき責務がある。一刻も早く保護者の不安を払拭する必要があり、問題解決に向け、教職員に対して厳格な態度で臨むべきと思うがどうか。

小樽交通記念館では、かねてから、経営改善の一環として、さまざまなイベントの開催や道内外の旅行会社等へツアーの誘致を図るといった集客増に向けた取組を進めてきているが、残念ながら、今年度の有料入館者数は前年よりおよそ1万人の減となり、大幅な落ち込みを呈している。また、当期損失は1,800万円前後にも達する予定とも言う。市は、抜本的な経営改善を図るべき方策を検討していく必要があり、今後とも、さらなる経営の安定化や入館者増に向けて、引き続き努力を傾けていくべきと思うがどうか。

本市には、訪れる方々に誇るべき歴史的、文化的に価値の高いものが数多く存在する一方で、いまだ市民にさえその所在が知られていないものも少なくない。こうした埋もれたままの有形・無形の遺産を保護、保存の上、一般に広めていくための施策として、市が主体となり、説明員の養成に取り組むことを検討することはできないものか。こうした体制が確立され、今後さらに習熟度合いが高まっていくとなれば、将来の観光ガイドとしての活躍も期待できるものと思うがどうか。

民事再生法の適用を申請中の小樽ベイシティ開発においては、支援スポンサーの有力候補として、マイカル北海道が浮上しているとの報道がなされた。やはり、現在、マイカル小樽で働く従業員の雇用確保などの面からすれば、地域情勢に精通した道内企業であるマイカル北海道が最適と言わざるを得ないがどうか。また、再生計画の提出期限が差し迫っている段階で、市としては、引き続き精力的な情報収集に努めるとともに、状況によっては積極的に支援策を打ち出すなどといった迅速な対応が求められると思うがどうか。

信用金庫や信用組合といった地元密着型の金融機関は、地域経済を守るという重要な役割を担うものであるが、現状、取り巻く環境は極めて厳しいと言える。市は、小樽商工信用組合破たんの理由として、自己査定のかさなどを指摘するが、金融検査マニュアル適用による画一的な指導がある中で、不良債権に対する引当金の大幅な積み増しを迫られた結果、自己資本比率の低下を招いたことが最大の要因ではないのか。さらに、現在、国会で1,000万円以下の貸出金については、債務者の承諾なしに整理回収機構に買取り委託が可能となる金融再生法の改正が論議されている。これが施行となれば、金融機関がみずからの生き残りのために、中小企業や商店に対する実行中の融資を不良債権としてRCCに売り渡さざるを得ない事態が懸念される。こうした動きは、信金、信組の存亡のみならず、本市経済全体に多大な影響を与えるおそれがある。市としては、単に状況を見守るという消極的な姿勢ではなく、さまざまな角度から事前に対策を検討しておくべきと思うがどうか。

市は、小樽商工信用組合の譲渡先金融機関として小樽信用金庫が望ましいとし、これまでも、信金に対し、信組の取引先への融資の継続や店舗と従業員の引受けについて積極的に要望してきたというが、市内店舗はそのほとんどが引き継がれず、従業員についても再雇用が見込まれないとの見方もあるやに聞くがどうか。実際に譲渡される日までには十分な時間がある。市としては、さらなる要請活動を継続していくべきであり、その努力を惜しむ態度であってはならないと思うがどうか。

中心市街地で大型駐車場を建設する際に受けられる市の助成金は2,000万円が限度という。これは、マイカル誘致に際し、投入した多額の公費と比べ、まことに微々たる金額である。市としては、事業の内容や目的がそれぞれ異なるため、一概に比較できるものではないというが、マイカル進出に当たって共存共栄をうたい文句に挙げた以上は、中小企業がほとんどの中心商店街に対してこそ、手厚い支援があってしかるべきと思うがどうか。

市は、小樽港を舞台とした盗難車輸出を防止する手だてとして、時間外の港湾区域内への不法侵入を防ぐためにゲートを増設すると言う。既設のゲートについては、複製されたかぎが外部に出回り、その役割が果たされていない実態と聞く。また、密輸台数や検挙数、その綿密な手口から見て、プロの組織が関与していること

が推測される状況の中、単にゲートを増やすだけの対策で果たして抜本的な解決が図られるか、甚だ疑問と思うがどうか。このことについては、全国的に官民一体となって取り組む方向である。本市としても、他港に遅れをとることなく、関係機関との連携を一層強化し、鋭意取組を進めていくべきではないか。

今月7日、石狩湾新港でガントリークレーン稼働を祝う記念行事が挙行されている。小樽港もコンテナやユニットロード化を目指してきただけに、先を越されたとの感は否めない。助役は、管理組合の副管理者会議の中で、本港の立場に立って発言されていると聞かすが、両港の現状は、これまでの協議経緯と裏腹の様相を呈している。特に、平成16年に一部供用開始予定の新港西地区マイナス14メートルバースにおける当初計画の予定取扱量が、立地企業の意向に沿って100万トンも増えるとなれば、両港の差は拡大する一方であり、これまで本港が進めてきたポートセールスや港湾振興といった言葉に、もはや説得力はない。改めて、新港は小樽港への脅威であると言わざるを得ないがどうか。

また、新港の予算要求管理者案については、これまで一貫して、港湾振興会と商工会議所から過大投資とならないようにとの意見が出されてきたが、最近では過大投資という言葉は消え去り、西地区埠頭をコンテナ基地と位置づけ、早期完成を求めることや、ガントリークレーンの委託先の要望意見へと変わってきている。市は、これらの態度をどのようにとらえているのか。

市は、対岸貿易航路を開設などによりコンテナ貨物が確保できる見通しとなれば、それに合わせた施設整備を行っていくという。しかしながら、石狩湾新港で着々と施設整備が進み、企業の進出も順調に推移している現状からすれば、果たして本港への誘致が見込まれるか否かは疑問である。たとえ誘致できたとしても、多額の費用を投入し整備しても、仮に1社の利用となった場合には、減価償却などできないのではないかと。市は、ときには、行政の責任から、利用が限定されるとしても実施しなければならない事業もあると思うが、今回の施設整備については、長期的な展望を見据えながら、いま一度、原点に立ち戻って再検討すべきと思うがどうか。

本年4月の北海道漁港管理条例等の一部改正により、道から市に漁港管理権の一部が移譲されたというが、現状、市の漁港区域の管理については、果たして適正に行われているといえるのかどうか。一例を挙げれば、祝津漁港での施設用地の使用に関しては、国から問題点が指摘され、現在、市は当時の原因者である道に解決を要請しているという。また、市に対して使用許可の申請や使用料納入等の申出を行っても、一向に進展が見られないとし、相談先に困惑している方々の声も聞く。市は、こうした問題の早期解決を図るべく主体性を持ちながら積極的に交渉を行っていくとともに、一日も早く正規の形での港湾管理体制が確立できるよう努力すべきと思うがどうか。

関係行政機関の職員や市議会議員等で構成される小樽市青少年問題協議会については、年1回の開催であり、現状、審議時間も30分程度で終わるなど、果たして十分な審議が尽くされるかどうかは甚だ疑問である。また、下部組織として分科会が設置されているというが、実際には開催されたことはない。予算上の関係もあるにせよ、協議会が真に実効性あるものとなるためには、各部会の開催は必然である。市としても、開催に向け、積極的に検討すべきと思うがどうか。

青少年の薬物乱用を防止すべく、高等学校校外生活指導連盟や中学校生活指導委員会では積極的に情報交換が行われており、その中で未然防止に向けた対策が協議されたという。また、小樽市学校生活指導協議会でも、喫煙や薬物に対する問題が話し合われているとのことである。市は、アンケート調査により薬物の実態を把握することは極めて難しいというが、実際の調査に踏み切ること自体が抑止効果を生むと思うし、ここで実効性

のあるなしを論ずるのではなく、実施してみる価値は十分にあると思うがどうか。市は、傍観的な態度であってはならない。未来を担う青少年の健全育成を図るためにも、保健所や警察などと連携を取りながら、体制づくりの確立に向けた取組を強化していくべきではないか。

高齢者福祉サービスの一環として実施されている除雪サービス事業については、全登録世帯のうち冬に一度も利用のない世帯が6割を占め、利用する世帯でも年に1、2回程度という。高齢者をはじめとし、冬期間の除排雪が困難な世帯にとって優れた事業でありながら、利用状況を聞く限り、果たしてこれが本当にサービスと言えるものなのかどうか。本事業の窓口は、地域の民生児童委員にお願いしているというが、一部利用者からは頼みづらいとの声も聞く。民生児童委員協議会における研修の機会を通じ、これらの方々の声を伝え、明確に意志統一を図るなどして、利用促進に向けた取組を進めてもらいたいと思うがどうか。

ふれあい入浴事業については、国の指定事業として、平成9年度までは、小樽市社会福祉協議会が北海道や市などから補助金の交付を受けながら行われ、国の事業終了後の2カ年は、社協の自主事業として行われてきた経緯がある。銭湯は、お年寄りにとって地域のふれあいの場、世代間の交流の場としての役割を果たしてきたものであり、本事業では年間3,000人もの方々が利用してきた実績がある。市としても、社協に対し、本事業の再開に向け、積極的に働きかけていくべきではないのか。あわせて、市単独で本事業を補助していくことも視野に入れながら、今後とも高齢者に喜ばれる福祉サービスを提供していくよう前向きに検討していくべきと思うがどうか。

老朽化の著しいオタモイ住宅については、劣悪な居住環境にもかかわらず、当初計画より2年遅れの平成16年度に現地建替えの予定であり、今後、建設に向けて、順次、用地測量や基本設計などが実施されるという。地形的な問題や地権者とのかかわりなども含め、オタモイ地区の総合的なまちづくりを検討する中で、今年度中にさまざまな課題を整理していくとの回答であったが、いまだ具体的な方針は出されていない。一定の時期を限りとし、住民に対して明確に示していくべきではないか。また、その受皿となる勝納住宅の1号棟が11月いっぱい竣工するとのことだが、住替え入居者の選定方法やオタモイに残る居住者への十分な説明を行うなど、建替えに当たっては、今後、不公平感が生じることのないよう早期に準備を進めていく必要があると思うがどうか。

中央通地区土地区画整理事業の全体事業費は、当初計画に比較して減少しているにもかかわらず、なぜか、市単独事業費は増加しており、とうてい、容認できる内容ではない。また、市としては、本事業の実施に伴い、郊外への移転を余儀なくされた多くの方々や、店舗の減少に歯どめがかからない商店街の現状を目の当たりにしても、なお、中心市街地の活性化という当初目的が達成できると言い切れるのかどうか。

住民から個人所有部分の給水管布設替え工事の相談を受けた業者が、誤った見積書などを出していたことが判明し、その後、住民に対する説明等がなされたというが、当事者間の話には食い違いが見られ、業者が本当に誠意を持って事の解決に当たったのかは甚だ疑問である。業者に責任があることは言うまでもないが、たとえ営業活動とはいえ、業者を指導する立場にある水道局の責任も大きいと思うがどうか。

自己負担となる布設工事などの費用は、世帯の生活設計にまで影響を及ぼしかねない。水道事業は市民生活の根本を支える重要なものであり、直接、収益に結びつかないからとして市民サービスの低下を招くようなことは、断じてあってはならないのではないか。

公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律が施行され、本年度から入札と契約に際して適用されているというが、この法律は、世間を騒がせる談合の排除という側面がある一方で、地元業者が大手建設業者との自

由競争において淘汰される危険性をも合わせ持つという二面性を有するのではないか。また、同法の成立に際し、衆参両院では附帯決議がなされているが、法的拘束力はないというものの、その中では入札情報の公表や建設労働者の賃金、労働条件の確保についてうたわれている。現在、市は、発注工事に関する事務処理要綱を検討中とのことだが、新年度から実施すると判断してもよいのか。

今後とも、市が発注する工事においては、地域の建設業振興を図る観点に立ち、地元優先の発注を行いながら、ダンピング排除のための最低落札価格制度を設けるなど、セーフティーネットの役割を果たすべきであり、あわせて、建退共など労働条件の監視も発注者責任として行っていくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、中島、古沢両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第3号、第9号ないし第21号、第24号につきましては、いずれも賛成多数により可決と決定しました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 次に、議案第1号に対し、中島議員外4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

10番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、議案第1号に対する修正案の提案趣旨説明を行います。

修正案は、我が党が反対している国直轄の小樽港縦貫線整備事業と中央通地区土地区画整備事業をやめて、市債と財政調整基金からの繰入れを減らし、年末対策として、一般市民向けには暮らしの緊急資金、中小業者向けには駆け込み緊急資金の貸付金制度を創設するものです。無利子・無担保の直貸し制度とし、返済方法は年度末一括返済とします。

今年度7月から9月期の国内総生産、GDPは、前期に続いて減少し、2期連続のマイナスとなりました。この主な原因は、GDPの6割を占める家計消費の大幅減少にあります。特に7月から9月期の家計消費は、前期のマイナス1.2%から今期のマイナス1.7%と、冷え込みがさらに進み、所得の落込みが家計消費を抑え込んでいることは明らかです。重大なことは、不良債権の強行処理やリストラ応援、医療改悪など、小泉政治が強いる痛みの本格化はこれからだということです。人減らしや賃金カットの動きが広がり、消費の冷え込みに一層拍車がかかります。

既に、小樽では、商工信用組合が破たん、マイカルも事実上の倒産で、一番被害を受けるのは市民であり、中小業者です。小泉首相は、失業率が上がる一方でもやむを得ない、企業が倒産しても構造改革が順調に進んでいると言い切って、冷たい態度です。山田市長も、多額の税金をつぎ込んで誘致したマイカルが破たんし、市民に100億円の借金を残しても、政策の失敗を認めず、反省の態度がありません。今必要なことは、大型開発や大型店頼みの市政を改め、妙見市場のように既存商店や市場の活性化を援助し、暮らしの応援に軸足を置

いた経済、財政のあり方への転換で財政を再建し経済を回復することです。

今回の修正案は、かつてない不況の中で苦しんでいる市民と業者への支援策であり、年末対策にとどまらず、家計を暖め、経済を回復する一歩です。

各会派の皆さんに賛成をお願いして、提案いたします。(拍手)

議長(松田日出男) これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、我が党提案の議案第1号に関する修正案には賛成、議案第1号、第3号、第9号ないし第21号、第24号に反対の討論を行います。

まず、議案第1号、第3号に関してであります。

中央通地区土地区画整理事業並びに小樽港縦貫線整備事業について、我が党は、無駄で過剰な公共事業だとして、その事業の凍結・見直しを求めてきました。

中央通地区土地区画整理事業には、これまで、総事業費約91億円、市費負担分で17億円が投入されてきました。商業機能の拡充や高度利用、さらには、にぎやかなゾーンから落ちつきのあるゾーン、期待感を持たせる町並み、新谷前市長がこのように描いて見せた中央通地区は、およそ当初のイメージ図とかけ離れた姿で、今、その全容を見せ始めています。そして、小樽港縦貫線整備事業もまた、直轄と補助分を合わせて総事業費が約91億円、うち市費負担分32億円がつぎ込まれ、今なお、港湾における交通の円滑化を図るとしたこの事業は継続中であります。小樽港における一般貨物量は、最大ピークの昭和39年に比べ、現在はその約35%までに激減、これによって代わるように交通量の増、渋滞の要因とされてきたマイカルもまた、破たんしております。

今議会でも、他会派委員から、ふれあい入浴事業や、議会採択案件でもあります救急車の増車配置などの要望、質問が出されておりました。

ふれあい入浴事業については、年間予算で200万円弱だそうであります。高齢者の皆さんに大変喜ばれる事業ですから、当然、我が党も大賛成であります。しかし、これが実現できない。財政事情から新規事業は困難、理事者答弁は判で突いたように、また、これであります。市財政再建に向けても、市民要求実現に向けても、こうした大型事業や開発事業は凍結、見直しをかける、市民の命と暮らし、地元経済商店街などに目を向けた予算執行、市政の転換こそ急務であります。

議案第24号 小樽市職員給与条例の一部改正条例案です。

職員の期末手当を0.05削減するというもので、特例一時金の支給があっても、差引きで3,660万円の実損であります。国家公務員に準拠することをその理由としていますが、ご承知のように、今年の人事院勧告は、一つに、2年連続の給料表改定の見送り、二つに、3年連続の一時金削減の勧告でありました。職員労働者の生活実態を無視したもので、特に、この一時金は3年間で0.55月分もの削減となります。3年連続の年収マイナスであります。

同時に、こうした職員給与等の削減は、地場賃金の引下げに直結し、個人消費がさらに冷え込み、景気回復がますます遠のく、地域経済に深刻な影響を及ぼすことも言うまでもありません。国公準拠、人勧丸のみ、本件第24号には賛成できません。

議案第9号ないし第21号は、いずれも職員給与費関係の削減補正であり、賛成できません。

最後に、我が党提案の議案第1号に関する修正案についてであります。

修正案の要点は、第一は、市財政の借金を膨らませる大型事業は中止、見直しをすること、第二は、不況の中で苦しんでいる市民、中小業者に対し、緊急に年末の資金繰り支援策を講じること、第三は、市財政再建に向けても、財政調整基金の取り崩しを圧縮すること、以上の三点であります。

今月の初め、中小企業庁から通達が発せられております。「年末の中小企業に対する金融の円滑化について」、こう題する長官通達であります。その要旨は、全国信用保証協会連合会や金融庁監督局に対し、関係金融機関などが中小企業への貸出しを弾力的に運用するようにと求めたものであります。同時に、12月10日、柳沢金融担当大臣は、金融機関代表を金融庁に呼び、中小企業の年末資金繰り対策で円滑な資金供給を強く要請したとも伝えられています。

国も道も、この年末を控えて、それなりの対応、対策を講じようとしている。しかし、小樽市はどうか。修正案提案者は述べています。今回の修正案は、かつてない不況の中で苦しんでいる市民と業者への支援策であり、年末対策にとどまらず、家計を暖め、経済を回復する一歩です。

各会派、議員各位の賛同を重ねてお願いし、討論といたします。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次採決いたします。

この際、議長から申し上げます。

岡本一美議員から、身体上の理由により、採決に当たっては起立による態度表明が難しい旨の申出がありました。岡本議員に限り、本日の会議における採決は、起立に代えてすべて挙手によることを認めることといたします。

それではまず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、第9号ないし第21号、第24号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 14番、新野紘巳議員。

(14番 新野紘巳議員登壇)(拍手)

14番(新野紘巳議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本市の厳しい財政状況を改善する手だての一つとして、当然に市税の収納率向上が挙げられるが、年々、滞納件数は増加の傾向をたどっているという。市は、未納が増え続ける要因を長引く不況に押しつけてはならず、むしろ、日々、滞納の解消に向け一層の努力を重ねるべきである。こうした社会情勢下にあるにせよ、行政として現状をどう乗り切るかの方策を見いだすことができれば、今後の根本的な未納の解消につながるものと思うがどうか。

また、行政改革の推進に固執する余り、職員数の減による徴収体制の弱体化や収納率低下を招いてはならない。こうした部署にこそ、再任用職員を含めた適正な人員配置を行っていく必要があるのではないのか。

平成12年度決算審議の最中にもかかわらず、築港再開発地区で賦課徴収されるべき市税等の収納状況に対し、市側にとって有利に働く部分は答弁するものの、不利となる部分はマイカル側が不利益をこうむるとの理由から一切答弁しないとの態度である。マイカルやOBCの倒産という事態により、本市財政への影響が非常に懸念される段階においてすら、マイカルを擁護する姿勢は極めて問題ではないのか。市として疑問に答える義務が当然にあると思うがどうか。

平成12年度末現在で、土地開発公社が先行取得により保有する土地のうち、長期にわたり市に買い戻されていない公有用地は8件にも上り、金額にすると利息を含めて約4億9,000万円になるという。これら保有地は、今後どのように処理していく考えなのか。将来的に土地利用が見込めない場合には、目的外処分もやむなしとした国の通知があるというが、市が利用できない以上は、当初の計画自体がずさんであったと言わざるを得ないがどうか。

公社そのもののあり方についてどうあるべきかが問われており、今後は、市の公共事業も、大型開発ではなく、市民の立場に立ったものに改めていくべきと思うがどうか。

昨年度実施された文部科学省の調査によると、校内外暴力は過去最多であり、学級崩壊が一段と進み、学力も予想以上に低下している実態という。学校現場の教員からは、特に小学校低学年に変化が見られ、学級運営に困惑しているとの声が聞かれる。このような実態を解消するため、独自に30人以下学級の導入に取り組む自治体が増えてきているが、本市においても、財政的に厳しいとか都道府県の学級編制基準や教員配置基準が改正されないとの理由から、できないという認識であってはならない。まさに、意欲の問題であり、少なくとも本市の小学校1・2年生については少人数学級を導入するという積極的な姿勢で取り組むべきと思うがどうか。

小中学校の教員については、その指導力にかなりの個人差があるとの保護者の声をよく耳にするが、このことは、児童・生徒の平等な教育を受ける権利を阻害するのではとの懸念もある。教職員研修には、主として任命権者である道教委が経験年数に応じて当然に実施するもののほか、市教委としても、昨年度、教職員研修費1,559万円を予算執行し、単独で取り組んでいるものがあるというが、実態は学校現場全体といった集団を対象としたものではないのか。教員個々の指導力向上を目的に、個別の研修プログラムで行うことこそが、今、市教委に求められているものではないのか。

平成9年に北手宮小学校の学校給食で食中毒事故が発生した際の最初の説明会において、市の担当者が全く出席しなかったこともあり、保護者からは、学校長の説明だけでは情報が不十分であったとの指摘を聞く。また、この事件を契機に、小樽市学校給食衛生管理マニュアルが作成されているが、一読しただけでは内容がわかりづらいと思うがどうか。

学校給食による食中毒事故発生時の教育委員会と保健所の役割については、まず、双方で相談を行い、最終的に市教委の指示により学校側が対応に当たるというが、連絡系統が明確でない。今後、学校側やPTAとの連絡体制を確立するとともに、具体的な情報提供に努めるよう積極的に検討してほしいがどうか。

遺跡調査や開発行為に伴う範囲確認調査により発掘された埋蔵文化財については、数が膨大なため、市内の小学校など数カ所に分散し保管されているというが、現状どのような形で保管されているのか。出土状態により分別保管し、復元品はその一部を博物館で常設展示しているとのことだが、せっかくの出土品でありながら、その多くは日の目を見ていない。今後、市民に一般公開していく考えはないのか。かけらや破片がほとんどであり、復元にはかなりの時間を要すると思われるが、現在、量徳小学校が作業場所として使用されているという。そうであれば、この際、将来を担う子供たちの生涯学習への取組としての観点から、児童・生徒の学習に修復体験活動を取り入れることが極めて重要と思うがどうか。

美術館費において、昨年度2回の特別展開催に当たり約595万円が支出されているが、例年の特別展と比較して入場者数はどう推移しているのか。芸術、文化のよしあしは作品の価格により判断できるものではないが、本市では接する機会が少ない作品だけに、少なからず経費をかけている以上は、より多くの方々に見てもらうために効果的なPRに努めるなど、入館者の増加に向けた方策を鋭意検討すべきと思うがどうか。

伊藤整文学碑が建立されているゴロダの丘については、雑草が生い茂り、特に周囲を取り巻く樹木のせんでいが行き届いていないため、せっかくの眺望が遮られているとの苦情が寄せられている。定期的に委託により清掃作業を行っているというが、狭い敷地内であり、契約内容が果たして適切かどうか、甚だ疑問である。実際に業務が履行されたことをどのように確認しているのか。委託先は市OBの天下り先との指摘もあるシルバー人材センターであり、あくまで業務確保を目的として過大な発注を行っていると思わざるを得ないがどうか。費用の割には効果は上がっておらず、今後、実態を踏まえた委託内容の見直しを検討すべきと思うがどうか。

商工業振興費においては、近年、多額の不用額が生じているが、このほとんどが制度融資にかかる貸付金の減少によるものである。金融機関のプロパー資金に比べ低金利であり、利用しやすいはずのものが、実際には手続が煩雑で融資が受けづらい状況にあるとの声も多いがどうか。市は、こうした実態を十分に調査し、把握する中で、預託先である金融機関に対し、制度の趣旨についての認識を深めてもらう必要があり、審査が一律になるよう適切な指導をすべきである。借りやすい制度融資が確立されなければ、景気浮揚策としての本来の役割を果たすことができないと思うがどうか。

本市農業は、規模が小さく、就業人口に占める割合も低いとはいえ、欠かすことのできない大切な産業であり、その振興については、費用を要しても取り組むべきではないのか。

昨年度決算における農業振興費の金額は、おたる自然の村運営事業費を除くとわずか1,000万円程度であり、施策を見ても、将来的な展望に乏しい内容で、農業従事者の意欲を喚起するものとは言いがたい。こうした状況を打破するための一つの手だてとして、例えば、遊休農地を活用したグリーンツーリズムの導入は検討できないものか。これは、生産者の収入の安定化を図るとともに、レストランや直売所など第3次産業への事業展開の可能性を有することから、観光面や人口増対策についての効果も期待されるものであり、今後、積極的に

推進すべきと思うがどうか。

おたる自然の村の使用料の減免を受けようとする場合には、団体にあつては、事前に市に対して減免申請書を提出しなければならないという。一方、個人にあつては、当日、自然の村の窓口で減免を申請する仕組みというが、だれが見ても障害者であることが明らかな方にまで、あくまでも障害者手帳の提示を求めるという態度は、利用者側の立場に立ったものとは言いがたい。極めて問題であると思うがどうか。また、障害者手帳の携帯がなければ減免しないなどという行政側の姿勢は当然に改めるべきではないのか。市としては、管理委託先の自然の村公社職員についても接遇に対する意識の向上を図っていくとのことだが、今後とも市民に優しい窓口行政に努めるべきであり、積極的な指導を行ってほしいがどうか。

公設卸売市場においては、青果物、水産物とも、年々、取扱高が減少し続けているが、このことは、供給段階での流通機構の変化や女性の社会進出に伴う価値観の多様化、高齢化の進展などによる需要の変動など、消費者ニーズがさま変わりし、小売店離れにつながったことが要因と考えるがどうか。このことは、公設市場の設置目的たる市民への生鮮食料品等の安定供給を図っていくという命題が、まさに崩れ去ったことを意味するのではないか。市場特会においても unnecessary 経費削減に努めることは当然であるとしても、このまま現状維持を図っていくために、今後とも一般財源を投入し続けるのか。それとも、規模を縮小するかといった選択を検討すべき段階に入ったのではないのか。

観光物産プラザ管理運営費については、運営関係経費のほか、例年、施設維持補修費に多額の費用を要しており、収支の均衡がなかなか図れない状況であるという。市としては、施設の性格上、利益のみを追求するわけにはいかないとともに、小樽観光の重要拠点に位置するという立地条件のよさを十分に活かした中で、多目的ギャラリー等が十分に活用されるよう積極的に取り組むなど採算性を高めていくための努力も必要と思うがどうか。

介護保険事業は、制度開始以来1年を経過し初めて決算を迎えることとなったが、結果的には黒字決算となり、不用額のほとんどは国や道に返還すると聞く。しかしながら、市民の制度に対する理解は十分とは言えず、このことは、10月からの保険料減免に対する申請者が、市の見込んでいた3,300人に対し、その1割にも満たない300人程度にとどまっていることから実態に表われているのではないのか。

また、介護サービス費用の大宗を占める施設サービスは、利用申込みが多く、特別養護老人ホームに至っては申込みから入所まで5年もかかるという実態である。施設不足は制度開始以前から当然に危惧されていた問題であるが、市としては、国の基準があるとしてあきらめるべきではない。基準自体が不適切であるとの認識に立ち、本市にふさわしい施設が設置されるよう国や道に対し強く要望してほしいがどうか。

本市では、障害者数と比較した場合において、授産機会を提供する施設がかなり不足していると思うがどうか。賃金の多少にかかわらず、潜在的に働きたいと願う障害者は多いと考えるが、これらの方々に対し意向調査を実施した経緯はあるのか。札幌市では、地域共同作業所に至らないまでも、民間がいわゆる小規模作業所を数カ所開設していると聞く。積極的に障害者の社会進出が図られるべきであり、市としても、民間による小規模作業所の開設が促されるようさまざまな角度から施策の検討を行い、実現に向け努力してほしいがどうか。

ふれあいパス事業については、対象者のうち8割以上が交付を受け、積極的な利用が図られる一方で、昨年度は主に紛失を理由とした再交付が160件もあるという。お年寄りの中には、たとえ一部負担になったとしてもこのまま制度を継続してもらいたいとの声が寄せられているが、何よりも利用者1人ひとりがパスを大事に

扱うという自覚を持つことが、今後の事業存続にとって極めて重要と思うがどうか。利用者の無料乗車証を大切にすることを養い、マナーの向上につなげる意味からも、例えば旭川市のようにバスに顔写真を貼付するなどの方策を前向きに検討してみてもどうか。

平成12年度の一般廃棄物の収集量は、ごみ袋の透明化や資源物分別収集の全市実施などにより、平成11年度と比較すると、生活系で16.4%、事業系で35.9%の減となったと聞く。これら廃棄物収集におけるコストは、いまだ直営が委託のおよそ2倍にもなっており、とても市民が納得できるものとは言いがたい。市は、今後どのような改善を図っていく考えなのか。

リサイクルセンターの業務委託については、業務量や就業体制の大幅な見直しを行った上で指名競争入札により業者を決定した経緯があるが、昨年7月からの資源物分別収集の全市展開を受けて、今年度は引き続き同一業者と随意契約したと聞く。モデル事業段階での委託業者は入札により1年で交代させられ、一方では、現在の業者とはそのまま随契していくというやり方は、全くもって理解に苦しむ。入札から随契に切り換えた本当の理由は何か。

また、施設における機械の処理能力が1日当たり5トンを超える場合には環境影響調査が必要とのことだが、昨年度の処理数量を稼働日数で単純に割り返すと5.6トンとなる。あくまで、調査は、処理実績ではなく、処理能力に基づいて行うものとしても、本市の実態は法的に環境影響調査の実施を必要とする事例に当たらないのかどうか。

北後志地域広域ごみ処理施設整備事業計画等策定調査業務の見積書については、全国都市清掃会議がコンサルの選定に向けて6社から技術提案を受けるために徴したものだが、日付が未記入であるとか、提出先が全都清ではなく推進協議会や連絡協議会になっているなど、至るところに不備が見受けられる。これらは、あくまで参考見積書として提出されたものであり、成果品そのものに瑕疵はないというが、全都清は、委託先である以上、その時点で責任を持って改善を求めべきであった。何ら指導を行っていないのは極めて問題と思うがどうか。また、市職員が業務監督員の地位に就いているが、同様に責任は果たされておらず、事務処理が全くずさんであったと言わざるを得ないがどうか。また、施設供用開始が1年遅れとなる見通しとなり、ヒアリングにより見積書の再提出を求めたということだが、それもほんの数日後のことである。同一業者により同じ日付で金額の異なる見積書が2通存在しているなど、今となってはこれも確認するすべはないが、不自然である。これらの事態をどう説明するつもりなのか。市は、今後、事業の透明性を確保し、適切に業務が遂行できるよう、全都清との委託契約そのものを抜本的にやり直すべきと思うがどうか。

青少年の補導については、ここ数年来、女子の割合が著しく増加し、特に高校生女子の喫煙が大きなウエートを占めるなど、件数と内容を見る限り、非常に憂慮すべき状況を呈している。また、家庭相談においても、保護者と子供双方からの相談のほとんどは女子であるという。市としても、このような傾向を十分に踏まえつつ、補導や相談業務の体制の改善を検討すべきではないか。例えば、女性の補導委員や家庭児童相談員を増やすなどといった現状に則した対策や措置を早急に講ずる必要があると思うがどうか。

交通災害共済の加入率は、年々低下の一途をたどり、市としても、加入促進に向け分庁舎や町内会館などで臨時窓口を開設するなどの取組を行っているというが、いまだ目に見える効果は上がっていない。このまま推移すれば、共済本来の果たすべき意義が失われるおそれもあるというが、この際、市の退職者を再雇用するなどして積極的な形での加入者増加対策を進めていくことが制度存続に向けて必要と思うがどうか。

また、週1回、専門相談員が行っている交通事故相談についても、年度当初に、市広報紙を通じて周知して

いるというが、市民に浸透しているとはとうてい言いがたく、PR活動は不十分である。別の日に開催されている法律相談同様に積極的に広報活動を展開し、市民に対する周知徹底を図っていくべきと思うがどうか。

平成12年度末現在、市内の登録結核患者数は142人と聞くと、そのうち市立小樽病院の隔離病棟には何名が入院しているのか。結核患者を院内の売店や食堂で目にするが、来院者などへの感染のおそれが懸念されるがどうか。病院側は、特に出歩くことは禁止しておらず、あくまで、その際には飛沫感染防止用の特殊加工マスク装着を義務づけているとのことだが、このことが果たして隔離している状態と言えるのかどうか。また、結核病棟には他の呼吸器疾患の患者と一緒に入院している実態があるが、患者同士の感染につながるおそれが極めて高いと思うがどうか。

現在、特定目的住宅のうち、車いす専用住宅はわずか6戸のみであり、建築中の勝納住宅第1期でさえ3戸が予定されるにすぎず、第2期では全く計画されていない。例年、福祉関係団体が障害者住宅の建設促進を求める要望書を提出していることから、潜在的な必要度は極めて高いと言える。市は、早急に状況把握に努めるべきであり、社会福祉の向上に寄与するという公営住宅法の目的を果たすためにも、今後、計画の再検討を行っていくべきではないのか。また、一般住宅を含め、入居者から病気を理由に住替えの希望が出された場合において、それが医師の判断による場合は速やかに住替えを認めていくといった措置が必要と思うがどうか。

従来から、学校通学路除雪の一環として、長年にわたり、学校敷地内についても土木部が除雪を担当しているが、除雪路線の通学路であっても、地域住民が指摘するまで数年間除雪が行われない箇所もあることから、たとえ一連の作業とはいえ、教職員の駐車場部分まですべて土木費で賄うといったやり方は問題ではないのかと指摘がある。市民から誤解を招かないよう、教育財産管理のあり方や土木費と教育費の予算区分を明確にすべきと思うがどうか。

次年度から始まる新たな除雪体制の中で適切な形で業務委託が検討されるよう強く望むものであり、本格的な冬を迎えるまでに、早急に市教委と調整に入るべきではないのか。

若竹駐車場は、冬期間、前面道路に散布した砂が駐車場に入り込み、かなりの量がたまっている。道路部分は清掃が行き届いているが、駐車場内は車両がある関係から実施されておらず、安全ミラーの汚れも目立つ。維持管理のあり方として、地域住民や受益者たる利用者の協力を得ながら清掃していくことも検討してみてもどうか。

また、周辺の土手に植栽し、美化に努めてほしいなどの声もあるが、市として積極的な環境整備を行っていく考えはないのか。

水道局は、スノーダクトなどの下水道汚水管への誤接続の実態把握に向けて、平成11年度から、順次、委託調査を実施していると聞くと、どのような方法による調査なのか。調査結果に基づき、誤接続が判明した場合には、局に永久保存されている排水設備台帳と突合の上、できる限り施工業者の特定を行った中で、業者に責任を持って改善させるというのが行政にとって課せられた必要最低限の取組と思うがどうか。

また、指名競争入札により委託業者を決定しているが、例年、すべて札幌の業者であり、小樽の業者は1社も入札に参加していない。委託に当たっては、特別な資格が必要とは考えられず、昨今の深刻な雇用情勢を考慮した場合には、市内の緊急雇用対策事業的な位置づけを行う中で市内業者を優先的に活用すべきではないのか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成13年第3回定例会議案第4号、第23号につきましては、採決の結果、賛成多数により認定と決定いたしました。

次に、平成13年第3回定例会議案第5号ないし第8号、第10号ないし第17号、第20号ないし第22号につきましては、採決の結果、賛成多数により認定と決定いたしました。

次に、平成13年第3回定例会議案第9号、第18号、第19号につきましては、全会一致により、認定と決定いたしました。

なお、当委員会は、審査の参考に資するため、秘密会とした中で、不納欠損調書などの書類閲覧をいたしましたことを申し添えます。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

11番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、平成13年第3回定例会議案第4号ないし第8号、第10号ないし第17号、第20号ないし第23号は、委員長報告に反対して不認定の討論を行います。

我が党は、一般会計の予算修正案を提出しましたが、その趣旨は、不要・不急の事業の見直し削減をして、市民の福祉・医療、教育、仕事と雇用の確保に回すこと、あわせて、市財政の再建を図ることを求めたものです。そのほかは、消費税の転嫁、受益者負担、介護保険料の徴収による市民負担、事業系廃棄物の手数料値上げなど、また、石狩湾新港や中央通関連等々多くの問題がありました。

12年度決算は、前年度の実質収支額を引いた単年度収支で、6億252万1,000円、実質単年度収支でも1億2,176万2,000円の赤字となり、財政構造の各指標は経常収支比率、財政力指数、公債費比率ともに前年度より悪化、さらに財政の硬直化を招いています。この主な原因は、国や国の押しつけを無批判に受け入れ、不要・不急の公共事業や単独事業を進め、市の借金を増やしてきたことにあります。

今、国と地方の借金は666兆円、その大本は国と地方合わせて50兆円のゼネコン向け浪費型の公共事業を推進してきた結果であります。自公保政権は、みずから作り出した財政危機を年金、医療のたび重なる改悪で国民に負担を負わせ、リストラ、失業にも有効な手だてではなく、あげくは消費税を増税して財政悪化を乗り切ろうとしています。

市は、こうした国の悪政から市民を守るどころか、自治体リストラの行政改革を進め、住民サービスを抑制し、地方自治体本来の役割を果たしていないこと、また、国保会計や病院会計の実質的な赤字隠しなどから、本決算を認めるわけにはいきません。

なお、我が党がかねてより提案してきたように、消費税の減税、社会保障の改悪にストップをかけること、リストラを抑え、中小企業支援で雇用の確保を図ることが不況の打開になることを申し添えて、討論いたします。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

8番(斉藤裕敬議員) 市民クラブを代表し、平成13年第3回定例会議案第4号平成12年度小樽市一般会計

歳入歳出決算認定及び議案第23号産業廃棄物等処分事業認定について、不認定の討論をいたします。

環境部の桃内最終処分場の法令違反、寅吉沢の委託業務の瑕疵、新焼却場建設にかかわるたび重なる答弁修正、訂正、陳謝。いつ、一体どんな考えの下に環境部の行政事務が行われていたのか、全く理解できません。

とりわけ全都清のコンサル選定業務は、見積りの不備をはじめ、同一日に金額の異なる2通の見積書が存在するなど、行政の常識では考えられないことがまかり通り、ついには、全都清から、文書でその瑕疵を認めた上、市長に陳謝したことも明らかになりました。まだ契約に至っていないコンサル日環センターと既に業務委託が終了し、小樽市や推進協議会の考えを代弁する立場にない全都清が連携を密にしようとする申合せは、不正の温床の予感さえ感じます。見積書の数字を読む限り、価格調整が行われたようにさえ映り、疑念は増すばかりであります。

少なくとも一般の社会ルールに従った手段に修正するためにも、コンサルタント選定をやり直すぐらいの、市長は、勇気、英断が必要と考えます。環境部にかかわる情報公開の瑕疵など、3定以降、さらに新しい事実が明らかになっておりますが、私たちは、少なくとも市民から議会のチェック機能の甘さ、不手際が指摘されないようにしなければならないと思っています。

市長、理事者に猛省を促し、不認定の討論といたします。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成13年第3回定例会議案第4号、第23号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、平成13年第3回定例会議案第5号ないし第8号、第10号ないし第17号、第20号ないし第22号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、平成13年第3回定例会議案第9号、第18号、第19号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、35番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 35番、佐野治男議員。

(35番 佐野治男議員登壇)(拍手)

35番(佐野治男議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第7号小樽市税条例の一部を改正する条例案については、国の緊急経済対策を受ける中で、市場におけ

る個人投資家の株式売買を促進するとのねらいから、時限的に譲渡益に対して課税の優遇措置を講ずると聞く。しかしながら、政府が発表する消費動向調査などでは6カ月連続のマイナスが続き、さらには、企業の設備投資も冷え込んでいる現状、マネーゲームだけが活発化したにせよ、経済そのものに悪影響を及ぼしかねないとの危惧を抱くがどうか。このたびの改正は、高額所得者に対する優遇であるとのそしりは免れない。このことで景気が好転するとは考えられず、単に市民税収入全体の減少につながるだけと思うがどうか。

職員の再任用制度導入を前にして、市は、市内民間事業所における賃金等の実態調査を行ったと聞くが、実施に当たり、なぜ職員課が窓口となっているのか。経済部が行う労働実態調査は600社が対象であるのに対し、今回の調査は155社と極めて少ない。あわせて、高齢者雇用に関する国の助成制度の周知を行ったというもの、現在、当該制度を利用しているのかどうか、今後の見通しについての実態確認までには至っていない。これでは、事業所に二重の手間をかける結果を招くにすぎなかったのではないか。

市の厳しい財政状況を背景に、新年度の予算編成に当たっては、継続事業を優先、新規事業は厳選との方針が打ち出されているが、現段階で原課から提出されている予算要求額に変化は見られるのか。歳出においては、削減が困難な公債費は別として、それに次ぎ大きなウエートを占める人件費が圧縮されなければ今後とも厳しい状況に変わりはない。行政改革に取り組み降、これまでの間の進捗状況はどう推移しているのか。

正規の手続によらず休暇を取得していた教職員に対し、道教委は給与の返還請求を行うとの考えが示されている。対象者は全道で237人に上るというが、本市ではどのような実態になっているのか。市教委が道教委に照会したものの、結局、回答は得られなかったというが、実際に道から返還要求があった時点で、把握は十分に可能と考えるがどうか。

学校給食の安全性について、調理場では、専任の栄養士や調理師など多くの国家資格を有する方々によって確保がされていると認識するが、テロや毒物混入事件が相次ぐ昨今の社会情勢を見るとき、搬送途中や学校内での保管段階における危険性は払拭できるものではない。児童・生徒の健康と生命にかかわる重要な問題であり、校内で管理責任者を決定するなど、確実な安全マニュアルを早急に作成しておく必要があると思うがどうか。

また、添加物や遺伝子組替えの有無など、食材の安全性確認はすべて納入業者任せの感がある。まさに、市教委が主体性を持って取り組むべき問題ではないのか。

学校週5日制に向けた取組については、子供たちの指導は地域に任せていく考えと聞くが、いまだに受皿が明確になっておらず、特に共働きの父母からは不安の声が寄せられている。地域の支援を受けた中で、あくまで学校が主体となり、積極的に受皿となっていく考えはないのか。また、今後の社会教育施設の形態については、子供同士、親子、さらには、地域の世代間における交流の場として発展させていく考えだが、来年4月の実施に当たり、今から計画立案を行うことで果たして間に合うのかどうか。

市教委は数多くの事業に対して後援を行ってきているが、単に名前を連ねることにとどまらず、社会教育活動を真しに支援するとの立場に立てば、少しでも補助金を交付するとか、担当部局に対して会場費の減免を働きかけるというのが本当の後援と言えるのではないか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第8号、請願第52号につきましては、賛成少数により議案は否決と、請願は不採択と、それぞれ決定いたしました。

次に、請願第40号につきましては、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、議案第7号、陳情第2号、第30号につきましては、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

11番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第7号は反対、議案第8号は賛成、請願第52号は賛成、継続中の案件請願第40号、陳情第2号及び第30号については賛成の討論を行います。

議案第7号は、小樽市税条例の一部を改正する条例案です。

1年以上所有した上場株式などを譲渡した場合の所得1,000万円までは課税対象としないという特例措置を設けたものでありますが、その意図は、政府の景気対策、株価引上げのために証券市場に個人投資家を呼び込もうとするものです。しかし、株を取得する階層は高額所得者層であるのに、損をしたときには繰越控除の特例まで設けていることは、至れり尽くせりの不公平税制であります。

さらに、この優遇税制の市税への影響は収入減となることから、この議案には反対をいたします。

議案第8号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。

自衛隊の海外派兵に反対の世論が高まる中、テロ対策特別措置法案が数の力で強行されました。何がなんでも自衛隊を海外派兵させたことは、重大な憲法違反です。これは、際限のない自衛隊の海外派兵に道を開くものであり、その後、PKO協力法改悪の強行で一層鮮明になりました。

どんな理由があっても、自衛隊の海外派兵は認められるものではありませんし、そのために小樽港が使用されるようなことにはきっぱり反対をしなければなりません。

本年第3回定例会の討論で、自民党は、外国艦船の日本への入国を認めるか否かは、地方自治体が港湾施設の使用を認めないのは外交の権限を侵害する行為となるから、小樽市はこのような条例を制定できないと述べました。これは、まさしく政府が地位協定第5条を盾にとり、米艦船の入港は国の専決事項として自治体に圧力をかけていることに追随している論理にほかなりません。港湾法では、入港する船舶の港湾施設使用は港湾管理者の許可を受けることを義務づけています。政府も、港湾法上の港湾施設を米艦船が使用する場合には、港湾管理者の許可を受けると国会で答弁してきたように、米艦船の港湾施設の許可を認めるか否かは、国の専決事項ではなく、港湾管理者である自治体の首長が決めることです。

しかも、憲法の地方自治の原則により、自治体には住人の安全を守る責務がありますから、入港を拒否するのは当然の責務を実行することなわけです。実際に、神戸方式を取っている神戸港には米艦船の入港は一隻もありません。

また、いつも、非核三原則堅持、また、事前協議がないから核持込みはあり得ないと言いますが、既に何度も述べているとおり、核密約の存在は動かせないものとなっています。昨年8月、朝日新聞で、米国立

公文書館で機密解除された国務省北東アジア部のファイル、討論記録等3点の秘密事項の概要が報道されました。これによると、事前協議は、米軍機の日本飛来、米海軍艦艇の日本海領海並びに港湾への進入に関する現行の手に影響を与えるものと解釈されないとされ、この合意に基づき、1963年、日本とアメリカは事前協議の対象となる核の持込みは核兵器の陸揚げ、貯蔵に限るということを確認しました。これにより、非核三原則のうち、3番目の持込ませずは事実上空洞化しているわけです。

政府の言うことに固執せず、事実を認め、市民の安全を第一に考えるべきではないですか。

さて、本市は、核兵器廃絶平和都市宣言をして来年は20周年を迎えます。核兵器廃絶アピール署名は、1985年の開始以来、11万1,361筆に達し、市民の願いが大変大きいことが実証されています。また、そのほか、平和を求める市民の運動も広がっています。20年の節目に当たり、非核港湾条例の制定は、何より市民への大きなプレゼントになり、日本じゅうを励まし、さらには、アジアの平和のうねりに大いに貢献するでしょう。

反対討論ありませんから、ぜひ皆さんの賛成をお願いいたします。

次に、請願第52号は、非核三原則の厳守と法制化を求める意見書提出方についてです。

ただいまの非核港湾条例案の賛成討論でも述べたとおり、核密約は動かしがたい事実であり、非核三原則は事実上空洞化されているもので、法制化を求めるのもっともです。被爆国の国民として、核兵器の恐ろしさは十分認識していますから、この請願の願意は妥当、採択を求めます。

次に、継続中の案件、請願第40号は、通学バス代全額助成方についてです。

消費税増税など、9兆円の国民負担増が強行された1997年以来、所得と家計消費の減少が急速に進んでいます。この3年間に、国民勤労者世帯の実際に使える所得は月平均2万4,000円も落ち込み、不況は深刻化の一途をたどっています。そんな中、教育費も何かとかさみ、子育てに経済的負担はますます重くなっています。保護者の負担軽減、子供の安全な通学のためにも、全額助成をすべきと考えます。

そのほかの案件については、これまで述べてきたとおりです。全会派の皆さんの賛成をお願いをして、討論といたします。

議長（松田日出男） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第8号、請願第52号について、一括採決いたします。

委員長報告は議案は否決、請願は不採択でありますので、原案について、採決いたします。

議案は可決、請願は採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松田日出男） 起立少数。

よって、議案第8号は否決、請願第52号は不採択と決しました。

次に、請願第40号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第7号、陳情第2号、第30号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松田日出男） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 3時05分

議長（松田日出男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（松田日出男） 17番、小林栄治議員。

（17番 小林栄治議員登壇）（拍手）

17番（小林栄治議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第67号については、中小企業とのかかわりが強い信用金庫や信用組合一律、金融検査マニュアルの適用から守るため、新たに金融アセスメント法の制定を求める内容である。その目的を真に達成するためには、法律の施行だけでは不十分と思われるが、このことについて、市としては、どうとらえているのか。市内に本店を構える唯一の金融機関である小樽信用金庫は、今後、預金量の動向いかんによっては破たんにも陥るおそれもあり、そうなれば当然に本市経済に与える影響は極めて深刻である。そのような事態を回避するためには、信金の自己努力は言うに及ばず、行政はもとより、市内企業や市民からの応援がぜひとも必要になるのではないか。法人や個人に対して預金先を指示することはできないとしても、市としては、地元金融機関を守るための実効性の高い方策に取り組むべき時期に来ていると思うがどうか。

小樽観光に今最も必要とされているのは、本市を訪れる観光客をいかに効率よく全市的に回遊させるかであり、特に祝津地区においては、おたる水族館が核的施設として、その使命を担っていると言えるのではないかと。同館が現在の地に移転してから既に30年近くの歳月が経過しており、近年、その建物の老朽化が著しく、最近では天井のコンクリートの一部が落下する事故も発生したと聞く。現時点で、館を運営するおたる水族館公社から市に対し、建物改築などに向けた具体的な相談は来ていないのか。建替えには多額の費用を要するものであり、本年の入館者数が前年比で約2%程度の伸びにとどまっている現状の中で、その資金調達面で長期的な計画の策定が必要である。今後、相談があった場合には、市は重大な問題としてとらえ、前向きに協議していくべきと思うがどうか。

市内唯一の温泉郷である小樽観光の滞在型の拠点として位置づけられている朝里川温泉地区においては、独自の泉源を持ち、営業を行っている施設は一つもない。現在使用されている泉源の枯渇が危惧されるため、市は新たな泉源の確保に向けたボーリング調査を実施しているところであるが、今後とも安定した温泉供給ができないとなれば、業者にとってはまさに死活問題となりかねない。関係者から寄せられる期待はまことに大き

いものであり、市は、いま一度、重要な事業との認識に立ちながら、継続した湯量の確保を図るべく、さらなる努力を重ねていくべきものと思うがどうか。

運河プラザについては、本年10月から物販部門を縮小し、地域観光の情報発信に重点を置いた施設に転じている。立地条件に恵まれた場所に位置し、そのたたずまいに引かれ観光客が訪れているものの、時間的に決して長くはとどまらず、すぐに出て行ってしまふのが現状である。情報源として設置した観光図書館はいま一つ物足りない内容であり、物販コーナーについても、特産品のPRを兼ねているというが、積極的な商品構成とは考えづらく、決して魅力ある事業展開とはなっていないのではないかと。市としては、その運営方針を独自で決定するわけにはいかないとしても、そのあり方については、今後さらなる工夫を要するものと思うがどうか。

市としては、第1次産業、特に農業における経営基盤安定化の確立に向けた新たな取組については、どうあるべきと理解しているのか。現在、市内に約400ヘクタールの農地があり、そのうち約半分を占める遊休農地の活用を考えると、例えば富良野で見られるような観光的要素をふんだんに取り入れた方策を具体的に検討することはできないものか。来訪者が増えれば増えるほど、それによって農産物の直販などといった第3次産業的な新規事業展開も十分に期待されるとともに、生産者の収入増にもつながることから、今後積極的に導入を進めるべきものと思うがどうか。

これまで扱ってきた小樽港の貨物量が減少の一途をたどる中で、それらの原因について十分な調査、分析を行い、本港へ取り戻すために何が必要か認識すべきである。現在の取扱量を維持していくことが、まずは重要なことなのではないか。それに上乘せる形で集荷が果たされなければ、結果的に貨物量が減少となり、努力したかいは全くなくなってしまうと思うがどうか。

コンテナ化、ユニットロード化などといった物流の変化は全国的な流れであり、本港だけが特別な環境下にあるわけではない。取り巻く状況は常に変化するものであり、基本を十分に踏まえた上で、順次、効果的な施策を打ち出し、先々を読んだ対策を講じていかなければならないのではないかと。商工港湾都市を掲げる本市において、基幹産業として位置づけられる港湾を常に意識し、日々その発展に向けた不断の努力が何より必要不可欠であると思うがどうか。

などであります。

なお、総務常任委員である北野議員から委員外発言の申出があり、採決の結果、賛成少数で否決されました。付託案件の結果は、次のとおりであります。

採決の結果、陳情第67号、第69号につきましては採択と、陳情第17号、第64号、所管事項の調査につきましては継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

24番(北野義紀議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対の討論を行います。

陳情第17号は、雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方についてであります。

一昨年9月以来、継続審査となったままであります。陳情の趣旨である現在の雇用問題の深刻さや国民の生活実態の深刻さを考えれば採択し、小樽市議会として政府関係機関に問題解決を促すことは当然のことであり

ます。

とりわけ小泉内閣による不良債権処理による中小企業の取りつぶしに加え、今年になってから、ただいまの委員長報告にもありましたとおり、金融検査マニュアルに基づく信金や信組に対する自己査定を大銀行と同じように画一的に求められるため、その結果、これらの金融機関が地元業者に融資がこれまでどおりスムーズに行われることができなくなり、また貸倒引当金の積増しが強く求められます。この結果、全国の信金、信組の破たんが相次いでいるのが現状です。これらは、地域経済を支える中小企業、商店の営業に大きな打撃を与え、新たな雇用・失業問題と国民生活に深刻な事態を引き起こしています。

この現状に照らして、陳情第17号の採択は当然のことです。

この際、指摘しておきたいことがあります。経済常任委員会に付託された陳情第67号、第69号に関しては、我が党は採択の立場ですが、小樽信組の破たんに伴う受皿金融機関に小樽信金が正式に決定されたことに伴い、地元企業の融資がスムーズに行われるのか、また、信金で対応したことに伴う店舗の引継ぎ数や信組の職員の雇用問題などは、本市にとって深刻で、市長が直接かかわっただけに、我が党としてもたださなければならぬことが幾つもありました。

ところが、私が経済常任委員長に会って、会議規則に基づいて委員外発言を求めましたが、先ほど紹介ありましたように断られました。委員長からは、何のあいさつもありません。小樽市の当面する緊急課題で議員が問題点を市民の立場、業者の立場から問いただしたいということを封ずるということは、今後、一切あってはならないことだということ指摘し、まことに遺憾であることを申し添え、討論といたします。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第17号、第64号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 26番、高階孝次議員。

(26番 高階孝次議員登壇)(拍手)

26番(高階孝次議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

請願第44号市道望洋東2号準幹線における一時停止線と標識設置要請方については、市は、警察署を通じ、道公安委員会に対して要望箇所である一時停止線と標識設置に向け再検討をお願いしたというが、住宅地内を通過する路線に標識を設置することは難しいとの見解であった。これを受けて、市は、道路管理者の責任から注意看板等を設置したというが、目立った効果は期待できない。市は、ドライバーのモラルの問題として片づ

けるべきでなく、今後、砂箱の設置の検討や交通量調査を実施するなど、市独自での対応策を検討していくべきではないか。また、市としても、交通弱者である子供たちへの安全確保を徹底するためにも、改めて通学路の点検や整備を行うなど、積極的に交通安全対策を講じていくべき必要があると思うがどうか。

陳情第68号認可外保育所施設に対する財政支援強化方についてだが、市内の認可保育所の待機児童数は70人にも達しており、私立保育所の入所率は100%を超えている現状にある。したがって、150人もの園児を抱える認可外保育所の果たすべき役割は極めて大きいものと言えるが、その運営費はほとんどが父母の援助などにより捻出されるものであり、依然として厳しい保育所運営を迫られているのが現状である。市は、今年度、認可外保育所に対する補助金を増額したため、さらなる引上げは難しいというのであれば、例えば、健康診断時の嘱託医への謝礼や保育所の屋根の雪下ろしなどといった人員派遣などを前向きに検討してほしいがどうか。

在宅介護の位置づけとして民間が整備を進めているグループホームは、市の高齢者保健福祉計画の中で、平成16年度、27人が目標として掲げられている。市内では既に5施設83人で開設されているというが、これらは民間事業者が介護者の潜在的な需要を推計するなどし開設したもので、市が介護政策の一環として誘致実現されたものではない。市は、本来の役割である市内の痴呆性老人の推計、分析を行い、今後これらの施設が整備拡充されるよう、市の姿勢を見直していく必要があると思うがどうか。

廃止統合される国立療養所小樽病院については、社会福祉法人北海道済生会が経営を譲り受け、北海道済生会西小樽病院として開設するという。その時点で、給食業務については新たに委託で行うとの方向だが、自分で呼吸できないような重度心身障害児に対しては、食事内容を変えたり工夫したりすることが必要であり、果たして民間で十分な対応が保証されるかは甚だ疑問と思うがどうか。

また、新病院における職員に当たっては、選考試験を実施の上、決定することだが、市としても、継続して勤務することを希望する国療の職員を基本的に受け入れていくよう積極的に働きかけていくべきではないか。今後、譲り受けに際して、市に対し必要な資金等の支援要請がなされた場合には前向きに検討していく考えはあるのかどうか。

ごみ広域処理の事業計画スケジュールについては、当初計画から2年遅れの着工となる予定だが、今後、推進協議会としてはどのような手法、スケジュールで取り組んでいくことになるのか。

市は、町内会の同意を得た上で、国や北海道との事前協議に入るというが、事業を進めるに当たり、広域連合にかかわる規約の制定や設置の手続が必要というのであれば、まさに補助金申請についての期限は明確になるのではないか。早期着工に向けては、必然的に、1定で規約を制定し、2定で広域連合を設置する手続が必要になると思うが、市は、今後、事前に情報を開示し、積極的に議会へ提供していくべき考えはないのか。

また、施設整備計画策定に関するコンサルとの委託契約については、全都清の例からも、業者と契約しない段階で事前作業に入ることは実質的に事業に着手しているのと同じ結果であるが、推進協議会という実態がはっきりしない存在では、議会では本質的な議論ができない。今後、市は、任意団体である推進協議会の業務を広域連合が継承する形で、果たして契約が可能か否かも含め、道内外を問わず、他都市の現状を詳細に調査、把握した上で検討していく必要があると思うがどうか。

本年3月で閉鎖された天神焼却場は、いまだ取り壊されておらず、併設する廃棄物事業所についても、事務所はそのままの状態である。市は部分的に建物の改修を行ったとはいうものの、現在の事務所は狭隘で老朽化が進み、職場環境は極めて劣悪な状態にある。市は、今後、新焼却場の完成に合わせた形で方向性について考えるというが、着工が2年遅れとなっている中で、果たして、この先、職員の健康が守られるかどうかは甚だ

疑問である。市は、事務所の解体には膨大な費用を要するというが、今後、施設の解体や跡地利用の問題について早急に検討を行い、問題の解決に努めていく必要があると思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第45号ないし第49号、第51号につきましては、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、請願第14号、陳情68号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第70号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、第44号、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、報告第2号、陳情第53号につきましては、報告は承認と、陳情は採択と、いずれも全会一致により決定いたしました。

なお、閉会中の11月19日に開催されました当委員会におきましては、平成13年9月26日開催の厚生常任委員会への提出資料の再提出についてと、桃内町会との協議状況についてそれぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 10番、中島麗子議員。

(10番 中島麗子議員登壇)(拍手)

10番(中島麗子議員) 日本共産党を代表して、厚生常任委員長の報告に反対の討論をします。

請願第45号ないし第49号、第51号、陳情第65号、第66号、第68号、第70号、継続審査中の請願第5号、第12号、第14号、第39号、第43号第2項目及び3項目、第44号、陳情第23号、第46号、第63号は、いずれも採択を主張します。

陳情第70号は、ふれあいパスの現行制度継続を求めるもので、6,444名の署名が寄せられています。

1998年、市民の熱い期待の下で実施されたふれあいパスは、今では多くの高齢者の足となって定着しています。平成12年度実績では、対象者数2万6,000人に対して、交付数は2万433人で8割の高い利用率です。市の調査でも明らかのように、利用目的の多くは通院と買い物で、事業目的である高齢者の社会参加は十分達成されているばかりでなく、高齢者の健康推進に大きな役割を果たし、市内の経済効果にも貢献しています。市長は、今後、中央バスから増額要求があれば見直す、今のところそういう話がないので来年度はそのまま実施すると答弁していますが、今後に見直しを含んだ答弁です。不正受給対策などを見直し要件に挙げていますが、目的は、対象者の増加による財政負担軽減のため、利用者負担の導入にあることは明らかです。

ふれあいパス開始のとき、収入に応じた一部負担の導入を検討しましたが、個人の収入確認ができず、一律無料になったはずです。市内の65歳以上の高齢者の76%は、市民税非課税世帯です。どんな形でも一律負担になり、低所得者への圧迫になります。

また、当時、公明党から福祉後退の予算と消費税の転嫁に関する附帯決議が提案され、敬老祝金や下水道料金の見直しなど市民生活優先の政策を考えたとき、本市福祉政策の見直しなどに関しては、慎重かつ十分に周

知の上で提案すべきであると、全会一致で決議を挙げました。他会派の皆さんは、これを思い出してください。

市長は、今定例会で、我が党の北野議員の代表質問に答えて、マイカル本社を引き継ぐイオンの要請があれば支援の検討をしようと言っています。多大な税金投入にもかかわらず、2年半で破たんしたマイカルには、たとえ市の財政が困難でも引き続き応援し、当初見込みより大幅に活用されているふれあいバスにはこれ以上お金を出さない。市長はどちら向きの政治を目指すのでしょうか。6,444人の署名と全会一致決議の重さを受け止めて、個人負担を導入するどんな形の見直しもやめるべきです。

本委員会には、政府の医療制度改革に対する意見書提出方について、6本の請願が提出されています。自民、公明、市民クラブの皆さんは、いずれも不採択。保険本人3割負担、老人医療費定率制の導入による国民負担の大幅引上げに賛成ということでしょうか。

とりわけ高齢者の負担は上限引上げで数倍にもなります。国民生活基礎調査では、収入200万円までの世帯が高齢者全体の43%ですから、低所得者には毎年のように繰り返される老人医療費の制度改革は、重い負担になっています。医療制度改革を実施するなら、国民負担の拡大ではなく、総医療費に占める薬の費用を見直し、適正化し、欧米諸国並みの割合にすれば大幅な医療費削減ができます。

日本医師会も、今回の改革案には大反対で、既に反対署名を国会に届けて、引き続き反対運動を強めると言っています。国民全体に大変な負担増になる改革案に反対するのは、だれでもできる中身だと思えます。議会として、国に意見を届けようではありませんか。

陳情第66号は、食品衛生法に関する国への意見提出方です。

食品添加物や農薬、遺伝子組換え食品など、食の安全に対して消費者の関心が高まっています。O-157や狂牛病の発生、食品流通の国際化に伴い、世界各地から食品が輸入されています。安全なものを食べたいという当然の願いにこたえるために、食品衛生法の改正を求めるものであり、既に12月7日、臨時国会で同趣旨の請願が採択され、道議会でも趣旨を同様にした意見書が全会一致で採択されました。本議会としても、採択は当然ではないでしょうか。

陳情第68号は、認可外保育所への財政支援を求めるものです。

12年度実績で、小樽市内の保育所入所園児数は公立認可保育所合計で1,543人、入所率は106.4%、待機児童数74名で、入所待ちが解消されておりません。その中で、認可外保育所は4園で150名入所しており、市の保育所の不足分を補う大きな役割を果たしています。

しかし、保育所運営は、保育料と父母の協力で費用を捻出する苦しいもので、市の補助金増額が必要です。公立認可保育所では、園児検診の嘱託医費用として年間18万2,650円、除雪費用は2月の園児数に対して1人1,580円が加算され、傷害保険料の父母負担の軽減も実施されていますが、認可外保育園に対しては、保健所による歯科検診以外、一切援助がありません。同じ小樽の子供たちです。同様の予算措置はぜひとも必要です。補助金増額は無理なら、せめて小樽市立病院や保健所の医師による検診の実施や、除排雪、屋根の雪おろし等の要員派遣など現物給付も含めて検討し、陳情趣旨にこたえられるよう要望するものです。

請願第44号は、望洋台住宅地内に一時停止標識の設置を求めるもので、委員会として現地調査を実施しました。6月に住民要望が出されましたが、公安委員会は住宅地内の一時停止標識は適切でないとしたため、交通安全課として看板設置等の対応をしましたが、それでも車が止まらないと、現地のお母さんたちは一時停止標識の設置を強く求めています。

この場所は、坂道になっている比較的長い直線道路で、交差して横断道路があることがわかりにくいのが大

きな問題です。何度も冷やりとするニアミス事故があり、実際に事故も起きています。公安委員会が許可しないから仕方ない、一時停止標識を付けてもマナーが悪いドライバーは止まらないというのではなく、子供の安全を守るために何が重要かという視点が重要です。病院でも、医療事故防止のため、ニアミス対策に力を入れています。交通安全対策も同じです。冷やり、はっとする回数の多いところで、悲惨な事故が起きないうちに万全の対策をとるべきです。

今回、継続審査中の陳情第53号に対して、理事者より、バス停留所設置箇所の見通しが報告され、これまで継続としていた他会派の皆さんも賛成し、採択されました。

しかし、市民からの陳情・請願などに対しては、理事者側の実施の確認をしてから賛成するのではなく、むしろ市民の要望を受けて、会派の意志決定をした上、理事者に要求するのがあるべき姿ではないでしょうか。

他の請願・陳情については、いずれも願意妥当、採択を主張します。

以上、各会派議員の皆さんの賛同をお願いして、討論いたします。(拍手)

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 8番、斉藤裕敬議員。

(8番 斉藤裕敬議員登壇)(拍手)

8番(斉藤裕敬議員) 市民クラブを代表し、陳情第68号認可外保育施設に対する財政支援強化方について、請願第14号認可外保育所の補助金増額方等について、委員長報告に反対、いずれも採択を主張する討論をいたします。

私たちは、認可外保育所は民業であり、原則的には事業者責任であると考えております。しかし一方で、認可外保育所が本来行政サービスとして行うべき事業の補完機能として、公共の福祉を増進している、底上げしているという一面も承知しております。

今日の不況の中、認可外保育所を取り巻く環境は一層の厳しさを増し、これまで受けてきたさまざまな形の善意の支援に大きな狂いが生じたことや、保護者負担の増額は限界に近づいている、こういったことは容易に察しがつくものであります。行政は、状況に即し、臨機応変にその施策の方向性を決するもの、こういった考えから採択を主張いたします。

この認可外保育所、広くは保育所の問題は、財政的な問題が常につきまとうために、全国的には公設民営のPFIが検討されていると聞きます。そういった方向性から言っても、民に支援をするということを言下に否定はできません。

陳情第70号ふれあいパスの現行制度堅持方についてに触れておきます。

私たちは、制度、施策をやみくもに堅持する、こういう乱暴な意見ではありません。時として、大所高所に立った総合的判断によって見直しをしなければならない場面もある、こう考えております。

しかし、少なくとも今日の不況という状況をかんがみると、経済が安定し、市民生活に落ちつきを取り戻し、豊かさを享受できる市民ムードになるまでには、このマインドを下げる、市民マインドを低下させるような方向性は慎むべきだと、避けるべきだと、こう考えますので、採択を主張いたします。

以上、討論いたします。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第45号ないし第49号、第51号について、一括採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、請願第14号、陳情第68号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第70号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第5号、第12号、第39号、第43号第2項目及び第3項目、第44号、陳情第23号、第46号、第63号、第65号、第66号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 14番、新野紘巳議員。

(14番 新野紘巳議員登壇)(拍手)

14番(新野紘巳議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

道路拡幅工事が進められている中央通土地区画整理事業施行区域内において、歩道部に新たにNTTと北海道電力の地上機器がそれぞれ設置された。工事施工前、地域住民に平面図を示し、了解をもらったというもの、実際に完成してみると、このボックス状の施設が予想外に大きく、地元の方々も驚き、戸惑っている状況であるという。地域への説明が不足していたのではないのか。また、設置工事が完了しており、商店前などの機器の移設は困難というが、そうであれば、ボックスを草や花で取り囲むなどといった方法で植栽を施し、地元理解が得られるような方策を講じていくべき必要があると思うがどうか。

市営住宅における平成9年度と13年度の管理戸数と入居戸数をそれぞれ比較すると、ほとんど増減がないに

もかわらず、住宅施設整備費が2億4,800万円から1億9,000万円と25%程度減少している。これは、平成9年度当時、住宅施設整備費の財源確保のために基金を取り崩し充当していたものが、平成11年度には、基金積立金が底をつき、補てんすることができなくなったためという。このことが、市営住宅における最低限の維持補修までも困難な状況に陥らせる結果となり、居住者の要望にこたえられなくなったというのでは問題があると思うがどうか。

都市計画マスタープラン策定過程で、市内の地域ごとの人口や世帯数などをわかりやすく図表化したものを基礎データにしようとするならば、既に他都市で実施されているように市民向けにインターネットで地域情報を提供したり、さらには、市民からまちづくりの提案を受ける取組を、今後、本市でも積極的に検討してほしいと思うがどうか。

また、これらのまちづくりに重要な視点としては、現状の詳細な資料のデータベース化を行うとともに、小樽の現状についての「まちのカルテ」を作成すべきであり、これらについては、建築都市部が中心となって進めてほしいがどうか。

出抜小路の整備については、平成3年度から8年度までの間に約3,300万円の事業費が投入されてきたが、その後、事業継続の見通しが立たなくなり、現在に至っている。この通りを歩行者専用道路として整備する構想もあるが、現道幅員は3.6メートルと狭く、沿線で店舗などの事業展開もされていることから車両の往来もあり、とうてい、公安委員会が許可するとは考えづらい。全く車両を通さないことは、生活関連道路の色彩が強いこの路線にはなじまず、実現は難しいのではないか。この地域内には古い倉庫群が軒を連ね、小樽らしさが残る道路として、結論を早急に出すべきではなく、引き続き、将来の方向性を模索すべきとの考え方もあるが、シェイプアップマイタウン計画に位置づけられた本事業が街なか活性化計画に移行した際に除外されたという事情にかんがみて、この際、事業を断念することもまちづくりの選択肢の一つと思うがどうか。

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づき、景観地区内などにおいて建築物を建設、看板を設置しようとする際には、高さや色彩について市のガイドラインによるさまざまな規制、指導などがあるが、担当部局にはデザインについての専門的な知識を持つ職員がいないにもかかわらず、専門家で構成される審議会の意見を聴かないで、窓口審査の段階で建物や看板の色合いなどの変更を指導するケースがあるという。市が不適合とする色合いであっても、例えば装飾的にもワンポイントとなり、周りの風景にマッチするケースはある。窓口対応において、画一的な基準の下で申請を直ちに却下するのではなく、申請者の意見を詳細に聞いた上で、きちんとした対応のできる職員を配置するよう体制を整えるべきと思うがどうか。

陳情第13号の願意である長橋3丁目21番、22番付近の道路整備についてだが、現況は国立療養所入所者の避難道路であるものを、療養所の好意により地元住民の生活道路として通行を認めてもらっているのが実情である。来年、国立療養所は北海道済生会に経営譲渡されることが決定されているが、今後は、これまで同様に果たして通行が許可されるか否かについて地元で不安の声が広がっている。この道路が閉鎖となれば、28世帯が袋小路に閉じ込められることとなり、市では技術的に道路整備が可能であるとの見解を示していたことから、これら住民の不安を一日も早く払拭するためにも、早急に市道として工事を実施していくべきではないのか。

今年度に事業が完了する予定であった銭函新通の街路整備事業については、本来の地権者以外の沿線住民に対するいわゆる「溝欠き補償」交渉のために事業の進捗が遅れ、完成は来年度以降にずれ込むこととなった。この事業は、工事開始から相当の期間が経過しており、一部の権利者との調整のために、一日も早い工事竣工を願う多くの地元住民に迷惑をかける状態となっている。この路線は銭函地区における主要な幹線道路の一つ

であり、早期の事業完了を目指し、鋭意取り組んでほしいがどうか。

石狩西部地域広域的水道整備計画の改定案が報告されているが、今回の見直しは、いわゆるバブル期に策定した当別ダムの建設事業費 650億円という過大な当初計画が、引き続き事業展開をして 803億円に膨脹する予定であったものを、給水人口、需要水量の見直しを行う中で 723億円に変更しただけの内容にすぎない。当初計画の数字自体が適正であったとは考えにくく、極めて不十分な見直しと言わざるを得ないがどうか。

また、これは、石狩湾新港地域に限った給水事業であり、本市としては何ら水が足りないわけでもなく、今後ともこの事業に負担金を支出していくことは市民感情として極めて納得がいかないと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第24号、第29号、第43号、第62号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定しました。

次に、陳情第21号、第52号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) これより、一括討論に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 12番、古沢勝則議員。

(12番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

12番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の案件請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第29号、第43号、第52号、第62号については、その願意は極めて妥当であります。いずれも採択を求めます。

請願・陳情17件の内訳は、ロードヒーティング敷設方に関するものが11件、道路整備、踏切の改良に関するものがそれぞれ2件、除排雪、河川の整備に関するものがそれぞれ1件であります。そのうち、過半数の陳情案件9件については、新しく議会が構成された平成11年第2回定例会に向けて提出されたものであり、市民が新しい議会に寄せた期待の大きさを表わしているものであります。同時に、このことは、平成11年の第2回定例会より、つまり、10定例会にわたり、長期間、継続審査という名の下で、議会はこの市民要求を事実上棚上げにしてきたそのあかしでもあります。

さて、私は、前回の第3回定例会においても、議会の意思決定のあり方について、建設常任委員会においては模索が始まっていると述べました。陳情・請願の態度表明は、市民にわかりやすく積極的に行おうではないか、こうした前向きな模索であります。請願・陳情が議会と住民の結びつきを強めていく上で、大変重要な意義を持つものであることは言うまでもありません。

ところが、当市議会においては、これらの請願・陳情の審査状況がどのようになっているのか。市民の側からすれば、実はこれが肝心のことであります。全国市議会議長会が、これらの処理状況について調査をしています。直近では、平成11年、請願は、全国で7,163件提出され、その採択率は31.4%。しかし、当市議会の同時期の場合、これが大きく下回り20%。つまり、全国平均では請願の採択は3件に1件であります。しかし、当市の場合は20%、5件に1件しか採択になりません。陳情案件についてはどうか。全国では1万4,275件の提出、採択率は14.3%であります。しかし、当市議会は9.7%。ここでも全国平均を相当下回っている。これが、当市議会における審査処理状況であります。

市民の側からすれば、要求、要望や意見などを議会に直接反映させる上で、こうした請願や陳情の審査処理は迅速に進めてほしい、当然の願いであります。この市民の願いにどのようにこたえていくのか、すべての党派、与野党の別なく、今、問われているのではないのでしょうか。

以上、議員各位の積極的な態度表明を、つまり、採択を期待して、討論を終わります。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第24号、第29号、第43号、第62号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第21号、第52号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第3「意見書案第2号ないし第9号」を一括議題といたします。

意見書案第5号ないし第9号につきましては、提案説明等を省略し、意見書案第2号ないし第4号について、提出者から一括提案理由の説明を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 11番、新谷とし議員。

(11番 新谷とし議員登壇)(拍手)

11番(新谷とし議員) 提出者を代表して、意見書案第2号ないし第4号について提案趣旨の説明をします。

第2号は、地方自治法等の改正の取りやめを求める意見書案です。

第153回臨時国会で、地方自治法等の一部を改正する法律案は継続審査となったものの、地方自治にとって見過ごせない重要な内容を含んでいます。第一に、市町村合併特例法の改正案は、合併協議会の設置は、住民投票で過半数の賛成が得られれば、議会が否決したものでも行政のペースで合併促進が進められることとなります。第2は、現行の住民訴訟制度を見直すものですが、2段階制で住民のチェック機能を弱め、首長や職員を直接訴えることができなくなり、住民と行政が原告と被告という敵対関係に置かれることとなります。このような改正案は住民自治の後退につながることでありますから、取りやめるよう求めるものです。

第3号は、政府の医療制度改革に対する意見書案です。

厚生労働省は、医療制度改革案を示しましたが、二転三転し、国民を不安に陥れています。昨日発表された案では、70歳以上の高齢者医療の通院負担上限は大幅に引き上げられる内容です。坂口厚生労働大臣は、これで「三方一両損」になったと満足げでしたが、国民の側は一両損では済みません。

今月16日、内閣府が発表した世論調査では、日常生活に不安を感じている人は65%、そのうち、老後の生活設計が不安というのが1位、自分の健康に不安を持つのが2位と続き、これ以上の医療費の負担増となると、

今起きている受診抑制はますます拡大し、健康悪化が進むと考えられます。

意見書案は、これ以上の医療費負担を引き上げる計画を中止すべきという趣旨です。

第4号は、住宅金融公庫の存続に関するものです。

地域中小建設会社、工務店へのアンケート結果では、顧客の公庫利用率80%以上が39%、60～80%が20%と、中小業者の多くが公庫を利用した住宅建設に依存していることが明らかになっています。住宅建設は関連業者への経済波及効果も大きく、地域経済活性化にもつながります。政府は5年以内に公庫を廃止する方針ですが、個人の住宅所有の夢も奪いかねない公庫の廃止は取りやめるべきです。

以上をもって、意見書案提案といたします。(拍手)

議長(松田日出男) これより、意見書案第2号ないし第4号について、一括討論に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) 24番、北野義紀議員。

(24番 北野義紀議員登壇)(拍手)

24番(北野義紀議員) ただいま提案されました意見書案第2号ないし第4号について、賛成の討論を行います。

第2号地方自治法等の改正の取りやめを求める意見書案ですが、提案説明にありましたように、二つの問題点を含んでいます。

まず、指摘しなければならないのは、臨時国会の会期末になって衆議院で採決が強行され、参議院で会期末に重要法案として審議せざるを得ない状況をつくり出しました。これを受けて、参議院の議会運営委員会では、重要法案は審議に20日間が必要とするというこれまでの参議院の態度にわたる申入れを無視するもので、まことに遺憾であるとして、衆議院の議運委員長に参議院の議運委員長が厳重に抗議したいわくつきのものであります。

問題点の一つ目ですが、市町村合併ですが、我が党は、市町村合併特例法に基づく合併は、政府財界による自治体リストラであり、反対です。詳しくは、本定例会の私の代表質問で指摘したとおりです。

ところが、今、全国各地で市町村合併が思うように進まず、町村合併特例法の期限が切れる2005年度まで予定どおり進まないことがはっきりしてきました。この現状を打開しようとして、法に基づく合併協議会設置が、住民投票で過半数の賛成が得られれば、たとえ議会で既に否決していても、これを覆すことができるように変えようという乱暴なものです。これは、相撲に例えれば、市町村山によって土俵際に追い詰められた自公保山が、土俵の俵を後ろにさらに伸ばして、負けることを何とか逃れよう、こういう卑劣な策動にほかなりません。

二つ目は、住民訴訟制度を見直し、住民によるチェック機能を弱め、違法な財政支出をした首長や幹部職員個人を住民が裁判で訴えることができないようにし、住民が首長や幹部職員を告訴するときは、その所属する執行機関を訴えることに変えるものです。

現在の制度は、違法な財務会計を行って自治体に損害を与えた場合、納税者である住民が自治体に成り代わって違法行為をした職員を訴えるもので、住民と自治体は協力して自治体の財政、財産を守る関係です。

ところが、この代位訴訟制度をなくし、自治体と住民を敵対させ、職員個人の明らかな違法行為でも、自治体が公金を使って弁護するという、まことにおかしな結果を生むことになるものです。

我が山田小樽市長は、心得違いをする方とは信じません。しかし、この改悪案は、不当、違法な財政運営に対する住民の監視を弱め、裁判に訴えられかねない重荷を取り除き、自治体の長や幹部職員がフリーハンドで

悪政を推進できる条件づくりにほかなりません。まさに、違法行為奨励策と言われても仕方がないものです。

第3号政府の医療制度改革に対する意見書案です。

11月29日、政府・与党の社会保障改革協議会は、医療改革大綱をまとめました。詳しい内容は、その後、次々と明らかにされつつあります。

まず、健康保険本人の負担は3割とすることが決められました。実施時期は、必要な時期に行うとのことです。ところが、小泉首相は2003年度中と説明し、福田官房長官は来年4月からだと、記者会見で解説しています。

次は、政府管掌保険の保険料ですが、2003年度から引き上げることで決着が図られました。厚生労働省案どおりなら、年間6,000億円で中小企業の労働者が月々負担する保険料に直ちに跳ね返ることになります。

次は、高齢者医療制度ですが、1割負担の対象年齢を75歳以上に引き上げますが、当面、実施時期は先送りし、70歳から74歳の高齢者も1割負担とし、70歳以上で夫婦2人世帯で年収630万円以上の方は2割負担とするものです。現行70歳以上自己負担の上限が外来で月額定額制で3,000円と5,000円ですが、これを廃止し、定率1割負担を原則とし、当面、外来で月額1万2,000円、低所得者は8,000円とするものです。

次は、医療機関に支払われる診療報酬ですが、医者への技術料と言われる医療行為に対する診療報酬が初めて引き下げられることとなります。しかし、薬価や医療材料分の引下げはわずか1.3%にすぎません。さらに、高齢者医療費の伸びに上限を設ける伸び率管理制度についてですが、伸び率を抑えるための指針を毎年定めることとしました。

これらが実施されたらどうなるか。厚生労働省の調査ではっきりしています。現在でも、25歳から64歳までの働き盛りの方で、病気やけがなどで自覚症状を訴えている人の総数から通院している人の総数を差し引くと、280万人が自覚症状がありながら通院しないで我慢しているという結果が出ています。健康保険本人の自己負担を2割に引き上げたことがその原因であることは、政府も認めているわけです。

それなのに、今度の改悪でさらに負担が大きくなったら、一層、ぐあいが悪くても医者へ行かなくなり、症状が悪化し、どうにもならなくなって病院へ担ぎ込まれたときは、重症で手遅れになっている事態が無数に増えることが予想されます。そうなれば、国民的規模で健康が悪化し、結果として医療費を急増させ、健康保険財政を破たんさせることにもなりかねません。こういう改悪に、小樽市議会として、反対の意見書を政府関係機関に送付し、市民の健康を守ることは当然のことではないでしょうか。

公明党の皆さんは、5カ月前の参議院選挙で、全国保険医団体連合会のアンケートに答えて、3割負担に反対と公約していたはずですが、あなた方の態度は、公約破りであることを指摘しておきます。

最後に、意見書案第4号、住宅金融公庫の存続に関する意見書案です。

政府の特殊法人改革推進本部長は小泉総理大臣ですが、住宅金融公庫の融資業務を段階的に縮小することにしました。これに対する多くの国民の批判に、国土交通省は、中・低所得者を中心とした持ち家取得支援、住宅の質の向上という住宅政策の目的に変更はないと言いつけています。

しかし、公庫が今後5年間で218万戸建設するとした年次計画は、事実上、放棄することになることは明らかです。事実、国土交通省のホームページを開いたら、公庫と民間の融資条件を比較してこう述べています。「民間は、公庫がやってきたような長期・固定、低利の融資、優良住宅への誘導はできない」、こう説明しているのです。それにもかかわらず、公庫を廃止しようというのは、つじつまが合いません。

以上が賛成する理由ですが、ぜひ意見書案第2号ないし第4号に賛成してくださることをお願いし、討論と

いたします。(拍手)

議長(松田日出男) 討論を終結し、これより、順次採決いたします。

まず、意見書案第2号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号、第4号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松田日出男) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松田日出男) ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本年を振り返りますとき、今もって私の脳裏に焼きついて離れないのは、去る9月11日、米国において発生した同時多発テロ事件であります。

民間航空機を凶器とし、一瞬にして何の罪もない数多くの貴い命を奪うというこの卑劣極まりないテロ行為に対して、本市議会は、自由主義社会への重大な挑戦と受け止め、テロの糾弾と根絶に関する決議を全会一致で可決したのであります。

今もなお、瓦れきの下に眠るあまたの犠牲者に対し、改めて哀悼の意を表しますとともに、今後このような惨禍が二度と繰り返さないよう切望するものであります。

さて、国内に目を転じますと、くしくも、さきのテロ発生の前日に、我が国初の狂牛病感染牛が発見されたとの衝撃的な報道が日本列島を駆け巡りました。現在のところ3頭目が確認されており、これまで、狂牛病はヨーロッパでのこと、対岸の火事程度ととらえていた私たち日本人にとっては、まさに青天の霹靂でありました。

これら内外で発生した重大事件により、相次ぐ海外旅行のキャンセルや牛肉離れ、買控えが一気に広がりを見せるなど、個人消費を大きく冷え込ませる結果になったのであります。

また、同じく、3定さなかの9月14日、小樽市民にとりましては寝耳に水の出来事、経営不振に陥っていたマイカルが自主再建を断念し、事実上、倒産したとのニュースが飛び込んできたのであります。間もなく、マイカル小樽を運営する小樽ベイシティ開発も、東京地裁に民事再生法の適用申請に踏み切らざるを得ない状況となったのであります。

私としては、今後どのような形であれ、マイカル小樽の営業が継続され、引き続き従業員の雇用が確保されることを心から願ってやみませんし、このことは衆目の一致することであろうと思います。

今後とも、市長を先頭に、職員が一丸となって情報収集に努められ、難問の解決に当たられますことをお願いいたします。

ここで、本市のそのほかの出来事についてであります。何とも喜ばしい限りと感じておりますのは、小樽市民の30年来の悲願でありました国道5号小樽 札幌間の拡幅工事が完了し、7月19日から全線4車線にて供用開始されたことであります。今後、この道路があらゆる分野で経済効果を生み出し、さらなる地域間交流の活発化を担っていくものと、大きく期待を寄せております。

また、北海道鉄道発祥の地、小樽にとっては、交通記念館内に現存する国内最古の機関車庫3号などの鉄道施設が、道内で初めて近代化遺産として重要文化財に指定される運びとなり、さらには、今年度、整備が進められておりました旧手宮線跡地の一部についても、レールとまくら木を残したまま、懐かしいたたずまいを今に伝える散策路に生まれ変わりました。

ところで、かつては北のウォール街と呼ばれ、小樽の象徴であり続けた日本銀行小樽支店廃止の方針が地元を示されたのは、昨年10月のことでありました。以来、市、商工会議所、議会が一体となり粘り強く取り組んできた存続活動は、小樽市民は言うまでもなく、観光客をはじめとした多くの方々から共感を得て、支店存続を求める大きな輪として広がったのであります。

これら真しな声は、ついに本年6月、日銀を揺り動かし、支店廃止に伴う建物の売却方針から、道内の金融史を伝える資料館としての保存方針へと転換させるに至ったのであります。この資料館のオープンは、平成15年春の予定であります。明治の著名な建築家の手による歴史的建造物が、今後とも、現状のまま日銀の施設として営業が継続されることになり、旧手宮線散策路とともに、それぞれ第二の人生を歩むことになったのであります。

歴史のまち小樽の先人が築いたこれらの貴重な文化遺産が、今また、改めて全国的に注目される存在となりましたことは、まことに喜ばしい限りであり、本市の新たな観光スポットとして、今後の集客に与える影響は大きいものと考えております。

一方で、非常に残念でありますことは、うわさされていたとはいえ、債務超過に陥った小樽商工信用組合が、金融庁に預金保険法に基づく破たん処理を申請したことであります。「信組」の愛称で多くの方々から親しまれ、半世紀にわたり、本市や後志管内を中心に中小零細企業を支え続けてきた金融機関であり、小樽から、また一つまちの顔が消えることは、なんとも寂しい思いがいたしております。

せんだって、信組の譲渡先が小樽信用金庫に決まったとの報告を受け、一応、あんどいたしてはおりますが、一段と厳しい雇用情勢の中であって、店舗廃止に伴う職員の再就職先の確保といった難しい問題も残されております。市としては、今後とも、雇用対策に万全を期していただきたいと思っております。

ご承知のとおり、今月1日に、皇太子ご夫妻に待望のお子様が無事ご誕生になられました。久しぶりに聞く明るいニュースであり、既に、本定例会の初日に、市長からお祝いの言葉が述べられておりますが、私からも、この場をお借りしてご祝福申し上げたいと存じます。

また、このことが景気の刺激となり、全国的な傾向である少子化にも歯どめがかかりますことを心から願っております。

私どもの任期も、はや、折り返しを過ぎましたが、議員各位におかれましては、さらなる市政の進展に向け、今後ますますのご尽力を賜りますよう重ねてお願い申し上げますとともに、今年一年、微力であります私に寄せていただきました各位のご厚誼、ご厚情に対しまして、衷心より感謝を申し上げます次第であります。

本年も残りわずかとなりましたが、この冬は、例年に比べ、雪の降り方や寒さに違いがあるやに感じられません。

議員並びに市長はじめ、理事者の皆様におかれましては、なにとぞ健康に留意され、来るべき新年を迎えま
すとともに、明年が皆様にとりまして一層の飛躍の年となりますよう心から祈念申し上げ、本年最後の議会に
当たってのごあいさつとさせていただきます。(拍手)

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時29分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 松 田 日 出 男

議 員 横 田 久 俊

議 員 斉 藤 陽 一 良

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成13年小樽市議会第4回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

- (1) 木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成13年8月～9月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

高規格幹線道路「北海道横断自動車道黒松内・小樽間」などの整備促進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松	本	光	世
	同	松	本		聖
	同	武	井	義	恵
	同	高	橋	克	幸

国の構造改革議論の中で、特殊法人改革の名の下に道路関係公団の見直しを検討されていますが、これに関連して、高規格幹線道路の整備について、新規路線の廃止や建設中区間の凍結などの議論がされています。行財政のあらゆる分野において構造改革を進めていくことは当然であり、その見直しは必要であります。一方で高規格幹線道路網の整備は、地方においてはその整備がいまだ道半ばであります。

本来、道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から生活に最も密着した市町村道に至るまで、中長期的視点に立ち、体系的かつ計画的に整備推進するべきものであります。

また、北海道は広大な面積を有して広域分散型社会を形成し、道路交通への依存度が高いため、高規格幹線道路ネットワークは、道内の各圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保を図る上で、また、我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場としてその役割をしっかりと担うために必要不可欠であり、最も基本的な社会基盤であります。

中でも、北海道横断自動車道黒松内～小樽間は、後志地域と道央、道南とを結ぶ広域高速交通ネットワークを形成し、地域の活性化を担う社会基盤として整備が期待されていますが、さらに、昨年の有珠山噴火により、北回りルートとして黒松内～小樽間の早急な整備が北海道のライフラインを形成する上で、喫緊の課題になっています。特に余市～小樽間は、平成 1 1 年 1 2 月に整備計画区間になっており、早期の施行命令、事業の促進が待たれています。

政府におかれましては、広域的な交流や地域間相互の交流・連携の強化に欠かすことのできない「北海道横断自動車道黒松内・小樽間」をはじめとした高規格幹線道路について、地域の整備の実情を十分に踏まえ、早期に整備が図られるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成13年12月11日
小樽市議会

議決年月日	平成13年12月11日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

地方自治法等の改正の取りやめを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	高 階 孝 次

第 1 5 3 回臨時国会で継続審査となった「地方自治法等の一部を改正する法律案」は、地方自治にとって重要な内容を含んでいます。

第 1 に、市町村合併特例法の「改正」案は、合併協議会の設置が住民投票で過半数の賛成が得られれば、たとえ議会が否決したものでも変えられ、行政ペースで合併促進が進められることとなります。

第 2 に、地方自治法の「改正」案は、現行の住民訴訟制度を見直し、住民のチェック機能を弱め、首長を裁判の「重荷」から解放しようとするものです。

よって、本市議会は、住民自治の後退につながる継続審査中の「地方自治法等の改正」を取りやめるよう求めます。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出します。

平成13年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成13年12月19日	議決結果	否 決	
-------	-------------	------	-----	--

政府の「医療制度改革」に対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	高 階 孝 次

厚生労働省は、来年度に予定している「医療制度改革大綱」を発表しました。

その内容は、高齢者医療の通院の負担上限と一部定額制の廃止をする。健康保険については、本人給付を 7 割に引き下げ、保険料を値上げする。医療機関に支払う診療報酬を定額にして、定額の超過分は医療機関の負担にする。などとなっています。

老人医療費の給付制度は、自己負担がたびたび引き上げられ、今年 1 月にも増額されたばかりです。

高齢者の半数は、月 5 万円以下の年金生活を余儀なくされています。そのために病気が悪化しても医療機関にかかることをあきらめたり、受診を控えざるを得ない人が多くいます。

しかも、65 歳以上の高齢者は、10 月から介護保険料が倍額になったうえに、「改革」案では医療費の負担がさらに増えます。

国民健康保険では、保険税（料）が高すぎて、低所得者には払いたくても納めきれない額となっています。そのために長期滞納者が増え、被保険者証が取り上げられることによって、医療機関にかかることもできない人々が少なくありません。

政府管掌健康保険の被保険者には低賃金労働者が多く、今でさえ受診を手控えている上に、3 割の一部負担と保険料の引上げが実施されるならば、受診がさらに制限されることとなります。

よって、本市議会は、これ以上の医療費負担を引き上げる計画を中止するよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成13年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成13年12月19日	議決結果	否 決	
-------	-------------	------	-----	--

住宅金融公庫の存続に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀
	同	高 階 孝 次

小泉内閣による特殊法人「改革」で、住宅金融公庫の廃止問題が持ち上がり、消費者はもちろん住宅関連業者からも、不安の声が上がっています。

地域中小建設会社・工務店へのアンケート結果によると、顧客の公庫利用率は 80%以上が 39%、60～80%が 20%を占め、中小業者の多くが公庫利用の住宅建設に依存していることが明らかになっています。

住宅建設は経済効果の波及する関連業者も多方面にわたり、景気への波及効果も大きいものがあります。

ところが、政府は、来年度の概算要求で融資対象戸数を 5 万戸削減し、融資額を引き下げるなどの方向を打ち出すとともに、住宅金融公庫の廃止をも、俎上に載せています。

よって、政府においては、住宅金融公庫の縮小・廃止をすることなく、公的な住宅金融もより充実されるよう要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成13年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成13年12月19日	議決結果	否 決	
-------	-------------	------	-----	--

B S E (牛海綿状脳症) 対策の強化に対する意見書 (案)

提出者	小樽市議会議員	大 竹 秀 文
	同	齊 藤 裕 敬
	同	佐々木 勝 利
	同	北 野 義 紀
	同	齊 藤 陽一良

我が国で B S E (牛海綿状脳症) 問題が発生して以来、国民の間には牛肉の安全性に対する不安感が著しく高まっています。このため、牛肉消費の抑制、牛肉価格の大幅下落等が続き、生産者をはじめ食肉関係業者は、深刻な打撃を受けています。

政府は、B S E 対策として、と畜牛の全頭スクリーニング検査や肉骨粉の輸入・製造・使用等の全面禁止措置及び畜産生産者、食肉小売業者、焼肉店等に対する助成措置などを講じてきましたが、依然として消費者の不信感は払拭されていません。こうした中で、11月30日に3頭目の B S E の発生が確認されたことにより、消費者の一層の牛肉離れが懸念されます。

政府に対し、これ以上の消費者不信の広がりを防ぐとともに、畜産生産者や食肉関係業者が安心して経営に取り組めるよう、下記の諸対策に全力で取り組むことを強く要請します。

記

- 1 3頭目の感染牛が全頭スクリーニング検査の中で発見されたことで、この検査の有効性が確認されたこと。今後とも、感染牛を一切食肉市場に出さないため、全頭スクリーニング検査の一段の充実を図るとともに、生産農家における死亡牛に対する検査の徹底に全力で取り組むこと。
 - 2 いまだ明確になっていない感染源・感染ルートを解明するとともに、その原因と責任を徹底究明し、国民の前に明らかにすること。輸入・製造・使用等が禁止になっている肉骨粉に対する監視の徹底及び焼却促進に全力を挙げる。また、感染牛が発見された際に迅速な追跡調査ができるよう、全ての牛に対する個体識別システムを早急に整備すること。
 - 3 先に市場隔離措置を講じている全頭検査前の流通在庫については、消費者不信の払拭、価格の安定化等を図る観点から、焼却等を行い、再び食肉として出回らないようにすること。
 - 4 乳用牛、ヌレ子、老廃牛など、個体の販売価格の下落に対し価格補填すること。風評被害などで出荷できない牛肉の流通在庫に対する助成の実施、感染牛の影響を受けている畜産生産者、食肉卸・小売業者及び焼肉店等に対する経営相談の強化、政府系中小企業金融機関による融資の充実や債務保証に関する特例的措置及び子牛の市場出荷を繰り延べた場合の支援措置である出荷調整助成金の対象に、雑種・乳用種を追加するなどの救済策を早急に講じること。特に、牛肉関連外食産業向けに低利の政府融資制度を創設すること。
 - 5 より安全な牛の解体方法やチェック方法の導入を図るとともに、検査結果等を含めた情報公開を徹底するなど、消費者の不信の払拭に努めること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成13年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成13年12月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

女性の年金制度の改善促進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	前	田	清	貴
	同	齊	藤	裕	敬
	同	新	谷	と	し
	同	佐	々	木	勝
	同	秋	山	京	子

少子高齢社会の到来は、年金・医療・福祉等のすべての社会保障制度についての全面的な改革を迫っています。社会保障の支え手である現役労働者が減少していく一方で、制度の受益者である高齢者が急速に増大していく少子高齢社会において、社会保障制度の安定化を図るためには、社会保障制度の抜本的な改革は避けて通れません。そうした観点から、今年の3月に年金制度の改正が行われましたが、いまだ、やり残した課題も少なくありません。その代表例が「女性にかかわる年金制度」の改革です。

雇用・就業及び教育等における女性の社会進出は、近年、目覚ましいものがあります。一方で、晩婚化、単身者の増加、共働き世帯の増加、さらには離婚等の増加など、特に女性のライフスタイルが多様化するなど大きく変わりつつあります。しかしながら、現行の年金制度は、「片稼ぎ世帯（専業主婦世帯）」をモデルとしたものであり、ライフスタイルの多様化が著しい今後の少子高齢社会に対応することが困難となっています。

例えば、本人自身が保険料を納付することなく厚生年金全体で負担し、共稼ぎ夫婦等の間に不公平が指摘されている第3号被保険者（専業主婦等）問題、また、専業主婦が離婚し単身世帯になると、夫の報酬比例年金は受けることができず、基礎年金のみとなってしまうという問題、あるいは遺族年金においては、専業主婦に比べ働く女性に不利な仕組みになっていることや、妻の納めた保険料を掛捨てにせざるを得ない場合もあるなど、さまざまな問題点が指摘されています。

また、基本的な問題点として、女性の年金給付水準は低く、長い老後を送るには十分でなく、その総体的な底上げが要求されています。さらには、女性が避けて通れない育児、介護期間中の就業と収入の中断に対して、我が国の年金制度が対応していないことなども、女性の年金水準の低下をもたらしています。

現在、政府においては「女性と年金検討会」を設置し、こうした女性と年金問題について、全般的な検討を行っているところですが、給付水準の低下や負担急増を招かないように広範な国民の意見を聴きつつ、こうした諸問題の解消を目指すとともに、ライフスタイルが多様化した時代にふさわしい年金制度を確立し、女性の自立した生活と人権が確立されるよう図るべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成13年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成13年12月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

日本育英会奨学金資金制度存続に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 田 久 俊
	同	松 本 聖
	同	中 島 麗 子
	同	佐々木 勝 利
	同	佐 野 治 男

日本育英会の奨学金制度は、75万人の学生・生徒が利用しており、これまで教育の機会均等を実質的に保障する制度として定着しています。

自宅通学生の場合には、1年間に要する経費は300万円を超え、多くの親が借入金（平均180万円）で賄っています。こうした父母の教育負担が増嵩する中で、奨学金制度は、憲法第16条に規定する国民の教育を受ける権利を保障する上で欠かせません。

また、倒産、解雇、リストラなどで勤労者の経済状態が悪化している中、ますます奨学金制度の果たす役割は大きいものがあります。

ところが、政府が進めようとする「改革」は、無利子奨学生の減少、さらには、教育ローンへの統合をも検討していますが、これは、奨学金制度の大幅後退につながるものです。

よって、本市議会は、政府において、日本育英会奨学金制度の役割と性格を踏まえ、その改善・拡充を図るよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成13年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成13年12月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

地方交付税の確保に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横	田	久	俊
	同	大	畠		護
	同	武	井	義	恵
	同	高	階	孝	次
	同	佐	野	治	男

地方交付税は、自治体間の財政格差を調整し、自治体が一定の水準の住民サービスを保障する制度として、戦後の地方財政の発展に役割を果たしてきました。地方自治体を支える重要な一般財源です。

しかし、政府は「地方交付税の 1 兆円削減」を打ち出す、「概算要求基準」を示し、地方交付税の削減を検討しています。

地方交付税の安定的確保は、全国の地方自治体の財政運営にとって、欠くことのできないものです。また、多くの自治体の財政運営を困難にする段階補正による削減は、その運営に重大な支障を来すものです。

よって、本市議会は、政府においては、地方自治体の財政運営の安定を図るとともに、地方交付税の確保と継続を図るよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成13年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成13年12月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成	田	晃	司
	同	大	畠		護
	同	古	沢	勝	則
	同	渡	部		智
	同	秋	山	京	子

政府が進めようとしている「不良債権の最終処理」によって、連鎖倒産や失業者の激増などが予想され、地域経済や中小企業経営への深刻な影響が危惧されています。また、中小企業の実態に合わない金融庁「金融検査マニュアル」の一律適用と、預金者の不安から特定金融機関に預金を集中させるペイオフ解禁によって、地域金融機関の資金不足と中小企業への融資抑制を生ずる懸念が高まっています。

よって、政府については、次の事項について措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、地域経済を活性化させる対策として
 - (1) ペイオフ解禁の再延長又は実行猶予の措置をとること。
 - (2) 不良債権の最終処理に当たっては、中小企業と地域経済への影響を最小限とする方策を講じること。
 - (3) 金融庁は、地域と中小企業の実態にあった別の基準をもとに「金融検査マニュアル」を作成し、中小企業に適用すること。
- 2 金融問題を抜本的に解決するために、「地域と中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を公的に評価し、情報を開示することにより、地域と中小企業との共存共栄を図る金融機関を支援し育てる」、「物的担保優先や連帯保証による割合を減らし、中小企業の潜在能力や事業性を重視する融資を拡大する」、「貸し手と借り手の公正な取引関係を確立する」ことを目的とする金融アセスメント法の早期制定を図ること。
以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成13年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成13年12月19日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

平成13年小樽市議会第4回定例会議決結果表

会期 平成13年12月3日～平成13年12月19日(17日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員 議会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成13年度小樽市一般会計補正予算	H13.11.26	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
修正案 第1号	平成13年度小樽市一般会計補正予算 修正案	H13.12.19	議員		(予算)	(H13.12.14)	(否決)	H13.12.19	否決
2	平成13年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	H13.11.26	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
3	平成13年度小樽市中央通地区土地区 画整理事業特別会計補正予算	H13.11.26	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
4	平成13年度小樽市病院事業会計補正 予算	H13.11.26	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
5	平成13年度小樽市下水道事業会計補 正予算	H13.11.26	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
6	小樽市職員退職手当支給条例の一部 を改正する条例案	H13.11.26	市長	H13.12.11	総務	H13.12.17	可決	H13.12.19	可決
7	小樽市税条例の一部を改正する条例 案	H13.11.26	市長	H13.12.11	総務	H13.12.17	可決	H13.12.19	可決
8	小樽市非核港湾条例案	H13.12.3	議員	H13.12.11	総務	H13.12.17	否決	H13.12.19	否決
9	平成13年度小樽市一般会計補正予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
10	平成13年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
11	平成13年度小樽市青果物卸売市場事 業特別会計補正予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
12	平成13年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計補正予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
13	平成13年度小樽市国民健康保険事業 特別会計補正予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
14	平成13年度小樽市交通災害共済事業 特別会計補正予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
15	平成13年度小樽市老人保健事業特別 会計補正予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
16	平成13年度小樽市住宅事業特別会計 補正予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
17	平成13年度小樽市中央通地区土地区 画整理事業特別会計補正予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
18	平成13年度小樽市介護保険事業特別 会計補正予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
19	平成13年度小樽市病院事業会計補正 予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
20	平成13年度小樽市水道事業会計補正 予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
21	平成13年度小樽市下水道事業会計補 正予算	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
22	小樽市特別職に属する職員の給与と 条例等の一部を改正する条例案	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
23	小樽市固定資産評価員の給与に関す る条例及び小樽市公営企業管理者の 給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部を改正する条例案	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
24	小樽市職員給与条例の一部を改正す る条例案	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
25	小樽市公営企業に従事する企業職員 の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例案	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決
26	公有水面埋立てについて	H13.12.7	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	可決	H13.12.19	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 員 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
27	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	H13.12.10	市長	H13.12.11	総務	H13.12.17	可決	H13.12.19	可決
報告 1	専決処分報告（平成13年度小樽市一般会計予算）	H13.11.26	市長	H13.12.11	予算	H13.12.14	承認	H13.12.19	承認
報告 2	専決処分報告（医療事故に係る損害賠償額の決定）	H13.11.26	市長	H13.12.11	厚生	H13.12.17	承認	H13.12.19	承認
13年3 定第4 号	平成12年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第5 号	平成12年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第6 号	平成12年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第7 号	平成12年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第8 号	平成12年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第9 号	平成12年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第10 号	平成12年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第11 号	平成12年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第12 号	平成12年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第13 号	平成12年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第14 号	平成12年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第15 号	平成12年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第16 号	平成12年度小樽市小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第17 号	平成12年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第18 号	平成12年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第19 号	平成12年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第20 号	平成12年度小樽市病院事業決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第21 号	平成12年度小樽市水道事業決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第22 号	平成12年度小樽市下水道事業決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
13年3 定第23 号	平成12年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H13.9.3	市長	H13.9.19	決算	H13.10.11	認定	H13.12.19	認定
意見書 案第1 号	高規格幹線道路「北海道横断自動車道黒松内・小樽間」などの整備促進を求める意見書（案）	H13.12.11	議員					H13.12.11	可決
意見書 案第2 号	地方自治法等の改正の取りやめを求める意見書（案）	H13.12.19	議員					H13.12.19	否決

議案番号	件名	提出日 年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託日 年月日	付託 委員会	議決日 年月日	議決 結果	議決日 年月日	議決 結果
意見書 案第3号	政府の「医療制度改革」に対する意見書（案）	H13.12.19	議員					H13.12.19	否決
意見書 案第4号	住宅金融公庫の存続に関する意見書（案）	H13.12.19	議員					H13.12.19	否決
意見書 案第5号	BSE（牛海綿状脳症）対策の強化に対する意見書（案）	H13.12.19	議員					H13.12.19	可決
意見書 案第6号	女性の年金制度の改善促進を求める意見書（案）	H13.12.19	議員					H13.12.19	可決
意見書 案第7号	日本育英会奨学金資金制度存続に関する意見書（案）	H13.12.19	議員					H13.12.19	可決
意見書 案第8号	地方交付税の確保に関する意見書（案）	H13.12.19	議員					H13.12.19	可決
意見書 案第9号	中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書（案）	H13.12.19	議員					H13.12.19	可決
その他 議に付した 事件	経済の活性化について（経常任委員会所管事項）				経済	H13.12.17	継続 審査	H13.12.19	継続 審査

（ ）にある修正案第1号は、平成13年12月14日に予算特別委員会に提出され否決されたものである。

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
40	通学バス代全額助成方について	H12.12.8	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
52	非核三原則の厳守と法制化を求める意見書提出方について	H13.12.10	H13.12.17	不採択	H13.12.19	不採択

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	銭函地区における教育環境の整備方について	H11.5.19	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
30	人種差別撤廃のための条例制定方について	H12.1.13	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
59	東山中学校の校舎跡地等の貸与方について	H13.5.17	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査

経済常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
17	雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書提出方等について	H11.9.8	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
64	塩谷地域への新南樽市場送迎バス運行実施要請方について	H13.9.25	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
67	中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める意見書提出方について	H13.11.29	H13.12.17	採択	H13.12.19	採択
69	小樽商工信用組合桜町支店の存続方について	H13.12.6	H13.12.17	採択	H13.12.19	採択

厚生常任委員会

請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
5	朝里・新光地域におけるコミュニティセンター設置方について	H11.6.30	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
12	介護保険における「移送サービス」実施方等について	H12.2.21	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
14	認可外保育所の補助金増額方等について	H12.3.2	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
39	重度心身障害者医療費助成事業への所得制限導入反対方について	H12.9.26	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
43	介護保険料・利用料の低所得者の負担軽減方について（第2、3項目）	H13.6.18	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
44	市道望洋東2号準幹線における一時停止線と標識設置要請方について	H13.9.17	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
45	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について	H13.12.10	H13.12.17	不採択	H13.12.19	不採択
46	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について	H13.12.10	H13.12.17	不採択	H13.12.19	不採択

47	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について	H13.12.10	H13.12.17	不採択	H13.12.19	不採択
48	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について	H13.12.10	H13.12.17	不採択	H13.12.19	不採択
49	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について	H13.12.10	H13.12.17	不採択	H13.12.19	不採択
50	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について	H13.12.10		審議せず	H13.12.19	取下げ
51	政府の「医療制度改革」に対する意見書提出方について	H13.12.10	H13.12.17	不採択	H13.12.19	不採択

請願第50号については、平成13年12月17日、提出者から取下げの申出があったため、委員会では審議を行わなかった。

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
23	保育所「最低基準」職員配置の改善を求める意見書提出方について	H11.12.9	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
46	天狗山ロープウェイ線コロナード最上前へのバス停留所新設要請方について	H12.9.12	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
53	国道5号銭函西郵便局前へのバス待合室設置方について	H13.2.21	H13.12.17	採択	H13.12.19	採択
63	就学前までの乳幼児医療費無料化実施方について	H13.6.19	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
65	銭函地区へのコミュニティセンター建設方について	H13.10.12	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
66	国への食品衛生法改正と運用強化を求める意見書提出方について	H13.11.8	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
68	認可外保育施設に対する財政支援強化方について	H13.12.3	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
70	「ふれあいパス」の現行制度堅持方について	H13.12.10	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査

建設常任委員会

請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
11	市道豊ヶ丘通線及び市道豊ヶ丘小路線のロードヒーティング敷設方について	H11.12.13	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
13	市道桜1号線及び2号線のロードヒーティング敷設方について	H12.2.23	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	キライチ川における魚道の設置方について	H11.5.19	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
4	市道豊川第1線のロードヒーティング敷設方について	H11.5.28	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
5	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.1	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
7	見晴町11番市管理道路のロードヒーティング敷設及び側溝の蓋設置方について	H11.6.23	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
8	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H11.6.23	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
9	市道銭函1丁目新通線の急坂区間のロードヒーティング敷設方について	H11.6.24	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査

10	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H11.6.25	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
12	市道松泉学院通分線のロードヒーティング敷設方について	H11.6.29	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
13	長橋3丁目21番・22番付近道路の整備方等について	H11.6.29	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
21	JR函館本線榎里沢踏切の拡幅改良要請方等について	H11.12.7	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
24	市道天狗山登山分線ロードヒーティング敷設方について	H11.12.10	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
29	市道桜17号線の除排雪方について	H12.1.11	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
43	花園銀座3丁目市道大通線の整備方について	H12.9.4	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
52	「市道榎里沢線と交差するJR函館本線榎里沢踏切」の拡幅改良方について	H12.12.6	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査
62	市道浄心寺横通線の一部ロードヒーティング敷設方について	H13.6.18	H13.12.17	継続審査	H13.12.19	継続審査